

平成 20 年度委託調査

「日本企業の対中国ビジネス
展開支援のための実態調査」

報 告 書



この事業は、競輪の補助金を受けて
実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>



平成 21 年 3 月

財団法人日中経済協会
日中投資促進機構

前 書

2008 年の前半は、日本経済及び世界経済は比較的順調に推移してきたが、後半に入るやいなや米国のサブプライム問題に端を発した金融不安が引き金になり、米国、欧州、日本と世界同時不況の様相が著しくなった。

日本においても、米国発の世界同時不況の影響は甚大であり国内需要の大幅な減退、円高による輸出不振など国内生産規模が急速に縮小し、その結果雇用調整や地域経済への悪影響が顕著となっている。

一方中国は、この世界同時不況に対しては、機動的かつ積極的な景気刺激対策をとり続けてきたことから、他国に較べその影響は少ないことから、日本企業は生産コストのみならず膨大な中国国内市場への期待感も相まって中国に活路を求める気運は一層高まってきている。

このような状況下のもとでも日本企業の対中投資への勢いは依然根強いものがあり、中堅・中小企業の新たな進出も増加している。また、新たに進出を予定しているこれら小規模な企業にとっては、中国の法律内容や許認可事項について馴染みが薄い上、中国の発展に伴い生じる様々な問題にも対応せざるを得ない。実際にはこれら企業からの相談の多くは、全く経験のない中国での事業会社設立に関する相談、或いは操業後生じる様々な障害、トラブルなど多岐に及んでいるが、これらは概して共通的事項も多くあり、これらを典型的に整理・分類し、その方策を示唆することは既進出・進出予定の日本企業の経営判断に大いに資するものと考えられる。

日中投資促進機構では、財団法人日中経済協会からの委託を受けて本報告書を作成するにあたり、日本企業の対中投資に伴う比較的関心の多い 10 項目についてその特徴的事項（共通的事項）を質問（Q）及び回答（A）形式に取りまとめた。この取りまとめに当たっては事務局スタッフが中心となり、これに専門の法律事務所や会計事務所の専門家からのアドバイスを受けたほか、必要に応じ中国政府関係機関などに対する調査や中国側からの助言・情報提供などを受けて作成した。

目 次

1. 日本企業の対中国ビジネス展開支援のための実態調査

第1章 設立

Q1-1 : 金型製造会社に対する優遇措置	3
Q1-2 : 外資企業によるマジョリティー取得制限規制	6
Q1-3 : 外商投資産業指導目録における「中国側が株式を支配」の解釈	8
Q1-4 : 外資のファンド企業設立	10
Q1-5 : 不動産賃貸会社の設立	11
Q1-6 : コールセンター設立の際の規制	14
Q1-7 : 外資系企業の人材派遣業への参入は可能か	16
Q1-8 : 商業企業（上海）の設立場所選定	18
Q1-9 : 貿易会社の設立手続き	20
Q1-10 : 外国投資者の主体資格証明	22
Q1-11 : 税関登録における企業形態認定	23

第2章 再編・撤退

Q2-1 : 輸出加工区外企業の分公司の設立	27
Q2-2 : 保税區企業の分公司設立	28
Q2-3 : 保税區貿易会社の組織変更について	31
Q2-4 : 合弁企業から独資企業への移行手続き	34
Q2-5 : 国有資産譲渡の手続き	36
Q2-6 : 合弁企業の減資手続き	38
Q2-7 : 増資に際しての登録資本と総投資額の比率	40
Q2-8 : 外商投資企業の持分譲渡代金支払に係る外貨送金手続き	43
Q2-9 : 企業合併の際の被合併企業の存続	45
Q2-10 : 期限付き合弁企業の清算手続き	47
Q2-11 : 現地法人清算処分後の資産の再投資	49
Q2-12 : 合弁企業の清算における当局の認可	50
Q2-13 : 会社清算時のコスト、残余財産の取り扱い	52
Q2-14 : 新「破産法」の実施状況	56
Q2-15 : 外商投資企業の国内投資	57
Q2-16 : 優先株の発行	59

第3章 企業経営

Q3-1 : 8号令と保税區企業	63
Q3-2 : 担保を取った取引の実態	64

Q3-3	： 監事会設置義務①	65
Q3-4	： 監事会設置義務②	67
Q3-5	： 董事の任免	69
Q3-6	： 外商合弁企業における副董事長の権限	71
Q3-7	： 董事会または全体董事会の開催地	72
Q3-8	： 外商合弁企業の董事任免権	73
Q3-9	： 保税区分外へのアフターサービス	77
Q3-10	： 役務提供契約の表題	79
Q3-11	： 生産委託	80
Q3-12	： 個人へのコミッション支払	83
Q3-13	： 製造業と商業の兼営	84
Q3-14	： 経営範囲の追加	86
Q3-15	： 物流業者の等級・経営範囲	87
Q3-16	： 171号（不動産への外資の参入規制）	89
Q3-17	： 外商投資企業の海外投資	91
Q3-18	： 外国企業による中国国内取引への介入	94
Q3-19	： 商品の価格設定	97

第4章 通関・物流

Q4-1	： 廃棄物回収にかかわる税	101
Q4-2	： 通い箱	104
Q4-3	： バッテリーの輸出	105
Q4-4	： 通関書類上の台湾呼称	107
Q4-5	： 商品検査検疫局企業ランク	109
Q4-6	： 物流園区の活用法	111
Q4-7	： 保税物流中心（B型）の所在分布	113

第5章 貿易（加工貿易含む）

Q5-1	： 加工貿易制限類商品目録	117
Q5-2	： 加工貿易禁止類商品目録	118
Q5-3	： 新しい加工貿易制限類商品目録①	119
Q5-4	： 新しい加工貿易制限類商品目録②	121
Q5-5	： 新加工貿易制限類公告に基づく保証金納付	122
Q5-6	： 三国間貿易取引	123
Q5-7	： 華南型来料加工貿易の契約規定の見直し	126
Q5-8	： 保税区分企業との取引①	128
Q5-9	： 保税区分企業との取引②	129
Q5-10	： 中古設備輸入規制の最新状況	132

Q5-11 : 設備付属の PC、モニター類の輸入制限	135
Q5-12 : 機械設備の輸入	137
Q5-13 : 修理品の税関処理	140
Q5-14 : 深圳市における進料加工の課税	143
Q5-15 : 税関区を跨る深加工結転（転廠）に関する増値税の還付	145
Q5-16 : 加工貿易貨物の保管	147
Q5-17 : 加工貿易における中国への設備貸与	148
Q5-18 : 懸念国に対する輸出	150
Q5-19 : クレーム品の回収	153
第 6 章 外貨・資金管理	
Q6-1 : 三国間貿易（外貨送金）	157
Q6-2 : サンプル品の立替	159
Q6-3 : 物流会社の資本金	160
Q6-4 : 貸出規制	162
Q6-5 : 委託貸付、親子ローンについて	164
Q6-6 : 合資企業への資金貸付け	166
Q6-7 : 立替払い	168
Q6-8 : 中国現地法人の親会社立替費用	170
Q6-9 : 香港親会社への手数料支払い	171
Q6-10 : 中国（上海）現地法人子会社との相殺	172
Q6-11 : 為替予約	174
第 7 章 会計	
Q7-1 : 配当の時期と手続き	179
Q7-2 : 出資比率によらない配当の受け取り	180
Q7-3 : 減価償却	182
Q7-4 : 三項基金①	183
Q7-5 : 三項基金②	185
Q7-6 : 中外合資企業の利益処分	188
Q7-7 : 会計帳簿・財務書類の保存期間	189
Q7-8 : 現地法人の B/S、P/L における適用相場	190
第 8 章 税務	
Q8-1 : 新『企業所得税法』における日本への配当課税	195
Q8-2 : 配当金に係る源泉徴収	198
Q8-3 : 減免措置を受けた企業所得税に係る補充納税額計算時の適用税	201
Q8-4 : 親子ローンの利息回収	203

Q8-5	：親子ローンの元本回収	204
Q8-6	：移転価格税制と親子ローンの利息回収	205
Q8-7	：増値税発票の発行タイミング	207
Q8-8	：輸出企業の輸入設備購入時の関税・増値税の還付	208
Q8-9	：輸出増値税の還付	210
Q8-10	：増値税の還付時期	214
Q8-11	：輸出増値税の納付額計算	215
Q8-12	：常駐代表機構での使用料に係る源泉徴収	217
Q8-13	：社会保険料、および個人所得稅納付	221
Q8-14	：出張者の個人所得稅納付	222
Q8-15	：中国出張者に対する退職金	224
Q8-16	：中国株の売却益に係る課税	225
Q8-17	：投資の回収手段	226
Q8-18	：新『企業所得稅法』下でのハイテク企業認定	229
Q8-19	：増資により内資企業扱いとなる企業の適用税制	232
Q8-20	：P.E.認定時の当局側義務	236
Q8-21	：土地譲渡取引に関する課税	238
Q8-22	：外資系企業への耕地占用税適用	241

第9章 人事・労務

Q9-1	：現地労働者の雇用	245
Q9-2	：中国の社会保険	247
Q9-3	：社会保険料の計算根拠	248
Q9-4	：退職金規定	250
Q9-5	：労務派遣と無固定期間労働契約	253
Q9-6	：労働契約法と派遣社員の関係①	256
Q9-7	：労働契約法と派遣社員の関係②	257
Q9-8	：労働契約法と派遣社員の関係③	258
Q9-9	：労働契約法と派遣社員の関係④	260
Q9-10	：中国における公益通報者保護制度	262
Q9-11	：労働組合への対応	263
Q9-12	：駐在員事務所の直接雇用は可能か	266
Q9-13	：中国子会社社員を日本に出向させた場合の個人所得稅、社会保険	267
Q9-14	：業務委託者の労災保険	271
Q9-15	：中国上海での雇用助成制度の有無	273
Q9-16	：労働者平均賃金	275
Q9-17	：中国人社員の手当て	276
Q9-18	：労働契約に関する非営業性支店の位置づけ	277

第10章 その他

Q10-1：保税区の行政管轄機構	281
Q10-2：独占禁止法	284
Q10-3：独占禁止委員会	286
Q10-4：印鑑証明	287
Q10-5：可処分所得	288
Q10-6：中国での弁護士秘匿特権	289
Q10-7：仲裁合意の形式	290
Q10-8：展示品への中国環境法令適用	292
Q10-9：模倣品への対応	294
Q10-10：緑地面積に関する法的規制	296
Q10-11：消費者物価指数	297

2. 【参考資料】

最近の外資政策関連法規の公布状況	299
------------------	-----

1. 日本企業の対中国ビジネス展開支援のための
実態調査

第1章 設立

第1章 設立

Q1-1. 金型製造会社に対する優遇措置



金型は国家事業として優遇されていると聞きました。深セン経済特区に金型の製造会社を設立した際に、特に他の生産型企业よりも優遇される面はあるのでしょうか。

例えば、生産設備の固定資産税が免除される、土地建物等を政府や特区が負担をしてくれる、等を想定しています。



1. まず、中国の主要な産業は『産業構造調整指導目録』（国発[2005] 40号 2005年12月2日公布 同日施行）の中で「奨励類」「許可類」「制限類」「淘汰類」の四種類に分類され、中国に必要もしくは不必要な技術・製品を明確化しています（なお、本規定の対象は内資企業）。

その中で金型については奨励類に以下の項目が含まれています。

◇十二 19 「大型、精密金型」および「自動車金型設計と製造」

◇十六 3 「非金属製品の金型の設計・加工・製造」

◇二十四 27 「電子専用設備、儀器、金型」

また同目録第17条では、奨励類の投資プロジェクトについては、以下の優遇が受けられると定めています。

- ① 金融機関は貸付原則にもとづく貸付支援の実施。
- ② 投資総額内で輸入する自社用設備については関税および増値税を免除。
- ③ その他の優遇政策については国の関係する規定に照らし合わせて執行。

したがって、同目録にある金型プロジェクトについては、少なくとも、自社使用する輸入設備の免税と貸付支援を受けることができます（①については、貸付原則による貸付支援ですから、これを以って優遇とは言いづらい）。

そして、外商投資企業に対しては『外商投資産業指導目録』（商務部令第24号 04年11月30日公布、05年1月1日施行）が適用されますが、その奨励類には以下の金型が含まれています。

◇十五 1 「非金属製品金型の設計、製造」

2 「自動車、オートバイ用金型（抜き型、射出型、型鑄造など含む）、ホルダー（溶接ホルダー、検査ホルダーなど）設計の製造」

◇十六 3 「精密プレス金型、精密キャビティダイ、金型標準部品の生産」

◇二十 11 「電子専用設備、検査計器、工具、金型の製造」

また『外商投資の方向を指導する規定』（02年2月11日公布、02年4月1日施行）9条では、「奨励類の投資プロジェクトについては、関連の法律、行政法規に照らして優遇措置を享受

する」と定めております。優遇措置については上記と同様です。

2. 新しい『企業所得税法』（主席令〔2007〕63号 2007年3月16日 公布 2008年1月1日施行）がまもなく施行されます。

これに絡んで、2点注意が必要です。

1点目ですが、当機構が2007年3月に東京・大阪で開催した中国外資政策セミナーにおいて、財務省国際税政司の王副次長より、「2007年3月16日以降に設立された外商投資企業については優遇を受けられない」と説明を受けています。

2点目ですが、優遇政策を享受できるプロジェクトは見直される予定になっています。金型製造会社が今後も優遇を受けられるかは、この見直し次第です（どのような優遇になるのかも含め）。

よって、優遇享受の可否については現在歯切れの悪い回答になってしまいます。

3. ③でいう、その他の優遇については、上述の条件を満たす外商投資企業については『外商投資企業及び外国企業所得税法』（主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行）に基づく、「二免三減」などの企業所得税の優遇がありました。但し、新しい『企業所得税法』施行によって、内外資の企業所得税率は統一され、これまで奨励産業に属する外商投資企業が享受できた企業所得税の優遇はなくなります。これに代わって、産業別または特に中西部地区に重きを置いた地域別による税制優遇に転換することになっています。しかし、これも先ほどの(2)と同様、優遇政策を享受できるプロジェクトの見直しとの絡みがあり、現時点では具体的なことは申し上げられません。

最後に例として出されている内容について申し上げます。

まず固定資産税については、現状日本の固定資産税に相当するものが中国にはありません。また土地建物等の政府や特区による負担については、マクロコントロールや土地利用の効率化・厳格化の観点から法律で禁じられており、近年その規制は強化されつつあります。

【回答後の変更】

『外商投資産業指導目録』（商務部令第24号 04年11月30日公布、05年1月1日施行）は商務部令第57号（07年10月31日公布、07年12月1日施行）で改正されました。

その中では金型については以下の項目が奨励類に分類されています。

- ◇十八 22 「金属製金型（例：銅、アルミ、チタン、ジルコニウムのパイプ、棒、成型プレス金型）の設計、製造、修理」
- 23 「自動車車体外板用プレス金型の設計と製造、自動車及びオートバイの取り付け具、検査具の設計と製造」
- 24 「精度が 0.02 mm以上の精密プレス、制度が 0.05 mm以上の精密ダイキャピティ、金型標準品の設計と製造」
- 25 「非金属製品金型の設計と製造」
- ◇二十一 16 「電子専用設備、検査計器、工具、金型の製造」



『外商投資産業指導目録』

中国は、外資の投資分野・業種を直接規制する法規として、『外商投資方向指導目録』（国务院令第346号 02年2月11日公布 02年4月1日施行）と『外商投資産業指導目録』（商務部令第57号 07年10月31日公布 07年12月1日施行）を定めています。公布官庁は国家発展改革委員会と商務部で、中国政府が外国企業の中国投資プロジェクトを認可する際の基準となります。

業種は「奨励」「許可」「制限」「禁止」の4分類に分かれ、奨励・制限・禁止に属する業種が『外商投資産業指導目録』に記載されています。それ以外の業種が許可類になります。

〈奨励類〉：生産性・品質の向上など中国の経済・産業の発展に寄与し、省エネ・環境に資する技術・設備を有したプロジェクトが対象。

〈制限類〉：技術水準が低く、経済的・環境的に好ましくなく、国家の保護が必要な分野が対象。

〈禁止類〉：国の利益を著しく損なうか、甚大な被害を及ぼすもの、あるいは機密性の高い分野が対象。

このほか、内陸部の経済振興のために、中西部や東北地方への外資導入については優遇政策が設けられており、沿岸部では奨励されない業種でも内陸部では奨励対象になる場合があります。例えば『中西部地区外商投資優勢産業目録』には中西部地域の省・自治区・直轄市別に外商投資優遇産業がリストアップされ、そこに記載されているものは奨励類としての優遇政策を享受できます。

また自動車や鉄鋼などのように、業種によっては産業政策が公布され、独自の規制がかけられている業種もあります。

第1章 設立

Q1-2. 外資企業によるマジョリティー取得制限規制



中国政府は「産業安全脅威論」の観点から、原子力発電設備、その他発電設備、送変電設備、造船、ベアリング製造、鉄鋼の7重点製造業については、外資事業による中国地場企業の株式のマジョリティー取得を制限しているとの情報が現地よりありました。根拠になる規定はわかりません。

2006年の『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』の12条で「重点企業等の合併買収は商務省へ申告」とありますが、それ以降細則や新たな規定が出たとの情報はありますか。



まず、外商投資プロジェクトは、『外商投資方向指導規定』(*1)において、「奨励」、「許可」、「制限」、及び「禁止」の4種類に分類されることが明記されており、『外商投資産業指導目録』(*2 以下『産業指導目録』)にて、奨励、制限、禁止に分類される具体的なプロジェクト名が列举されています(同目録に列举された奨励、制限、禁止以外のプロジェクトは許可類となります)。

『産業指導目録』上では、原子力発電ユニット製造の一部、火力・水力発電設備製造の一部、送電・変電設備製造の一部、造船の一部、については、合併又は合作形態での企業設立が義務付けられています(詳細な内容については、『産業指導目録』をご確認ください/ベアリング製造については、特に企業設立を規制する記載はございませんでした)。但し、この中で中国側の持分支配を義務付けているのは、造船の一部のみです。

また、鉄鋼については、『産業指導目録』上では規制されていないものの、別途『鉄鋼産業発展政策』(*3)があり、同政策第23条第4項で、「<省略>外国投資家が我が国の鉄鋼業に投資する場合には、原則として外国投資家による持分支配は、これを許可しない。」となっております、原則中国側の持分支配を義務付けています。

よって、当方で確認した限りでは、ご提示いただいた6業種の一部については、合併又は合作形態での企業設立しか認められていないものの、法規上、外国企業のマジョリティー取得を制限しているのは、鉄鋼業と造船業の一部のみとなっております。しかしながら、運用上、審査認可部門による指導はあるのかもしれませんが。

また、『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』(*4)以後、重点業種の国内企業買収に関する新規定等については、当方で確認した限りでは公布されていないものと思われます。

【根拠法規】

- (*1) 『外商投資方向指導規定』(國務院令第 346 号 2002 年 2 月 11 日公布 2002 年 4 月 1 日施行)
- (*2) 『外商投資産業指導目録』(国家發展改革委員会・商務部令第 24 号 2004 年 11 月 30 日公布 2005 年 1 月 1 日施行)
- (*3) 『鉄鋼産業發展政策』(国家發展改革委員会令第 35 号 2005 年 7 月 8 日公布・施行)
- (*4) 『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』(商務部・國務院国有資産監督管理委員会・国家稅務總局・国家工商行政管理總局・中国証券監督管理委員会・国家外為管理局令 2006 年第 10 号 2006 年 8 月 8 日公布 2006 年 9 月 8 日施行)

【回答後の変更】

『外商投資産業指導目録』(商務部令第 24 号 04 年 11 月 30 日公布、05 年 1 月 1 日施行) は商務部令第 57 号 (07 年 10 月 31 日公布、07 年 12 月 1 日施行) で改正されました。

上記、内容には変更ございませんが、規制対象となる範囲は変わっております。

詳細をご確認の際には新しい『外商投資産業指導目録』(商務部令第 57 号 07 年 10 月 31 日公布、07 年 12 月 1 日施行) をご確認ください。

第1章 設立

Q1-3. 外商投資産業指導目録における「中国側が株式を支配」の解釈



この度公布されました『外商投資産業指導目録（2007年修訂）』（*1）についてお伺いします。

制限項目の六（卸売と小売）の6. 成品油の卸売及び給油所についてですが、括弧書きで「同一の外国投資者が30ヶ所を超える分店を設立し、複数の中間業者から異なる種類、ブランドの成品油を販売するチェーンの給油所で、中国側が株式を支配する」という規定となっております。文中の「中国側が株式を支配」という一句は、どのような意味でしょうか。



「中国側が株式を支配する」という意味は、外国側がマジョリティをとること
を許可しない（中国側が経営の実権を握る）という意味です。成品油の取扱い
自体は既に認められていますので、その際の条件を定めたものです。

『成品油市場管理弁法』（*3）第10条に同様の記載がございます。

第10条

「同一の外国投資者が中国国内において、30ヶ所以上のガソリンスタンド（ガソリンスタンドの投資建設、株式支配およびスタンドのリースを含む）の製品油小売経営に従事する際、多くのサプライヤーからの異なる種類およびブランドの製品油を販売する場合は、外国側がマジョリティをとることを許可しない。」

このように、当該業種については、参入に際し条件（制約）をかけていることから、『外商投資指導目録』では制限類に分類し、外国投資家に注意を呼びかけているものと思われます。また、制限類の産業は設立の際の審査基準が厳しく、優遇税制が制限される（例：自家用設備の免税輸入が認められない）などの制約がつけられています。

なお、従前の『外商投資産業指導目録』（*2）（商務部令24号 04年11月30日公布 05年1月1日施行）には「奨励」「制限」「禁止」に該当する業種が掲載されたリストの他に付属文書がついており、そこでも同様の制約内容が記載されています（下記参照）。今回発表になった『外商投資産業指導目録（2007年修訂）』では、その条件が引き続き継続していると思われます。

改訂前の『外商投資産業指導目録』付属文書

二制限類

(五) (略)小売業務：精製油の卸売、ガソリンスタンドの建設、経営

2. 小売（タバコを除く）

「精製油を取り扱う 30 店舗以上を有するチェーンストアについては、外資がマジョリティを取ることを許可しない。」（関係箇所のみ抜粋）

【根拠法規】

(*1) 『外商投資産業指導目録』（商務部令第 57 号 07 年 10 月 31 日公布、07 年 12 月 1 日施行）

(*2) 『外商投資産業指導目録』（商務部令第 24 号 04 年 11 月 30 日公布 05 年 1 月 1 日施行）

(*3) 『成品油市場管理弁法』（商務部令[2006]23 号 2006 年 12 月 4 日公布 2007 年 1 月 1 日施行）



『外商投資産業指導目録』

中国は、外資の投資分野・業種を直接規制する法規として、『外商投資方向指導目録』（国务院令第 346 号 02 年 2 月 11 日公布、02 年 4 月 1 日施行）と『外商投資産業指導目録』（商務部令第 57 号 07 年 10 月 31 日公布、07 年 12 月 1 日施行）を定めています。公布官庁は国家發展改革委員会と商務部で、中国政府が外国企業の中国投資プロジェクトを認可する際の基準となります。業種は「奨励」「許可」「制限」「禁止」の 4 分類に分かれ、奨励・制限・禁止に属する業種が『外商投資産業指導目録』に記載されています。それ以外の業種が許可類になります。

〈奨励類〉：生産性・品質の向上など中国の経済・産業の発展に寄与し、省エネ・環境に資する技術・設備を有したプロジェクトが対象。

〈制限類〉：技術水準が低く、経済的・環境的に好ましくなく、国家の保護が必要な分野が対象。

〈禁止類〉：国の利益を著しく損なうか、甚大な被害を及ぼすもの、あるいは機密性の高い分野が対象。

このほか、内陸部の経済振興のために、中西部や東北地方への外資導入については優遇政策が設けられており、沿岸部では奨励されない業種でも内陸部では奨励対象になる場合があります。例えば『中西部地区外商投資優勢産業目録』には中西部地域の省・自治区・直轄市別に外商投資優遇産業がリストアップされ、そこに記載されているものは奨励類としての優遇政策を享受できます。また自動車や鉄鋼などのように、業種によっては産業政策が公布され、独自の規制がかけられている業種もあります。

第1章 設立

Q1-4. 外資のファンド企業設立



中国においては外資のファンド企業設立は認められていますか。
知る限りでは「保険」や「証券」のファンドがあるようですが、その他に認められているファンドの業種はありますか。



中国におけるファンド企業設立に関しましては、中国の WTO 加盟時に証券業の対外開放を公約に織り込み、合弁形態による証券投資ファンド管理企業の設立を認めました。しかし、外資の出資比率においては 49%までの出資とする規制を設けています。

2003 年 10 月に開催された全人代常務委員会において『中華人民共和国証券投資ファンド法』(*1 以下『ファンド法』) が公布され、証券ファンド管理企業の設立、監督管理については、『証券投資ファンド管理公司管理規則』(*2) が『ファンド法』に基づく形で出され、外資が出資する投資ファンド企業についても規定しており、証券投資ファンド管理会社の設立においては『ファンド法』第 13 条にて規定されています。主な条件は以下の通りとなっています。

1. 資本金は 1 億元以上であること。
2. 管理会社の主要株主は証券会社、信託投資会社、金融資産管理会社などの金融機関で、その払込資本金は 3 億元以上であること。また、最近 3 年間に証券監督機構と司法機関による重大な処罰を受けていないこと。
3. 国務院証券監督管理機構の審査認可を受けたもの。

また、所在国に完全な証券法規と監督制度があり、その証券監督機構と中国証券監督管理委員会が備忘録を交わしており、有効な協力関係にあることも要件とされています。

現在、中国における外資ファンド管理企業は 50 社以上あり、その内約 20 社は外資との合弁形態を取っています。

なお、『2007 年版 中国の金融制度と銀行取引－中国での金融機関利用の手引き－』（桑田良望 著 みずほ総合研究所 発行）にも詳しく記載されております。

【根拠法規】

- (*1) 『中華人民共和国証券投資ファンド法』（全人代 主席令第 9 号 2003 年 10 月 28 日公布 2004 年 6 月 1 日施行）
- (*2) 『証券投資ファンド管理公司管理規則』（中国証券監督管理委員会令第 22 号 2004 年 9 月 16 日公布 2004 年 10 月 1 日施行）

第1章 設立

Q1-5. 不動産賃貸会社の設立



中国で不動産賃貸業を検討しています。

1. 独資、合弁など会社形態についての規制はありますか。
2. 外国企業が不動産（マンション）を所有して、賃貸収入を得ることはできますか。
3. 最低出資金について教えてください。
4. 現地会社設立（不動産賃貸業）の流れを簡単に教えてください。
5. 投資資金の回収方法を教えてください。
6. 中国では不動産の流動化は可能でしょうか。



マスコミなどでも報道されているように、中国は不動産バブルの様相を呈しています。政府としては特に外資参入の規制を強化すべく、以下の通知を公布しました。端的に言えば、外資は不動産の自由な売買を禁止され、不動産の開発・運営・売買には不動産会社を設立しなければならなくなりました。

【根拠法規 1】

『不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見』（建住房[2006]171号 2006年7月11日公布）

【根拠法規 2】

『「不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見」徹底実施の関連問題に関する通知』（商資字[2006]192号 2006年8月14日公布）

【根拠法規 3】

『外商直接投資不動産業の審査認可および監督管理をさらに強化、規範化することに関する通知』（商資函[2007]50号 2007年5月23日公布）

<通知のポイント>

外資が自己使用以外の目的で投資不動産を購入する場合（外資による不動産業への参入）には、以下2つの方法によらねばならない。

- ・外商投資不動産企業の設立。
- ・設立済みの外商投資企業の場合は、「不動産業」としての経営範囲を追加。

ただし、認可はいずれも「一つのプロジェクトのみ」に限定されるため、あらたに別の不動産開発・運営をしようとする場合は、経営範囲の追加あるいは経営規模拡大の申請が必要となる。

上記の通知につきましては、当機構のデータライブラリーに日本語訳を掲載しております。

さて、以上の投資環境を前提に、ご質問にお答えします。

1. 会社形態での規制について

会社形態での規制はありません。

2. 外国企業の不動産賃貸経営について

外国企業が直接不動産（マンション）を所有して賃貸収入を得ることはできません。中国に「外商投資不動産企業」を設立すれば可能です。

【根拠法規 1】

第 1 条(一)「外国の機関および個人の国内における非個人用不動産の投資、購入は、商業拠点の原則を遵守し、外商投資不動産の関連規定に照らし、外商投資企業の設立を申請しなければならない。関係部門の認可を経、かつ関連の登記を行った後、認可された経営範囲で関連業務にはじめて従事することができる。」

第 2 条(六)「不動産投資を行いながら『外商投資企業批准証書』および『営業許可証』を取得していない外国投資者については、不動産開発および経営活動を行ってはならない。」

第 3 条(十)「外国の機関が国内において設立した分支機構、代表機構（認可を経て不動産業経営に従事している企業は除く）および国内において就業、就学期間が 1 年を過ぎた外国人個人は、実際の必要に応じた自社用、自分で住まう用の分譲住宅を購入することができるが、自社用、自分で住まう用でない分譲住宅を購入してはならない。国内に分支機構、代表機構を設立していない外国の機関および国内において就業、就学期間が 1 年以下の外国人個人は、分譲住宅を購入してはならない。（以下略）」

3. 最低出資金について

最低額の規定は見当たりません。管轄機関が設立審査の際に、当該プロジェクトの規模により判断するものと思われます。（但し登録資本金については外商投資不動産業に独自の規定があります。下記の法規をご参照下さい。）

【根拠法規 2】

第 3 条「外商投資で設立した不動産企業で、投資総額が 10 百万米ドルを超える（10 百万米ドルを含む）場合、登録資本金は投資総額の 50%を下回ってはならない。投資総額が 3 百万米ドルから 10 百万米ドル未満の場合、その登録資本は投資総額の 50%を下回ってはならない。投資総額が 3 百万米ドル以下（3 百万米ドルを含む）の場合、その登録資本は投資総額の 70%を下回ってはならない。」

4. 現地会社設立（不動産賃貸業）の流れについて

一般の外商投資企業と基本的に同様です。異なる点については、以下の通り。

- ・ 設立認可時は、有効期限一年の「臨時批准証書」および「仮営業許可証」が発行される。
- ・ 企業は土地使用権代金を全額払い込んだうえ「国有土地使用証書」を入手後、正式な「外商投資企業批准証書」および「営業許可証」の交付を受けることができる。その後税務登記が可能となる。
- ・ 地方の審査認可部門が外商投資不動産企業の設立を認可した場合でも、商務部への届出が必要。
- ・ 商務部の記録手続きが完了し、外商投資企業連合年検に合格するまでは、外為管理部門、外為指定銀行の資本項目の外貨売買手続きが行えない。

(参考)

【根拠法規 1】 第 1 条(三)

【根拠法規 3】 第 5 条、6 条

5. 投資資金の回収方法を教えてください。

中国で設立した「外商投資不動産企業」から上がる利益に基づき、配当金として回収できます。

6. 中国では不動産の流動化は可能でしょうか。

中国でも不動産の流動化は可能です。

昨今の、中国政府が外資による不動産投資を抑制しようとする姿勢には強いものがあります。インターネットや各種関連資料でも数多くの情報が入手可能ですので、最新の状況を常にウォッチすることが必要です。

また、規定上はあくまで上記の通りですが、実際に申請されるにあたっては、専門の弁護士やコンサルタントに十分にご相談されることをおすすめします。

第1章 設立

Q1-6. コールセンター設立の際の規制



中国内拠点と日本側の工場を結ぶ専用回線（公衆電話を経由）のコールセンターを設立する場合、中国側でどのような規制がありますか。中国側の輸出管理法令で許可される「自由技術類」を想定しています。

インターネット専用回線での国際接続であれば『情報ネットワークのインターネット国際接続管理暫定規定』（97年5月20日国務院公布）が適用され、情報産業部の審査を受けることになると思うのですが、コールセンターの場合がよくわかりません。ご教示下さい。



ご質問を、1. コールセンターの設立、2. コールセンターの設立と経営に必要な回線、の2つに分けて考えてみたいと思います。

1. コールセンターの設立

「コールセンター」を含む公共回線を利用したサービスは通信産業に分類され、国務院通信産業主管部門及び省・自治区・直轄市の電信管理機構の管轄となります。

通信産業を管理する主な法規として以下が挙げられます。

(1) 『中華人民共和国電信条例』（以下『条例』）

（2000年国務院第291号 2000年9月25日公布 同日施行）

(2) 『電信業務経営許可証管理弁法』（以下『弁法』）

（2001年信息产业部令第19号 2001年12月26日公布 2002年1月1日施行）

(3) 『外商投資電信企業管理規定』（以下『規定』）

（2001年国務院第333号 2001年12月11日公布 2002年1月1日施行）

通信産業は「基礎電信業務」と「増値（付加価値）電信業務」の2つに大別され、コールセンターは後者に属します。

「増値電信業務」を設立する場合、通常ของบริษัท登記手続きの前に、その規模により「跨地区増値電信業務経営許可証」または「増値電信業務経営許可証」を取得する必要があります（前者は2つの省以上で、後者は1つの省内でサービスを提供する場合）。

外商投資企業は、法規上「基礎電信業務」「増値電信業務」のいずれにも参入が可能です。外商投資企業が「増値電信業務」に参入する場合の資格としては、「付加価値電信業務経営における良好な成績及び経営経験を備えていること」が必要であり、外資の出資比率制限は50%未満とされています。また、設立する企業の最低登録資本金は、2省以上に跨る規模では1000万人民元、1省のみの場合100万人民元とされています。

以上が法規上の基本的な内容です。

設立の手順や必要書類、中方出資企業に求められる条件などの詳細は、『条例』『弁法』『規定』それぞれの該当項目で確認できます。

2. コールセンターの設立と経営に必要な回線

回線は公共回線を利用した専用回線をご利用予定と理解します。

回線の利用については、中国国内で「基礎電信業務」を展開している企業（＝通信業者）と契約して回線を借り受ける形になります。通信業者は中国資本、外資ともにあります。回線使用料金は容量などにより異なります。

つまり、回線接続のための許可を自社で取得する必要はありません。

<参考>

本回答の作成に当たり、実際に中国でコールセンターを運営している日本企業にヒアリングしましたので、ポイントと思われる内容をご参考までに付記いたします。

- ① メーカーや販社などの現地法人の一部門として、あるいは海外の自社製品顧客向けサービスを外出しする形で、中国にコールセンターを設置することが多い。
- ② コールセンター業務を主業務とし、他社のコールセンターも代行するような企業を設立する場合、審査・批准は厳しい。

外資参入は実質的には認められていない、という見方がある。

- ③ ②に対して、自社の商品やサービスのみを対象に、カスタマーサービスのような形のコールセンターを設立する場合、比較的簡単に批准される。

（「増値電信業務経営許可証」の申請・批准というプロセスは不要）

- ④ コールセンターのハード設備に対して、開設当初立ち入り検査があり、稼動以降も年 1 回の立ち入り検査が行われる。

（補足：「増値電信経営許可証」そのものの年次検査についても、『規定』第 31 条に規定されています）

- ⑤ 独立したコールセンターの設立には、ハード面での大規模な初期投資が必要となるので、コールセンター業務を主業務とする企業に外注することも、検討の価値あり。

以上、基本事項のみご説明いたしましたが、実際の審査・批准状況や、所轄部門からの監督・指導の状況には、地域差もあると思われます。

上述のように、既に中国でコールセンターを運営している日本企業も多数ありますので、その知見を直接ご紹介いただくことも可能です。

第1章 設立

Q1-7. 外資系企業の人材派遣業への参入は可能か



中国では外資系企業による人材「派遣」業への参入は、依然として開放されていない状態なのでしょうか。

この相談室の、2004年8月26日時点の情報として、外資系企業については人材「派遣」業への参入は認められていないものの、現地人材仲介業者との合弁に限り、人材「仲介」業に参入できることが認められていると回答されておりました。

この回答から既に3年が経過しており、現時点での最新状況をお伺い致したく質問致しました次第です。

※なお、日系人材派遣会社のホームページを幾つか調べてみましたが、2007年度に中国に進出した当該企業の全てが「仲介」業の形態による参入でした。



外資系企業による中国における人材派遣業への参入は依然として開放されていないと思われます。参入を禁止する明確な法規定は存在しないようですが、一方で、外資が人材派遣会社を設立するために不可欠な根拠法規も見当たりません。

また、中国事情に詳しい弁護士の見解でも以下のような結果でした。

- ①「そもそも人材派遣自体、中国の人材市場の発展が遅れていることから、概念として近時初めて明確にされたものである。他方、労働者保護の観点から、外資による人材市場の参入自体懐疑的に見られており、中国ではよくあることだが、禁止法規はないものの認められていないということになるのではないか。」
- ②「外資が人材派遣業を営むことは、外資が“档案”を管理することになり、その点からも認められないのではないか。」

お問合せにもありますように、以下の法規によって、人材仲介業には中国企業との合弁でなければ参入できないことが明確に規定されています。

このことから、人材仲介を含む人材市場については、政策上外資による参入が制限されており、このこととそもそも明確な根拠法規がないことを合わせて、実務上外資が人材派遣に参入することができないという運用がなされているものと考えます。

『中外合弁人材仲介機関管理暫定規定』(*1)

第3条「人材仲介サービスを展開する外国の公司、企業及びその他経済組織が中国国内において人材仲介サービス活動に従事する場合、中国で人材仲介サービスを展開する公司、企業およびその他経済組織と専門の人材仲介機関を設立しなければならない。外商独資の人材仲介機関を設立してはならない。」

『人材市場管理規定』(*2)

第11条「人材仲介或いは関連業務を展開している外国の公司、企業およびその他経済組織が中国で人材仲介サービス活動に従事する場合、必ず中国の人材仲介サービス機関と合弁で経営しなければならない。」

『中外合弁中外合作職業紹介機構設立管理暫定規定』(*3)

第3条第3項「外商独資の職業紹介機構を設立してはならない。」

(*1) 『中外合弁人材仲介機関管理暫定規定』

(人事部、商務部、国家工商行政管理総局令第2号 2005年5月24日改正公布 2005年6月24日施行)

(*2) 『人材市場管理規定』

(人事部、国家工商行政管理総局第1号令 2001年9月11日公布 2001年10月1日施行 2005年3月22日改正)

(*3) 『中外合弁中外合作職業紹介機構設立管理暫定規定』

(労働保障部、工商管理总局令第14号 2001年10月9日公布 2001年12月1日施行)

第1章 設立

Q1-8. 商業企業（上海）の設立場所選定



商業企業を保税区内、保税区分外(一般区)に設立した場合、それぞれメリット、デメリットがあるか教えてください。

尚、上海に商業企業を設立し日本から輸入した機械を中国内で販売することを検討しており、保税区分は、外高橋保税区分を想定しています。



保税区分に商業企業を新設した場合の、一般区と比較したメリット・デメリットについて紹介します。

まず一般的に保税区分貿易企業のメリットは、保税区分の本来の機能として、保税貨物の取扱が可能であり、国際貿易や中継貿易にも従事できることです。

しかし、今回のご質問のように日本から輸入した機械を中国内で販売する場合には、保税区分と一般区分の取引は国内取引なので、関係ありません。

それ以外のメリットを取って言えば、保税区分に製品を留め置いている間は関税・増値税の徴収が留保されるということになるかと思われまます。

(参考) 上記に加え、これまでは外高橋保税区分内の企業には所得税について優遇税率 15% (一般区分の外資企業の税率は 24%) が適用されており、税制面でのメリットがありました。しかし、08 年 1 月 1 日から新『企業所得税法』(*1)が施行されることに伴い、外高橋保税区分内の企業にも一般区分企業と同じ税率の 25%が適用されることが決まっております、所得税面でのメリットはなくなります。

但し、過渡的措置などの詳細については『企業所得税法』実施細則の公布が発表されるのを待つ必要があります。(*注記参照)

次にデメリットですが、法制度的には特にありません。

『保税区分および保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』(*2)により、保税区分内貿易企業の保税区分外(一般区分)での営業活動は認められるようになりました。

その際には『外商投資商業分野管理弁法』(通称 8 号令)に基づき、経営範囲を拡大し、商業企業としての認可(分銷権)を得ることが必要です。

実際には、保税区分は市内から遠く離れた場所に位置しており不便である為、区外に分公司(活動拠点)を設立する例が多いようです。

また、運用上の問題として、保税区分企業が増値税の自家発行を希望しても、中々保税区分税務当局から許可を得られないケースもあるようです。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』

(全国人民代表大会 主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

(*2) 『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』

(商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行)

(*3) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)

【注記：回答後の補足】 過渡優遇政策について

07年12月に、『企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』(国発[2007]39号 2007年12月26日公布)が公布されました。そこでは「2008年1月1日より、元は低税率優遇政策を享受していた企業(2007年3月16日以前に工商など登記管理機關の登記を経て設立した企業)は、新税法施行後5年以内に、徐々に法定税率へ移行させる。その内、企業所得税15%の税率を享受している企業は、2008年は18%の税率で、2009年は20%の税率で、2010年は22%の税率で、2011年は24%の税率で、2012年は25%の税率を実施する。元は24%の税率を実施していた企業は、2008年より25%の税率で実施する。」と規定しています。



保税區企業の国内販売

外高橋保税區内の貿易企業は、以前から国内販売に従事してきた例がありましたが、法的な根拠は非常にあいまいでした。

しかし、下記通知の公布により経営範囲拡大(中国国内での商業行為実施)の制度が明確化されました。

『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』

(商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行)

それまで外高橋保税區の貿易企業は、利便性を求めて保税區外の市内に連絡事務所を設置し、そこを事実上の営業拠点として運営しているケースも散見しました。しかし現在では連絡事務所は営業活動を行ってはならないとの規則・罰則が強化されており、保税區外に営業拠点を持つ場合には分公司の設置が必要になっております。

第1章 設立

Q1-9. 貿易会社の設立手続き



以下 1～3 の貿易会社設立手続等について教えてください。尚、設立地は一般区を想定しています。

1. 手続きの流れ
2. 設立までに要する時間
3. 登録資本金(いくら必要か)等の制約事項



1. 手続きの流れ

一般区での商業企業設立手続きは、まず『外商投資商業分野管理弁法』(*1 以下『管理弁法』)に基づいて経営範囲を「輸出入・卸売り、コミッション代理など」として「商業会社」を設立し、その後『対外貿易経営者届出登記弁法』(*2 以下『登記弁法』)に従って届出登記を行います。

(1) 設立の詳細手順

中央認可が必要な場合は以下の①～⑧、地方認可の場合は①～⑤、⑧となります。

- ① 会社設立申請実務を委託(※註)
- ② オフィスの賃貸借契約
- ③ 企業名称仮登記(企業名称事前照合確認書の取得)
- ④ 会社設立区の不動産取引センターでの不動産賃貸借契約書の登録登記(賃貸借契約書登録登記証の取得)
- ⑤ 会社設立申請
- ⑥ 商務部門宛ての送達状発行
- ⑦ 地方政府への批准回答(批准証書の取得)
- ⑧ 会社設立登記申請(営業許可書の取得)

(※註) 上記①は、コンサルタント会社への委託作業であり、法的要件ではありません。

(一方で上海市など、地方によっては義務付けているところもあります。) 当局との書類のやり取りや内容の修正など手間の掛かることが多い為、コンサルタント会社に委託することも多いようです。

(2) 届出登記

『登記弁法』に従って次の通り進めます。

- ① 所在地届出登記機関に対し、以下の資料を添えて“対外貿易経営者届出登記表”を提出し、当該登記表に届出登記印章を押印してもらいます。
 - ・ 営業許可証コピー
 - ・ 組織機構のコード証書コピー
 - ・ 外商投資企業批准証書のコピー
 - ・ 合法的な公証機関が発行した財産公証証明または資金信用証明文書
- ② その後、届出登記印章が押印された登記表を以って、30 日以内に所在地税関、検閲検疫、外為、税務などの部門で対外貿易業務の展開に必要な関係手続きを行ないます。

2. 設立までに要する時間

ある有識者によれば、法的期限は申請受理後 90 日以内ですが、実際にかかる期間は取扱品目、販売方法、設立地区によって異なるとのこと。

例えば、設立地区が上海、北京、大連など独自の認可権を持っているところであれば、一般に 30~60 日程度で済む一方で、江蘇省や広東省の市の場合は、市から省への申請というステップがあるため、法的期限いっぱいの 90 日近くかかっているようです。

また、特殊な品目（重要工業原材料）を扱う場合や、あるいは特殊な販売方法（通信販売、インターネット販売）を採る場合も、商務部認可になるため法的期限いっぱいの 90 日近くが必要となるようです。

3. 登録資本金等の制約事項

『管理弁法』第 7 条では、外商投資商業企業の最低登録資本金額は、『公司法』(*3)の関連規定に合致することとされています。

また、『公司法』第 26 条では、登録資本金最低限度額は 3 万人民元、出資者が 1 社の独資の場合には“1 人有限責任公司”の規定が適用されるため 10 万元と規定されています。ただし、実態としては、設立しようとする企業の事業規模に相応する登録資本金が必要と思われます。

(*1) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令 2004 年第 8 号 2004 年 4 月 16 日公布 2004 年 6 月 1 日施行)

(*2) 『対外貿易経営者届出登記弁法』

(商務部令 2004 年第 14 号 2004 年 6 月 25 日公布 2004 年 7 月 1 日施行)

(*3) 『公司法』

(全人代常務委員会 主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正公布 2006 年 1 月 1 日施行)

第1章 設立

Q1-10. 外国投資者の主体資格証明



合弁企業設立の提出資料として、従来は日本の親会社の登記簿謄本をそのまま提出していましたが、今回新たに浙江省杭州市内に合弁企業を設立しようとした際に、登記簿謄本を中国語訳した上、外務省と中国大使館で認証、公証を取り付けた上、提出しなければいけないと言われました。昨年後半より手続が厳格化されたようです。従来と比べあまりにも負担が大きくどうにかならないものでしょうか？



結論から申し上げますと、中国側の指示通り手続を行う必要があります。外商投資企業の審査認可および設立登記申請の際に、外国投資者が提出する主体資格或いは身分証明については、昨年4月に施行された『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」 発布に関する通知』（【根拠法規】以下、『執行意見』）の第5条により、「外商が投資する会社の審査認可および設立登記を申請する際に、審査認可および設立登記機関へ提出する外国投資者の主体資格証明或いは身分証明は、所在国の公証機関の公証を経、かつ当該国に駐在するわが国大使館（領事館）の認証を経なければならない。《以下、省略》」と規定されています。

よって、昨年4月以降、主体資格証明の扱いが厳格化されており、下記の手続きが必要となっています。

- ① 地方法務局にて登記簿謄本の申請
- ② 地方法務局にて「登記官押印証明」の申請
- ③ 外務省にて「公印確認」の申請
- ④ 中華人民共和国駐日本大使館領事部で「認証」の申請

中文訳については、規定上は明記されていないものの、実務上、工商行政管理局での企業名称事前登記時等に提出を求められています。

【根拠法規】

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」 発布に関する通知』（工商外企字〔2006〕81号 2006年4月24日公布 同日施行）

第1章 設立

Q1-11. 税関登録における企業形態認定



当社（日本企業）の中国統括会社（当社の出資比率 100%）及び当社以外の日本企業 3 社とで合弁企業を設立することとなり設立手続きを進めています。（日本側 3 社の出資比率 25%）会社形態については、認可機関である省の対外経済貿易局及び工商局とも【外資合弁企業】との判断であり、その指示に従って合弁契約書等を作成してきました。

ところが税関登録の段階となって、所轄税関が【中外合弁企業】との判断をし、これまでの手続段階での経緯を説明しても聞き入れようとしません。企業形態の認定如何により、今後の輸出入業務に何らかの実務上の影響はありますか。当社では生産上、継続的に日本からの部品輸入をする必要があり、【中外合弁企業】と認定されることで、輸入許可証の運用に関し何らかの制約がでてくることを懸念しています。



結論から申し上げますと、新設企業の企業形態が【外商合弁】であっても【中外合弁】であっても、今回のケースにおいては輸出入業務に実務上問題ないものと考えます。

なお、御社の中国統括会社が、投資性公司であるならば、下記『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』（*1）より、今回設立される合弁企業は、対外経済貿易部門等の判断通り、外商合弁企業となります。（逆に、御社の中国統括会社が、投資性公司でないのなら、中外合弁企業となります。）

また、『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』（*2）により、工商行政管理局が交付する営業許可証には、中外合弁か、外商合弁かが明記されているはずで、税関での登録は営業許可証をもって行うので、税関が独自の判断を下すというのは通常は考えにくく、何を根拠に今次新設企業を中外合弁企業とみなしているのかを税関に確認しておかれた方がよろしいかと思われます。

【根拠法規】

(*1) 『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』

(商務部令 2004 年第 22 号 2004 年 11 月 17 日公布 2004 年 12 月 17 日施行)

第 20 条

「投資性会社が投資して設立する企業は、投資性公司において換算される外国投資者の投資単独或いはその他の外国投資者とともに投資した比率が一般にその投資により設立する企業の登録資本の 25%を下回らない場合、その投資して設立する企業は外商投資企業待遇を享受し、外商投資企業批准証書および外商投資企業營業許可証を發給する。〈以下略〉」

(*2) 『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範圍の若干問題に関する執行意見』

(工商外企字[2006]81 号 2006 年 4 月 24 日公布・施行)

第 6 条

「公司登記機關は申請にもとづき、法に依って外商が投資する公司の類型を「有限責任公司」或いは「株式有限公司」とそれぞれ登記し、かつその設立形式にもとづいて、「有限責任公司」の後ろに「(中外合弁)」、「(中外合作)」、「(外商合弁)」、〈以下、省略〉などの文字を加えなければならず、〈以下略〉」

【相談者からの後日報告】

本件 税関に対し書面にて「中外合弁との税関判断」への異議申し立てを行うとともに、税関局長に面会し再考をお願いした結果、最終的に「外資合弁」の認定をとることができました。

あとから聞いた話では、税関の発行する証書に記載するコードに「外資合弁」を示す番号がこれまで存在しなかったため紛糾していたとのことでした。(真偽は不明ですが) この判断如何によるのちのちの実務への影響はわかりませんが、とりあえず解決しました。

第2章 再編・撤退

第2章 再編・撤退

Q2-1. 輸出加工区外企業の分公司の設立



輸出加工区の外にある外資企業（製造業）が、その第二工場を、加工区内に設立することは法的に可能なのでしょうか。新たな、第二工場は組織的にも実質的にも区外の企業に属するわけですので、許認可がとても複雑になる気がします。或いは、そのような前例はないかもしれませんが、教えていただければ幸いです。



結論から申し上げますと、根拠法はありませんが（即ち明示的には禁じられておりませんが）認められていません。
理由は以下の通りです。

① 法律がないため。

加工区外企業が加工区内に分工場を設立するに際しての、申請等の手続きを定めた基本法が存在しないため（即ちそうした事態を政府が想定しておらず）、手続きができないと思われます。

中国側から言えば一般地域と加工区を統括する法律がないため、税関部門、工商行政管理部門、外為管理部門、税務部門等々の関係部門間で統一的な管理ができないということだと思われます。

② 分工場の経営範囲が親会社の経営範囲を超えることになるため。

まず、分公司（分工場含む）の経営範囲は総会社の経営範囲に収まるものでなければなりません。

そして加工区内の企業には「保税取引」が認められていますが（【根拠法規】）、加工区外総会社の経営範囲には「保税取引」は認められていません。

その為、加工区外企業が加工区内に分工場を持つ場合、区外総会社で認められていない「保税取引」が分公司では可能になることとなります。これは理屈上許されるとは考えられません。

【根拠法規】

『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』

（国务院令第389号 2003年9月2日改正公布 2003年11月1日施行）

第2章 再編・撤退

Q2-2. 保税区企業の分公司設立



弊社は上海市外高橋保税区内に本社所在地を有する貿易型企业ですが、顧客サービスや技術的な支援を行うために北京に非営業性分公司を設立したいと計画しています。法律的に外高橋保税区内企業がこのような分公司を設立することは可能でしょうか。



外高橋保税区内企業が区外分公司を設立すること自体は、後述する法的根拠により可能で、外高橋保税区内企業の営業性分公司・非営業性分公司とも北京市における設立事例があることも聞いています。

ただし、本件実行の際は以下の3点につきご留意下さい。

- (1) 後述する法的根拠はあくまで上海市の規定であるため、他所（この場合は北京市）に当該分公司を設ける場合は、実例があるといえども念の為、分公司設立予定地の工商管理局にご確認をお勧めします。
- (2) 非営業性分公司は、後述の通り、“親会社の経営範囲内の連絡、コンサルティングなどに従事する分公司”で、営業行為を行うことはできません。営業行為とは一般的に契約締結、価格決定、営業収益の入金などを指すようですが、ご質問にある“顧客サービスや技術的な支援”は営業活動の一環と見做される可能性があり、本件の場合は営業性分公司を設立する必要であるのではないかと思います。

また、『公司登記管理条例』(*5)第46条には、「分公司とは、公司がその住所以外に設立した、経営活動に従事する機構を指す」と定められるなど、厳密に解釈すれば非営業性分公司は違法となります。

2007年の後半以降、上海地区でも上記解釈により国家工商行政管理総局の指導を受け、非営業性分公司の設立申請は不受理になっているようです。

- (3) 営業性分公司といえども、その活動範囲は本公司の経営範囲から逸脱することができません。分公司で行うことを想定している活動が、本公司の経営範囲に収まっていることをご確認下さい。

◎外高橋保税区内企業による区外分公司設立の法的根拠

上海外高橋保税区では、『外高橋保税区工商管理の若干の問題に関する通達』（*1）第 2 条の中で同保税区内企業に対し以下のような区外分公司の設立を認めています。

1. 貿易や配送類に属する区内企業

(1) 営業性分公司

『外商投資商業分野管理弁法』（*2）に基づいて国内販売権を取得後、区外にて販売業務に従事する分公司を設立できる。

(2) 非営業性分公司

2006 年 4 月 24 日付『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』（*3）における「外商投資企業の分公司は会社の経営範囲内の連絡、コンサルティングなどの業務に従事可」との規定に基づき、保税区内で国内販売権に係る審査認可手続を行っていない貿易や配送類に属する企業は、親会社の経営範囲内の連絡、コンサルティングなどに従事する分公司を設立できる。

2. 生産、貨物代理、研究開発、コンサルティングなどに従事する区内企業区外にて関連業務に従事する分公司を設立できる。

【根拠法規】

(*1) 『外高橋保税区工商管理の若干の問題に関する通達』

(上海市外高橋保税区管理委員会・外高橋保税区工商行政管理局 2006 年 5 月 15 日公布・施行)

(*2) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第 8 号 2004 年 4 月 16 日公布 2004 年 6 月 1 日施行)

(*3) 『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』

(国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外為管理局 工商外企字[2006]81 号 2006 年 4 月 24 日公布・施行)



登記のない連絡事務所

外高橋保税区内貿易型企業の多くが、これまで区外に連絡事務所を設け活動を行ってきたのは周知の通りですが、2006年1月1日施行の05年改正『公司法』(*4)と『公司登記管理条例』(*5)によりこれまで必要とされてきた外商投資企業の連絡事務所の工商登記規定がなくなり、外商投資企業が連絡事務所の登記更新をしたくてもできなくなりました。

これは、連絡事務所名義では、今後、職員の就業証・外国人居留証など工商局以外の問題に対処できなくなるということを意味しています。外高橋保税区内貿易型企業の多くでは今後の区外活動上の不便を懸念していますが、連絡事務所を閉鎖して分公司を設立するという活路が開かれることで対応できます。

一方、連絡事務所自体は『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』(*6)により、工商登記は必要ないが開設できることが改めて明言され、上海外高橋保税区内でも、区内企業に対し、この“登記のない連絡事務所”の開設を認めています。

(*4) 『公司法』(主席令第42号 2005年10月27日改正・公布 2006年1月1日施行)

(*5) 『公司登記管理条例』(国务院令第156号公布 2005年12月18日改正・公布 2006年1月1日施行)

(*6) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』

(国家工商行政管理总局 工商外企字[2006]第102号 2006年5月26日公布・施行)

第2章 再編・撤退

Q2-3. 保税區貿易会社の組織変更について



外高橋保税區の貿易会社の組織変更についてお尋ね致します。
現在、取引は内販（一部直接の貿易）と旧来の駐在員事務所関連の連絡業務（本社からの口銭取得）の二つに大きく分かれております。この内、内販分野では或る部門の取引規模が近年大きく増大し、また多くの国内需要家を相手としたビジネス形態に特化しているため、主にリクルート／給与／人事考課等の面で他部門とのバランスがとりにくくなってきております。

仮にこの部門のみ会社から切り離し、別会社として独立させるという方法は可能でしょうか。その手順はどのようなものでしょうか。また、組織を変えず何か良い方法があるでしょうか。



保税區貿易会社の内販部門と連絡業務の部門とをそれぞれ切り離し、別々の会社にするということでお答えします。

1. 法手続きの観点から

(1) 法手続きの観点では2つの部門を別々の会社にすることは可能です。

外商投資企業の分割については、会社の分割に関する現行の『公司法』(*1)の関係規定によるほか、『外商投資企業の合併および分割に関する規定』(*2)がその主要な手続等を規定しています。これによると「存続分割」と「解消分割」の2つの方式が認められています。

【根拠法規】

(*1) 『公司法』（主席令[2005]42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）

(*2) 『外商投資企業の合併および分割に関する規定』

（外経貿法発[1999]第395号 1999年9月23日公布 1999年11月1日施行 2001年11月22日改正）

(2) 「存続分割」と「解消分割」は以下のような分割を指します。

存続分割：1つの企業が分離し、2つ以上の企業となり、その内の1社が存続会社となり、1つ以上の新たな企業を設立します。

解消分割：1つの企業を分解し、2つ以上の企業を設立し、元の企業を解散します。

(3) 「存続分割」と「解消分割」ですが、以下の理由から前者の方が採用しやすいとされています。

<理由>

- ① 設立手続きそのものの工数が前者で少なく、後者では多く、また係る費用も多く発生します。
- ② 既存の企業が既に取得している行政許可などを引き継ぐ企業が存在しますが、後者では既得行政許可は喪失し、再取得申請が必要となります。既に享受している、優遇についても後者では喪失します。ただし前者であっても、既得行政許可を継続するには係る要件を満たしていなければなりませんので、注意が必要です。
- ③ 後者には、この他に特段のメリットとなるものはありません。

2. 手続き・手順

手続き・手順について(1)の前提条件に基づき、(2)にて説明します。

(1) 前提条件

貴社 : A 社
貴社が保税区に設立している貿易企業 (既存) : B 社
上記 B 社分割後に新たに出来る企業 : C 社

分割方式は、存続分割とし、B 社、C 社がどの部門を継承するのかについては敢えて特定しません。

(2) 手順

B 社の分割案を検討

↓

B 社および C 社 (C 社は設立前であるため、実際の締結は C 社の出資者となる A 社) による分割合意書を作成および締結

↓

A 社が分割会社および分割後会社の定款 (定款修正書) を作成・制定

↓

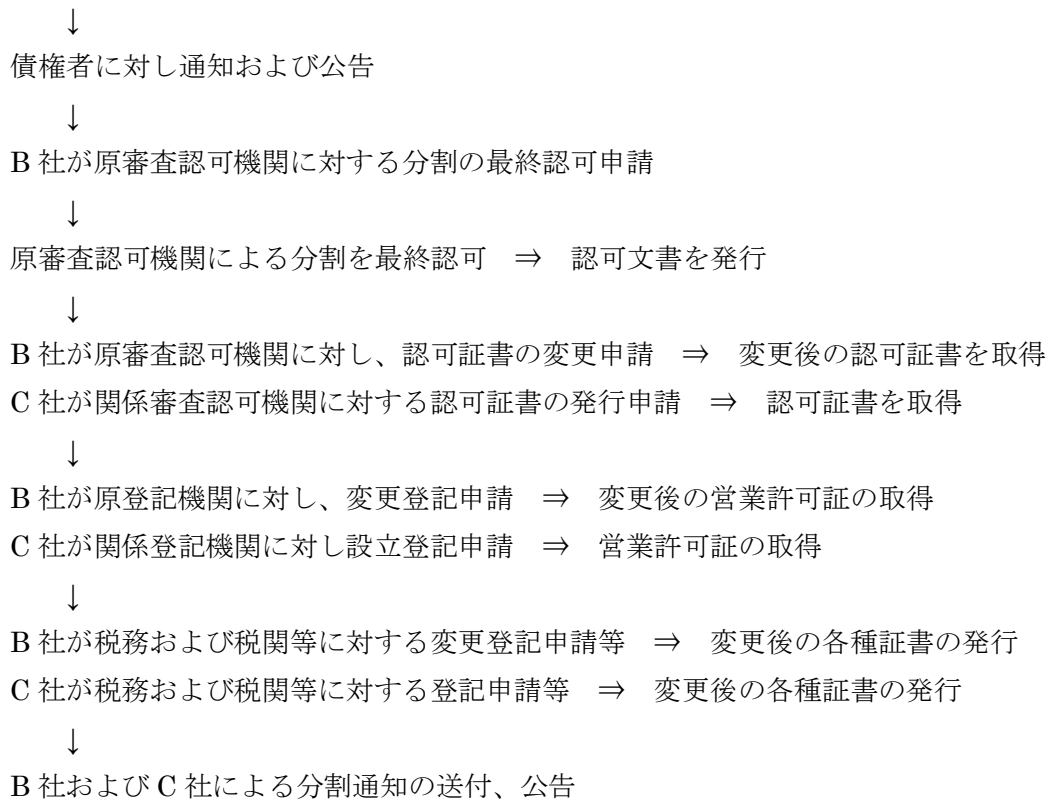
B 社の董事会による分割承認を決議

↓

B 社が原審査認可機関に対し、分割を認可申請

↓

原審査認可機関が分割を初歩審査承認 ⇒ 承認文書の発行



3. 実践上

分割にあたっては、連絡業務だけの会社単独での経営が実際に成り立つのかについて、移転価格の点なども踏まえて、十二分に検討されることが大切かと思われます。

場合によっては、時流に逆行しているように思いますが、この連絡業務を担当する部門を連絡事務所・駐在員事務所とすることも考えられるのでしょう。

また、債権者に対する債務承継の通知や、新聞社への複数回（分割後も合わせると少なくとも4回）の公告のほか、上記の通り、様々なプロセスを経る必要がある為、通常、一連の手続き完了に1年程度の期間を要することも多く、注意が必要です。ご質問の出発点から考えますと、報酬体系や人事制度上で部門間格差を設けることでも解決するのではないかと思います。

第2章 再編・撤退

Q2-4. 合弁企業から独資企業への移行手続き



中国の合弁パートナーと中外合弁企業を経営していますが、このほど、相手側出資持分を買い取り、独資企業への移行することを検討しています。については、以下について教えて下さい。

1. 手続きの流れ
2. 手続き上の注意事項
3. その他留意事項



1. 手続きの流れ

中外合弁企業（中方は内資私営企業とする）の中方持分を全て譲り受け、独資企業化する場合の手続きについては、『外商投資企業の持分変更に係る若干の規定』（*1）に規定されています。

手続きの流れは以下の通りです。

- 1) 以下の書類を元の審査・許可機関に提出。（第7条、第9条）
 - ① 投資家の持分変更申請書
 - ② 企業の元の契約、定款及びその修正協議
 - ③ 企業の認可証書及び営業許可証の写し
 - ④ 企業董事会の投資家の持分変更に関する決議
 - ⑤ 持分変更後の董事会構成員名簿
 - ⑥ 譲渡側と譲渡を受ける側が調印し、かつその他の投資家による署名又はその他の書面方式による同意を得た持分譲渡協議
 - ⑦ 審査認可機関が要求するその他の文書
〔外資独資企業の設立を制限されている業種については対外貿易経済合作部（外経貿部）の認可を得る必要がある〕
- 2) 上記⑥の持分譲渡協議には以下の内容を記載する。（第10条）
 - (1) 譲渡する側と受ける側の名称、住所、法定代表者氏名、職務、国籍、
 - (2) 持分譲渡のシェア及びその価格、(3) 持分譲渡の引渡し期間及びその方式、
 - (4) 譲渡が受ける側が、企業の契約、定款に基づいて享有する権利及び負う義務、
 - (5) 違約責任、(6) 準拠法及び争議の解決、(7) 協議の発効と終結、
 - (8) 協議締結の日時、場所

-
- 3) 審査機関は全ての書類を受領してから 30 日以内に認可するか否かを決定。(第 17 条)
 - 4) 認可機関が持分変更を認可した日から 30 日以内に審査認可機関で外商投資企業の認可証書変更手続きを行う。(第 17 条)
 - 5) 外商投資企業の認可証書を変更した日から 30 日以内に、『公司登記管理条例』(*2)及びその関連規定に従って、登記機関に以下の書類を提出し、変更登記を申請する。(第 18 条、第 19 条)
 - ① 登記機関に審査認可機関の関連文書
 - ② 審査認可機関の認可文書
 - ③ 登記機関が提出を要求するその他の文書
(なお、外経貿部の認可を得た持分変更は、国家工商行政管理总局又はそれが委託する元の登記機関で登記変更手続きを行う。)
 - 6) 協議書・修正定款は認可証書の変更が許可された日から発効する。(第 20 条)

2. 手続き上の注意事項

第 4 条にあるように、『外商投資産業指導目録』で独資設立が認められない業種ではないか、『独資企業法実施細則』が規定する独資企業の設立要件を満たしているか、等の確認が挙げられます。

認可については、外資政策の制限などにかからない限り問題になることは少ないようです。

3. その他留意事項

資産の評価については問題となることが多いようです。基本的に、双方が合意する第三者評価機関に依頼し、評価額を決定することとなりますが、中国側が国有企業の場合、“企業国有資産権の譲渡手続”が必要となりますので特に注意が必要です。詳細は、Q1-12 をご参照ください。

(*1) 『外商投資企業の持分変更に係る若干の規定』(外経貿法発[1997]第 267 号 1997 年 5 月 28 日公布 同日施行)

(*2) 『公司登記管理条例』(国務院令第 451 号 2005 年 12 月 18 日改正公布 2006 年 1 月 1 日施行)

第2章 再編・撤退

Q2-5. 国有資産譲渡の手続き



日本企業（A社）と中国国有企業（B社）が10年前に設立した合弁企業であるC社の持分を、A社100%出資の中国子会社である投資性公司（D社）に譲渡します。

本件は、国有資産譲渡が絡んでくるため、しかるべき手続きが発生すると認識しておりますが、これにつき以下4点教えて下さい。

1. 実務上、全体手続完了に要する期間
2. 国有資産譲渡手続きの手順
3. 外貨管理局からの許可取得の要否
4. 譲受人が投資性公司であるため、その主管部門である商務部へ申請が必要になると認識している。当該申請はどのようなタイミングで行うべきか。



1. 実務上、全体手続完了に要する期間
ある弁護士によれば、内部審議・資産評価・公告・契約・財産権取引機関の手続き等があるため、半年以上はかかるとみた方がよいとのこと。

2. 国有資産譲渡手続きの手順

(1) 準拠法規

手続きは、次の法規に規定されています。

『企業国有財産権譲渡管理暫定弁法』（以下『譲渡弁法』）

（財政部令第3号 2003年12月31日公布 2004年2月1日施行）

『企業国有資産評価管理暫定施行弁法』（以下『評価弁法』）

（国有資産監督管理委員会令第12号 2005年8月25日公布 2005年9月1日施行）

『外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定』（以下『規定』）

（外経貿法発[1997]第267号 1997年5月28日公布 同日施行）

(2) 手続きの手順

地域により運用に若干の違いがありますが、一般的には次の手順となります。

尚、（ ）内は根拠法規条文を示しています。

- ① 国有資産権譲渡の内部審議／認可／決定（『譲渡弁法』第11条）
- ② 資産の点検・会計監査（『譲渡弁法』第12条）
- ③ 資産評価・評価報告書の認可／届出
（『譲渡弁法』第13条、『評価弁法』第14条）

-
- ④ 財産権取引機関による譲渡公告（『譲渡弁法』第14条）
 - ⑤ 財産権取引機関による公開取引（『譲渡弁法』第17、18条）
 - ⑥ 財産権譲渡契約の締結（『譲渡弁法』第17条）
 - ⑦ 原審査認可機関による審査認可（『規定』第7条）
 - ⑧ 代金支払（『譲渡弁法』第20条）
 - ⑨ 財産権取引証憑により、関連する工商、土地、税務等の変更登記手続（『譲渡弁法』第24条）

3. 外貨管理局からの許可取得の要否

投資性会社が持分譲渡に係る支払いを行なう際は、外貨管理局の審査・認可の取得が必要になります。尚、これは以下の法規により定められています。

『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』 第31条

（国家外為管理局令2006年第10号 2006年8月8日公布 2006年9月8日施行）

『外貨の買収、売渡、対外支払管理規定』 第17条

（中国人民銀行令1996年第1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）

4. 商務部への申請要否及びその申請タイミング

投資性会社の主管部門としての商務部に対する審査認可は不要と思われます。

しかし、合弁企業（C社）の原審査認可機関としての商務主管部門(*)に対しては、契約締結後に審査認可が必要となります。

* 商務部、あるいは商務部から権限を委任された省、自治区、直轄市の人民政府、国务院の関連部門を指す。

第2章 再編・撤退

Q2-6. 合併企業の減資手続き



日本側 80%出資の合併企業として操業中ですが、これまでの累損を整理して、今後の運営を中国側に任せることを検討しております。減資をした後は、中国側の出資割合を過半とすることで、基本方向としては合意しております。減資後も、現在の自己資本の中で、事業の運営を継続する予定です。

つきましては、次のことについて、お教えてください。

1. 減資についての留意事項と手続きについて
2. 減資後、当方の持分の一部を、中国側に譲渡する予定ですが、どのような手続きが必要でしょうか。

以上、よろしく申し上げます。



1. 中国では、かつては減資が認められていませんでしたが、2001年の『中外合弁経営企業法実施条例』の改定により、規定上は減資を行なうことは可能とされています。

【根拠法規】

『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院令第311号 2001年7月22日改正公布 同日施行）

19条「合弁企業は合弁期間内にその登録資本を減少させてはならない。投資総額や生産経営規模などの変化により、確かに減少させる必要のある場合は、審査認可機関の認可を受けなければならない」

ただし、審査認可機関（対外経済貿易部門）による審査は、各種優遇措置の処理、債権者保護、労働者保護の観点などから慎重な審査が行なわれる模様であり、容易に手続きが完了するというものではないと思われまます。

【減資の流れ】

- 1) 減資に関する董事会の満場一致の決議
- 2) 原認可機関（対外経済貿易部門）に対する申請
必要書類：申請書、董事会決議、監査済み貸借対照表、債権・債務者名簿、営業許可証など
- 3) 原認可機関の同意取得後、債権者に対する通知・新聞での公告の実施
- 4) 原認可機関に対する上記3)の結果報告と減資の最終許可取得
- 5) 工商行政管理局での登記および営業許可証の変更

なお、お問合せの減資は「無償減資（資本金の減額による欠損補填）」に該当するかと思いますが、この場合、減資目的からみても当然のことながら、減資部分相当額の対外送金は禁じられています。

【根拠法規】

『外商直接投資の外貨管理業務を完全なものにすることをに関する通知』（匯発[2003]30号 2003年3月3日公布 2003年4月1日施行）

2. 減資後の持分譲渡につきましては、まず合弁パートナーの同意を取得した上で董事会決議を実施します。

その後、政府機関の許可申請を実施しますが、持分変更の審査・認可機関は、当該企業の設立を批准した機関です。

なお、持分変更の認可取得に際して必要な書類は以下の通りです。

- ・持分変更申請書
- ・外商投資企業の元の合弁契約書、定款、およびその修正内容
- ・外商投資企業の設立認可および営業許可書のコピー
- ・持分変更に関する董事会決議書
- ・持分変更後の董事会構成員名簿
- ・譲渡・購入者が調印した持分譲渡契約書
- ・審査機関が要請するその他の資料

審査認可機関は、企業の持分変更申請を受領後 30 日以内に審査結果を回答します。

企業は認可後 30 日以内に、外商投資企業の認可証書変更手続きを実施する必要があります。

最終的に、所管の工商行政管理局で変更登記を行い、出資構成変更後の営業許可証が発給されることになります。

第2章 再編・撤退

Q2-7. 増資に際しての登録資本と総投資額の比率



弊社は目下、傘下の中外合弁企業について中方と日方の出資比率を一方の増資によって変更することを計画しており、その為、当該企業の総投資額を再計算する必要があります。そこで『中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定』（以下、『暫定規定』）(*1)の解釈についてお伺いします。

『暫定規定』によれば、「登録資本と総投資額の比率は規定を遵守しなければならず（第3条）、「投資を増額する場合、その追加した登録資本と増加した投資額の比率は本規定に従う」（第5条）ということで、この資本金比率は増資後の出来上がりの額面に適用されるのではなく、増資部分の額面に適用されるということになっているらしいのですが、この“増資部分の額面に適用される”というところの解釈が不明です。

例えば、設立時に総投資額 500 万米ドル、登録資本 400 万米ドルの企業が、新たに 200 万米ドルの登録資本を増加する場合、総投資額の計算は以下のどちらの考え方をとるべきなのでしょう。

- ① 増資分（200 万米ドル）が 300 万ドル以下のため、資本金比率 70%で計算する。
すなわち、登録資本：600 万、総投資額：786 万とする。
- ② 総投資額は 300 万米ドルを超えているので資本金比率 50%で計算する。
すなわち、登録資本：600 万、総投資額：900 万とする。



『「中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定」第5条の解釈に関する国家工商行政管理总局の回答』(*2)によりますと、上記①、つまり、“まず増資額とこれに対応するあるべき総投資額を算出しておいて、その後、既往の登録資本と総投資額にそれぞれ足し込む”という考え方になります。

従って、今ケースの計算は以下の通りとなります。

1. 増資額に対応する総投資額を計算。
 - (1) 増資額は 200 万米ドル。『暫定規定』第3条規定に当てはめると、当該増資額は増資分に対応する総投資額の、少なくとも 7/10 を占めていなければならない。
 - (2) 上記(1)に従い、増資分に対応するあるべき総投資額を計算
 $200 \text{ 万米ドル} \div 70\% \approx 286 \text{ 万米ドル}$

2. 上記1で算出した値をそれぞれ既往の登録資本、総投資額に足し込み。

(1) 登録資本は、既往分 400 万米ドル+増資分 200 万米ドル=合計 600 万米ドル

(2) 総投資額は、既往分 500 万米ドル+増資対応分 286 万米ドル=合計 786 万米ドル

尚、蛇足ながら、『暫定規定』のうち、今件に関連する主な部分を以下の通りまとめましたので、改めてご参考下さい。

- 『暫定規定』第3条 「中外合弁経営企業の登録資本と総投資額の比率は、以下の規定を遵守しなければならない。」

項	総投資額 (万米ドル)	登録資本
(一)	$X \leq 300$	登録資本が総投資額に占める割合は少なくとも 7/10。
(二)	$300 < X \leq 420$	登録資本は 210 万米ドルを下回ってはならない。
	$420 < X \leq 1,000$	登録資本が総投資額に占める割合は少なくとも 1/2。
(三)	$1,000 < X \leq 1,250$	登録資本は 500 万米ドルを下回ってはならない。
	$1,250 < X \leq 3,000$	登録資本が総投資額に占める割合は少なくとも 2/5。
(四)	$3,000 < X \leq 3,600$	登録資本は 1,200 万米ドルを下回ってはならない。
	$3,600 < X$	登録資本が総投資額に占める割合は少なくとも 1/3。

- 『暫定規定』第5条 「中外合弁経営企業が投資を増資する場合、その追加した登録資本と増加した投資額の比率は、本規定にもとづいて執行しなければならない。」

【根拠法規】

(*1) 『中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定』

(工商企字[1987]第38号 1987年2月17日公布 施行)

(*2) 『「中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定」第5条の解釈に関する国家工商行政管理总局の回答』(企外字[1987]第54号 1987年9月17日公布・施行)



投注差

中国での現地法人設立（投資プロジェクトの実施）においては、予め総投資額と登録資本について認可を受けなければなりません。この総投資額と登録資本の差額を投注差といい、この投注差は原則、設立された現地法人にとって、外貨建て借入の限度額となりますので注意が必要です。

$$\text{投注差} = \text{総投資額} - \text{登録資本}$$
$$\text{投注差} \geq \text{中長期外債累計発生額} + \text{短期外債残高} + \text{国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額}$$

第2章 再編・撤退

Q2-8. 外商投資企業の持分譲渡代金支払に係る外貨送金手続き



弊社はある中外合作企業の唯一の外資側当事者となっていますが、目下、中方の自然人に持分を譲渡して撤退することを考えています。尚、弊社が撤退することで、中外合作企業は完全な内資企業になります。

ついては以下質問します。

1. 中方の自然人から送金をしてもらうことになるが、その際の外為の手続は何が必要か。
2. 譲渡契約に、中国側の協力義務として特に盛り込んでおく必要がある条項はあるか。



1. 外商投資企業の持分譲渡代金支払に係る外貨送金手続き

人民元資金の外貨への交換、対外送金が発生することから、外貨管理局の許可取得が必要となります。

その具体的な申請手続きは、次の通知に従うこととなります。

『外商投資企業の出資持分譲渡及び清算に係る外国為替業務の取扱いを分局に授権することに関する国家外貨管理局の通知』（以下『通知』）

（国家外貨管理局 匯発〔1999〕397号 1999年12月27日公布 同日施行）

まず、外資系企業の持分譲渡及び清算に係る外貨送金は、外貨管理局の各地分局がこれを取り扱うこととなっています。（『通知』第1条）

次に、手続の進め方ですが、『通知』第2条には「（前略）中国側当事者が（中略）申請する場合には、必ず所在地の外為局に対し次の各号に掲げる審査資料を提出しなければならない。」とあり、申請者は以下の書類を提出する必要があります。

- (1) 申請報告（企業基本情況、出資構成、申請企業による出資進捗状況、出資口座等）
- (2) 外商投資企業外貨登記証原本及びコピー
- (3) 出資権譲渡協議原本及びコピー
- (4) 商務部門による投資先企業の出資構成変更に対する承認回答文書原本及びコピー
- (5) 投資先企業の出資権変更後の企業営業免許、許可証書及び許可を受けて発行した契約書、定款原本及びコピー
- (6) 投資先企業の最近一期の出資検査報告原本及びコピー

-
- (7) 会計士事務所が発行した最近一期の投資先企業の会計監査報告原本あるいは有効な資産評価報告原本及びコピー
 - (8) 出資権譲渡後に収益計上側が取得する収入に関する税完納証憑あるいは仲介機構による納税証憑
 - (9) 申請日前日の出資権購入側の関連外貨口座移動明細原本およびコピー
 - (10) 上述資料に対し提出すべき補充説明資料

2. 譲渡契約内容

合意事項として盛り込むべき主な内容は、以下のようなことが考えられます。

(1) 商号

－当該合作企業の名称から御社の商号を外すこと。

(2) 各種資料

－御社が資本参加していたことを示す各種資料の返還または廃棄方法取り決め。

(3) 経営上の責任

－持分譲渡後、御社が当該合作企業の運営に関する責任を負わないこと。

－(可能であれば合意が望ましいこととして)

合作期間中の原因に起因する問題が、持分譲渡後に顕在化した場合についても御社は責任を負わないこと。

(4) 追徴課税への対策

－追徴課税(*)があった場合の負担方法についての取り決め。

(*) 持分譲渡により、当該合作企業は外商投資企業から内資企業へ変更される。

過去外商投資企業として各種優遇税制を享受していた場合、過去に減免された税金分を追徴される可能性がある。

(例) 経営期間 10 年以上の生産型企業に認められる“二免三減”を享受していたが、結果的に経営期間が 10 年に満たなかった場合など。

(5) 対価の支払

－対価の支払期限。

－(可能であれば) 中方による支払保証担保の提供。

(6) 技術ライセンス契約

－(締結しておりでかつ解除する必要がある場合) 解除に関する処理方法。

第2章 再編・撤退

Q2-9. 企業合併の際の被合併企業の存続



同一行政区にある2つのグループ企業（非保税区生産性企業）を合併させ、被合併企業の工場をしばらく存続させようとしています。その際、その工場は、分公司登記が必須となりますか。それとも、単なる第2工場（分公司化せず）として運営できるのでしょうか。



グループ企業2社の吸収合併において、合併に関する持分譲渡時の株主の同意に関する事項につきましては、問題が発生していないという前提でお答え致します。

結論から申し上げますと、被合併企業の工場を存続させ操業を行う場合には、合併企業の分公司として登記を行わなければなりません。

分公司に関しましては、『公司法』(*1)第14条にて「企業は分公司を設立することができる。分公司を設立する場合は、企業登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。」と規定されています。更に『公司登記管理条例』(*2)第46条にて「分公司とは、企業がその住所以外に設立した経営活動に従事する機構を指す。分公司は企業法人格を有しない。」と規定され、且つ『公司登記管理条例』第47条にて「分公司の登記事項については、名称、営業場所、責任者、経営範囲が含まれる《…中略…》分公司の経営範囲は企業の経営範囲を逸脱してはならない。」と規定されています。

よって吸収合併された企業の工場は「企業がその住所以外に設立した経営活動に従事する機関」となりますので、これは即ち「分公司」であり、登記の上で営業許可証を受領しなければなりません。

企業再編の合併に関しましては、『外商投資企業の合併と分割に関する規定』(*3)が適用されます。この第31条および第33条に変更登記に関する規定がありますのでご一読下さい（長いためここでは割愛します）。

なお、被合併企業の工場を存続させ操業を行う場合には、被合併企業の工場を合併後の企業または親会社の出資による独立した現地法人として新設するという方法もございます。但し、新設した現地法人の認可および登記においては、資本金、董事（法定代表人）の選任、定款の作成および登記などが必要で、非常に手続きが煩雑となります。それに対して、被合併企業の経営範囲が合併企業のものと同致するのであれば、分公司設立の手続きが比較的簡単で、費やす時間が少なくて済むと思われます。

【根拠法規】

- (*1) 『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行)
- (*2) 『公司登記管理条例』(国务院令第451号 2005年12月18日改正公布 2006年1月1日施行)
- (*3) 『外商投資企業の合併と分割に関する規定』(対外貿易経済合作部 国家工商行政管理局令 2001年第8号 2001年11月22日改正公布 同日施行)

第2章 再編・撤退

Q2-10. 期限付き合併企業の清算手続き



合併企業の設立を検討しております。ただ、将来的には独資での運営を希望しております。合併相手とは将来像を踏まえて折衝しており、相手方の中国企業は合併期間3年で、あとは独資に切り替えてもよいといっています。

1. 合併期間3年という設定は可能ですか。
2. 合併終了後は自動的に独資に切り替わるのでしょうか、それとも合併企業の清算手続きをしなければなりませんか。
3. また合わせて合併の終了の手続きについても教えてください。



1. 合併期間を3年とすることについて法規上は問題ないものと思われま。す。
(下記【根拠法規】参照)

但し、合併期間を3年とするような短期の契約について審査認可機関の設立認可が下りるかどうかは不明です。

【根拠法規】

(*1) 『中外合併企業法』(全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日改正公布 同日施行)

・第13条

「合併企業の合併期間は、業種、状況に応じ、異なる約定を行う。一部業種の合併企業は合併期間を定めても定めなくてもよい。」

(*2) 『中外合併経営企業法实施条例』(國務院令第311号 2001年7月22日改正公布 同日施行)

・第89条

「合併企業の合併期間は、『中外合併経営企業合併期間暫定規定』に照らして執行する。」

(*3) 『中外合併経営企業合併期間暫定規定』(對外經濟貿易部〔1990〕外經貿法字第56号 1990年10月22日公布 同日施行)

・第2条

「設立する中外合併経営企業が、国が奨励と許可を規定する投資プロジェクトに属する場合、本規定第3条で別途規定しているものを除き、合併各方は契約で合併期間を約定することも、約定しないこともできる。」

2. 合併期間満了後独資に切り替えるための手続きですが、合併期間が満了した合併企業は清算手続きを行う必要がありますので、自動的に独資企業に切り替わることはありません。また、当該清算手続きにより合併企業が消滅となり、独資での運営を希望する場合、『外資独資企業法実施細則』(2001年4月12日改正公布 同日施行)第7条～第17条の規定により独資企業の新設手続を行う必要があります。

そこで、合弁相手と協議の上、『外商投資企業投資者の持分変更についての若干の規定』（1997年5月28日公布 同日施行）第7条、第9条及び第10条などの関係規定に従い、相手方の持分を全部買収する手続を行うことにより、合弁企業を独資企業に切り替わることができると考えられます。

【根拠法規】

(*2) 『中外合弁経営企業法実施条例』（国务院令第311号 2001年7月22日改正公布 同日施行）

・第90条

「合弁企業は以下に挙げる状況下で解散する。（一）合弁期間が満了した場合<以下省略>」

3. 合弁企業における合弁期間満了後の普通清算手続については、『外商投資企業清算弁法』（*4 <以下『弁法』>）に規定されており、具体的には以下の通りです。

- (1) 清算委員会の設置（『弁法』第8条）
- (2) 行政機関等への清算の通知（『弁法』第16条）
- (3) 債権者への通知及び公告（『弁法』第17条）
- (4) 債権の登記及び査定結果を債権者に通知（『弁法』第20条）
- (5) 清算財産の価値評価（『弁法』第29条）
- (6) 弁済（『弁法』第23～28条）
- (7) 清算報告書の作成及び審査認可機関への届出（『弁法』第31・32条）
- (8) 税務機関及び税関での登記抹消手続（『弁法』第33条）
- (9) 登記機関での登記抹消手続及び営業許可証の返納（『弁法』第33条）
- (10) 企業終止の公告（『弁法』第34条）

また、清算期限については、

『弁法』第5条で、「企業の清算開始日は企業の経営期限満了の日、或いは企業の審査認可機関が企業の解散を認可した日、または人民法院が判決、或いは仲裁機構が裁決した企業契約終了の日とする。」、

第6条では「企業の清算期限は、清算開始日から企業の審査認可機関に対して清算報告書を提出する日までとし、180日を超えてはならない。特別の状況により清算期限を延長する必要がある場合、清算委員会が清算期限満了の15日前までに、企業の審査認可機関に清算期限延長の申請を提出する。延長期限は、90日を超えてはならない。」

と規定されております。

【根拠法】

(*4) 『外商投資企業清算弁法』（対外貿易経済合作部令1996年第2号 1996年6月15日国务院批准 1996年7月9日公布 同日施行）

第2章 再編・撤退

Q2-11. 現地法人清算処分後の資産の再投資



再投資について質問させてください。

現在清算中の現地法人の清算処分後の資産を中国内に新たに設立する会社の資本金にあてたいと思っています。この場合、利益の再投資にあてはまり、清算した企業が納税した法人税の還付など受けられるのでしょうか。



結論から申し上げますと、現地法人の清算後の資産を用いて再投資を行った場合に、清算した現地法人が納めた企業所得税の還付を受けることは出来ません。

『外国投資家投資企業の外国投資家の再投資による税還付の若干の問題に関する国家税務総局の通知』（国家税務総局 国税発[1993]009号 1993年6月15日公布 同日施行）第3条で「外国投資家は、外国投資家投資企業から取得する清算所得を再投資に用いる場合には、再投資による税還付の優遇を享受することができない」と規定されています。

第2章 設立・再編・撤退

Q2-12. 合併企業の清算における当局の認可



合併企業が合併期間の満了前に清算するにあたっては、当局の認可を受ける必要があり、それには董事会の全会一致決議と合併契約・定款に定められた清算条件がそろわないとならないと理解しております。

合併契約・定款において、合併期間の満了前に一方の出資者に合併継続の意思がなくなり、他方に持分の譲渡を申し込んだものの他方がそれを拒絶し、第3者への譲渡もできなかった場合には清算という条項を設けたとします。(このような条項が認められるかどうか不明ですが)

1. 上記の条項を満たし、仮に董事会で全会一致決議が得られた場合、当局はこの決定を支持して、認可を与えるでしょうか。
2. 当局の認可が得られず、仲裁や訴訟により清算を申し立てた場合、清算は認められるでしょうか。
3. 合併の意思がなくなったのが日方の場合、合併企業の存続を当局が優先して、日方の持分を没収するということはあるでしょうか。

北京市の中外合併企業を想定してください。



ご質問につきまして、北京の弁護士に以下の通り確認致しました。

1. 『中外合併企業法実施条例』(*1)第11条、第13条、第90条より、法令上は、当事者が解散事由を約定することができるとされておりますので、上記のような条項を入れることは可能であると考えます。従って法的根拠がある以上、董事会で全会一致決議が得られた場合、当局はこの決定を支持して、これを認めることになると思われれます。
2. 実際にも事実関係がそろえばこのような判断がなされる可能性が高いと思われれます。この場合の手続きとしては判決書等を提出してあらためて原審査機関に対する申請が必要になります。

-
3. “没収”が当事者の意思に反して無償で名義を他の者に変更するということであるとすれば、そのような権限を付与する法的根拠は存在しないと理解していますので、日方の持分を没収するという事はないと考えます。

【根拠法規】

(*1) 『中外合弁企業法実施条例』

(国務院令第 311 号 2001 年 7 月 22 日改正公布 同日施行)

【回答後の参考情報】

2008 年 1 月に『外商投資企業清算弁法』が廃止され、外商投資企業の生産手続きは『公司法』に従うことになりました。これに関連して、以下の二つの通達が出されています。

『法に依って外商投資企業の解散及び清算業務を適切に行うことに関する指導意見』(*2)
『最高人民法院の『中華人民共和国公司法』適用の若干問題に関する規定』(*3)

これにより本件について 2 点補足します。

- ① 『指導意見』(*2)第 2 条により審査機関は解散申請書及び関連資料を受け取った後 10 営業日以内に解散を認める文書を出すことが義務付けられました。
- ② 『公司法』第 183 条により「議決権の 10%以上を有する株主は会社の経営管理に著しい困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損失を被らせる場合があり、その他の方法では解決できない場合」に人民法院に会社の解散を請求できます。その際に『規定』(*3)では人民法院が訴訟を受理する事例、受理しない事例や手続きなどにつき定めています。

(*2) 『法に依って外商投資企業の解散及び清算業務を適切に行うことに関する指導意見』

(商法字[2008]31 号 2008 年月 5 日公布)

(*3) 『最高人民法院の『中華人民共和国公司法』適用の若干問題に関する規定』

(法积[2008]6 号 2008 年月 5 日公布 2008 年 5 月 19 日施行)

第2章 再編・撤退

Q2-13. 会社清算時のコスト、残余資産の取り扱い



現在当社は、上海外高橋保税區に独資の商業企業を有しています。当該企業は'04年の設立以来の赤字続きで、現在では資本金の約4割に相当する累損を抱えるに至っている為、当社としては当該企業の清算を検討しています。

清算を行うに際して以下の点をご教授願います。

- i) 当該企業を清算する場合、残余資産額全額を日本の株主へ分配することは可能か。
- ii) 残余資産額を中国国内への新規投資に割当てする場合、回収残余額を日本へ送金する場合と比べて、何かメリットはあるか。
- iii) 清算にあたり必要なコスト、期間はどの程度かかるか。

尚、当該企業は企業所得税につき利益計上年から1年の税免除・2年の税半減という優遇政策の対象とはなっていないものの、上述の通りそもそも利益が上がっていない為、納税したことはありません。



1. 残余資産の回収

外商独資企業は、その清算後、残余資産を出資比率に応じて日本へ送金することが可能です。ただし、清算に掛かる費用などを支払った後の残余資産でなければなりません。

尚、清算後の残余資産海外送金にあたっては、以下に挙げる書類を外貨管理局（又は外貨管理局の分局）に提出し送金許可を得る必要があります。

- (1) 清算報告書（董事会で決議したもの）
- (2) 税務登記抹消証明書
- (3) 税関登記抹消証明書
- (4) 現地対外経済貿易部門の清算批准書
- (5) 新聞広告写し
- (6) 工商局の営業許可証登記抹消証明書
- (7) 清算終了日の会計報告書（註1）
- (8) 銀行口座閉鎖証明など

（註1）清算終了日の会計報告書には、余剰財産分配前の貸借対照表、清算期間内の現金収支報告書、清算損益計算書、資産評価書及びこれらの書類に関するワークシート、原始証憑が含まれます。

2. 中国国内の新規投資へ割り当てた時のメリット

本ケースの場合、当該残余資産を中国国内における新規投資に割り当てたとしても、日本へ送金する場合と比べて特段のメリットはないと思われます。

一般に、外商投資企業がその利益を国内へ再投資した場合のメリットとしては、再投資を行った外商投資企業に、その納めた企業所得税を還付するという優遇措置があります。

しかし、『外国投資家投資企業の外国投資家の再投資による税還付の若干の問題に関する国家税務総局の通知』(*1)の第3条によれば、本ケースのように、外商投資企業の清算後の資産を用いて再投資を行った場合には、この優遇措置は適用されないことになっています。

3. 清算に必要なコスト・期間

(1) 所要コスト

コストは、個々に異なることから一概にはいえませんが、行政手続きについては原則無料で、発生したとしても微々たるものようです。しかし、会計監査費用、弁護士費用については、依頼先に応じて大きく異なるものの、一般的には監査費用として100万円程度から数百万円、弁護士費用も同程度かかるという情報があります。

有識者によれば、企業清算時には、ほぼ100%の確率で、税務当局より何らかの税務上の問題点を指摘され、追徴課税がなされているようです（数千万円の滞納金を支払わされることも多々あるとの由）。その為、清算開始前には、会計士等に依頼して税務自己監査をし、ある程度、事前に状況を明確にしておくことが望まれ、このことから会計監査費用や弁護士費用は予め見込んでおいた方がよいでしょう。

ちなみに、追徴課税の典型事例として、企業所得税の減免税措置を享受していた企業が経営期間満了前に清算されてしまった場合、優遇対象条件からはずれて減免分を追徴されるといったことがあります。

具体的には、上海外高橋保税区でも、経営期間10年以上のプロジェクトとして認可されている区内の生産型企業、非生産型企業には、それぞれ企業所得税の2免3減、1免2減が適用されます（『上海外高橋保税区条例』(*2)）が、これを享受していた企業が10年未満で清算された場合は、減免税額分につき追徴されるということです。

ただし、念の為申し上げれば、本ケースでは、企業の設立以来、免税・減税の優遇を享受してはいないので、当該追徴はないかと存じます。

(2) 清算の所要期間

『公司法』(*3)第 184 条及び 186 条では、清算開始日から株主会、株主総会に清算報告を提出する日まで、企業清算の具体的手続きフローと所要日数について、下記のように規定されています。

- (1) 解散事由が出現した日から 15 日以内に清算グループを設立する。
- (2) 清算グループ設立日から 10 日以内に債権者に債権届出について書面通知を行う。
- (3) かつ清算グループ設立日から 60 日以内に新聞に公告を実施し、債権者からの債権届出を受付ける。

【根拠法規】

(*1) 『外国投資家投資企業の外国投資家の再投資による税還付の若干の問題に関する国家税務総局の通知』(国家税務総局 国税発[1993]009 号 1993 年 6 月 15 日公布・施行)

第 3 条 「外国投資家は、外国投資家投資企業から取得する清算所得を再投資に用いる場合には、再投資による税還付の優遇を享受することができない。」

(*2) 『上海外高橋保税區条例』

(1996 年 12 月 19 日上海市第 10 回人民代表大会常務委員会第 32 次会議採択 1996 年 12 月 20 日公布 1997 年 1 月 1 日施行)

第 41 条 「保税區の生産性企業は、15%の税率で企業所得税を徴収する。経営期間が 10 年以上の場合は、収益を上げはじめた年度より、第 1 年および第 2 年は企業所得税を免除し、第 3 年から第 5 年は企業所得税を半減して徴収する。」

第 42 条 「保税區の貿易や倉庫などの非生産性企業は、15%の税率で企業所得税を徴収する。経営期間が 10 年以上の場合は、収益を上げはじめた年度より、第 1 年は企業所得税を免除し、第 2 年から第 3 年は企業所得税を半減して徴収する。」

(*3) 『公司法』(主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正・公布 2006 年 1 月 1 日施行)

第 184 条 会社は、第 181 条第(1)号、第(2)号、第(4)号又は第(5)号の規定により解散する場合には、解散事由が出現した日から 15 日以内に清算グループを成立させ、清算を開始させなければならない。有限責任会社の清算グループは株主により構成し、株式有限会社の清算グループは董事又は株主総会が確定する人員により構成する。期間を徒過して清算グループを成立させず清算をさせない場合には、債権者は、人民法院に対し関係人員を指定して清算グループを構成させ清算をさせるよう申し立てることができる。人民法院は、当該申

立てを受理し、かつ、遅滞なく清算グループを組織して清算をさせなければならない。

第 186 条 清算グループは、成立の日から 10 日以内に債権者に通知し、かつ、60 日以内に新聞に公告しなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内に、又は通知書を受領していない場合には、公告の日から 45 日以内に、清算グループに対しその債権を申告しなければならない。

- 2 債権者は、債権を申告する場合には、債権の関係事項を説明し、かつ、証明資料を提供しなければならない。清算グループは、債権について登記をしなければならない。
- 3 債権申告期間において、清算グループは、債権者に対し弁済をしてはならない。

第2章 再編・撤退

Q2-14. 新『破産法』の運用状況



今年（2007年）6月1日から新『破産法』が施行され、外資企業も破産できるようになったと聞いていますが、4ヶ月以上経った現在、実際に破産宣告した外資企業の例はありますか。撤退戦略の一つとして破産を選択する日系企業は今後増えるのでしょうか。



現時点で、当機構に破産した外資企業の事例について情報は入っておりません。

ご存知の通り、新しい『企業破産法』では、国有企業のみならず外商投資企業も適用の対象となりました。もちろん“破産”が撤退の形態の一つになりうるとは思いますが、“破産”自体のイメージが良くないこと、また『企業破産法』第125条(*1)では董事や高級管理職へのペナルティーも規定されたことから、ブランドへの影響や再進出の可能性を鑑みて決して得策とは言えないと思われます。

一方で従来とは異なり、会社更生や和議といった手段を取れるようになりましたので、こういった制度を活用することは増えてくるのではないかと思います。（もっとも、会社更生や和議が不調に終わった場合は、破産清算へ移行することになります）。

いずれにしましても、いましばらく動向を見極める必要があると思われます。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国企業破産法』（主席令第54号 2006年8月27日公布 2007年6月1日施行）

第125条 「企業の董事、監事あるいは高級管理人員が忠実義務、勤勉義務に違反し、所属する企業を破産させた場合は、法に依って民事責任を負う。

前項で規定する状況にある人員は、破産手続き終結の日より3年内は、如何なる企業の董事、監事、高級管理人員も担当してはならない。」

【補足情報】

2008年6月4日のニュースでは、1年間の施行にもかかわらず、破産申請件数が1万件に達していないなど、全体的に同法の活用が進んでいない旨が、記述されていました。

第2章 再編・撤退

Q2-15. 外商投資企業の国内投資



『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』第5条第2項には、外商投資企業が国内投資できる条件として「利益の計上を始めていること」という記載がありますが、“利益の計上”とは“単年黒字”と“累損解消”のどちらを意味するのでしょうか。



はじめに、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』(*1)第5条及び第6条は、以下の通知の第2条第3項によって執行が停止されているため、現時点では外商投資企業が国内投資をする際に“利益の計上”は条件となっていないので、ご留意下さい。

『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』
(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]102号 2006年5月26日公布 同日施行)

その上で、ご参考までに同規定第5条および第6条が有効であった当時の考え方を紹介しますと、“単年黒字”、“累損解消”のいずれの解釈も成り立つが、“累損解消”と考えるのが妥当ではないかとされていたというのが結論です。

その根拠は、生産型企业に対する企業所得税減免措置(“二免三減”)における“利益計上年度”の定義が“累損解消”に該当するため、同じように考えるのが妥当であろうというものです。

(*1) 『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』

(対外貿易経済合作部、国家工商行政管理总局令 2000年第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日施行)



「二免三減」における「利益計上年度」の定義

『外国投資企業および外国企業所得税法実施細則』

(国務院令第 85 号 1991 年 6 月 30 日公布 1991 年 7 月 1 日施行) 第 76 条第 1 項

「企業が生産・経営を開始した後、利益を計上する最初の納税年度を意味する。企業が開業初期において欠損を生じている場合は、『外国企業所得税法』第 11 条の規定により、翌年度以降の所得から繰越控除できる。補填の後なお利益を計上する納税年度を、利益計上年度とする。」



『暫定規定』第 5・6 条（執行停止条項）

第 5 条 外商投資企業は次の条件に合致している場合、投資することができる。

1. 登録資本金が全額払い込み済みであること
2. 利益の計上を始めていること
3. 法に依って経営を行っており、違法経営記録がないこと

第 6 条 外商投資企業の国内投資は、その累計投資額が自己の純資産の 50%を超えてはならない。投資した後、被投資会社が利益を以って転換して増加する資本を受け入れる場合は、その増加額はこれを含まない。

第2章 再編・撤退

Q2-16. 優先株の発行



中方メジャー、日方マイナーの2社出資による日中合弁会社があるのですが、その会社に出資したいと考えております。

- (1) その場合、第三者割当て増資という方法はとれるのでしょうか。
- (2) また、その増資分の株式について議決権無しの配当優先株としたいのですが、中国でそのようなことは可能なのでしょうか。



(1) 出資者が同意する第三者による出資の引き受けは可能です。そして増資の出資条件は基本的に新規設立と同じです。

増資の手続きの概略は以下の通りです。

契約書改訂案、定款改訂案等作成→董事会の全員一致決議→申請→審査認可機関による審査、批准→出資とその検証→工商行政管理局で変更登記

尚、中国側に国有資産による出資がある場合、『外商投資企業投資家の出資持分変更についての若干の規定』（下記【根拠法規】参考）で、国有資産で投資した中国側の持分比率が変わる場合は国有資産管理部門が認可した資産評価事務所による確認を得ること、その評価は持分変更の根拠とすることが定められていますのでご注意ください。

【根拠法規】

『外商投資企業投資家の出資持分変更についての若干の規定』（対外貿易経済合作部・国家工商行政管理局制定 1997年5月28日公布 同日施行）

第8条

「国有資産をもって投資した中国側投資家が持分変更を行う場合は、関連する国有資産の価格評価機構が、変更する持分に対して価値評価を行い、かつ国有資産管理部門の確認を得なければならない。確認を得た評価結果は、持分変更の価格の根拠としなければならない」

- (2) 『中外合弁企業法』4条に「各合弁当事者は、登録資本の比率に応じて利益の分配を受け、危険及び損失を負担する」とあり、出資者の共同経営責任が規定されているので、議決権無しで配当を受けるだけの資本参加は本来、認められません。

但し、出資者間の話し合いで条件を取り決めることで、実質的に配当優先株の効果を持たせることは可能のようです。

実際の運用にあたっては顧問弁護士或いは専門のコンサルタントにご相談されることをお勧めします。

尚、契約、及び定款の修正は、審査認可機関の認可を経た後効力を発揮します。増資の段階で審査を受けるので今回はそこでチェックが掛かることになります。

(参考)【根拠法規】

『合弁企業法実施条例』(国務院制定 2001年7月22日第二次改正公布 同日施行)

- ・第11条「合弁企業契約には次の各号に規定する主たる内容を記載しなければならない
(4) 各合弁当事者の利益配分および損失負担の比率」
- ・第13条「合弁企業の定款には、次の各号に規定する主たる内容を記載しなければならない。
(4) 合弁企業の投資総額、(略)、利益配分および損失負担の比率」

『公司法』(全国人民代表大会 主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行)

- ・第43条「株主会会議においては、株主が出資比率に基づいて議決権を行使する。但し、会社定款に別途規定する場合はこの限りではない。」



「優先株」・「第三者割り当て」

<優先株>

優先株とは、種類株の一種で、他の株式に比べて優先的取扱を受ける株式のこと。多くの場合、配当や会社清算時の残余財産を普通株に優先して受ける権利を有する一方、議決権に一定の制限が付された株式のことを言う。

<第三者割当増資>

第三者割当増資とは、特定の第三者を対象に新株を発行すること。

第3章 企業経営

第3章 企業経営

Q3-1. 8号令と保税區企業



外資の保税区内貿易公司に対する8号令の適用（国内商業権の取得）は、上海外高橋保税區も大連保税區も同等と考えて宜しいでしょうか。



上海外高橋保税區も大連保税區も同等と考えてよいと思われま

す。保税区内貿易公司の国内商業権取得は、以下の通知により制度として明確化されたもので、全国の保税區を対象としています。

『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』

（商務部・税関総署弁公庁 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行）

<ポイント>

保税區企業が、對外貿易法、『8号令』に基づき、貿易権および販売権（原文：分銷權）を取得すれば国内で貿易活動や販売活動を行うことが可能となった。

ただし、実際の運用については、各地方政府間に若干の違いが見られるという情報がございます。ご留意下さい。



「8号令」

8号令とは以下の法令の俗称です。

『外商投資商業分野管理弁法』

（商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）

中国は、國際公約として、2001年12月のWTO加盟後3年以内、即ち2004年12月11日までに卸・小売など流通分野における独資商業企業（100%外資）の設立を認めることになっていましたが、当該法規により、これが実現しました。

現地販売会社設立に必要な最低資本金の大幅引き下げや、製造型企業が經營範圍に商業行為（いわゆる「仕入販売」）を含むことを容認された点は、既存進出企業を中心に高い関心を集めました。

第3章 企業経営

Q3-2. 担保を取った取引の実態



最近商業権を取得した商社です。

8 号令商業企業の中国国内取引において、実際に担保を取って行っている内販取引の実態はどうなっているのか教えてください。



代金回収リスクを低減する施策として「担保や保証金」を取っている事例は少ないというのが実態のようです。これは、“担保設定（抵当権設定）など手続きの複雑さ”や、“費用と時間が掛かる”というのが原因ではないかと思われます。

以下の通り、関連する情報をお伝えしますのでご参考下さい。

当機構が2年に1度実施しているアンケート調査(*1)の結果では、回収リスク低減の施策として「担保や保証金を取る」という企業は全体の14%と低い割合でした。ちなみに施策として最も採用されているのは「前受もしくは即時決済」で全体の33%を占めております。

あるコンサルタントへヒアリングをしたところ、物的担保を取るケースは少ないが、保証人を立てる例は珍しくないとの情報を得ました。しかし、この場合でも法令による諸々の制約があるため、あまり使い勝手はよくないということです。

実際に現場で事業を営む、ある商社へのヒアリングでは、担保・保証金を取るという施策は採用しておらず、彼らの取引では、前受金・納品時即時現金（小切手・銀行振込み）決済が大半で、一部手形を利用しているとのことでした。

また、新規取引開始にあたっては、取引相手を十分に事前調査した上、与信枠を設定して管理しているということでした。

(*1) 日中投資促進機構「日系企業アンケート調査」

弊機構では、2年に1度日系企業の中国現地法人を対象とし、個社経営状況および経営環境全般にわたる調査を実施しています。

直近では、06年末から07年初にかけて調査を実施し、07年3月に「第9次日系企業アンケート調査」として報告書を刊行しております。

第3章 企業経営

Q3-3. 監事会設置義務①



最近、8号令により商業権を取った保税区内貿易会社です。最近、セミナー等で、今後は外資企業も監事会を設置する方向が強まるため、定款等の変更時に、監事会の設置をしておくべき、との話を聞くことがあります。保税区内貿易会社の場合、今のところその必要はあるのでしょうか。アドバイスをお願いします。



まず、本件は外商投資企業全般に通じることであり、保税区内貿易会社固有の問題ではないことをご理解下さい。

その上で、以下の通り解説します。

改正『公司法』(*1)では、その第52条で「有限責任会社は監事会を設置し、その構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が少ない、或いは規模が小さい有限責任会社は、1名ないし2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよい。」と規定されました。

つまり、有限責任会社は監事会もしくは幹事を設置しなくてはならないことになった訳ですが、問題はこれが既存の外商投資企業にも適用されるのかということです。

これについての中央の制度的な最新情報は、目下、以下の通りで、これによれば、既存企業は監事/監事会の設置を独自に判断できると理解できます。

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』（国家工商行政管理総局外資局 2006年9月22日公布）

二. 「〈略〉法の不遡及の原則に基づき、2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を修正しなければならないかについては、公司登記機関は強制要求を行うべきではなく、会社が独自に決定することができる。（以下略）」

ただし、江蘇省では『国の4部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』(*2)を公布しており、定款を全面改訂する場合や、定款の修正部分が監事/監事会の設置の要否に直接関係するような場合については当局が監事/監事会設置を要求する可能性があることを示唆しています。

セミナーなどでは、このような地方の動きを踏まえて、何かのついでに定款変更をされることを勧める傾向にあるものと思われます。

(*1) 『公司法』

(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行)

(*2) 『国の4 部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』

(江蘇省工商行政管理局・江蘇省対外貿易経済合作庁・南京税関・国家外為管理局江蘇省分局・蘇工商外[2006]188号 2006年6月5日公布 同日施行)



監事会設置義務

既存の企業に対しても、定款を大幅に変更する時などに、地元工商局から監事(会)の設置を求められる事例が増えています。

当該事例については、次のページの「監事会設置義務 ②」をご参照下さい。

第3章 企業経営

Q3-4. 監事会設置義務②



94年12月蘇州に合弁会社を設立して以来10年以上が経過しました。当時と今日とでは状況が異なるため、この程当該合弁会社の定款を見直し、改訂案を工商局に提出しました。

これに対し、工商局は監事/監事会を設置及び関連事項を定款に盛り込むことを要求してきました。弊社は94年に設立した会社には監事/監事会は不要という認識でしたが、工商局は、定款改訂時には監事/監事会の設置を義務づける、という回答でした。

ついては、以下について質問します。

1. 上記の工商局見解は正しいのか。その場合、法律の裏づけはあるか。
2. 監事を設ける際の工商局提案は、監事は1名で中方が選出するというもの。弊社は、董事長が中方、総経理が日方という構成だが、監事が中方である根拠はあるか。



1. 工商局見解について

結論からいえば、今回のケースでは監事（会）の設置を要求される可能性があります。

監事（会）の設置については、改正『公司法』（*1）第52条により規定されていますが、2005年12月31日以前（改正『公司法』施行以前）に設立済の企業については、[註]（*2）の「解釈」第2条により、監事（会）の設置は義務付けられないというのがこれまでの考え方でした。

しかし、江蘇省には、別途[註]（*3）の「意見」が出されており、その第10条によれば、定款を全面改訂する場合や、定款の修正部分が監事/監事会の設置の要否に直接関係するような場合については当局が監事/監事会設置を要求する可能性を示唆しています。

ある有識者からの情報によれば、国家工商行政管理総局も上記の「意見」を支持しており、他地区へも同様の指導をしているとのことでした。

2. 監事が中方である必要性有無

監事を中方から選出しなければならないという規定はないと思われまます。監事の選出方法は、前述の[註]（*2）「解釈」及び[註]（*3）「意見」にも、それぞれ改正『公司法』に依拠し定款によって規定すると言及していますが、改正『公司法』には該当する規定は見当たりません。

[註]

(*1) 『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正公布 2006 年 1 月 1 日施行)

・第 52 条

「有限責任公司是監事会を設置し、その構成員は 3 名を下回ってはならない。株主の人数が少ない、或いは規模が小さい有限責任公司是、1 名ないし 2 名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよい。(以下略)」

(*2) 『「外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』(国家工商行政管理総局 2006 年 9 月 22 日公布)

・第 2 条

「<前略>『公司法』の規定に基づき、有限責任公司および株式有限公司は監事会を設立しなければならない。<中略> 監事制度は『公司法』で設立を強制要求するもので、外商投資に関する法律にはこれに対して別途規定がないことから、法律の適用原則にもとづき、すべての類型の外商が投資する公司も監事制度を設立しなければならないが、監事制度の組織形態(監事会か監事か)、選出方式(選挙か委任か)、任期、職権などの具体的事項は、公司の定款でそれぞれの公司の状況に基づいて行うことができる。このほかに強調しなければならないのは、法の不遡及の原則に基づいて、2006 年 1 月 1 日以前に設立済みの外商が投資する公司が定款を修正しなければならないかについては、公司登記機関は強制要求を行うべきではなく、公司が独自に決定することができる。」

(*3) 『国の 4 部委の「外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』(江蘇省工商行政管理局・江蘇省対外貿易経済合作庁・南京税関・国家外為管理局江蘇省分局・蘇工商外[2006]188 号 2006 年 6 月 5 日公布 同日施行)

・第 2 条

「中外合弁、中外合作有限公司は、監事会或いは 1 乃至 2 名の監事を置かなければならず、その選出方法は公司が『公司法』に依拠し、定款によって規定する。(以下略)」

・第 10 条

「(前略)2005 年 12 月 31 日までに登記している外商が投資する公司が、2006 年 1 月 1 日以降に改めて定款を修正する場合、新しい定款は現行の法律、行政法規に合致しなければならないが、公司が定款の一部の条項についてのみ修正を行い、定款の修正案のみを提供する場合は、定款のすべての条項について規範化するよう公司に求めない。」

第3章 企業経営

Q3-5. 董事の任免



中外合弁企業を経営しています。

この度、中国側パートナーより董事の任免は、董事会決議事項にはあたらないという指摘を受けました。

『公司法』によると、「株主会には董事の選任及び更新に関する事項を決定する職権があり」、かたや董事会には「株主会の決議を執行する職権がある」としか触れられていません。

しかし、合弁企業には、董事会しかなく株主会は存在しません。それでも董事の任免は、董事会決議事項とはならないのでしょうか？



中外合弁企業に対しては、『中外合弁企業法』(*1)が適用され、同法規では董事の任免について以下の通り定めています。

第6条「合弁企業は、董事会を設け、その人員構成は各合弁当事者が協議の上で契約及び定款において確定するものとし、かつ各合弁当事者が任命や更迭を行う。(以下略)」

即ち、上記条文によれば、日方の董事は日方が、中方の董事は中方が選任することとなり、一方が他方の決定に対して異を唱えることが原則できません。

ただし、企業は、悪事を働いた董事を罷免する権利は留保していると考えられます。そこで、予め定款に以下に類した定めを設けておくことにより、董事会決議により該当する董事の罷免を行っても合理的な措置として合弁当事者の董事委任派遣権を侵害しないと考えることができます。

定款への記載(例)「董事会は(予め定めた悪事に該当する行為を為した)董事を罷免することができる。その場合、当該董事を選任した合弁当事者は別途新たな董事を選任し派遣する。」

(*1) 『中外合弁企業法』

(全国人民代表大会 主席令第48号 1979年7月1日制定 2001年3月15日改正公布 同日施行)



『公司法』と『中外合弁企業法』

『公司法』が一般法であるのに対し、『中外合弁企業法』は中外合弁企業を対象とした特別法です。仮に一般法と特別法の間には差異がある場合、特別法の対象には、一般法に優先して特別法の定めが適用されます。

第3章 企業経営

Q3-6. 外商合弁企業における副董事長の権限



複数の外国企業が出資する独資企業（外商合弁企業）における副董事長の権限についてお伺いします。

『中外合弁企業法実施条例』（*1）や 05 年改正『公司法』（*2）には“董事長が職務を履行できない或いは職務を履行しない場合、副董事長が董事長に代わって董事会を主催しなければならない”といった内容の規定がありますが、外商合弁企業の場合、定款で定めることにより、前述のような“董事長が職務を履行できない／しない場合の董事会招集権”を与えないことはできますか。



有識者を通じて管轄当局の見解を確認したところ、外商合弁企業も 05 年改正『公司法』の規制を受ける対象となりますので、董事会（董事長、副董事長）を設置している場合には、同法第 41 条の“董事長が職務を履行できない、或いは職務を履行しない場合、副董事長が董事長に代わって（董事会を）主催しなければならない”という規定を遵守すべきということでした。

従って、定款では上記のように法規に明記されたことを覆すような定めは設けることはできないと思われまます。

【根拠法規】

(*1) 『中外合弁企業法実施条例』（国务院令第 311 号 2001 年 7 月 22 日改正公布 同日施行）

(*2) 『公司法』（主席令 42 号 2005 年 10 月 27 日公布 2006 年 1 月 1 日施行）

第3章 企業経営

Q3-7. 董事会または全体董事会の開催地



中国に設立する合弁・独資企業の董事会または全体董事会の開催地について何らかの制限がありますか？



結論から言えば、三資企業（中外合弁企業・中外合作企業・外商独資企業）の董事会開催地については、特に制限はないようです。

中外合弁企業については、『中外合弁経営企業法実施条例』（*1）第32条で董事会開催地について触れているものの、有識者に確認したところでは強行規定ではないとのことでした。

また、外商独資企業については、関連法規を確認しましたが、董事会の開催地については触れていませんでした。

従って、董事会の開催地については、会社の定款で定めるか、董事会等の最高意思決定機関で決議すればよいようです。

【根拠法規】

（*1）『中外合弁経営企業法実施条例』（国务院令第311号 2001年7月22日改正公布 同日施行）

第32条 「<前略>董事会は一般に、合弁企業の法定住所所在地で開催しなければならない。」

第3章 企業経営

Q3-8. 外商合弁企業の董事任免権について



2社の外国企業による外商投資企業（外商合弁企業）があります。

この外商合弁企業の組織機構及び董事の任免について以下質問します。

- i) 改正『公司法』第38条2項によれば「董事選任権は株主会が持つ」と規定されているが、この外商合弁企業にも適用されるのか。尚、そもそも当該企業が株式会社ではない場合（株主という概念が適用できない場合）、『公司法』で規定する「株主会」は「出資者会」と読み替えた上、これを設置する必要があるのか。
- ii) もし、「董事選任権は株主会（もしくは出資者会）が持つ」という規定が適用されるならば、当該企業の定款には、「株主会（あるいは出資者会）に董事選任権がある」旨を記載する必要があるか。その際、定款に「任免権は過半数出資者に帰属する」といった内容を盛り込みたいがこれは有効か。



1. 組織機構と董事選任権について

改正『公司法』（*1）第37条、第99条により、当該外商合弁企業が株式会社ならば「株主総会」（原文では“股東大会”）、有限責任会社であれば「株主会」（原文では“股東会”）を設立することが義務付けられました（有限責任会社の“股東会”は株式会社ではないのに株主という言葉を使うのは違和感があるとして、「出資者会」と訳出されることもあります）。

ただし、ここで注意が必要なのは、当該企業が設立された時期によって改正『公司法』による「株主総会」／「株主会」設立義務が適用される場合と適用されない場合があるということです。

具体的には、改正『公司法』施行以降、即ち06年1月1日以降に設立された企業（以下、新設企業）であれば、改正『公司法』による「株主総会」／「株主会」設立義務が適用され、施行前、即ち05年12月31日までに設立された企業（以下、既存企業）であれば、設立義務は適用されません。（これについての法解釈上の根拠及び留意事項は文末の【ひとくちメモ】にて解説していますのでご参照下さい。）

その上で、董事選任権の所在について以下の通り解説致します。

●新設企業（06年1月1日以降に設立された企業）の場合

改正『公司法』の定めにより、董事任免権は「株主総会」／「株主会」に帰属します。

●既存企業（05年12月31日までに設立された企業）の場合

改正『公司法』による「株主総会」／「株主会」設立義務が適用されないため、「株主総会」／「株主会」が存在しないことがありえる訳ですが、同法規以前から存在する、『外資企業法』(*2)をはじめとする、当該企業が依拠すべき関連法規には董事任免に関する記載がありません。つまり、「株主総会」／「株主会」もない、一方、選任権帰属を示す根拠法規もないという事態が発生することとなります。

では、具体的にどうすればよいのかということですが、有識者の見解によると、この場合は、董事の任免、職権、会議の方法等は、自主的な規則制度によるほかないため、会社運営の根本規範として定款で定めることが望ましいとのことでした。

2. 定款への記載について

これについても、新設企業と既存企業を区別して理解する必要があります。

●新設企業の場合

改正『公司法』に準拠することになります。

同法規第25条第1項及び第82条では、定款へ記載すべき事項が規定されており、その中には董事会などの会社の機構及びその成立方法、構成規則などが含まれています。即ち、前述の「株主総会（または株主会）に董事選任権がある」旨及びその選任方法は定款に書かれる必要があります。

尚、「任免権は過半数出資者に帰属する」といった内容を定款に盛り込みたいが有効かという問題については、必要性がないというのがその答えです。

なぜならば、改正『公司法』第43条には「株主会会議は、株主が出資比率に応じて議決権を行使する。但し、会社の定款に別途規定のある場合を除く。」との定めがあり、株主総会（株主会）の決議方法は、出資多数による決議が原則であることから、特に定款での定めがない限り、董事任免権は自ずから50%超の出資者側に帰属することになるからです。

●既存企業の場合

「株主総会」／「株主会」がない場合は、董事の任免、職権、会議の方法等は、依拠すべき根拠法規がないため、会社運営の根本規範として、定款にて自主的に定めることが望ましいというのは前述の通りです。この場合、同じく自主基準として「董事の任免権は過半数出資者に帰属する。」と規定しておくのは有効かつ必要です。

(*1) 『公司法』

(全人代常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行)

第37条 有限責任会社の株主会は、株主全体でこれを構成する。株主会は、会社の権力機構であり、この法律により職権を行使する。

第99条 株式有限会社の株主総会は、株主全体でこれを構成する。株主総会は、会社の権力機構であり、この法律により職権を行使する。

(*2) 『外資企業法』(全国人民代表大会 主席令第41号 2000年10月31日改正公布 同日施行)



株主総会（株主会）設置義務 ～新設企業と既存企業間の違い～

まず、新設企業(06年1月1日以降設立の企業)が改正『公司法』に準拠し、株主総会(株主会)を設置しなくてはならないのは以下の通知によるものです。

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』(*3)

第3条2項「(前略)外商合弁、外商独資の有限責任公司および外商投資の株式有限公司の組織機構は、『公司法』および公司定款の規定に合致しなければならない。」

次に、既存企業(05年12月31日までに設立された企業)が株主総会(株主会)を設置しなくてよいとされる根拠は以下の通りです。

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』(*4)

第2条第1項「(前略)外商合弁、外商独資の有限責任公司および外商が投資する株式有限公司の組織機構は、『公司法』の規定に合致し、健全な会社の組織機構を確立しなければならない。2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を改正するか否かは、公司登記機関は強制的な要求は行わず、会社が自ら決定する。改正した場合は、審査認可機関に報告して認可を受け、登記機関へ届出る。」

ただし、同様の経緯がある“監事会”については、実際、定款変更の際などに当局から設置を求められるケースがあり、株主総会(株主会)についても今後同様に設置を要求される可能性があるというのが、ある有識者の見解です。

(*3) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」 公布に関する通知』

(国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字〔2006〕81号 2006年4月24日公布 同日施行)

(*4) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」 実施に関する通知』

(国家工商行政管理総局 工商外企字〔2006〕102号 2006年5月26日公布 同日施行)

第3章 企業経営

Q3-9. 保税区分外へのアフターサービス



上海外高橋保税区内に設立した貿易型、倉庫型会社は保税区内でのアフターサービスはできるが、保税区分外（一般区）へは実施できないと理解しています。

この企業が、保税区分外（一般区）へのアフターサービスを実施できるようにするためにはどうすればよいでしょうか。保税区分外（一般区）に分公司を設立すれば、そこでの製品販売及びアフターサービスが可能になるのではないかと考えましたがどうでしょうか。



そもそもアフターサービスとは、「自ら販売する商品のための関連付帯サービス」に該当し、商品を“自ら販売する”ことが前提となっております。従って、販売することができなければアフターサービスもできません。

つまり、お問合せに出てくる“外高橋保税区内に設立した貿易型、倉庫型会社が、保税区内でのみアフターサービスができ、保税区分外（一般区）へのアフターサービスができない”というのは、当該会社が、保税区内でのみ販売行為を行うことができ、保税区分外（一般区）では販売行為を行うことができないことに起因するわけです。

従って、当該会社が一般区で販売できるようになればよいわけですが、そのためには、当該会社が『外商投資商業分野管理弁法』(*1)及び『保税区分及び保税物流園区の貿易管理の関連事項についての商務部弁公庁・税関総署弁公庁の通知』(*2)に基づいて、経営範囲を拡大し中国国内における販売業務を追加する認可取得（“分銷権の取得”）の手続きをとることが必要となります。

お問合せにある“分公司を設立する”という方策ですが、そもそも保税区分企業が保税区分外に営業性の分公司（保税区分外で販売業務を行うことのできる分公司）を設立するためには、当該企業が前述の経営範囲拡大を行っていることが大前提となっております。

従って、保税区分企業が保税区分外での販売についてはアフターサービスを実施できるようにするために必要不可欠なことは、経営範囲の拡大による“分銷権の取得”ということになるわけで、保税区分外に分公司が有る無しには関わりありません。

(*1) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)

(*2) 『保税区分及び保税物流園区の貿易管理の関連事項についての商務部弁公庁・税関総署弁公庁の通知』(商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行)

外資企業に対するアフターサービス業務の開放

中国が WTO 加盟時に出した『Additional Commitments』によるものです。

当該『Additional Commitments』では、「外国のサービス提供者は、自ら販売する商品のために、付属書 2 に定義する関連付帯サービスを完全な範囲で提供することができる。」とし、付属書 2 の中で関連付帯サービスを「在庫管理、組立、仕分、選別、小口化、配送、冷蔵、貯蔵、倉庫、販売促進、マーケティング、広告、インストール、アフターサービス（保守・修理、研修を含む）を含む」と定義しています。

第3章 企業経営

Q3-10. 役務提供契約の表題



弊社（日本本社）は、中国現地法人と（当該現地法人からの）海外送金を伴う契約締結を検討しております。

この手の契約について、中国政府は外貨管理規制を通じて、実質的に関与しているようですが、政府の批准（＝外貨送金の批准）を受けられるようにするため、対策を講じたいと考えています。

契約内容は、経営管理などの役務提供で、内容自体は合理的なものにするつもりですが、批准を受け易くするにはどのような表題にすればよいか教えて下さい。



表題は、内容の実態に合わせたものにするのが望ましいでしょう。

というのも、契約の表題によって外貨管理局を含めた認可機関の決定が変わると考えるのはあまり一般的ではないと思われるからです。中国法上、契約とはその当事者の合理的意思が一致したところに成立するものであるとされています。契約の表題は契約の一部を構成していますが、当事者の合理的意思は、あくまで契約内容によって左右されることとなります。

以下、具体的な表題のつけ方に関し、若干のコメントをさせていただきます。

内容が「役務提供」であれば、『契約法』（*1）第21章（第396条～第413条）の「委任契約」に相当するかと思われます。「委任契約」は、同法第396条によって「委任者と受託者との間で、受託者が委任者の事務を処理するように定める契約をいう。」と定義されています。

したがって、表題は、「委任契約」であることが分かるような形で、当該役務提供の内容を簡潔に表したものとすればよいかと存じます。尚、それが難しい場合は、表題は単に「業務委託契約書」としても結構です。

(*1) 『契約法』（全国人民代表大会 主席令第15号 1999年3月15日公布 1999年10月1日施行）

第3章 企業経営

Q3-11. 生産委託



弊社は、北京市に100%出資の生産会社Aを有しており、その経営範囲は食品Bの製造・販売です。また、最近100%出資の販売会社Dを設立しました。

弊社では、北京で食品Bに加え、食品Cの販売も行いたく、今後は販売会社Dで食品Bと食品Cの販売を行おうと考えています。

ついては、食品Cの製造ですが、会社Aの経営範囲を拡大して行うのが適当なのですが、諸事情により経営範囲の拡大が認められない（もしくは時間がかかる）可能性があります。そこで、外部の会社Eに生産を委託しようと考えています。

ところが、会社Aの中国人スタッフより、「最近法律が厳しくなり、生産委託するには技術監督局に申請して生産委託の資格を取得しないといけなくなった」と報告がありました。尚、会社Aが食品Cの品質管理をする前提では、当該申請および取得は会社Aが行う必要があるとのことでした。

以上の状況を踏まえ、質問します。

1. 生産委託元になるには資格が必要になったのか。
2. この際、会社Aは食品Cには関わらず、販売会社Dが委託元となって会社Eへ食品Cの生産を委託することを検討したい。ついては資格が必要な場合、販売会社がこれを申請・取得することに何か特段の問題はあるか。
3. 食品Cを会社Eで生産して会社Dが販売するとき、ラベルには製造者と販売者として両社の名称を表示する必要があるか。



1. 生産委託元となるための資格

生産委託元となるための固有の“資格”というものは存在しないと思われま。ただし、以下の規定があることから、ご質問文中の“資格”とは“衛生許可証”のことではないかと推測します。

『衛生部による食品の生産加工委託に関する問題への回答』(*1)

第1条「食品の生産加工委託をする委託側及び受託側は『食品衛生法』及び関連規定に基づき衛生許可証を取得しなければならない。(以下略)」

2. “資格”が必要という前提で、販売会社がこれを取得し生産委託元となれるか。

以下、“資格”＝“衛生許可証”という前提で述べます。

まず、そもそも食品を取り扱う以上、販売会社は“衛生許可証”の取得が必須です。

次に、生産委託元となれるかについてですが、厳密にいうと、法的にはなれないものと思われれます。有識者によれば、生産委託元となるということは生産主体者であるということと同義であり、当事者の経営範囲に“生産”が含まれていないと経営範囲逸脱ということになってしまうとのことです。従って、“販売会社”＝“経営範囲に生産を含まない会社”と考えると上記見解の通りとなります。

ただし、実態としては“経営範囲に生産を含まない会社”が外部に生産委託をしているケースは散見されるようです。しかし、これはあくまでも法的にリスクを伴うものであることを十分にお含みおきください。

ちなみに、生産加工委託の委託側・受託側双方が満たさなければならない条件として以下の情報がありますので、この機会に紹介致します。

『衛生部による食品の生産加工委託に関する問題への回答』

第二条

- (1) 生産加工委託される食品の品種あるいは種類は、委託側、受託側双方が所有する“衛生許可証”の衛生許可項目に合致していなければならず、併せて、委託加工契約締結並びにその公証を通じて、双方の食品衛生責任と責任期限を明確にしなければならない。
- (2) 委託側は、生産加工を委託する食品の、衛生安全保障体制及びリスクコントロールを保証する能力を備えていなければならない。

3. 委託生産品の生産者表示

以下は、一般に委託生産品の生産者表示として表示しなければならない内容を紹介致します。

委託生産品には、生産の委託者・受託者として、両社の名称・住所・衛生許可証番号等の内容を表示する必要があり、これは以下の規定に基づきます。

『衛生部による食品の生産加工委託に関する問題への回答』

第三条「生産加工を委託する食品に対しては、その製品の最少販売包装には、ラベル及び説明書きと同一面上に委託側、受託側双方それぞれの会社名、住所、衛生許可証番号等の内容を注記しなければならない。この条項は 06 年 1 月 1 日より実施する。(以下略)」

(*1) 『衛生部による食品の生産加工委託に関する問題への回答』

(衛生部 衛監督発[2004]416号 04年12月1日公布 同日施行)

第3章 企業経営

Q3-12. 個人へのコミッション支払



弊社の中国現地法人で、ある顧客を担当していた現地職員が退職します。実は、この顧客とのビジネスそのものが当該担当者の方で成立していた為、退職後も当該担当者の方を借りてビジネスを行うつもりです。一方、弊社中国現地法人では、当該担当者を再雇用するのではなく、売上に応じたコミッションを対価として当該担当者に業務を依頼したいと考えています。これに関して、以下の点につき教えて下さい。

- i) 外商投資企業が中国在住の個人へコミッションを支払うことは可能か。
- ii) 上記 i) が可能ならコミッション受取側が個人なので支払いに対応する“発票”（領収書）がもらえないことが予見されるが、これは問題ないか。
- iii) 同じく上記 i) が可能なら、税の源泉控除は必要か。
- iv) 同様にコミッション支払いにあたり、税務上、支払根拠として必要な資料は何か。



外商投資企業が中国人個人とコミッション契約を締結し、かつ当該コミッションを支払うことは法的には可能です。しかし、本件の場合、個人への業務委託が単発で終わるのではなく、少なくとも当該ビジネスが存続する限り経常的に発生すると思われるので、労働監督部門から見た場合、本来“雇用関係”にあるべきものを、敢えて“業務委託関係”にすることで雇用者側の義務を回避していると受け止められてしまうリスクがあります。

そこで、このリスクを避けるためには、当該個人に工商及び税務登記を行って個人業者（“个体工商户”；“个体户”と略されることが多い）となってもらい、個人業者と外商投資企業間の業務委託取引とする必要が出てきます。

ご質問にある“発票”や税の源泉徴収（代理納付）は相手が個人であるが故の疑問・お悩みであるかと存じます。その点、個人業者となれば“発票”も自ら振り出すことができますし、また、個人所得について、その所得支払者に発生する個人所得税の源泉徴収（代理納付）義務も、当該所得が個人所得ではなく業者の営業所得に該当することになり、発生しません。

尚、税務上、当該業務委託対価の支払いのエビデンスとして必要になる資料としては、コミッション契約書（業務委託契約書）、およびコミッション受取側が振り出す“発票”があれば問題ないと思われます。

ちなみに、“発票”とは法定の請求書兼領収書と呼ぶべきもので、中国の税務会計上必ず必要です。“発票”がないと、会計処理はできますが、税務上の損金処理はできません。

第3章 企業経営

Q3-13. 製造業と商業の兼営



弊社（日本の製造業者）は、中国における生産・販売事業に初めて着手することを考えております。目下、想定しているのは、最初の数年は日本本社製品を輸入して中国国内で販売し、その数年後、輸入販売と並行して一部製品の現地生産を開始するといった事業ですが、具体的な進め方として次のようなパターンを考えています。

- ① まず 8 号令に基づいた独資商業企業を設立して輸入販売業に従事、数年後、当該商業企業の経営範囲に“生産”を付加する。
- ② 最初から経営範囲に“輸入販売”“生産”を含んだ独資企業を設立する。
- ③ “輸入販売”に従事する独資商業企業と、“生産”に従事する独資生産型企業をそれぞれ設立する。

つきましては、これに関連して次の通りお伺いします。

- i) 上記①で、商業企業の経営範囲に“生産”を付加するという方法は現実的か。
- ii) 上記①、②は共に設立する企業はひとつだけにするというアイデア。将来的にはいずれにしても“輸入販売”と“生産”を兼営したいことから、上記②の方が得策と思われるかどうか。また上記②には何か留意すべき点はあるか。
- iii) 何らかの理由で、設立する企業はひとつだけにするというアイデア（上記①、②）よりは上記③（別個の企業としてそれぞれ設立する）の方が良いのか。



結論から言えば、どのような進め方が最も得策かについては、想定されているビジネスの内容や規模によるということになるかと思われます。ご質問に沿いながら下記にポイントを概説致しますのでご参考の上、計画されているビジネスモデルに照らしてご検討されることをお勧めいたします。

1. 商業企業の経営範囲を拡大して“生産”を付加することの実現性

8 号令（『外商投資商業分野管理弁法』）に基づき商業企業を設立、一定期間経営の後、経営範囲を拡大して「生産」を行うことについては、“現実的であるとは限らない”というのが当方の見解です。有識者によれば、法規上、上記を禁止または制限する規定はないが、制度上整備されたもの（＝統一的な規範）がある訳でもなく、また事例もかなり少ないと思われるということです。即ち、考えられる問題として、管轄部門による対応が、地域によって、人によって、聞くタイミングによって異なる可能性があるということで、現時点で管轄部門に対し可能であることを確認し商業企業を設立したとしても、数年後には管轄部門の見解が変わり、こんなはずではなかった・・・となってしまう可能性がリスクとしてつきまとうことが否定できません。また、経営範囲に「生産」を加える際の要件である生産場所や設備も予め準備しておかなければならないという問題もあります。

2. 当初から“生産”“輸入販売”兼営の企業を成立することの有効性と留意点

一方、生産型企業を設立し当初から経営範囲に“輸入販売”を含めておくというのは制度上、運用上共に問題ありません。また、工場建設の所要期間がどの程度かについての情報はありませんでした。工場稼働までは“輸入販売”で事業を展開するという時間的組立が成り立つならば時間の有効活用が見込めるスキームとなります。

ただし、留意が必要なのは“輸入販売”における取扱品目の認可です。有識者によれば、かつて商務部から各地商務部門へ「生産型企業がその経営範囲を広げ販売に従事するための申請を行った際は、当該生産型企業が生産する品目及びその類似するものについてのみ認めること」といった内部指導（公開文書はないようです）が出された経緯があり、その影響で取扱品目が限定される可能性があるとのこと。

これについては、設立を予定している地域の商務部門に、直近の適用について事前確認されることをお勧めします。

3. 商業企業と生産型企業を別個に設立する方法の有効性と留意点

当然ながら、これも法規上特段の問題はありませんし、「仕入販売」と「生産」を切り離して考えることができるので相互に制約を受ける要素が少なく、今後の展開においても自由度が高いといえるでしょう。

ただし、2つの企業を設立することから、ひとつの企業設立に比べて投資金額が増える可能性が高いことは留意しておく必要があります。



「8号令」とは

8号令とは以下の法令の俗称です。

『外商投資商業分野管理弁法』

（商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）

中国は、国際公約として、2001年12月のWTO加盟後3年以内、即ち2004年12月11日までに卸・小売など流通分野における独資商業企業（100%外資）の設立を認めることになっていましたが、当該法規により、これが実現しました。

現地販売会社設立に必要な最低資本金の大幅引き下げや、製造型企業が経営範囲に商業行為（いわゆる「仕入販売」）を含むことを容認された点は、既存進出企業を中心に高い関心を集めました。

第3章 企業経営

Q3-14. 経営範囲の追加



弊社の中国現地法人である保税区内貿易会社の経営範囲の追加についてお伺いします。

当該法人は、8号令に基づき商業権を取得済みですが、取扱い商品の拡大に伴い営業許可証上の経営範囲の拡大（追加）が必要だと考えております。ところが営業許可証上に明記する商品の名称の選定について明確な指針が無く、商業権申請の際は、「中華人民共和国海関進出口税則」に記載されている章題からとって商品名として申請しました（例：“第七十三章 鉄鋼製品”という章題からとって、商品名を“鉄鋼商品”とした）。

そこで質問ですが、既に承認されている商品分類に属すると思われる商品（例えば税則の第〇章に含まれる商品群）について、別途単独で追加申請する必要があるでしょうか。余りに細かな商品名を全て営業許可証上に記載することは現実的ではないと思います。また、営業許可証上の商品名の設定についても、その素材で考えるのか或いは用途で判断するのかについても判然としません（例えば素材でいえば金属製品だが、用途は機械部品）。法令順守という観点から、営業許可証に載せておくべき商品名の範囲についてアドバイスをお願い致します。



上海市工商行政管理局のように「営業許可証上の経営範囲記述は批准証書の記載内容と一致させるべき」という見解を出している例もありますが、実務的には営業許可証に載せるべき取扱商品名の範囲は、審査認可機関と相談し、対応することになるかと思われます。



8号令と76号令

8号令とは『外商投資商業分野管理弁法』（*1）の俗称で、これにより外資は、卸・小売など流通分野における独資商業企業（100%外資）の設立が可能となりました。

一方、76号令とは、『保税区および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』（*2）を指し、保税区企業が対外貿易法、『8号令』に基づき、貿易権および販売権（原文：分銷權）を取得すれば国内で貿易活動や販売活動を行うことができるという、8号令の保税区企業への適用を示す内容となっています。

(*1) 『外商投資商業分野管理弁法』

（商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）

(*2) 『保税区および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』

（商務部・税関総署弁公庁 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行）

第3章 企業経営

Q3-15. 物流業者の等級・経営範囲



物流業に関し、以下の通りお伺いします。

- i) 道路貨物輸送業には等級があると聞いていますが本当でしょうか。本当に等級があるのならば、その根拠法を教えてください。
- ii) 07年改訂『外商投資産業指導目録』(*1)の奨励類に、“現代物流”という産業名がありますが、この産業に従事する場合、経営範囲を“現代物流”として登記するのでしょうか。また、その場合の設立条件や関連法規等につき教えてください。



以下の通り回答します。

1. 道路貨物輸送業の等級

当該等級は現在廃止になっています。

これは、もともと内外資共通の事業免許で、『道路貨物運輸業資質管理規定（試行）』(*2)に定められていましたが、『道路貨物運輸及びターミナル管理規定』(*3)により廃止になりました。

2. 現代物流

“現代物流”とは、“貨物輸送において効率化やコスト削減の管理システムを伴うもの”という意味を含んだ概念であると考えればよく、法的な定義はありません。具体的には、物流ロジスティクスにおいて、「ジャストインタイム」「サプライチェーン・マネジメント」「サードパーティー・ロジスティクス」等を行なうものがあてはまるでしょう。

これらにあてはまる業種の企業設立の際には、物流業態（国際貨運代理業、道路貨物運輸業等）毎の関係規定に従うこととなりますが、認可申請時、その後の工商登記時とも申請書には具体的な業務内容を記載することが求められます。しかし、具体的業務内容の基準というものはなく、上述の各規定に具体的な業務内容がある場合はそれに従い、それがない場合は例示的に書いて当局が承認すればそれでよし、となります。

尚、現代物流に関連した法規には次のようなものがあります。ご参照下さい。

『外商投資物流企業試点設立業務展開の関連問題に関する通知』

（対外貿易経済合作部、2002年6月20日公布、同年7月20日施行）

『物流分野の外資吸引業務をより一層適切にすることに関する商務部の通知』

（商務部、商資函[2006]38号、2006年4月20日公布、同年3月31日施行）

【根拠法規】

(*1) 『外商投資産業指導目録』(2007年改訂)

(国家發展改革委員会 商務部令第57号 2007年10月31日公布 2007年12月1日施行)

(*2) 『道路貨物運輸業資質管理規定(試行)』

(交通部 交公路發[2001]154号 2001年4月5日公布・施行)

(*3) 『道路貨物運輸及びターミナル管理規定』

(交通部令 2005年第6号 2005年6月16日公布 同年8月1日施行)

第3章 企業経営

Q3-16. 171号文件（不動産への外資の参入規制）



「171号文件」とはどのような内容の法律なのでしょうか。
中国工商局の説明では、香港企業も含む境外企業が私用以外で不動産を購入し賃貸することを禁じる法律であるということでしたが、もう少し詳しい内容が知りたいと考えています。



ご照会頂きました「171号文件」は『不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見』（以下、「171号意見」）(*1)のことを指しています。

この意見が出てきた背景には、中国国内の不動産への投資を抑制し、過熱している不動産市場に歯止めをかける狙いがあるようです。

また、「171号意見」は全14条から構成され、それまで外国資本に対し開放していた不動産市場に一部規制を加える主旨となっていますが、その主な具体的内容は次の通りです。

1. 不動産市場への外資参入許可の規範化について（1条～5条）

国外の機構及び個人は、国内において投資して自己使用以外の不動産を購入する場合には、外商投资企业を設立しなければならない旨規定されており、外商投资企业の設立条件及び設立に関する手続きについても言及されています。

2. 外国投资企业による不動産開発・経営に対する管理（6条～9条）

3. 国外機構及び個人による不動産開発・購入・管理の強化に関する規定（10条～12条）

国外の機構が国内において設立した分支機構又は代表機構及び国内における就業または就学期間が1年を超える外国の個人は、自己使用及び自己居住の不動産を購入することができるが、自己使用以外及び自己居住以外の不動産を購入してはならないこと、また一方で国内において分支機構または機構を設立していない国外の機構及び国内における就業又は就学期間が1年以下の外国の個人は不動産を購入してはならないことが規定されています。

4. 各監督機関の監督管理責任の強化に関する規定（13条～14条）

尚、「171号意見」の全文日本語訳は当機構ホームページ中の「データライブラリー」でご覧いただけます。詳細はこちらをご参照下さい。

また、「171号意見」に関連して以下の各通知が公布されていますのでご参考までにお知らせします。

『「不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見」徹底実施の関連問題に関する通知』（商資字[2006]192号 2006年8月14日公布）

『外商直接投資不動産業の審査認可および監督管理をさらに強化、規範化することに関する通知』（商資函[2007]50号 2007年5月23日公布）

【根拠法規】

(*1) 『不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見』

(建住房[2006]171号 2006年7月11日公布、施行)

第3章 企業経営

Q3-17. 外商投資企業の海外投資



外国企業が中国内に設立した生産販売法人が海外に投資をすることは可能ですか。また『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』(*1)の海外投資版のようなものは出ているのでしょうか。教えて下さい。



結論から言えば、外国企業により中国内に設立された生産販売法人が海外に投資することは可能です。

中国の法人による対外直接投資についてはいくつか関連法規がありますが、そのひとつに記載された法規の対象は“中国国内の各種法人”となっており、これには外商投資企業の生産販売法人も含まれると解釈できます。また別の法規では、外商投資企業や『外国企業所得税法』(*2)などにも言及されており、このことから中国政府は外商投資企業による対外投資も想定しているものと思われます。

ただし、ご質問にある企業は生産販売法人ということですので、経営範囲には“投資活動”が含まれていないことが推測されます。その為、実施にあたっては経営範囲の拡大が必要になるでしょう。

ちなみに、『対外投資による企業設立についての認可事項に関する規定』(後述)により、金融業に従事する外商投資企業は対外直接投資を認められないことが規定されていますので参考情報としてお含みおき下さい。

尚、中国の法人が対外投資を行うに際しては、まず国外投資プロジェクト毎に関連主管部門の認可を得た後、外貨管理の関連規定に基づき外貨資金購入支払い認可手続きを行う必要があります。以下に主な関連法規をご紹介しますのでご参考下さい。

○国外投資プロジェクト認可の関連法規

『対外投資国別産業指導目録』(商務部、外交部 2004年7月8日施行)

投資対象国別に投資奨励産業がリストされており、該当する産業のプロジェクトについては認可が受けやすく、各種優遇制度が受けられる。

『対外投資による企業設立についての認可事項に関する規定』

(商務部令[2004]第16号 2004年10月1日公布・施行)

認可手続きに関する規定。これによれば中央政府の下部組織である大型国有企業に対する審査は商務部が行い、それ以外は地方の商務所管機関が審査することとなっている。また地方政府が認可できる投資対象国もリストされており、リスト外の国(日本・米国はこれに該当)は商務部による認可とされている。

○外貨管理の関連法規

『国外投資外貨管理弁法』(外国為替管理局発 1989年2月5日公布 1989年3月6日施行)

外貨管理の基本法規。1989年に公布され、一部修正を経て現在に至る。

『対外投資外貨の出所の審査を簡易化することに関する通知』

(外国為替管理局発[2003]43号 2003年3月19日施行)

一部地域では本通知を根拠に外貨関連手続きの簡素化が進んでいる。

『一部の国外投資の外貨管理政策を調整することに関する通知』

(外国為替管理局発[2006]27号 2006年6月6日公布、2006年7月1日施行)

中国企業による対外直接投資の為の外貨購入枠廃止を規定。また対外直接投資の投資額全額についての外貨資金購入支払い認可に先行し、初期費用支払いについての認可を取得できるようにしたこと及びその手続きなどを規定。

○その他の関連法規

『我が国企業の海外投資に対する税収業務と管理を円滑に行う為の意見書』

(国税発[2007]第32号 2007年3月20日施行)

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』

(対外貿易経済合作部、国家工商行政管理总局令[2000]第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日実施)

(*2) 『外国企業所得税法』

(主席令[1991]第45号 1991年4月9日公布 同年7月1日実施 2008年1月1日失効)



中国法人の対外投資奨励の背景

過去、中国では中国法人による対外直接投資を厳しく規制していましたが、近年では外資導入（「引進來」）に加え、海外進出（「走出去」）も積極的に強化する方針が打ち出されています。また、こうした流れの中で外貨管理や認可手続き等の規制緩和も進みつつあります。

この「引進來」と「走出去」の2つの奨励により、国内外の資源と市場を活用することで中国が抱える諸問題の解決を図ろうとしているようですが、そのうち、「走出去」奨励の主な具体的目的には次のようなものがあると言われています。

- 国際収支の黒字幅を減少させ、外貨準備をうまく活用することで諸外国との経済摩擦回避と関係強化を図る。
- 家電・繊維などの一部産業に見られる深刻な生産能力過剰と産業構造が直面する大きな調整圧力を、輸出拡大と同時に、海外現地生産への移行により解決する。
- めざましい経済成長に伴い資源不足が深刻化する中、海外での石油・木材など資源開発プロジェクトに参画し権益を得ることで資源確保に繋げる。

Q3-18. 外国企業による中国国内取引への介入



弊社では以下のような取引スキームを計画しております。

〈取引スキーム〉

弊社（日本 A 社）が中国 B 社から製品を買い付け、中国 C 社へ転売する。日本 A 社は日本円で中国 B 社に代金を送金し、中国 C 社は同じく日本円で日本 A 社へ代金を送金する。製品の物流そのものは中国国内で行い、中国 B 社から直接中国 C 社に直送する。

上記スキームにつき以下の通りお伺いします。

- i) 中国の外貨管理・税務などに照らして問題やリスクはあるか。
- ii) 上述の通り決済通貨は日本円を希望しているが、これが不可能な場合、人民元決済なら可能ということはあるか。
- iii) 外国企業の身分では、中国国内取引には介入できない場合、中国に現地法人を設立する方法が考えられるが、このような商業行為を行う外商投資企業は認可されるか。



1. 当該取引スキームの実現可否

結論から言えば、お問合せの取引スキームはそのままでは実行できません。中国 B 社→日本 A 社、日本 A 社→中国 C 社の各取引は、国内取引ではなく国際取引（貿易）となりますので、国際取引上必要な手続きを全てしていただく必要があります。即ち、製品を一度中国国外に輸出（B 社→A 社への販売）し、その後もう一度中国へ輸入（A 社→C 社への販売）していただくかなければなりません。

また、決済通貨の如何に関わらず、本取引が国際取引である構図に変わりはなく、『外貨管理規定』第三条(*1)により、決済通貨は必ず外貨である必要があります、人民元の送金は認められていません。

2. 代替案

おそらく、貴社が当該取引スキームを立案された背景には、輸出入通関や国際間物流のコストや手間を省いた形で中国 B 社→中国 C 社間の取引に介入できないか、という狙いがあるのではないかと推測致します。

そこで、輸出入通関の手続きこそ行わなければなりませんが、少なくとも、わざわざ日本と中国の間で貨物を往復させなくてすむ方法として、保税物流園區の活用が挙げられます。具体的には、日本 A 社が最寄の保税物流園區内の物流・倉庫企業に委託してストックポイントを設けておき、中国 B 社は当該ストックポイントへ輸出（同区へ入区）し、その後、中国 C 社は、当該ストックポイントから輸入（同区から出区）するという方法です。

保税物流園區は、法規より定められた税関の特別管理監督区域、平たく言えば保税エリアのひとつで、輸出入通関手続きを経た貨物の入出区が貨物の輸出入と見なされ、且つこれに伴う外国企業との外貨決裁や（取扱品目にもよりますが）輸出時の増値税還付も認められているため、上述の方法が成立するという次第です。

ただし、この方法にはひとつ潜在的なリスクがあります。

08年1月から施行された『企業所得税実施条例』（*2）第5条5項には下記に示す条項があり、このことから日本A社が保税物流園区内に設けたストックポイント（具体的には日本A社が業務委託した園区内物流・倉庫企業の倉庫）が、税務当局から、日本A社のPEであるとの認定を受け、当該取引による日本A社の所得に課税される可能性がゼロではないということです。

しかし、有識者によれば、このようなケースで実際にPE認定をされた事例はまだなく、且つ、日本A社の社員をして上記ストックポイントに常駐、または頻繁或いは長期に出張させるというようなことがなく、A社はストックポイントでの貨物出し入れに直接的には殆ど関与しないということであれば、PE認定を受けるリスクは低いということですので、徒に心配する必要はないようです。

『企業所得税実施条例』第5条5項

「非居住者企業が営業代理人に委託して中国国内において生産経営活動に従事する場合（組織又は個人に経常的に代理で契約を締結すること、或いは物品の保存、引渡しを行うことを委託する場合等を含む）、当該営業代理人は非居住者企業が中国国内に設置した機構、場所とみなされる」

3. 外国企業による商業企業設立

外国企業が商業企業を設立することは『外商投資商業分野管理弁法』（*3）で認められています。即ち、日本A社が同弁法に基づき設立した商業企業は、中国B社からの仕入れもC社への販売も可能となります。

ただし、留意点として次の点が挙げられますのでご注意ください。

- (1) 取扱いたい商品が外商投資企業の取扱を禁じられていないこと。
- (2) 会社の経営範囲の中に当該商品が入っていること。

【根拠法規】

(*1) 『外貨管理条例』(国务院令第211号 1997年1月14日公布・施行)

(*2) 『企业所得税实施条例』(国务院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行)

(*3) 『外商投资商业分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)

第3章 企業経営

Q3-19. 商品の価格設定



中国の現地法人で野菜を栽培生産し、日本本社へ輸出するという事業を行う場合、当該現地法人と本社間での商品価格設定方法について一般的な考え方を教えてください。

尚、昨今の元高による本社利益率低下により、為替変動コスト分を現地法人に転化（本社仕入価格の削減）しようと考えています。問題ないでしょうか。



以下の通り回答します。

1. 中国現地法人と日本本社間での取引価格設定方法について一般的な考え方

現地法人と外国企業の価格設定に関しては、移転価格税制の問題が発生する可能性があります。それを回避する為には、第三者に対して売る際の販売価格設定が一つの目安になります。例えば市況価格などは一つの参考になると思われます。

尚、移転価格税制について定めた次の法規により具体的な移転価格の調整方法が明記されております。

『関連企業間業務取引税務管理規程』第28条

(国家税務総局 国税発[2004]43号 2004年10月22日改正・公布 同日施行)

① 独立価格比準法

独立企業間において同一の、又は類似する業務活動をする場合の価格に従い調整する。

② 再販売価格基準法

関連関係のない第三者に再販売する価格により取得すべき利益水準に従い調整する。

③ 原価基準法

原価に合理的費用及び利益を加えることに従い調整する。

④ その他の合理的な方法

上記三つが不可能な場合、その他の合理的な方法が取れる。(例比較可能利益法、利益分割法、純利益法等)

⑤ 価格決定事前約定

企業による申請及び主管税務機関による承認を経て、将来の年度の関連企業間業務取引について価格決定事前約定を採用することもできる。

⑥ 税務機関より採用された方法

企業が期限どおりに関連企業との間の資料を提供できず、虚偽の資料を提供または資料の提供を拒絶した場合には、主管税務機関は、徴収管理法実施細則第 47 条の規定に従い合理的方法を採用し、当該企業が納税すべき収入又は所得額を査定して調整しなければならない。

ただし、どの方法にしても同業種や同一製品の利益率データがあり、それと比較するというものではなく、個別の詳細な調査によって算定されるもので、当局から問合せがあった時に考え方を説明できることが肝要かと思われます。

2. 為替変動分に応じた仕入価格の調整

ご質問の内容から、現地法人と日本本社間の取引価格は元建てとなっていることと推測されますが、これを円建てに変更することで、今後の為替リスクは現地法人が負担することとすることができるかと存じます。

ただし、改めて円建てにて価格を取り決める際は、前述の通り、合理的な考え方やその裏づけとなる根拠を示すことができるように準備しておく必要があるかと思われます。

第4章 通関・物流

第4章 通関・物流

Q4-1. 廃棄物回収にかかわる税



日本から支給する部品の箱を“通い箱方式”（日本へ回収し再利用する方式）にしたいのですが、中国から日本へ向けて返却する際、中国でなにか課税されるのでしょうか（通い箱として手冊に特別に計上してません）。



お問合せの主旨は、中国輸入時に通い箱としての手続を経ていない容器を日本へ返送（＝輸出）した際、中国にて税金がかかるのか否かというものであると理解しました。

本件、当該容器がどのようなものを特定しなければ何ともいえません。ここでは仮に「プラスチック製の貨物運搬用の箱、ケース及びこれらに類する製品」（HSコード：3923.1000）であるとして、以下回答します。

考えられるのは、輸出関税と増値税です。

そのうち、輸出関税率は0%ですので発生しませんが、増値税については、売上は立たない（FOB価格は0である）ものの輸出FOB価格を当局より見なしで設定される可能性があり、かつ増値税率17%に対し輸出に伴う還付率は目下11%であるため、要納付額が発生する可能性は否めません。

上記を鑑みるに、いわゆる“通い箱方式”を採用したいとお考えの場合、やはり、しかるべき手続をとった方がよいかと存じます。

お問合せの主旨からははずれますが、“通い箱方式”に関連する法規及び当該方式運用の実態についてごく簡単に紹介します。

1. “通い箱”の免税輸出入を根拠付ける法規

『輸出入関税条例』第42条(*1)の法解釈上、いわゆる“通い箱”の免税輸出入は可能であると考えられ、また各地で実際運用されてきました。しかし、その実、“通い箱”の免税反復使用を明確に明文化した全国統一の法規は存在しておらず、南京税関が制定した『南京税関の反復使用することの出来る包装物の通関に関わる管理方法について〔試行〕』(*2)があるのみです。

2. “通い箱方式”の運用実態 ～上海のケース～

『輸出入関税条例』第42条に基づく運用とは、輸出入の都度、税関へ保証金または担保を提供して、臨時輸出入扱いとして関税納付を留保してもらうことですが、“通い箱方式”を希望する者は、通常、頻繁に往来する貨物を取扱うことが多く、毎回臨時輸出入の申請を行うのは申請者・税関両者にとって非常に大きな負担となります。

そこで、上海では、一般的に、事前に“通い箱”としての免税手冊を取得し、当局の管理を受けるといった方法がとられているようです。

さて、その“通い箱”の免税手冊ですが、今年の4月頃から、代理通関を行う物流業者が取得するという従来の運用が変わり、輸出入者が直接申請・取得することになりました。尚、現時点では運用変更からまだ過渡期にあり、一部の貨物についてはまだ物流業者が取得した免税手冊にて取り扱っているようですが、今後は輸出入者手配の免税手冊に統一されるそうです。

参考までにおおまかな手続き手順（輸入時）を以下の通り記載します。

1. 輸入者が管轄税関へ「通い箱」の免税手冊を申請・取得する。
2. 貨物が到着する港湾／空港の税関へ「通い箱」容器の臨時輸出入を申請し、承認を得る。
3. 輸入通関を本申告する。

尚、免税手冊方式による“通い箱”回転の有効期間（輸入してから再輸出するまでの期間）は通常で3ヵ月あるいは6ヵ月とされていますが、最長1年のケースもあり、当局との交渉が可能なようです。

(*1) 『輸出入関税条例』（国务院令第392号 2003年11月23日公布 2004年1月1日施行）

同第42条には、「税関の認可を経て一時的に入国或いは一時的に出国する（中略）貨物で、入国或いは出国時の納税義務者が税関へ納付税額に相当する保証金を納付或いはその他の担保を提供する場合、関税は暫時納付しなくてよいが、入国或いは出国の日より6ヵ月以内に再出国或いは再入国させなければならない。（以下略）」とあり、その対象の1つとして「貨物を入れる容器」が同条第8項に明記されています。

(*2) 『南京税関の反復使用することの出来る包装物の通関に関わる管理方法について〔試行〕』（南京税関公告第17号付属文書 2005年8月15日公布 2005年7月1日施行）



通い箱

日本から中国へ原料等を輸出する場合に、その容器(箱)を日本へ再輸入して反復して使用することはしばしば行われる行為ですが、この容器(箱)は“通い箱”と総称されています。

ちなみに、この“通い箱”の免税反復使用について、日本側では『関税定率法』第 14 条 11 項で「回転容器の無条件免税」として規定されています。

第4章 通関・物流

Q4-2. 通ibox



現在、日本から上海外高橋保税區を通じ、上海と無錫の工場に、1日分の生産量に必要なだけの部材を分撥（振り分け配送）して供給しています。

この際、一部部品について、日本ー外高橋ー工場間の輸送を、プラスチック容器の使った通ibox方式で行っています。すなわち、往路（日本→外高橋→工場）の輸送で使用した容器を中身の部品を使い終わった後、再び外高橋に戻しそこから日本に送り返して再利用するやり方です。

最近、外高橋の税関が、分撥を使つての通iboxの運用は認めないことを、口頭通達してきたのですが、本件に係る正式な規定が出たのでしょうか。



上海外高橋保税區で物流業務を行っている日系物流業者2社にお話を伺いましたが、ご質問にあるような税関からの通知を聞いたことはなく、これまで通りの作業を継続しているそうです。ただし、手続き上の不備や在庫管理に問題があったりする場合に、税関より指摘を受けることがあるようです。

ちなみに、直接的に“反復使用することの出来る包装物の通関に関わる管理”について述べているものでもなく、本件との関連性も明らかではありませんが、一時輸出入の物品に関する最近の規定について以下紹介致します。

2007年5月1日より、『税関による貨物一時輸出入管理方法』(*1)が実施されています。尚、これには「物品の一時輸出入に関する申請は、主管地の税関に提出しなければならない」、「ATAカルネ（物品一時輸入のための通関手帳）を持っている者が税関に物品一時輸出入の申請を提出する際には、真実且つ有効なATAカルネの原本、正確な物品明細書及びその他の関連エビデンスを提出しなければならない。」といった規定が定められています。

その実、同様の通達は従来から存在しており、直近では税関総署第93号（2001年12月24日）がありますが、『税関による貨物一時輸出入管理方法』の実施はそれ以来の規定改訂となっています。

(*1) 『税関による貨物一時輸出入管理方法』

(税関総署第157号 2007年3月1日公布 2007年5月1日施行)

第4章 通関・物流

Q4-3. バッテリーの輸出



リチウムバッテリーを中国上海から航空貨物として輸出しようとした際に、鑑定書が必要だと言われました。鑑定書とはどのようなものでしょうか。また、中国製バッテリーならば鑑定書は不要だそうですが、どういうことでしょうか。



中国に限らず、リチウムバッテリーは、貨物として積載する際、危険品として扱われ、特に航空運送においては、危険品としてのレベルや梱包条件など細かい基準が設けられているようです。

そして、中国では各航空会社が国際基準に基づき各自で策定するオペレーションマニュアル(*1)にこのリチウムバッテリーの取扱を規定しており、実際の業務はこれに則って行われているとのことです。

ご質問に出てくる“鑑定書”の正式名称は“貨物運輸条件鑑定書”であろうと推察されます。そして、リチウムバッテリーを航空貨物として積載する際、前述のオペレーションマニュアルには当該鑑定書提出が義務付けられているようです。

(特に上海においてはマニュアル上の取扱規定が厳格であるという情報もあります。)

尚、“中国製バッテリーならば鑑定書が不要”なのは、中国メーカーの場合、製造工程において商品検閲局による検査・認定が義務付けられており、毎回「鑑定書」を提出する必要がないためと思われる。

さて、この“貨物運輸条件鑑定書”の入手方法ですが、これを発行できるのは、各地にある航空会社が認定した検査機構であるとのことです。

上海では「上海化工研究院検測中心」がこれにあたり、検査を依頼することができます。以下に同中心のWEBサイト(“貨物運輸条件鑑定書”書式の掲載あり)を紹介しますのでご参照下さい。

上海化工研究院検測中心 <http://www.msds.gov.cn/siteengine.php?do=index>

また、リチウムバッテリーを航空貨物とする際の、その他提出書類や梱包、マークなども同じく前述のオペレーションマニュアルに則った要求がなされます。詳細はお取引のある物流業者様を通じてお問合せされるのがよいでしょう。

(*1) 一例として、中国国際貨運航空有限公司が 2005 年 7 月 12 日に定めた『非危険品として輸送する充電式リチウムバッテリーの操作規範（暫定）』があります。

尚、これは、ICAO（Internatinal Civil Aviation Organization 国際民間航空機関）の『危険物品規則』に基づいて策定されているようです。

第4章 通関・物流

Q4-4. 通関書類上の台湾呼称



上海の検験検疫局が、台湾製品を輸入する際の通関書類上の原産地表示として、CHINA を加えるようにと言っているとの話を聞きました。具体的には TAIWAN を TAIWAN, CHINA にせよといった指示のようです。

また、これは中国全土で施行されるようにも聞いておりますが、法令・通達などが発行されているのでしょうか？



中国－台湾間の通関申告書類における、台湾の呼称について定めた通知に、『台湾の呼称に係る問題に関する通知』(*1)があります。

これは、中国における原産地証明発行機関、中国国際貿易促進委員会が発行した通知で、外交部の要請を受けた同委員会が、台湾呼称に係る具体的な指導要領について各地方支部に通達したもののようです。

その具体的な指導要領の内容を確認しておりますので、以下の通り紹介します。

1. 使用が許容される呼称

(1) 中国語：中国台湾

英 語：TAIWAN PROVINCE OF CHINA 或いは TAIWAN, CHINA 或いは
CHINESE TAIWAN

(2) 中国語：中国台北

英 語：TAPEI, CHINA 或いは CHINESE TAPEI

上記 TAIWAN または TAIPEI と CHINA の間には必ず標点符号がなくならず、且つ使用できるのはカンマ (,) のみで、読点 (、) やダッシュ (—)、スラッシュ (/) は使用できない。

2. 使用が許容されない呼称

(1) 中国語：中華民国

英 語：REPUBLIC OF CHINA 略称 ROC

(2) 中国語：中華民国(台湾)

英 語：REPUBLIC OF CHINA (TAIWAN) 略称 ROC (TW)

(3) 中国語：単独で使用する、台湾や台北

英 語：単独で使用する、TAIWAN や TAIPEI

-
- (4) 中国語：台北, 台湾
英 語：TAIPEI, TAIWAN
- (5) 中国語：台湾(或いは台北) 中国
英 語：TAIWAN/TAIPEI CHINA
- (6) 中国語：中国—台湾或いは台北
英 語：CHINA-TAIWAN/TAIPEI
- (7) 中国語：中国(台湾或いは台北)
英 語：CHINA (TAIWAN/TAIPEI)

(*1) 『台湾の呼称に係る問題に関する通知』（中国国際貿易促進委員会法律事務部 貿促法【2005】041号）

第4章 通関・物流

Q4-5. 商品検査検疫局企業ランク



税関が企業に対し、A～Dの企業ランクをつけていることは知られています。これが、これと同じように、商品検査検疫局が輸出企業に対し、1級～3級にランク付けし、輸出品の製造工程検査などの頻度を変えていると聞きました。これは事実でしょうか。



結論から言えば事実です。これは以下の法規により規定されています。

『輸出工業製品生産企業分類管理弁法』（以下『分類管理弁法』（*1）と略称）中国では輸出入商品につき『出入国検験検疫機構が検験検疫を実施する輸出入商品目録』（以下「目録」と略称）を定めており、一部例外はありますが、この「目録」に掲載された輸出工業製品を生産する企業は、以下の項目を管理・検査基準に一類から三類までに分類され、企業分類ごとにそれぞれ年間の検査頻度が変わる制度になっています。

- ① 企業の生産条件
- ② 管理水準
- ③ 検査能力
- ④ 品質状況
- ⑤ 製品の安定程度 等

尚、参考までに上記『分類管理弁法』の規定内容について、その主要ポイントを以下の通り紹介致します。

1. 各企業分類の主な要件

(1) 一類企業（『分類管理弁法』第6条）

- ・ISO9000 認証取得或いはこれに相当する品質証明を得てきちんと運営されていること
 - ・出入国検験検疫機構の検査合格率が98%以上であること
 - ・安全・衛生・環境保護等の項目で抽出試験を行い、国家の基準を満たしていること
 - ・安定した品質で決まった数量以上の輸出商品を製造していること
 - ・輸出商品に対する検査制度、検査部門、整った検査設備を有し、出入国検験検疫機構の研修を経て合格し届け出られた検査員がいること
 - ・過去2年間に当該輸出商品で賠償、返品等品質に係る問題を起こしていないこと
- 等。

(2) 二類企業（『分類管理弁法』第7条）

- ・きちんとした品質体系がありきちんと運営されていること
- ・出入国検閲検疫機構の検査合格率が95%以上であること
- ・安全、衛生、環境保護などの項目で抽出試験を行い国家の基準を満たしていること
- ・決まった数量以上の輸出商品を製造していること。
- ・輸出商品に対する検査制度を有し、出入国検閲検疫機構の研修を経て合格し届け出られた検査員がいること
- ・過去1年間に当該輸出商品で賠償、返品等品質に係る問題を起こしていないこと等。

(3) 三類企業（『分類管理弁法』第8条）

- ・一類、二類企業以外、及び輸出経験が1年以内の企業。

2. 企業分類ごとの製品検査抽出率（『分類管理弁法』第14条）

- (1) 一類企業 … 5～15%/年
- (2) 二類企業 … 30～45%/年
- (3) 三類企業 … 60～100%/年

3. 企業分類の申請（『分類管理弁法』第10条）

申請は現地の出入国検閲検疫機構に対して以下の書類を提出します。

- ・申請書類（申請予定の分類管理類、企業名称、輸出製品規格、型番等を記載）
- ・国家品質監督検査検疫局の規定に照らして実施された安全、品質、規格の合格証書
- ・品質管理体系認証証書、品質管理体系文書
- ・所在地の出入国検閲検疫機構が発行した昨年度の合格率証明
- ・品質許可制度と強制製品認証制度（CCC制度）に該当する生産企業は、上記に加えて相応する証明書類

その他詳細については『分類管理弁法』をご覧ください。また関連する法規を下記に紹介致しますので併せてご参考いただければ幸いです。

【根拠法規】

(*1) 『分類管理弁法』

（国家品質監督検査検疫局[2003]第51号 2003年7月18日公布 同年10月1日施行）

【関連法規】

『輸出入商品検査法』（02年4月28日人民代表委員会常務委員会第27回会議改正）

『輸出入商品検査法实施条例』（国务院令第447号 05年8月31日公布 05年12月1日施行）

第4章 通関・物流

Q4-6. 物流園區の活用法



物流園區の活用法につき、お尋ねします。

QUESTION 日本から中国への輸出にあたり、保税物流園區を活用（経由）することにはどのような具体的メリットがあるのでしょうか。また、弊社は外高橋保税区内に国内分銷権取得済みの商業企業を有していますが、この商業企業を経由して輸入し国内で販売を行うのと比べた場合は、どのようなメリットがあるのか、または無いのかについても併せて教えて下さい。



まずは保税物流園區についてポイント概説の上、本題のご質問について回答致します。

1. 保税物流園區について

(1) 保税物流園區の定義と管理規定

保税物流園區とは「保税区の企画面積内、または保税区と隣接する特定の港湾区域内に設立し、専門的に現代国際物流業を発展させる税関特殊監督管理区域」のことをいい、その管理規定は『保税物流園區に対する管理弁法』(*1)に定められています。

(2) 保税物流園區内で認められている業務

同区内では以下の業務が認められています。小売、加工・製造などの業務は禁止されており、加工・生産型企業の設立が可能な「保税区」とは、その機能と目的が異なります。

- ① 輸出入貨物、及び保税貨物の保管
- ② 保管貨物に対する、流通の為の簡単加工（梱包、アソート等を指す）
- ③ 輸出入貿易
- ④ 国際調達、代理販売・配送
- ⑤ 中継貿易
- ⑥ 検品、補修
- ⑦ 展示
- ⑧ 税関の許可を得たその他の業務

(3) 保税物流園區の主な特徴

- ① 非居住者（要するに外国企業）名義で、商品を保税蔵置できます。
- ② 保税蔵置期間に制限がありません。

③ 区内では貨物の集荷や小分け、積み合わせができるので、輸出入とも2国間輸送についてはまとめて行うことができます。これにより輸送経費の削減、輸送リスクの軽減が実現できます。

④ 国内一般地域から区内へ貨物を搬入することが（中国からの）輸出と認められるため、税関より直ちに輸出増値税還付申請必要証明（退税単）が発行され、増値税還付が受けられることとなります（輸出擬制）。

※ちなみに保税區では、区内の貨物が海外に向けて船積みされた時点ではじめて退税単が発行されるため、入区時の即時増値税還付は実現されていません。

⑤ 区内から国内一般地域へ貨物を搬出することが（中国への）輸入とみなされます（輸入擬制）。上記④の輸出擬制と組み合わせると、例えば、保税加工貿易スキームにおいて加工企業が加工した製品を同区へ搬出（非居住者企業へ販売）することにより、一度加工貿易を完了させ、さらに当該製品を受け取った非居住者から別の加工企業へ向けて販売（同区から搬出）することで、当該製品を原料に新たな加工貿易を始めるといったことが可能で、実際にもさかんに行われています。

2. 2つのスキームにおけるメリットの差異

次の2つのスキームについて、それぞれポイントを以下に挙げていますが、貴社が何を重視するかでその軽重が変わってくるものと思われます。

【スキーム A】

日本本社 ⇒ 【保税區】 区内貿易公司（グループ企業）として保管 ⇒ 中国内顧客
<ポイント>

- ・区内貿易公司に利益を落とすことができる。
- ・区内貿易公司が自社倉庫を保有している場合はこれを活用できる。
- ・倉庫を外部から借りる場合、（一般的にあって）物流園区よりも保管料が安価。
- ・顧客と同じ中国に営業窓口がある（区内貿易会社のこと）ので、顧客とのコンタクトが相対的にしやすい。

【スキーム B】

日本本社 ⇒ 【物流園区】 日本本社資産として倉庫会社に委託保管 ⇒ 中国内顧客
<ポイント>

- ・日本本社から直接顧客へ販売するのでその分流通コストが省ける。
- ・将来、国内から調達、海外へ供給というスキームに展開する場合、増値税の即時還付が実現されている分、展開しやすい。

【根拠法規】

(*1) 『保税物流園区に対する管理弁法』

（税関総署令[2005]第134号 05年11月28日公布，06年1月1日施行）

第4章 通関・物流

Q4-7. 保税物流中心（B型）の所在分布



保税物流中心 B 型の所在地についてお伺いします。

蘇州には保税物流中心 B 型があり弊社の子会社でも利用実績がありますが、その他には、どの地域にいくつあるのでしょうか。



保税物流中心 B 型は現在全国に 4 つあるようです。以下にそれぞれの HP を紹介致しますので、詳細につきましてはご参照下さい。

北京空港

<http://www.airport56.com/>

南京龍潭港

<http://www.ltlog.com/>

蘇州高新区

<http://www.snd.gov.cn/CN/index.jsp>

蘇州工業園区

<http://www.seall.cn/>



保税物流中心 A 型と B 型の違い

保税物流中心とは、保税貨物の保管・物流に専門に従事するための税関の管理監督場所のひとつで、国内の企業法人により税関他の管轄部門の批准を得て設立されます。

A 型と B 型とがありますが、機能しては大きな違いはありません。A 型は 1 企業が設立し自ら物流業務に従事するもので、自社用型（自社及びグループ企業のためのもの）と公共型の 2 種類に分かれます。B 型も設立は 1 企業により行われますが、施設は複数の企業にリースされ、各々の企業が物流業務に従事するものとなっています。

第 5 章 貿易(加工貿易含む)

第5章 貿易

Q5-1. 加工貿易制限類商品目録



最新の制限品目（全品目）の内容を確認するために一覧可能なリストを教えてください。



当機構 HP 内データライブラリーの『商務部、税関総署公告 2007 年第 44 号「加工貿易制限類商品目録」』中文原文をご覧ください。

公告文につづいて、以下の品目リストが添付されています。

- ① 新たに追加された制限品目リスト（PDF ファイルで～P50）。
- ② 2007 年以前に既に公布された制限品目リスト（PDF ファイルで P50～）。



加工貿易の分類（許可・制限・禁止分類）

加工貿易の分類は、加工される製品に応じて「許可分類」「制限分類」「禁止分類」の 3 種類に分類されます。尚、それぞれ品目がどの分類に該当するかについては商務部がリストを発表しております。

禁止分類：「対外貿易法」の規定により輸入が禁止されている品目、及び加工貿易関係機関が保税輸出入を許可しない品目。

制限分類：輸入原材料及び製品の内外価格差が大きく、税関の監督管理が困難なもの。

許可類：禁止分類、制限分類を除く全ての加工貿易品目。

分類毎に原料輸入の際に必要な加工貿易保証金が変わりますので注意が必要です。

第5章 貿易

Q5-2. 加工貿易禁止類商品目録



『加工貿易禁止類商品目録』が公表され、その「禁止方式」として「進口」・「出口」・「進出口」の三つに分かれていますが、この内「出口」として挙げられている商品群は、中国側が他国にこれらの商品を加工貿易の原材料として輸出することを禁止するという意味なのでしょうか。



『加工貿易禁止類商品目録』(*1)における禁止方式のうち、「出口」（日本語では「輸出」）とは、“これに該当した商品を製品として輸出する加工貿易を禁止する”という意味です。

ちなみに、「進口」（日本語では「輸入」）・「進出口」（日本語では「輸出入」）とはそれぞれ以下を意味しています。

- ・「進口」 …これに該当した商品を原料として輸入する加工貿易を禁止する。
- ・「進出口」 …これに該当した商品を原料として輸入したり、製品として輸出するような加工貿易を禁止する。

【根拠法規】

(*1) 『加工貿易禁止類商品目録』

(商務部、税務総署、国家環境保護総局公告 2006年第82号令 2006年11月1日公布 2006年11月22日施行)

第5章 貿易

Q5-3. 新しい加工貿易制限類商品目録①



2006年7月23日付で商務部・海関総署連名で第44号公告『加工貿易制限類商品目録』が公布されました。これにつき、次の2点を教えて下さい。

i) 本公告の第2条には制限類商品の加工貿易において保証金を徴収する旨が記載されており、該当する企業にとっては資金負担の増加が考えられる。

弊社は香港経由で中国華南地区の加工貿易企業向けに原料・部品を輸出しているが、与信問題、市場の混乱等は危惧されるだろうか。

ii) 今回の措置（保証金の徴収）は進料加工貿易企業にのみ適用されると理解してよいのか。来料加工加工貿易企業の場合でも、制限類品目に使用される原料輸入の際、保証金を積む必要があるのか。



お問合せの件、以下の通り解説します。

1. ご質問にもある通り、第44号公告『加工貿易制限類商品目録』(*1)では制限類商品の加工貿易を行うにあたり保証金が徴収されると定められています。

これによる影響は以下の2点が考えられます。

- ① 加工貿易の委託者である日本企業にとっては、資金負担増分が加工コストのアップとなる。
- ② 加工企業の出資者である日本企業にとっては、加工企業の税後利益減少で資本回収が遅れる。

与信問題、市場価格の混乱といった問題については、キャッシュフローの如何により問題が発生する可能性は否定できませんが、個々の当事者が個別具体的に捉えて検討したほうが良いと思われます。

2. 来料加工か進料加工を問わず、加工貿易であれば、法規に基づき保証金台帳制度の適用を受けることになります。従って、来料加工型の現地加工貿易企業の場合でも、制限類品目に使用される原料輸入の際、保証金を積む必要があります。

尚、上記の内容は以下の法規に依拠しています。

『国务院の加工貿易の原料に関して銀行保証金台帳制度を施行することに関する回答』
(国函[1995]109号 1995年11月6日) 第2条

(*1) 『加工貿易制限類商品目録』

(商務部、税関総署公告2007年第44号 2007年7月23日公布 2007年8月23日施行)

加工貿易保証金制度

加工貿易において、特定の企業・取扱商品については、輸入税額（関税・増値税・消費税）に相当する保証金を税関に差し入れる必要があり、これを加工貿易保証金制度と呼びます。企業は以下の4分類に分けられ、分類によって保証金の額は変わります。

44号公告を受け、保証金は以下のようになっております。

企業分類

A類：税関が職員を常駐させて監督する特定の大型・優良企業

B類：通常の加工貿易企業（ほとんどの企業がこれに該当）

C類：違法歴のある企業

D類：密輸歴、もしくは3回以上の違法歴がある企業

<保証金納付率マトリックス>

	許可類	制限類		禁止類
		東部地域*	その他地域	
A類企業	0%	50%	0%	取扱不可
B類企業				
C類企業	100%			
D類企業	加工貿易不可			

*：北京、天津、上海の3市及び遼寧、河北、山東、江蘇、浙江、福建、広東の7省

第5章 貿易

Q5-4. 新しい加工貿易制限類商品目録②



2007年8月27日付の香港紙『明報』によれば、加工貿易新政策は施行日の8月23日以降も、実施されておらず、商務部は実施猶予をするのではないかとの希望的観測が報道されています。実施の現状と商務部・海関総署の動向について教えてください。



以下のことから、現時点では、第44号公告『加工貿易制限類商品目録』(*1)に基づいた保証金台帳制度の実施は行われているものと思われます。

- ・現地企業より、44号令にもとづく保証金台帳制度の運用実施について報告が寄せられている。
- ・中央政府筋からも44号令による保証金台帳制度の延期や取りやめといった報告・通知はできていない。
- ・8月28日付『明報』では既に、新たな『加工貿易制限類商品目録』が9月に出るのではないか、という記事を取り上げている。

ただし、44号令の施行日である8月23日時点では、『明報』記事が報じる如く、スムーズな施行ができていなかった可能性があります。

これは、次のことから想像できます。

- ・44号令の施行直前に、本件に関する登録システムの更新をおこなっており、22日～23日早朝にかけて、係るシステムを停止したとの政府報告があった。
- ・8月22日には44号令の執行に関して税関総署第46号公告が公布された。執行方法について問題があったのではないと推察される(*2)。

(*1) 『加工貿易制限類商品目録』

(商務部、税関総署公告2007年第44号 2007年7月23日公布 2007年8月23日施行)

(*2) その後(9月10日)には次の公告も公布された。

『加工貿易企業の届出登記手続きの着実な実施に関する通知』

(商産字[2007]85号 2007年9月10日公布)

第5章 貿易

Q5-5. 新加工貿易制限類公告に基づく保証金納付



2007年9月5日付、商務部、海関総署の第71号公告〔『台帳保証金納入方式公告』(*1)〕では、第44号〔『加工貿易制限類商品目録』(*2)〕の追加補足として、「現金、保付保函等多種形式で台帳保証金を納付できる」と明示されています。ついでに次の2点につき教えてください。

- i) 本公告によって加工貿易企業の資金繰り・資金負担増の懸念は払拭されたと理解してよいか。
- ii) 「支払保証状」(本公告原文では「保付保函」)は取引銀行が発行するものなのか。



1. ご指摘の通り、71号公告〔『台帳保証金納入方式公告』(*1)〕によって「実転」に絡む資金繰り、資金負担増に対する懸念について、とりあえず解決したことになります。しかしながら銀行が支払い保証をするにせよ、“企業にそもそも支払い能力があるのか。”という与信上の問題が別に存在します。

この点については、9月6日頃、71号公告の当初のものに一文付け加えられました。この中で銀行に対して、支払い保証を行うにあたって与信審査するよう求めています。

2. 「支払い保証状」については、在広州日本国総領事館のホームページの中に、同領事館と税関総署広東分署との意見交換内容として、次のような広東分署側発言録が公表されていますので紹介致します。

44号公告の後、9月5日に公布された71号「台帳保証金納付方式公告」により認められた銀行保証状は、どこの銀行でも可能であるが、現在税関とオンライン化されているのは中国銀行のみであり、したがって、實際上中国銀行のみの取扱いとなっている。今後は中国工商银行などにも拡大する予定である。

(*1) 『台帳保証金納入方式公告』

(商務部、税関総署、銀监会公告 2007年第71号 2007年9月5日公布)

(*2) 『加工貿易制限類商品目録』

(商務部、税関総署公告 2007年第44号 2007年7月23日公布 2007年8月23日施行)

第5章 貿易

Q5-6. 三国間貿易取引



3 国間貿易について、以下のスタイルで売買を行いたいと考えています。

- (i) 日本 A 社（当社）と香港 B 社との間で製品 X の売買契約を締結。
- (ii) 日本 A 社は、中国 C 社と製造委託契約を締結し製品 X の製造を委託。
- (iii) 製品 X 完成後、日本 A 社は、品質基準、数量等の最終検査を中国 C 社で行い出荷の可否を判断する。
- (iv) 中国 C 社は香港 B 社へ出荷する。
- (v) 香港 B 社は、入荷検査後売買代金を日本 A 社へ支払う。
- (vi) 日本 A 社は、中国 C 社にて最終検査に合格したことにより中国 C 社へ製造委託契約の代金を支払う。

ついては次の通り質問します。

1. 上記の 3 国間貿易は可能か。
2. 実現可能ならば、留意点などを教えてほしい。
3. 製品 X は海外より原料を仕入れる場合、日本 A 社と中国 C 社で進料加工契約を締結すれば、当該原料の免税輸入は可能か。
4. 中国 C 社は製品 X を全量輸出する予定。国内で仕入れた原料の増値税還付は可能か。
5. 製品を中国 C 社から香港 B 社へ輸出する場合、原産地証明書を添付すれば、関税 0% で輸入することができるのか。それとも香港は本来フリータックスの地なので、輸入関税が発生しないと考えるべきなのか。



1. 上記 3 国貿易の実現性

ご質問のケースは、進料加工に相当し、原料あるいは製品が禁止類にあたらなければ実現可能です。

禁止類に該当するか否かは以下でご確認下さい。

<http://members.jcipo.org/library/data/D0001338.pdf>

尚、禁止類はこれ以降も追加などされることがありますのでご注意ください。

更に留意点として以下補足します。

- 進料加工を含む加工貿易については、原料あるいは製品ごとに「禁止類」、「制限類」、「許可類」に分類されており、禁止類については加工貿易は不可、制限類に該当する場合は、原材料の輸入に際して加工貿易保証金の積み立てが必要です。

「制限類」の商品目録は以下でご確認いただけます。

<http://members.jcipo.org/library/data/D0001734.pdf>

●また、加工貿易に際して企業は次のように分類されています。

A：税関が職員を常駐させて監督する特定の大型・優良企業

B：通常の加工貿易企業（殆どの企業が該当）

C：違法歴のある企業

D：密輸歴、もしくは3回以上の違法歴がある企業

上記の企業分類、及び取扱商品に応じて、積み立てる保証金額は異なります。

2. 留意点

- (1) 加工貿易期間は通常、1年間を超えないことと規定されています。但し、砂糖、綿花、植物油、天然ゴムの契約期間は6ヶ月以内とされています。
- (2) 加工製造に当たっての材料使用割合(歩留率)を加工貿易認可に際して提出しますが、これについては厳密に審査されますので、これを下回らないようにしなければなりません。
- (3) 税関が加工企業の状況に関して検査を行います。加工中に発生した廃材・不良品・副産物等についても税関の管理下にありますので、勝手に処分はできません。
- (4) 製品の全量輸出が原則ですが、進料加工では輸入段階の保税措置を放棄することで一部の国内販売が認められる場合があります。
- (5) 製品はC社からB社へ直接出荷されることから、B社への与信リスクの点は注意が必要です。
- (6) 手続き概要は以下の通りです。
 - i) 対外貿易部門による認可を取得する。
 - ii) 税関への申請・登録を行い、加工手冊(註)の取得を行う必要がある。

(註1) 進料加工の場合は「中国税関対外商投資企業履行産品出口合同所需進口料件加工復出口登記手冊」、来料加工では「加工装和中小型補償貿易進出口貨物登記手冊」のことを指す。加工貿易契約締結後1ヶ月以内に、加工会社C社は、所轄税関へ加工契約内容を登録し、取得する。

iii) 制限類に該当する場合は、保証金の差し入れ(註2)が求められる。

(註2) 実際に保証金を積む以外に、税関指定の中国銀行支店において発行(銀行が加工貿易企業の信用を基に、保証金の担保者となる)する保証状を利用する銀行保証台帳制度を活用することができる。ただし、この制度を利用するにあたって費用が発生する。

3. 進料加工における課税措置

進料加工では、関税は免税となりますが、増値税は免税にはなりません。

進料加工の増値税については以下の通りご理解下さい。

まず、原料の輸入時には、当該原料の輸入増値税は留保されます。そして最終的には、輸出時に、以下の算式で求められる増値税の不還付税額を納税することになります。

不還付税額 = (輸出 FOB 額 - 免税仕入額) × (増値税課税率 - 増値税輸出還付税率)

尚、貴社のケースでは、進料加工ではなく、A社とC社の間に来料加工契約を締結し、C社がA社へ出荷した後、A社がB社へ保税転売をかけることも可能です。

この方法であれば、関税・増値税共にC社には課税されません。

4. 進料加工における国内調達原料についての増値税還付

進料加工の場合、一部に国内で仕入れた材料が混ざっていても、原則的には仕入れ原料に対する増値税額全額が還付の対象となります。

このため、国内仕入先から増値税専用発票を貰っておくことが必要です。尚、国内仕入先(本ケースではD社)が小規模納税者で自ら増値税専用発票を発行することができない場合は、税務署が小規模納税者のために専用発票を代理発行してくれる制度がありますので、D社にこの制度の利用を求めることとなります。

ちなみに、小規模納税者とは、生産企業では年間売上100万円以下、商業企業では年間売上180万円以下で、一般納税者資格を取得できない小規模業者を指します。増値税専用発票は一般納税者資格がないと自ら取り扱うことが認められていません。

5. 香港への輸入関税

香港には関税がないため、輸入関税はかからないと思われれます。ただし、輸入する品目により「物品税」、自動車の輸入には「初回登録税」が課せられます。「物品税」がかかる品目は、タバコ、炭化水素オイル(ガソリンなど)、アルコール飲料、その他アルコール製品の4品目で、香港税関徴収事務所により徴収されます。

第5章 貿易

Q5-7. 華南型来料加工貿易の契約規定の見直し



弊社の香港現地法人は広東省中山市に来料加工工場を運営しています。この香港現地法人と中山工場間の契約を確認したところ、次のような条項がありました。

- i) 香港現地法人は生産した製品の引取を保証すること。
- ii) 品質責任の一切は無条件で香港現地法人に帰すること。

そこで、以下の2点につき教えてください。

1. 上記 i)、ii) の条項は、香港現地法人にとって不当かつ不利な条件であると感じている。このような条項は、来料加工貿易契約において一般的なのか。
2. 契約改訂する場合、対外経済貿易部門や税関への届け出はどのような手続が必要か。



1. 来料加工貿易は加工委託元が製品を全量引取することが原則です。従って i) の条項は不当なものとはいえません。また、工場の立地から当該来料加工貿易は華南型来料加工貿易のスキームに基づき、中山工場の運営は実質香港現地法人自身によってなされているものと推測されます。ii) の条項はこれを踏まえてのものと推測できません。

尚、契約とは当事者双方の合意事項ですので、当該条項が一般的であるかを判じるのは妥当ではないと思われます。かつ、本件は全て同一企業グループ内のお話ですので、問題は当該条項が当事者間の事情に照らして合理的か、全体最適となっているかということで、まずその点をご確認されることが肝要かと存じます。

2. 原契約には「改訂した場合は、原認可機関である対外貿易部門で認可を受けた上で契約が有効となる」旨が記載されていると思われます。加えて『加工貿易審査認可管理暫定弁法』(*1)の第24条には、“経営企業は、「加工貿易業務認可証」規定の内容にもとづき加工輸出しなければならない。客観的要因により項目内容の一部を変更する必要がある場合には、必ず「加工貿易業務認可証」規定の期間内に原審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。税関は、認可文書に依って変更手続きをする。”等の規定があります。

従って、原認可機関へ届出する必要があるでしょう。

具体的な実務は改訂の内容にもよると思われますので、届け出る原認可機関にご確認されることが最善と考えます。

(*1) 『加工貿易審査認可管理暫定弁法』

(外経貿管発〔1999〕314号 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行)



華南型来料加工制度

珠江デルタ式来料加工制度とも言い、内資企業の名義を借りた来料加工制度です。地方政府が人員・組織のない来料加工専用の SPC (Special Purpose Company) として内資企業を設立してくれます。外国企業はこの SPC を利用し、自社から人材を派遣し、実際の工場の運営を行いません。この様に、内資企業を形式上利用し、実際の加工貿易取引形態を外国企業が行うことを珠江デルタ式来料加工と言います。

このような形態で来料加工工場を実質的に自社工場化すれば、来料加工のメリット（初期コストの節減、無償取引、関税・増値税免税）を享受しながら、デメリット（来料加工工場の資産保全リスク、品質・納期管理の難しさ）を解消することができます。

第5章 貿易

Q5-8. 保税區企業との取引①



日本の企業 A 社が中国の一般区（非保税區）に商業性企業 B 社を設立し、A 社名義で日本から製品を輸入します。しかし、製品は外高橋保税區に借りた倉庫 a に直接搬入し、保税状態のまま同保税區内企業である貿易公司 C 社（C 社倉庫は同保税區内にあり）に販売します。そして、最終的には、C 社が非保税區企業 D 社へ販売するものとします。

上記の前提で、以下につき教えて下さい。

1. A 社または B 社名義で輸入した製品を、倉庫 a を経ずに日本から直接 C 社の倉庫へ搬入することは可能か。
2. A 社または B 社と、C 社間では米ドル決済ができるか。
3. 増値税はどのように課税されるか。
4. C 社が外高橋保税區とは別の保税區内企業である場合、上記取引は成立するか。



結論を申し上げますと、このケースは成立しません。

非保税區企業に保税區での貨物の所有、保管、売買などを禁止する法的根拠はありませんが、各保税區とも実態として認めていませんので、B 社が貨物を保税のまま C 社へ転売することはできません。

第5章 貿易

Q5-9. 保税區企業との取引②



日本の企業 A 社が外高橋保税區に現地法人として貿易公司 B 社を設立し、A 社または B 社名義で日本から製品を輸入します。しかし、製品は、外高橋保税區に借りた倉庫 a に搬入し、その後、保税状態のまま同保税區企業である貿易公司 C 社（C 社倉庫は同保税區内にあり）に販売し、さらに C 社が非保税區企業 D 社へ販売します。ついては以下につき教えて下さい。

1. A 社または B 社名義で輸入した製品を、倉庫 a を経ずに日本から直接 C 社の倉庫へ搬入することは可能か。
2. A 社または B 社と、C 社間では米ドル決済ができるか。
3. 増値税はどのように課税されるか。
4. C 社が外高橋保税區とは別の保税區内企業である場合、上記の取引は成立するか。成立する場合、同様に上記 1～3 の場合の取扱いはどうなるか。
 - (1) B 社名義で輸入した製品を、倉庫 a を経ずに日本から直接 C 社倉庫（保税區内にあり）へ搬入することは可能か。
 - (2) A 社または B 社と、C 社間では米ドル決済ができるか。
 - (3) 増値税はどのように課税されるか。



1. 保税區企業である貿易公司 B 社は、国外と保税區間の貿易を行い、かつ保税區内で保税貨物の売買をすることができます。これが、非保税區的商業型企業と比較した際の、保税區貿易公司の利点の 1 つです。

また、2 国間の貿易における貨物の受け渡し場所は、貿易当事者双方の合意の下決めることができ、中国には特段これを制限する法規はありません(*1)。

ただし、国外から保税區へ入る貨物については貿易当事者（荷送人または荷受人あるいはこれらの代理人）が税関に届け出る、かつ、保税區内取引の当事者（この場合、B 社、C 社）は貨物の譲渡を税関に届け出る必要がありますので、オペレーション上の詳細手続について、外高橋保税區を管轄する税関へご確認頂くことをお勧めします。

2. 保税區的企業間では外貨決済が認められています。その根拠法規は『保税監督管理区外貨管理弁法』(*2)の第 5 条第 3 項で、「区内機構間の取引は、人民幣で価格計算して決済することができ、また、外貨で価格計算して決済することもできる。」と定められています。

3. 増値税は納税する必要がありません。税務局は、「保税区内企業間の取引は免税」という立場を取っております。従って、この取引において増値税は納税する必要がありません。尚、これは同一保税区の企業間の取引のみならず、異なる保税区の企業間でも同様です。

4. C社が、B社と同じ外高橋保税區ではなく別保税區内の企業であった場合、制度上は成立しますが、対象となる各保税區を管理する税関に実際に運用できるかご確認頂くことをお勧めします。

制度上可能である根拠は、『上海外高橋保税區条例』第16条の条文、「保税區の企業は、国の関係規定に照らし、保税區と非保税區、国内のその他保税區との間の貿易に従事することができる。」といえます。

しかし、運用面においては、双方の税関間のオペレーション体制が整っていないことから、実質できない例があると聞いております。

4- (1) 同一保税區の企業間取引同様、理論的に可能であるといえます。

ただし、上記回答(1)で申し上げました通り、異なる保税區間の取引については各税関のオペレーション体制の不備から運用できない例があることを考えると、本件についても各対象税関の運用オペレーション体制の確認は必須であると言えます。

4- (2)・(3)については、同一保税區企業間の取引同様、外貨決済ができ、増値税の納税は必要ありません。

【根拠法規】

(*1) 『保税區税関監督管理弁法』(税関総令第65号 1997年8月1日公布 同日施行)

第16条 「保税區の貨物は、区内間企業で譲渡、移転することができる。双方当事者は、譲渡、移転事項を税関へ届けなければならない。」

(*2) 『保税監督管理区外貨管理弁法』(2007年8月15日公布 2007年10月1日施行)

第5条 「区内と国外との間の経済取引は、別段の定めのある場合を除き、外貨で価格計算して決済しなければならない。

区内と国内保税監督・管理区域外(以下“国内区外”という)との間の貨物貿易項目下の取引は、人民幣で価格計算して決済することができ、また、外貨で価格計算して決済することもできる。

貨物貿易項目下の従属費用の価格計算・決済に係る通貨種類は、商業慣例に従取り扱う。サービス貿易項目下の取引は、人民幣で価格計算して決済しなければならない。

区内機構間の取引は、人民幣で価格計算して決済することができ、また、外貨で価格計算して決済することもできる。区内行政管理機構の各種所定費用については、人民幣で価格計算して決済しなければならない。」

(*3) 『上海外高橋保税區条例』（上海市第 10 回人民代表大會常務委員會第 32 次會議 1996 年 12 月 19 日採択 1996 年 12 月 20 日公布 1997 年 1 月 1 日施行）

第 16 条 「保税區の企業は保税區と国外間の貿易に自由に従事することができ、割当を免除し、許可証を免除するが、国が別途規定するものは除く。

保税區の企業は、保税區内の貿易に自由に従事できる。

保税區の企業は、国の関係規定に照らし、保税區と非保税區、保税區と国内のその他保税區との間の貿易に従事することができる。

保税區の企業は、国の對外經濟貿易主幹部部門の批准を経て、非保税區企業の輸出入貿易を代理することができる。」

第5章 貿易

Q5-10. 中古設備輸入規制の最新状況



最近の「中古設備の輸入規制」について教えてください。
また、「独資企業は一定基準内であれば中古設備は輸入可能、但し合弁企業は不可」といった話を聞きました。このような規制はありますか。



1. 最近の「中古設備の輸入規制」について

『機電製品輸入管理弁法』(*1) 第6条に基づき、「輸入禁止」、「輸入制限」、「自動輸入許可」(うち『自動許可輸入機電製品目録』とそれ以外)に分類されています。各々については目録が別途発表されています。

『輸入禁止目録』に挙げられた品目については、原則輸入禁止です。

『輸入制限目録』は、現在は自動車とその関連商品のみが対象ですが、その中でも中古自動車については『自動車貿易政策』第37条により輸入が禁止されています。

よって現状のところ、お問合せの中古設備については輸入制限目録の対象はありません。

『自動許可輸入機電製品目録』に挙げられた品目については輸入者が『輸入許可証』を申請し、『輸入許可証』をもって通関手続きをすることが規定されています。

また輸入中古設備は、輸入に際しては、国家質検総局或いは輸入中古機電製品の荷受人所在地の直轄輸出入検疫局へ貨物登記届出を申請し、検査を受けて合格する必要があります。(『機電製品輸入管理弁法』第23条)

2. 中古設備輸入の規制の中に、独資企業と合弁企業で違いがあるのか

「独資企業は一定基準内であれば中古設備は輸入可能、但し合弁企業は不可」といった規制は上記の中にはありません。

但し、『中外合弁企業実施条例』第27条では外国側合弁当事者が現物で出資する際の生産設備の条件を定めています。

- ① 合弁企業の製造に必要なもの
- ② 評価に際しては同種類の機械設備又はその他の資材のその時点における国際価格を上回らないもの

これらの条件を満たせば、合弁企業であっても中古設備を輸入して、現物出資をすることは可能です。

以下をご参考ですが、

現物出資として設備を提供する場合、中国側合弁当事者との間には、中方から不当に高いのではないか、不要な中古の設備を合弁会社に高く現物出資したのではないかという疑いをもたれ機械設備の財産価格の鑑定でトラブルが発生することが多いようです。

ご相談のケースももしかしたらこれに該当するのかもしれませんが。

『中外合弁企業実施条例』第 22 条では設備の評価は合弁当事者の合意ないしは合意する第三者に依頼することができるかとあります。

検験検疫局と指定の鑑定機関は外国企業投資財産鑑定を行うことになっていますので、そこで発行される「価値鑑定証明書」を参考にする方法はあります。しかしながらそこで納得がいく評価が出るとは限りませんのでご注意下さい。

【根拠法規】

(*1) 『機電製品輸入管理弁法』 (2001 年 10 号令 2001 年 12 月 20 日公布、2002 年 1 月 1 日施行)

【関連法規】

『輸入中古機電製品検験監督管理弁法』

(国家質量監督検験検疫総局第 37 号 02 年 12 月 31 日公布 2003 年 5 月 1 日施行)

『輸入中古機電製品検査監督手続規定』

(国家質量監督検験検疫総局第 53 号 2003 年 8 月 18 日公布 03 年 10 月 1 日施行)

『自動車貿易政策』 (商務部令第 16 号 2005 年 8 月 10 日公布、施行)

輸出禁止目録

<http://members.jcipo.org/library/data/D0000605.pdf>

自動許可輸入機電製品目録 (中文)

<http://members.jcipo.org/library/data/D0001707.pdf>

輸入許可証管理目録

<http://members.jcipo.org/library/data/D0001650.pdf>

参考資料

<http://www.jcipo.org/shiryounets23.html>

<参考>

中古機電製品の輸入手続きについては、少し古いですが機構ニュースNo.112（当機構HPライブラリ参照）にも詳細な記載がございますのでご参照下さい。

【回答後の変更】

(*1) 『機電製品輸入管理弁法』については、下記の通りに改正されました。

『機電製品輸入管理弁法』

（商務部 税関総署 質検総局令 2008年第7号 2008年4月7日公布 2008年5月1日施行）

同法により、『輸入自動許可機電製品目録』に挙げられる中古設備の輸入にあたっては、『輸入自動許可証』及び国家検閲検疫機関が発給した『入国貨物通関書』を持参して、通関手続きを行うよう定められました。

また、中古機電については、下記法令が新たに公布されました。

『重点中古機電製品輸入管理弁法』

（商務部 税関総署 質検総局令 2008年第5号 2008年4月7日発令 2008年5月1日実施）

同法では上記の他、重点中古機電製品の輸入をする場合の商務部への申請手続き等につき規定しています。

第5章 貿易

Q5-11. 設備付属のPC、モニター類の輸入制限



製造設備に付属しているパソコンやモニター類について、従来は設備付属品ということで CCC 認証無しでも輸入可能でしたが、今後は輸入不可と言われております。カタログ品であることが証明できれば付属品扱いとなりますが、弊社設備はほとんどがオーダーメイドの設計で各パーツの組み合わせ設備の為、一体の設備であるという証明ができません。CCC 認証免除項目に検査装置の付属部品とありますが、担当税関の解釈では配線してあっても取り外し可能なものは付属品とは認めないとのこと。今後は CCC 認証付きのパソコンを用意するか、現地購入したものを調整して利用するしか方法はないのでしょうか。また、類似のトラブルは各地税関で発生しておりますでしょうか。（弊社が輸入する際に利用している税関は蘇州税関です。）



パソコンと、コンピューター用のディスプレイは CCC の対象品目の中に入っていること、『国家認証認可監督管理委員会 2005 年第 3 号公告』で記載される申請不要、申請免除品目の対象からも外れていることから考えると、本件につきましては、当局からそのような指導があれば、それに従わざるを得ないものと思料されます。

(参考) 申請免除品目の対象（『国家認証認可監督管理委員会 2005 年第 3 号公告』より）

○申請不用品

- ① 外国駐在大使館・領事館、国際事務基幹及び外交官が海外から持ち込む私物
- ② 香港、マカオ特別区政府の駐在員およびそのスタッフが海外から持ち込む私物
- ③ 入国者が海外から持ち込む私物
- ④ 政府間援助物資・贈呈品

○申請免除品

- ① 研究及び試験のために輸入または生産される製品
- ② 技術を審査するために生産ラインで必要な部品
- ③ 保守・修理目的で、当該商品の最終利用者のためだけに輸入または生産される商品
- ④ 工場の生産ラインおよびセット生産ラインを組み立てるための設備・部品（事務用品は含まない）
- ⑤ 商業用展示品（販売用でない商品）
- ⑥ 一時輸入した後、国外に返品する生産品（展示品を含む）
- ⑦ 一般貿易方式で輸入され、加工組み立て後、輸出される製品を生産するために使用される部品
- ⑧ 委託加工貿易方式で輸入され、加工組み立て後、輸出される製品を生産するために使用される材料、部品

ある有識者の話では、一般論として CCC 認証については年々厳格に運用されるようになってきているとのことで、本件もその一環と思われます。

但し、本件を受けて、上海・蘇州の有識者、金融機関等にヒアリングを行いました。今のところ CCC 認証について同様の相談は寄せられていないとのことでした。

今後、本件につき、何か新しい情報が入りましたら、当ビジネス相談室にて掲載いたします。



中国強制認証制度 China Compulsory Certification (CCC)

中国では、WTO（世界貿易機関）の加盟により、輸出入製品に対する認証制度の見直しを行い、2002年5月1日より CCC と呼ばれる強制製品認証制度を導入しています。

これに伴い、同認証制度の対象となる製品が中国国内市場で、流通・販売される場合、事前に中国の認証機関で CCC 認証を取得し、原則製品本体に CCC マークを表示しなければ、中国への輸出入及び中国国内での販売ができなくなりました。パソコンも対象製品に含まれます。

第5章 貿易

Q5-12. 機械設備の輸入



弊社は中国に現地法人（独資法人）を設立しており、これまでに、生産設備（自社使用）を免税で輸入済みです。この度、新たに生産設備（自社使用）の輸入を検討しておりますが、総投資額を超えてしまいます。

そこで質問ですが、そもそも総投資額を超える生産設備（自社使用）の輸入は可能なのでしょうか。

仮に不可能な場合は、別途手続による生産設備（自社使用）を輸入する方策を、免税輸入できるか否かも含めて教えてください。



●総投資額を超える生産設備（自社使用）の輸入は可能か。

『機電製品輸入管理弁法』（*1）など設備輸入に関する関連法規を確認しましたが、総投資額を超える有税輸入設備の輸入を禁止する法令は見当たりません。むしろ、後述の通り一定条件を具備した場合には免税を認める旨定めた規定もあります。

従って、これらを総合して判断しますと、法律に従った手続きを踏めば、投資総額を超えて設備を輸入することは可能であると思われます。

●設備の免税輸入について

一般貿易の場合と、加工貿易の場合の2つのケースが考えられますので、それぞれ以下の通り解説します。

(1) 一般貿易の場合

まず、総投資額の枠内での生産設備（自社使用）免税輸入については、以下の規定に基づいています。

『輸入設備税收政策を調整することに関する通知』（*2）

第1条第1項

「『外商投資産業指導目録』の奨励類および制限乙類に合致しかつ技術を譲渡する外商投資プロジェクトが、総投資額内で輸入する自社用設備は『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』に挙げられている商品を除き、関税と輸入段階での増値税の徴収を免除する。」

〔備考〕

- ・2002年4月1日より制限甲・乙類の区別はなくなり「制限類」に一本化されています。
- ・上記に加え、許可類の業種の企業が100%輸出を条件に奨励類とみなされる場合も課税が免除されていました。ただし、これは2002年10月以降、免税ではなく、一旦納税後に分割（5年間）で還付を受ける扱いに規定変更されています。

続いて、総投資額の枠外での免税輸入ですが、制限は厳しくなるものの、以下の場合も可能となるケースがあります。

- ・『外商投資に関わる輸入税収政策を一層奨励することに関する通知』（*3、以下『通知』）第1条の規定に合致する場合。

※具体的には次の条件を満たす必要があります。

- ① 輸入企業が奨励分類・研究開発センター・先進技術型・輸出型のいずれかであること。
- ② 元々批准された経営範囲内で、免税輸入した生産設備の更新・メンテナンスの為の輸入であること。
- ③ 輸入される設備が原則として免税対象外品(*4)ではないこと。
- ④ 自己使用のためのものであること。
- ⑤ 設備輸入のための資金が総投資額以外の自己資金（準備基金・生産発展基金・減価償却費及び税引き利益）であること。
- ⑥ 輸入される設備が国内において生産することができず、又は性能が需要を満たさないこと。

- ・『通知』第4条（中西部の省、自治区、直轄市における外資利用優勢産業及び優勢プロジェクト目録に適合するプロジェクトに関する規定）に合致する場合。

※具体的には、上記条件の②～⑥までを充足することを前提として、関税および輸入増地税の免税が可能となっています。

(2) 加工貿易の場合

加工貿易（来料加工・進料加工）を行うあたり、外国の加工委託企業が中国の加工貿易企業に設備の無償提供を行うことは広く行われており、この無償提供設備に関しては輸入関税および増値税が免除されます。

尚、この場合は総投資額に関わりなく免税輸入が可能です。

(*1) 『機電製品輸入管理弁法』

(対外貿易経済合作部、税関総署、国家質量監督検疫検疫総局第 10 号令 2001 年 12 月 20 日公布
2002 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『輸入設備税収政策を調整することに関する通知』

(国務院 国発[1997]37 号 1997 年 12 月 29 日公布 同日施行)

(*3) 『外商投資に関わる輸入税収政策を一層奨励することに関する通知』

(税関総署 署税[1999]791 号 1999 年 11 月 22 日公布 1999 年 9 月 1 日施行)

(*4) 《参考》外商投資プロジェクトで免税輸入を付与しない商品

- ①テレビ②ビデオカメラ③ビデオレコーダ④ビデオプロジェクター⑤音響設備
- ⑥エアコン⑦冷蔵庫⑧洗濯機⑨カメラ⑩複写機⑪電話交換機⑫パソコン⑬電話機
- ⑭ポケットベル⑮ファクシミリ機⑯電卓⑰ワープロ機⑱自動車⑲オートバイ
- ⑳その他 (プロジェクト設備の輸入に伴わないもの)



投注差

投注差とは、投資総額（総投資額）と資本金（登録資本金）の差額のことを言い、借入企業の中長期外貨建て債務の累計金額が、投資契約或いは定款に定める投資総額と資本金との差額を上回ってはならないと制限されています。

算式：「中長期外債累計発生額」＋「短期外債残高」＋「国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額」≤「投資総額」－「登録資本」＝「借入限度額」（投注差）

第5章 貿易

Q5-13. 修理品の税関処理



中国の独資企業（A 社）は、自社生産した製品（X）を海外の客先（B 社）に輸出販売しています。B 社にて着荷検査をした結果、製品（X）の多数に不良品が見つかりました。

B 社には修理する為の設備が無いこと、製品単価が高価な為、代替品を送付するより、輸送費用を負担してでも修理対応した方が、メリットがあると判断したことから、一旦当該不良品を A 社へ返品し、A 社にて修理後、再度返送してもらうことを考えています。又、B 社は A 社に対する支払いを、一旦、良品分のみ行い、不良品分については、修理品が到着時に支払うことを考えています。

- i) A 社が上記不良返品を輸入する際の輸入申告と再輸出する際の方法を教えてください。
- ii) この際、輸入関税が発生しないようにすることは可能ですか。
- iii) 輸出貨物代金の回収について、当局への報告が必要だと聞いておりますが、1 回の輸交代金を分割して回収しても問題ありませんか。



1. A 社が不良品を輸入する際の輸入と再輸出

税関に A 社と B 社との間で締結された原契約書、および税関が要求する書類を持参し、修理品として輸入申告します。尚、当該修理品は税関の定める期間内に再運送・出国させることが必要となります。

2. 免税措置について

修理品の輸出入関税については『税関輸出入貨物徴税管理弁法』（*1）に規定があり、上記回答 1. の再輸出手続きを通じ、税関の定める期間内に再運送・出国することで関税が免除されるとされています。しかし、正当な理由により税関所定の期間内に再運送・出国させることができない場合には、再運送・出国期間の延長を申請しなければならず、税関所定の期間（延長された期間を含む）内に再運送・出国されない場合には、一般輸入貨物として再度輸入関税を支払わなければならないので注意が必要です。

また、『中華人民共和国輸出入関税条例』（*2）第 43 条に 1 年以内の輸出入の関税免除の規定があり、第 44 条に破損、不足、品質不良、或いは規格不一致による輸出入貨物の無償交換についても輸出入の関税免除について規定されています。

3. 分割回収について

輸出代金の回収と照合制度に関しては『輸出代金回収照合管理規定』(*3)および『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』(*4 以下『実施細則』)に定められています。『実施細則』第 26 条では、一覧払い決済の場合には輸出通関後 180 日以内、ユーザンス決済の場合はユーザンス回収の届出で届け出た回収期間内とされています。

また、『実施細則』第 37 条には「代金回収予定日が貨物通関日から 180 日以上となるユーザンス回収のときは、輸出企業は外貨管理局に出向き、通関日から 60 日以内に「ユーザンス回収の届出」を行わなければならない」とされています。従いまして、上記「一覧払い決済」または「ユーザンス決済」の期間内に一括決済を行うことが不可能な場合で、一部決済を受けた場合には、輸出代金の回収において照合不一致となることから、分割決済は可能となります。

なおその際には、輸出単位による差額照合説明書面（法人代表が署名）、輸出契約書、輸出通関申告書、輸出外貨代金回収照合書、輸出外貨回収専用用紙（一部代金回収の時）を外貨管理局に提出し分割回収である旨申請する必要があります。

(*1) 『税関輸出入貨物徴税管理弁法』

(税関総署令第 124 号 2005 年 1 月 4 日公布 2005 年 3 月 1 日施行)

- ・ 第 47 条～第 49 条 輸出入修理貨物及び輸出加工貨物について

(*2) 『中華人民共和国輸出入関税条例』

(国务院令第 392 号 2003 年 11 月 23 日公布 2004 年 1 月 1 日施行)

- ・ 第 43 条

「品質又は規格に起因して、輸出貨物を、輸出の日から 1 年以内に現状のまま再運送・入国させる場合には、輸入関税を徴収しない。品質又は規格に起因して、輸入貨物を、輸出の日から 1 年以内に現状のまま再運送・入国させる場合には、輸出関税を徴収しない。」

- ・ 第 44 条

「欠損、不足、品質不良または規格との不一致等の原因により、貨物を輸出入する荷送人または保険会社が、同一の貨物を無償で保証し、又は交換した場合、輸出入時において関税を徴収しない。無償で交換したもとの輸入貨物を返送、出国させない場合、又もとの輸出貨物を返送、入国させない場合、税関はもとの輸出入貨物に対しあらためて規定に基づいて関税を徴収する。」

(*3) 『輸出代金回収照合管理規定』

(国家外為管理局 匯發[2003]91 号 2003 年 8 月 5 日公布 2003 年 10 月 1 日施行)

(*4) 『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』

(国家外為管理局 匯発[2003]107号 2003年9月8日施行 2003年10月1日施行)



ユーザンス

ユーザンスとは、外国貿易取引において、一定期間、輸入代金の支払猶予を行うこと、もしくは支払繰延金融、信用の供与などのことを意味します。また、一覧払いではない、期限付の手形のことをユーザンス手形といいます。輸出者が、輸入者に対し信用を供与し、支払いを一定期間猶予するのを「シップパーズ・ユーザンス (Shipper's Usance)」、同様に、銀行が輸入者に対して支払猶予を行うことを「バンク・ユーザンス (Bank Usance)」といいます。なお、消費者金融などで、クレジットカードの利用日から口座引落とし日までの期間をユーザンスということもあります。

第5章 貿易

Q5-14. 深圳市における進料加工の課税



深圳市の来料加工工場を進料加工（独資企業）に転換することを検討しています。

上記の前提で、以下につき教えてください。

1. 「来料加工」から「進料加工」への転換により輸出増値税の負担は発生するか。
2. 発生する場合の計算式の公式など

過去ログを拝見すると、広東省では税務局によって「免除・控除・還付」方式、「先徴収・後還付」方式、「不徴収、不還付」方式など様々な方法を採用しているようです。

なお、原材料は主に、①深圳地区の中国ローカル企業からの国内取引、②深圳市内の来料加工工場から転廠、③日本の本社から香港現法を通じて輸入、の3ルートです。



1. 「来料加工」から「進料加工」への転換により輸出増値税の負担は発生するか。

増値税の負担は発生します。

「来料加工」では、増値税は“免税”となりますので増値税コストは0です。これに対し、「進料加工」では増値税は“免税”ではなく、“免税・控除・還付方式に基づき算出され不還付税額の納付”となりますので、これが税コスト負担となります。

「来料加工」、「進料加工」についての税コストの考え方に関しましては、当機構「投資機構ニュース」138号 P6-8、P14-18 に中国加工貿易概要説明がありますのでぜひご参照下さい。

尚、「投資機構ニュース」は以下にて閲覧いただけます。

《当機構会員専用 HP「会員ネット」⇒「データライブラリー」⇒「投資機構ニュース」⇒「138号」》

2. 当該ケースにおける増値税不還付税額の算出式

御社のケース(*1)では以下の通りとなります。しかし、これはあくまで一般論としての算出式です。あくまで事業ご検討の目安として使用するものをご承知おき下さい(*2)。

(*1) 御社の進料加工工場の製品は 100%輸出する前提。

(*2) 当該増値税は、毎月の各ルート原料比率や転廠登記のなされ方、地元税務局の考え方など多くの変数によって、算出方法が変化いたします。ある程度厳密に把握される場合は、御社事業の詳細実態を以って地元税務局と確認される必要があります。

〈算出式〉

$$\text{不還付税額} = A - B - C$$

A = 製品の輸出 FOB 額 × (増値税率 - 還付率)

B = 国内調達原料仕入額 × (増値税率 - 還付率)

C = 輸入原材料仕入額 × (増値税率 - 還付率)

◎転廠由来原材料は、(広東省では) 増値税不徴収(つまりコスト0)であるため、本ケースのように製品は全て輸出することが前提の場合、上記算出式からは除外できます。



来料加工と進料加工

加工貿易は大きく分けて来料加工と進料加工に分けられます。

来料加工とは、輸入原材料を外国企業が提供し、経営企業は外貨を支払って輸入する必要がなく、外国企業の要求に基づき加工、組み立てを行い、完成品を外国企業が販売する形態です。つまり、輸出入(原材料輸入と製品輸出)が無償で行われ、加工企業に対しては加工賃のみが支払われます。

進料加工とは、輸入原材料を経営企業が外貨を支払って輸入し、完成品を経営企業が海外へ輸出する形態です。つまり、輸出入が売買形式(有償)で行われる取引であり、売買差額が加工企業の利益となります。

第5章 貿易

Q5-15. 税関区を跨る深加工結転（転廠）に関する増値税の還付



上海市（地区）から他省（広東省）に転廠取引する場合、一旦増値税を付加して納品し、納品先の会社が、増値税の還付を受けるよう、国税局より言われましたが、これは上海市（国税局）条例の規定ですか。



1. ご質問の件は次の法令と関連があります。

『1993年12月31日以前に設立が認可された外資企業の輸出財貨等に関する関連税収問題の通知』（*1）

1994年に現在の『増値税暫定条例』が導入されたことで、転廠が課税対象取引となりましたが、その際に税制改正以前に設立認可を取得していた外資企業への暫定措置として不徴収・不還付制度が認められました。それを打ち切りにしたのが上記の法律です。

2. 転廠の出し手である上海側で増値税を納める根拠

上述の法令の前文にもとづき、広東省以外の地域では転廠の際の増値税の扱いについては「免除・控除・還付」方式を採用しています。よって、出し手である上海では増値税を一旦納税しなくてはなりません。

3. 転廠の受け手である他省ではどうなのか。

2で申し上げたように、広東省かそれ以外の地域なのかで異なりますので、以下の2つのケースでご説明致します。

(1) 広東省の場合

広東省は上述の法令第2条に基づき、「不徴収・不還付」方式を採用しています。したがって、転廠される貨物について上海で増値税を納めていても、広東側では、納めていないものとして認識されます。

(2) 広東省以外の場合

「免除・控除・還付」方式を採用しています。
上海で納めた増値税は税務上認識されます。

【根拠法規】

(*1) 『1993年12月31日以前に設立が認可された外資企業の輸出財貨等に関する関連税収問題の通知』

(国税発[1999]12号 1999年1月15日公布 即日実施 2006年4月30日失効)

【関連法規】

『国家税務総局：外商投資企業の輸出貨物の若干税収問題についての通知』

(国税発[1999]189号 1999年10月8日公布、施行)

<参考>

投資機構ニュース 138号 15頁～18頁に詳しい解説がございます。

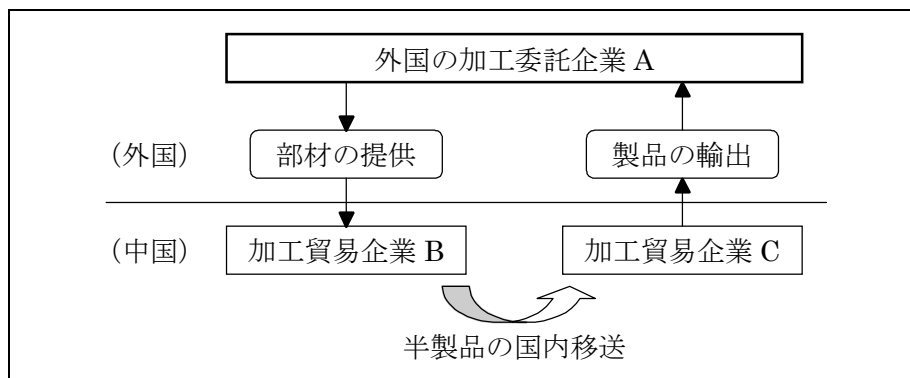
※会員ネットでもご覧いただけます。

会員ネット → データライブラリー → 機構ニュース → 138号

Memo 転廠とは

「転廠」とは、加工貿易において、中国の委託先企業が輸入した免税原材料を加工した後、税関の許可を得て中国国内の別の委託先企業に保税移送し、再加工の後に製品を輸出する仕組みを指します。「深加工結転」とも呼ばれます。

「転廠のイメージ」



第5章 貿易

Q5-16. 加工貿易貨物の保管



深圳市の進料加工企業の生産品を、隣接する市に弊社現法が所有する一般倉庫に保管させ、そこからコンテナで日本へ輸出させたいと思います。

加工貿易企業の生産品は工場内の倉庫及び保税倉庫にのみ保管が可能と考えておりましたが、その企業の「分倉庫」としての契約をすれば、一般倉庫にも保管することが可能と地元の物流企業からアドバイスを受けました。

この様な事は法律的に可能でしょうか。



有識者の見解としては、厳密に法律的に可能かと問われると困難だろうとのことでした。

しかし、実務的には税関の許可を得られれば可能です。

加工貿易貨物＝保税貨物であり、税関監督対象貨物となります。よって、保管場所についても、税関の許可が必要です。

その場合に倉庫を持つ企業の経営範囲の中に倉庫業が入っていることが前提となります。

実際にも税関の調査は以下の【法律根拠】にもあるように、通常は手冊の核銷の際しか行われません。よって、ここで帳尻を合わせる前提で、一般倉庫を使っているケースは多いようです。

【根拠法規】

『加工貿易審査認可暫定規則』（対外貿易経済合作部 1999年5月27日公布、同年6月1日施行）

『中国税関の加工貿易貨物に対する監督管理方法』

（税関総署令第168号 2004年2月26日公布、2008年1月14日改正公布・施行）

第5章 貿易

Q5-17. 加工貿易における中国への設備貸与



加工貿易を行う予定があるのですが、その際の設備貸与について次の点をお教え下さい。

- ① 無償による輸出は可能ですか。
- ② 中国での輸入に伴う課税はどうなりますか。
- ③ 中古機械の輸出は問題ないですか。
- ④ その他、注意する事項はありますか。
- ⑤ 委託生産に係る原材料の一部を加工貿易で認められた範囲で、中国内で調達します。設備の輸入に対して影響はありますか（無償で機械を中国へ輸出できない等）。



①について：

（可か不可かということ言えば）可能です。ただし、後段で述べる「免税輸入」を目的とするならば、「無償であることが条件の一つ」となります。

②について：

以下の条件を満たさなければ、たとえ無償であっても課税されます。以下の条件を満たせば免税となります。（根拠法規『加工貿易輸入設備の関連問題に関する通知』（*1））

- 1) 外国の加工委託者が設備を無償提供すること
- 2) 当該設備の提供を加工貿易契約に明記し、売買差額などで代金を返還する義務が無いことを明記すること
- 3) 当該設備に関連する製品を70%以上輸出すること
- 4) 当該設備が免税対象外品目に該当しないこと

③について：

中国への中古機械の持ち込みは基本的にできません。

ただし、『輸入中古機電製品検査監督管理弁法』（*2）に基づく検査を受け、その結果が中国の安全、衛生および環境保護に関する国家技術規範の強制的要求に合致すれば持ち込むことが可能です。

輸入中古機械設備は届け出管理が実施されているため、輸入者は貨物が中国に到着する前に、国家質量監督検査検疫総局あるいは所在地の直属出入境検査検疫局に対し、届け出る必要があります。

実際の手続きにつきましては、物流会社に代行を依頼できますので、確認されることをおすすめします。

④について：

加工貿易については、昨年より禁止や制限される動きが強化されています。

2006年11月からは以下の『一部商品の輸出税還付率および加工貿易禁止類商品目録の追加に関する通知』（*3）に基づき高エネルギー消費・高汚染・国内資源の大量消費型商品の加工貿易が厳しく制限されました。また2007年4月からは『2007年加工貿易禁止類商品目録』（*4）、2008年1月からは『2007年第2次加工貿易禁止類商品目録』（*5）が実施されています。

今後もマクロ経済調整、産業発展、環境保護等の観点から、低付加価値商品が禁止類目録に追加される可能性がありますので注意が必要です。

⑤について：

加工貿易形態である以上は、影響ありません。

【根拠法規】

(*1) 『加工貿易輸入設備の関連問題に関する通知』

(外経貿政発[1998]第383号 1998年7月1日公布、施行)

(*2) 『輸入中古機電製品検閲監督管理弁法』

(国家質量監督検閲検疫総局令 第37号 2002年12月31日公布 2003年5月1日施行)

(*3) 『一部商品の輸出税還付率および加工貿易禁止類商品目録の追加に関する通知』

(財税[2006]139号 2006年9月14日公布、同年9月15日施行)

(*4) 『2007年加工貿易禁止類商品目録』

(商務部、税関総署、環境保護総局公告 2007年17号 2007年4月5日公布 2007年4月26日施行)

(*5) 『2007年第2次加工貿易禁止類商品目録』

(商務部、税関総署 2007年第110号 2007年12月21日公布、2008年01月21日施行)

【回答後の変更】

加工貿易への制限については、本文中の『2007年加工貿易禁止類商品目録』、『2007年第2次加工貿易禁止類商品目録』実施後、新たに2008年4月5日付けで、『加工貿易禁止類商品目録 2008年版』（中国国务院商務部及び税関総署による連名 2008年第22号公告）が公布されています。公布の目的、特徴は下記の通りです。

1. 公布の目的

輸出商品構造の最適化、高汚染・環境破壊リスクの高い商品の輸出抑制、加工貿易のグレードアップ

2. 目録の特徴

2008年の輸出入関税番号に基づき、従来公布された『加工貿易禁止類目録』に技術的調整を行うと同時に、39品目（HS-CODE単位）の高汚染・環境破壊リスクの高い商品を追加。『禁止類目録』の対象商品は合計1,816品目（同前）に増加。

第5章 貿易

Q5-18. 懸念国に対する輸出



1. 日本及び米国の輸出管理法令上の懸念国（キューバ、イラン、イラク、スーダン、シリア、北朝鮮）において中国政府が支援するプロジェクト（プラント）に対して、中国にある合弁会社が生産する機器を中国から当該懸念国に輸出する場合、中国政府部門の認可を得る必要があるのでしょうか。

なお、当該機器は軍事・兵器用途に転用できる製品ではありません。中国の輸出管理法令を見ていると製品・技術ごとに規制がかけられており、仕向け地別の規制はないように見受けられます。

2. また本社側も日本の経済産業省認可を得る必要はあるのでしょうか。



1. 中国の輸出規制について

中国では、中国から外国への輸出において「地域」規制はありませんので、通常の輸出と変わらないと思われま。

（参考：『対外貿易法』（*1）『貨物輸出入管理条例』（*2）『2008年輸出許可証管理商品目録』（*3）等）

一方で、『中華人民共和国敏感物項和技术輸出經營登記管理弁法』（*4）及び『两用物体及び技術輸出入許可管理弁法』（*5）により、敏感物項及び技術輸出の經營に関する登記を申請し、經營登記証書を取得した上で、更に輸出許可を得ることが必要とされています。申請先は、商務部科技司出口管制二処になります。

また、輸出許可の申請にあたっては、最終ユーザーと用途について証明することが求められます。

なお、申請に関する注意事項と輸出管理されているものに関するリストは以下の URL（中文）で閲覧できます。

注意事項 <http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/aarticle/f/200403/20040300200159.html>

リスト <http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/y/y.html>

2. 経済産業省認可について

日本の安全保障上の輸出規制は「リスト規制」及び「キャッチオール規制」がありますが、経済産業省ではこれらの適用範囲を海外の合弁会社にも対象にしていると考えます。

※「海外子会社における輸出管理の強化について」（経済産業省H17年4月1日）より

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/jishukanri/kogaisya/050401com.html>

「このような行為に海外子会社が巻き込まれた場合、行為そのものは海外子会社が行ったことであっても、親会社と海外子会社とは密接な関係にある以上、実質的に経営を支配している親会社に対する社会的な責任も強く問われかねません。」

「このような中、海外子会社をお持ちの親会社各位におかれましても、我が国企業の海外子会社が現地で大量破壊兵器等の製造・開発等に結びつく行為に荷担することがないよう、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行っていただきますようお願いいたします。」

海外子会社に対しては法律が及ばない為、上記通達では「親会社に対する社会的責任」を訴え、「厳格な指導のお願い」としておりますが、海外子会社を使った「迂回輸出」との疑いを回避する為にも海外子会社も対象として考えた方が無難と思われまます。

なお、キャッチオール規制の対象としては平成14年4月以降対象が拡大しており、食料品、木材等一部の非規制品を除き原則全ての貨物・技術が対象になっています。軍事・兵器用途に転用できる製品でなくとも規制の対象になる可能性はあります。

軍事転用できるものではないとのことですので、リスト規制にはかからないと推察いたしますが、下記キャッチオール規制の要件を満たす可能性があるようであれば、念のため経済産業省の相談窓口にお問合せ頂くのがよいかと思います。

安全保障貿易審査（具体的な輸出審査・ご相談）に関するお問い合わせ先：

経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部安全保証貿易管理

電話番号：03-3501-2801

以下では具体的な製品に対しての問合せについて応じてくれます。

【根拠法規】

- (*1) 『対外貿易法』（主席令第15号 2004年4月6日改正、2004年7月1日施行）
- (*2) 『貨物輸出入管理条例』（国务院令第332号 2001年12月10日公布、2002年1月1日施行）
- (*3) 『2008年輸出許可証管理商品目録』
（商務部、税関総署公告2007年101号 2007年12月29日公布、2008年1月1日施行）
- (*4) 『中華人民共和國敏感物項和技术輸出經營登記管理弁法』
（対外貿易経済合作部令2002年35号 2002年12月12日公布、同日施行）
- (*5) 『両用物体及び技術輸出入許可管理弁法』
（商務部・税関総署令[2005年]第29号 2005年12月31日公布、2006年1月1日施行）



リスト規制とキャッチオール規制

日本では、大量破壊兵器の拡散防止を目的に貨物や技術の輸出について規制が設けられています。輸出許可が必要となる貨物の範囲は、輸出管理令の「リスト規制」に示す品目と、品目ごとの仕様を定めずに用途により規制する「キャッチオール規制」の2種類から構成されています。

リスト規制：輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、輸出貿易管理令別表第1の1～15項に該当する場合は、原則として許可申請が必要となる制度です。リスト規制対象品目には、次のものがあります。

- ① 武器及びその部品（第1項）
- ② 大量破壊兵器とその関連資材：核兵器、化学・生物兵器、及びミサイル（2～4項）
- ③ 通常兵器関連汎用品（ワッセナー・アレンジメント関連物資）（第5～15項）

キャッチオール規制：上述のリスト規制（武器等、危険度の高い物品の輸出について規制するもの）に加えて、リスト規制品以外の物品についても、1)その用途、使用目的、2)顧客、を確認し該非判定書に基づく判定を下し、懸念がある場合には経済産業省の許可申請を必要とする制度です。具体的な判断の基準としては、以下のものがあります。

- ① キャッチオール規制対象品目に該当するか（HSコード上2桁による判別。下記HP(*1)の製品リスト参照。）
- ② 輸出相手国（相手国がホワイト国26ヶ国(*2)である場合は非該当）
- ③ インフォーム要件（経済産業省から通知を受けた場合は要許可申請）
- ④ 客観要件（エンドユース、エンドユーザーが武器、大量破壊兵器の開発・製造に関する可能性の判断。大量破壊兵器の開発等懸念が払拭されない企業のリストについては経済産業省が公表しております）

(*1) 製品リスト

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/catch-all/taisyou-hinmoku/code/index.html>

(*2) ホワイト国

「アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク」の26ヶ国。

キャッチオール規制の詳細については、以下のHPでわかりやすく説明しています。

経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部安全保証貿易管理ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/catch-all/index.html>

財団法人 安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/>

第5章 貿易

Q5-19. クレーム品の回収



対中国輸出のクレーム品の返却に関し質問します。

日本のメーカーが中国の日系企業（上海近辺）に樹脂製品を輸出しましたところ、品質にクレームが付きまして。同メーカーはこの製品を全量引き取ることを考えております。数量はコンテナ1本、金額は計600万円位。決済条件は同メーカーの工場渡りで、既に代金は全額支払われております。中国側日系企業が輸入した際、6%の関税が掛かっております。同メーカーとしては、全品回収後合格品を新たに支給（輸出）するつもりです。また、同製品は日系企業にて製品に使用され、中国国内で販売されております（保税扱いではない）。

上記のような場合、どのような方法（貿易手続き）を採るのが良いでしょうか。



お問い合わせの件ですが、下記『税関輸出入貨物徴税管理規則』（*1）の第29～31条に「代替品の再輸入手続き」、第58条に「品質不適合品の返品手続き」、第77・78条に「返品の場合の租税担保」、について規定していますので、ご参照下さい。

なお、詳細な手続きにつきましては、下記【根拠法規】をベースに、事前に税関と話し合うことをお勧めします。

また、有識者にヒアリングをしたところ、「下記根拠法規に基づく手続きの他に、クレーム品の輸出と代替品の輸入については、税関から交付される輸出入通関証明書を持って、銀行で電子情報の照合・消込が必要になる。」とのことでした。本件の手続きにつきましては、現地の取引銀行へのご確認をお願い致します。

【根拠法規】

(*1) 『税関輸出入貨物徴税管理規則』

(税関総署令第124号 2005年1月4日公布 2005年3月1日施行)

第29条

「無代価弁償物貨物を輸入する場合は、輸入関税及び輸入段階の税関代理徴収税を徴収しない。前項にいう無代価弁償物貨物とは、貨物が税関を通過した後、欠損、不足、品質不良又は規格の不適合等の原因により、輸出入貨物の荷送人、運送人、又は保険会社が無償で補償又は交換するもとの貨物と同一の貨物又は契約の規定に合致する貨物をいう。」

第 30 条

「納税義務者は、もとの輸出入契約に定める賠償請求期間内、かつもとの貨物の輸出入日から 3 年を超えない期間内に、税関に無代価弁償貨物の輸入手続を申告しなければならない。」

第 31 条

「納税義務者が無代価弁償貨物の輸入を申告する場合、次の各号に掲げる証書を提出しなければならない。」

- (1) もとの輸出入貨物通関申告表
- (2) もとの輸出入貨物を国外に積み戻すための輸出通関申告表又は税関にもとの輸入貨物の処分を委託するための貨物放棄処分証明
- (3) もと輸入貨物の税金納付書又は「免税証明」
- (4) 売買の双方が締結した賠償請求協議書

もとの輸入貨物の数量不足のため、無代価弁償貨物を輸入する場合は、前項第(2)号の証書を提出する必要はないものとする。

税関が必要と認める場合は、納税義務者は資格を有する商品検査機構の発行したもとの輸入貨物の欠損、不足、品質不良又は規格の不適合についての検査証明書又はその他の関連証明文書を提出しなければならない。」

第 58 条

「品質又は規格上の原因により、輸入貨物を輸入通関日から 1 年以内に現状のまま国外に返品再輸出する場合は、納税義務者は輸出申告手続のときに、規定に従い関連の証憑及び証明文章を提出しなければならない。国外に再輸出されるもとの輸入貨物については、税関の確認後、輸出関税を徴収しないものとする。」

第 77 条

「次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、納税義務者が税関に貨物の事前通関を申請する場合は、税関が初期確定した納税金額に従い税関に十分な額の租税担保を提供しなければならない。(中略)

- (6) 欠損、品質不良又は規格不適合のため、納税義務者が無代価弁償貨物の輸入又は輸出を申告するときに、もとの輸入貨物を国外に積み戻しておらず、もしくは輸入貨物を放棄して税関にその処分を委託することをせず、又はもとの輸出貨物を国内に積み戻していない場合 (以下、省略)」

第 78 条

「別段の規定がある場合を除き、租税担保期間は原則として 6 ヶ月を超えてはならない。(中略) 租税担保は原則として保証金、銀行又はノンバンク金融機関による保証状によらなければならない。(以下、省略)」

第 6 章 外貨・資金管理

第6章 外貨・資金管理

Q6-1. 三国間貿易（外貨送金）



以下のスキームにおいて、ivの行為〔中国から日本への外貨送金（T/T、L/C）〕は可能でしょうか。

〔スキーム〕

- i. 台湾メーカーより中国商社へ製品を発注。
- ii. 中国商社は受注後、日本メーカーへ製品製造を発注。
- iii. 日本メーカーは製造後、台湾メーカーへ製品発送。
- iv. 日本から製品が発送されたのを確認後、中国商社から日本メーカーへ送金。
- v. 台湾メーカーと中国商社間において当該製品は支給品扱いのため送金なし。



結論から申し上げますと、本件の場合、中国から日本への送金は難しいと思われます。理由は以下の通りです。

中国では、別途申請は必要であるものの、三国間貿易を行うことが可能です。

しかし、三国間貿易を行う際、注意しなければならないのは、核銷手続（『Memo』参照）が必要となることで、通常、銀行にて三国間貿易の決済を行う場合には輸出代金を先に受取ることが原則であり、輸入代金を送金するにはまず輸出代金の入金を確認する必要があります（現地の銀行では三国間貿易決済時、このような手順を踏んでいるようです）。

今回のケースは、本来、中国商社が日本メーカーから製品を仕入れ、台湾メーカーへ販売（無償提供）するという商流を、モノの流れを、便宜上日本から台湾への直送にするというものです。

したがって、前述の核銷手続の考え方を今回のケースにあてはめていけば、中国商社が銀行にて日本への送金手続する際には、まず台湾メーカーからの輸出代金入金の確認手続をとる必要が出てくるため、台湾メーカーとの資金決済なしに、日本への輸入代金送金のみを行うことはできないことになります。

繰り返しになりますが、中国商社は台湾との資金決済が必要となるということです。（ちなみに、台湾から中国への送金は現状問題なく行うことが可能です）

ただし、経常的な送金は、現在、特に当局から認可を得ずとも、銀行による確認で取組が可能となっているため、何らかの理由（例：輸入前払金の支払等）をつけて送金することはできるかもしれません。しかし、今回のケースのように資金の支払のみ発生し、常に入金がない状況が続くと以下のような事態に至る可能性がありますのでご注意ください。

-
- ① 外貨管理局など当局による検査時、貿易不適格企業として指定され、今後の事業に影響を及ぼす。
- ② 税務署から、みなし課税、さらに（中国商社と台湾メーカーがグループ企業である場合）移転価格について指摘される。



核銷制度

中国は1996年12月1日にIMF 8条国に移行し、輸出入等の貿易取引は実需原則の下に自由化されました。しかし、一方、中国には輸出入貨物の価額とその代金受払額とを照合・管理する“核銷制度”と呼ばれる制度が存在しますので注意が必要です。

この制度は貨物を輸出入した際にその代金が確実に回収、支払されていることを照合するものであり、これに違反した場合の罰則規定もあります。

中国でこのようなことが行われる目的は、実際の通関貨物額より輸出入代金を多く決済したり、少なく決済したりすることによる不正な外貨流出入を防ぐことにあります。

尚、輸入代金支払に関する手続きは『輸入代金支払照合監督管理暫定規則』(*1)、『輸入代金支払照合管理取扱規定』(*2)、輸出代金の回収については『輸出代金回収照合管理規則』(*3)『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』(*4)にそれぞれ規定されています。

(*1) 『輸入代金支払照合監督管理暫定規則』

(国家外貨管理局第1号 1997年1月17日公布 1997年3月1日施行)

(*2) 『輸入代金支払照合管理取扱規定』

(国家外貨管理局第113号 2002年11月14日公布 同日施行)

(*3) 『輸出代金回収照合管理規則』

(国家外貨管理局第91号 2003年8月19日改正公布 2003年10月1日施行)

(*4) 『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』

(国家外貨管理局第107号 2003年9月8日改正公布 2003年10月1日施行)

第6章 外貨・資金管理

Q6-2. サンプル品の立替



中国でサンプル品を作らせ、すぐに日本で評価をしたいと思っています。そこで、サンプル品を日本へ無償（INVOICE は市場価格の 2 倍を記載）で送り、実際にかかった費用は、現地法人で一時立替で、後日 Debit note で請求処理する方法をとりたいと考えていますが、これは立替金規制に抵触するのでしょうか。



本件は中国国内での立替払いに係る海外からの送金に該当し、いわゆる立替金規制に抵触すると考えた方がよいでしょう。規定上、中国国内での立替払いに係る海外からの送金については、以下の法規により禁止されています。

『外貨管理条例』（国务院令第 211 号 1997 年 1 月 14 日改正公布 同日施行）

・第 40 条

「次の各号に掲げる外貨不正取引行為のいずれかに該当するときは、外貨管理機関が警告を与え、強制的に買い上げ、かつ不法な留保金額の 30%以上 3 倍以下の過料に処する。（中略）第 2 項、人民元で他人のために国内の費用を支払い、相手側から外貨を受領する行為（以下略）」

ただし、今まで、実際の運用では、こういった立替払いに係る海外からの送金については特に規制されることなく行われていたようです。

しかし、上海では、本年 6 月に、中国人民銀行上海分行による『上海市銀行同業公会会員単位の最近の意見に対する回答書について』（内容後述）という文書が発行され、以来、中国国内での立替払いに係る海外送金は厳しく規制されているのが現状です。

これを鑑みるに、今後、上海のみならず他地域についても立替払いに係る海外送金が厳しく規制されていく可能性がありますので、中国国内での立替払いに該当するケースが想定される場合には、事前に当地の銀行に確認することをお勧めします。

『上海市銀行同業公会会員単位の最近の意見に対する回答書について』

「(前略) 七. 立替払い問題について

第 1 項 『外貨管理条例』第 40 条第 2 項の規定に基づき、人民元を以って他人のために国内において支払った費用を、相手側が外貨で支払う場合は、不法な為替投機行為に属する。そこで、国内機構が国外機構のために人民元で立替払いをした後、国外から外貨回収することは、外貨口座に入れるにせよ、直接人民元転するにせよ、いずれも不法な為替投機行為に属する。（以下略）」

第6章 外貨・資金管理

Q6-3. 物流会社の資本金



中国に独資物流会社を設立し、資本金として日本円を払い込みました。これを人民元に両替する際、現地当局より制限を受けているようです。資本金以外の目的（例えば人民元高を見越した投機目的）で外貨を払い込まれることの防止策ではないか、とも考えましたが、実際にこのような規定は存在するのでしょうか。



結論から申し上げますと、物流業を営む外資系企業の外貨建て資本金に係る人民元転については、独自の規制はないものと思われま

す。外資系企業の外貨建て資本金の人民元転については、業種に係らず、一回あたりの人民元転額に応じて、手続きが異なります。

一回あたりの人民元転額が 20 万米ドルを超える場合には、『対外債務管理の改善に関する問題についての通知』（*1）第 5 条により、「一回の人民元転額が 20 万米ドルを超えるものに対しては、銀行は企業の人民元転申請と書面の支払指示にもとづき、人民元転する人民元資金を当該企業の人民元口座に暫時振り替え、2 営業日以内に最終受取人に支払うことができる。」となっています。よって、一回あたりの人民元転額が 20 万米ドルを超えるときは、人民元転申請と書面による支払指示が必要となります。

また、一回あたりの人民元転額が 20 万米ドル以下の場合については、『外資系企業の資本項目外貨の元転審査および対外債務登記管理業務を改善する通知』（*2）第 1 条により、「一回あたりの人民元転額が 20 万米ドル以下の場合、銀行は支払いに関する書面の請求書を求めないで申出企業の人民元預金口座に入金することが出来るが、その企業の次回の元転の際には、企業は前回の元転資金の用途明細を提出しなければならない。」と定められています。

(*1) 『対外債務管理の改善に関する問題についての通知』

(国家外貨管理局 2005 年第 74 号 2005 年 10 月 21 日公布 2005 年 12 月 1 日施行)

(*2) 『外資系企業の資本項目外貨の元転審査および対外債務登記管理業務を改善する通知』

(国家外貨管理局 2004 年第 42 号 2004 年 5 月 17 日公布 2004 年 7 月 1 日施行)



外貨建て資本金の人民元転に係る制限の背景と変遷

従来、外資系企業の資本金として払い込まれた外貨の元転は、資本取引の受取外貨として外貨管理局の個別許可事項でありました。

しかし、2001年8月8日付外貨管理局の『外資系企業の外貨資本金の人民元への交換を管理する方式の改革を試行する通知』により一部の中国資本銀行が試行店に指定され、銀行での確認による人民元への交換が行われるようになりました。

その後、『外国企業が投資する資本金の人民元への交換管理方式の改革に関する通知』により2002年7月からは、外資系企業の外貨建て資本金の元転は外貨管理局の個別認可から「銀行が当局から授権された範囲で承認する」方式に改められることとなります（銀行には外銀支店も含まれる）。

しかしながら2004年5月17日に『外資系企業の資本項目外貨の元転審査および対外債務登記管理業務を改善する通知』が公布され、資本金の元転要件は厳格化されました。外資系企業の外貨資本金の元転は人民元為替レートの元高圧力、外貨準備高の急増の要因のひとつとされ、更に外貨管理局は『対外債務管理の改善に関する問題についての通知』を2005年10月21日付にて公布し現在に至っています。

Q6-4. 貸出規制



弊社の上海現地法人から以下の様な報告がありました。

- 現地取引銀行（日系）では 2007 年 12 月末まで貸出規制するよう政府当局から指導があった為、新規案件や増枠などが難しくなっている。
- 中国系財務会社が、全ての個人向けローン申請処理を年明け以降まで延期する措置を取っている。

どのような規制が行われているのでしょうか。

年末限定の措置なのでしょうか、それとも半年以上のスパンでの措置なのでしょうか。
また外資企業、中国ローカル企業に対しては、今後どの様な影響がでるのでしょうか。



1. 銀行に対する規制（指導）内容

ある報道によれば、当局（銀行業監督管理委員会や中国人民銀行）から、各銀行に対し、“貸出を制限し、本年（2007 年）12 月末の人民元貸付残高（銀行の顧客に対する貸出実行金額）が本年（2007 年）10 月 31 日時点の貸付残高を超えないようにすること”という内容で指導が行われているとのこと。

また、別の報道では、銀行業監督管理委員会が 11 月初旬に外資銀行を集めた会議の中で、以下のような具体的要求がなされたようだと言っています。

- ・ “両高一剩”（高エネルギー消費、高汚染、生産能力過剩）の業種への貸出をしないこと。
- ・ 顧客を理解した上での貸付業務を展開することで、貸出後リスク、貸出金の流れを見極め、貸付資金が株式市場に流入することを防止すること。
- ・ 信用貸付、とりわけ住宅融資の審査を厳格化すること。

2. 規制（指導）の背景

中国当局は、「目下、自国の経済状況について、活況から加熱に転じるのを防ぐために固定資産投資、通貨供給の抑制など様々な施策を講じている」と見られています。

貸出総量規制もそのひとつで、年初に対前年増加幅計画値を定めていましたが、本年（2007 年）は 10 月の時点で、すでに実績が当該計画値を超えてしまったことから、冒頭で述べた通りの指導内容につながったものといわれています。

3. 規制（指導）の影響

端的にいうと、各事業会社にとっては、内外資を問わず少なくとも年内の銀行借入による資金調達の難易度が上がることにつながると思われます。

その影響で、自社の資金需要をまかなうのに支障がでてくる企業もあるでしょうし、資金需要を工面すべく、取引相手に支払期限を来年まで繰り延べすることを要求する企業も出てくるかと考えられます。

ちなみに、広州総領事館では、本年（2007年）11月23日に実施した人民銀行広州分行と意見交換で、上記のような事業会社の状況に触れながら貸出総量規制における投機目的資金と生産事業に係る資金を区別した対応を求めています。

以下に広州総領事館のホームページアドレスを紹介しますのでご参考下さい。

<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/basicinfo/ikenkokan/071127.html>

【参考：2008年に入っての状況】

正式な通達はありませんが、2008年に入っても貸し出し総量規制は続いており、人民元建てだけでなく、外貨建てにも厳格な融資規制が実施されていることから注意が必要です。各銀行には昨年末を基準にした貸付残高の目標値が決められているとの情報があります。また、未確認ながら、以下の情報もあり、参考として記載いたします。

- ・人民元建ての08年総量目標は2007年貸出増加額（3.6兆円）枠内に収める
- ・08年第一四半期の貸出金額実績は1.4兆円
- ・外貨も07/04⇒08/04の間に、海外からの調達可能枠が40%カットされるなど、調達原資が大幅に絞り込まれており、追加融資が困難
- ・更に一部地域では、試験的に、一定条件の輸入ユーザンス決済を投注差に含める等を試行している地域がある

第6章 外貨・資金管理

Q6-5. 委託貸付、親子ローン



QUESTION

最近、人民銀行の通達により投資過熱抑制策のひとつとして、銀行貸付額の総量規制を実施しだしたと聞きます。ついては、

1. 親子ローンも検討したいと思いますが、弊社の現地法人は中国国内の取引が 100%ですので、日本円で送金された親会社からの貸付金を人民元に換金することは可能でしょうか？
2. 併せて、委託貸付制度についてもご教示下さい。



ANSWER

1. 親子ローンについて

日本円にて送金された親子ローンは外貨管理局の認可があれば人民元への両替は可能です。両替の手続きに関しては『外債管理整備の関連問題に関する通知』(*1)に以下の通り規定されています。

「各外貨指定銀行は、『国家外為管理局の外商投資企業資本項目人民元転審査と外債登記管理業務改善に関する通知』(*2)の関係規定にもとづき、外商投資企業の資本金及び外債資金の人民元転を真剣に審査しなければならない。一度に人民元転する金額が 20 万米ドル相当を超えるものについては、銀行は企業の人民元転申請および書面による支払命令によって、人民元転した人民元資金を、当該企業の人民元口座を一時的に経由し、かつ 2 業務日以内に最終受取人へ支払うことができる。」

2. 委託貸付について

中国では企業間同士の直接貸付行為はできません。このような状況下、企業間貸借の目的を達成できる合法的な方式として委託貸付という制度が存在しています。

その仕組みは以下の通りです。

- ① まず余剰資金を有している委託者が銀行に対し、貸付を行う資金を預け入れます。
- ② 銀行はその資金を背景に委託者が貸付先として選定した借入人へ資金を融資します。
(契約としては委託者・銀行・借入人の三社間の契約となります。)
- ③ 金利条件は A 社及び B 社の間で任意に取り決められるものであり、銀行は委託者と借入人の資金移動と期日管理の代行を行い、委託貸付の手数料を受け入れます。

このスキームでは仲介する銀行はリスクを持たず、単に仲介するのみですので、債権債務に関するあらゆるリスクは委託者及び借入人が持たなければならない点注意が必要です。

現在、親子ローン及び委託貸付ともに銀行貸付総量規制の影響は受けていないようです。

なお、銀行貸付総量規制については、人民元建て貸付に加え、外貨建て貸付についても、非常に厳格化されてきているようです。また、親子ローンについては、投注差の制約を受けることにご注意下さい。

【根拠法規】

(*1) 『外債管理整備の関連問題に関する通知』

(国家外債管理局匯発[2005]74号 2005年10月21日公布 2005年12月1日施行)

(*2) 『外商投資企業資本項目人民元転審査と外債登記管理業務の改善に関する通知』

(国家外債管理局匯発[2004]42号 2004年5月17日公布 2004年7月1日施行)



親子ローンとは

親子ローンとは、出資を行っている親会社から子会社に対して行う融資のこと。

第6章 外貨・資金管理

Q6-6. 合資企業への資金貸付け



弊社は中国内資企業（建設業）との合資企業を設立したいと考えております。ついては、以下2点教えて下さい。

1. 合資企業の運転資金として、日本本社から貸付けを考えているが可能か。
2. 弊社の別の現地子会社(弊社100%出資)からの貸付は可能か。



1. 日本本社からの資金貸付

日本本社から中国現地法人に対し、運転資金を融資することは可能です。但し、無制限に融資ができるわけではありません。

『中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定』(*1)では総投資額に対する登録資本の比率について下記の通り定めており、融資額についてはその中国現地法人の総投資額と登録資本金の範囲内に収める必要があります。

また、外国企業から融資を受ける中国現地法人は、外貨管理局で外債登記を行うことが義務付けられています。

その際、『対外債務管理暫定施行弁法』(*2)の規定により、外貨管理の観点からも、外国企業から中国現地法人への融資については総投資額と登録資本との差額の範囲内に収める必要があります。

なお、外貨管理局への登記申請が受理されるためには、下記条件を満たす必要がありますので、ご留意下さい。

- (1) 登録資本が投資契約の規定どおりに満額払い込まれていること。
- (2) 企業の中長期外債の累計発生額、短期外債の残高および国外機関および個人の保証履行額の和が、投資契約あるいは定款に定める総投資額と登録資本との差額を上回ってはならないこと。
- (3) 借入金利は、原則国際金融市場の同類の借入金利の水準を上回らないこと。

(*1) 『中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定』(国家工商行政管理局第38号 1987年2月17日公布 同日施行)

第3条「中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (一) 中外合弁企業の総投資額が300万米ドル以下の場合、登録資本は少なくとも総投資額の10分の7を占めなければならない。

-
- (二) 中外合弁企業の総投資額が 300 万米ドルを超え 1,000 万米ドルまでの場合、その登録資本金は少なくとも総投資額の 2 分の 1 を占めなければならない。そのうち総投資額が 420 万米ドル以下の場合、登録資本は 210 万米ドルを下回ってはならない。
- (三) 中外合弁企業の総投資額が 1,000 万米ドルを超え 3,000 万米ドルまでの場合、その登録資本は少なくとも総投資額の 5 分の 2 を占めなければならない。そのうち総投資額が 1,250 万米ドル以下の場合、登録資本は 500 万米ドルを下回ってはならない。
- (四) 中外合弁企業の総投資額が 3,000 万米ドルを超える場合、その登録資本は少なくとも総投資額の 3 分の 1 を占めなければならない。そのうち総投資額が 3,600 万米ドル以下の場合、登録資本は 1,200 万米ドルを下回ってはならない。」

(*2) 『対外債務管理暫定施行弁法』(国家発展計画委員会、財政部及び国家外国為替管理局令第 28 号
2003 年 1 月 8 日公布 2003 年 3 月 1 日施行)

第 18 条

「外国投資家投資企業が借り入れる中長期対外債務累計発生額及び短期対外債務残高の和については、審査認可部門が認可するプロジェクトの総投資と登録資本との差額以内に規制しなければならない。

差額範囲内において、外国投資家投資企業は、自ら対外債務を借り入れることができる。差額を超える場合には、必ず原審査認可部門による新たなプロジェクト総投資の審査決定を経なければならない。」

2. 現地子会社からの資金貸付

中国では現地法人間での資金貸借は認められていません。但し、金融機関を媒介する形で、実質的に企業間貸付を行う「委託貸付」という制度があります。

「委託貸付」は、まず資金を貸し付ける側の企業が金融機関との間で委託貸付協議書を締結し、銀行に対して貸付額以上の預金を行います。預金を受け入れた金融機関は、借入を行う側の企業と融資契約を締結し貸付を行います。借入を行う側の企業は金融機関に対し、委託貸付に係る手数料を支払う必要があります。

具体的な手続き及び条件等につきましては、お取引のある金融機関にご確認下さい。

第6章 外貨・資金管理

Q6-7. 立替払い



昨年6月、中国人民銀行上海分行から出された『立替払いに関する文書』(*1)に関し、質問致します。

1. 現在、上海外高橋保税区内の貿易公司（弊社100%出資）と本体との間で業務委託契約書を締結しようとしています。
この業務委託料（1日幾らという固定費用を設定）とは別に、実際に発生した費用（現地スタッフの出張旅費、交際費等）を貿易公司から本体に別途実費請求することは、上記文書に基づきできないのでしょうか。
2. 上記文書には、「他人のために人民元で国内の費用を支払い、相手から外貨を受領する行為」は「さや取り外貨取引」と規定されており、当地の邦銀支店からは「送金目的が立替払い資金である場合、顧客の口座への入金処理は行わず、資金を一時的に留保する」旨、通知がありました。
このような経費の「立替」がどうして「さや取り」と見なされるのか、その理由と現在の取扱いの状況が分かれば、ご教示願います。
3. また、経費を別途本体に請求出来る良案が有りましたら合わせ教えて下さい。



1. 業務委託の際の必要経費の立替の可否について

中国人民銀行上海分行から出された『立替払いに関する文書』(*1)は『外貨管理条例』(*2)第40条第2項によって、本来禁止されていた「立替払いの禁止」を再確認したものです。

有識者の話では、「業務委託契約での実費については微妙な部分があるものの、外貨管理局はできないとの判断をするのではないか」とのことです。

したがって現時点でも禁止であり、現地の邦銀からの通知のとおり、実費請求は困難と思われれます。

2. 「立替払い」禁止の理由について

「立替払い」と称して為替の利鞘をとる行為を禁止する目的で、この規定が定められたというのがそもそもの背景です。

3. 代替案について

業務委託契約の修正を行い、かかる費用を織り込んだ委託料を増額されることを提案いたします。

ただし、ご質問の中にある現地スタッフの出張費用、交際費などが業務委託契約の内容と関連性があることが前提条件となります。

【根拠法規】

(*1) 『立替払いに関する文書』(上海銀函[2007]42号)

(*2) 『外貨管理条例』

(国务院令[1996]193号 1996年1月29日公布 1996年4月1日施行 1997年1月14日改正)

第6章 外貨・資金管理

Q6-7. 中国現地法人の親会社立替費用



弊社は中国に2つの子会社(外商独資企業及び中外合弁企業)を持っています。この2社が、現地で発生する駐在員家族福利厚生費用、および本社出張者の立替費用を、親会社である弊社へ立替請求した場合、弊社は中国企業の口座へ(元口座)振り込むことはできますか。



最近になり、現地法人の立替金に対する親会社からの外貨送金について、管理を強化する動きがあるようです。今回のケースにつきましても、現地金融機関によって対応が分かれているようですので注意が必要です。

実際に送金を行う際には、現地取引銀行に直接確認することをお勧め致します。ちなみに上海では、『上海市銀行業协会会员の最近の問合せに関する回答書』(*1)が公布されており立替払いの取扱いが厳しく制限されています。

(*1) 『上海市銀行業协会会员の最近の問合せに関する回答書』(中国人民銀行上海分行 2007年第42号 2007年6月12日付)

【関連部分抜粋】

7. 立替払い問題について

- (1) 『中国人民共和国外貨管理条例』(*2)第40条第2項の規定により、「第三者のために国内の費用を人民元で支払い、相手から外貨を受取る行為」は、非合法の“套匯”(鞘とり外貨取引)とされる。従って、国内機構が他人のために人民元建て費用を立替えた後、海外から外貨を受取る取引は、外貨口座へ入金されるか人民元転されるかにかかわらず、非合法な“套匯”となる。
- (2) 外為指定銀行は、顧客による国際収支申告により、「立替払い」取引を確認した場合は、直ちに所在地の外貨管理局の検査部門に報告しなければならない。
- (3) 国内機構が第三者のために人民元で費用を立て替えた後に海外から外貨を受取る行為は、国内で支払った人民元が外貨から人民元転されたものであるか否かにかかわらず、すべて非合法の“套匯”である。

(*2) 『中国人民共和国外貨管理条例』(國務院令第211号 1997年1月14日改正公布 同日施行)

第6章 外貨・資金管理

Q6-9. 香港親会社への手数料支払い



弊社は香港に現地法人を有しておりますが、この香港現地法人が広州で100%出資にて設立した子会社（以下、広州工場）に関して、次の通り質問致します。

この香港現地法人は広州工場に顧客を紹介し、広州工場は香港現地法人に対し、“顧客紹介料”として手数料を支払うことを検討しておりますが、広州の会計事務所から、当該手数料は広州工場の経費に計上できないとの指摘を受けました。この指摘の真偽のほどにつき教えてください。



広州工場で経費計上が何故出来ないかの理由について、広州の会計事務所へ直接ご確認くださいことをまずお勧めします。

その上で推測される理由を以下の通り申し上げます。

1. 香港現地法人が紹介する顧客が中国国内の顧客である場合

香港法人への手数料が販売コミッションとみなされ、「非居住者（この場合は香港現地法人）は中国国内の商取引に関与できない」という建前から、中国での非居住者である香港現地法人が中国企業間の営業仲介業務をすること自体が認められず、その結果として対価である顧問料については、中国の外貨管理局が香港への送金は認めない、また経費計上もできないという可能性が考えられます。

2. 香港現地法人が紹介する顧客が香港内の顧客である（広州工場の輸出相手となる）場合

香港への手数料が販売コミッションとみなされたとしても、外貨送金は可能かと思えます。従って広州工場で経費計上できない理由は他にある可能性が高いと思われます。

また、ご質問の主旨からはずれませんが、香港への送金を実現する方法として香港現地法人と広州工場間でコンサルティング契約を締結するという方法があります。コンサルティング料については、営業税 5%と企業所得税 10%が源泉徴収されるものの外貨送金自体は認められますので経費計上もできるものと思われます。

但し、この場合懸念されることは、税務調査があった場合、顧客の紹介という行為がコンサルティング業務として認められるかどうかという点です。この方法を採用される場合は、当局へ事前確認することをお勧め致します。

Q6-10. 中国（上海）現地法人子会社との相殺



過去の相談事項に中国現法子会社とネットィング決済について、「現在の中
国外貨管理規定のもとでは、輸出入代金の差引き決済、いわゆる相殺処理は
認められていない」とのご回答がありました。どちらの会社様でも親子間の債権債務は有し
ておられると思いますが、中国での外国親会社との相殺につき基本的な事項をご確認させて
頂きたく宜しくお願い致します。

- (1) 日本親会社から中国現法子会社へソフトウェアの委託開発をした場合、中国現法子会社
の委託開発代金回収は、核銷制度の輸出代金回収に該当しますか。
- (2) (1)の「核銷」に該当しないとした場合、中国現法子会社が日本親会社に有する委託開
発代金回収債権と、中国現法子会社が日本親会社に有する買掛金や経費未払金等の支払債
務、さらに立替金（例えば中国現法採用の日本人社員の日本支払を日本親会社が立替た場
合）などと相殺処理が可能でしょうか。
- (3) (2)の立替金の逆のパターンとして、中国現法子会社が日本親会社に立替えた代金（例
えば、日本親会社社員が中国に出張した際のホテル代等を立替えた場合など）は、日本親
会社との相殺の原資があった場合には相殺が可能でしょうか。



まず、ご質問(1)についてですが、ソフトウェアの輸出に核銷制度が適用され
るかどうかは、その輸出方式によります。

ソフトウェアの輸出方式については、①税関通関方式、②ネット上送付方式、があります。

①の税関通関方式（CD-ROM 等の電子媒体物を利用）では、一般の貨物と同じ手続を踏む
こととなりますので、核銷制度の対象となります。但し、②のネット上送付方式では、通関を
切っていないため、核銷制度の対象とはなりません。

根拠法規は、下記【根拠法規】(*1)・(*2)となります。

次に、質問(2)・(3)については、弁護士、中国当局にヒアリングを行いました。

その結果、日中間での債権債務の相殺については、法令上明確な禁止規定は無いものの、中
国において厳格な外貨管理制度が行われている状況を踏まえれば、核銷制度の対象になるかど
うかにかかわらず、実質認められていないと判断すべき、とのことでした。

【根拠法規】

- (*1) 『ソフトウェア輸出問題に関する通知』
(外経貿技発[2000]第680号 2001年1月4日公布・施行)
- (*2) 『ソフト輸出管理および統計規則』
(外経貿技発[2001]604号 2001年10月25日公布・施行)



核銷制度

中国は1996年12月1日にIMF8条国に移行し、輸出入等の貿易取引は実需原則の下に自由化されました。しかし、一方、中国には輸出入貨物の価額とその代金受払額とを照合・管理する“核銷制度”と呼ばれる制度が存在しますので注意が必要です。

この制度は貨物を輸出入した際にその代金が確実に回収、支払されていることを照合するものであり、これに違反した場合の罰則規定もあります。

中国でこのようなことが行われる目的は、実際の通関貨物額より輸出入代金を多く決済したり、少なく決済したりすることによる不正な外貨流出入を防ぐことにあります。

尚、輸入代金支払に関する手続きは『貿易輸入代金支払照合監督管理暫定規則』(*1)、『貿易輸入代金支払照合管理取扱規定』(*2)、輸出代金の回収については『輸出代金回収照合管理規則』(*3)『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』(*4)『輸出代金回収照合管理取扱規定』(*5)にそれぞれ規定されています。

- (*1) 『貿易輸入代金支払照合監督管理暫定規則』
(国家外貨管理局[1997]匯国発字1号 1997年1月17日公布 1997年3月1日施行)
- (*2) 『貿易輸入代金支払照合管理取扱規定』
(国家外貨管理局匯発[2002]113号 2002年11月14日公布 同日施行)
- (*3) 『輸出代金回収照合管理規則』
(国家外貨管理局匯発[2003]91号 2003年8月19日改正公布 2003年10月1日施行)
- (*4,*5) 『「輸出代金回収照合管理規則の実施細則」と「輸出代金回収照合管理取扱規定」の通知』
(国家外貨管理局匯発[2003]107号 2003年9月8日改正公布 2003年10月1日施行)

第6章 外貨・資金管理

Q6-11. 為替予約



外高橋保税区内貿易会社ですが、輸出入権を獲得したことから、従来の中国外貨会社を介在させた方式を改め、独自に輸出入業務を行うことを考えております。

最近人民元の為替先物予約は解禁されていると聞きますが、現状では保税区独法として為替予約の実態はどのようなになっているか教えて下さい。

実践面でどのような問題点があるのか（無いのか）具体的にご教示頂ければ幸いです。



元々、中国において、為替予約業務を取り扱うことができるのは中国銀行のみでしたが、2002年に中国建設銀行、中国工商银行、中国農業銀行にも、為替予約業務が許可されました。また、2005年には、下記【根拠法規】により、為替予約業務への参入規制を大幅に緩和し、外国銀行支店の為替先物市場への参加が届出制になりました。2006年9月末時点においては、既に国内外の53行が対顧客為替予約取扱資格を取得しています。

為替予約の対象となる外貨の分類は、下記の通りです。

- ① 経常項目の受取外貨・支払外貨
- ② 外貨建て借入金の弁済用外貨
- ③ 国外からの借入の弁済用外貨（対外債務登記済みのもの）
- ④ 対中直接投資にかかわる受取・支払外貨
- ⑤ 外資系企業の外貨建て資本金としての受取外貨
- ⑥ 国内機構による国外での証券上場による受取外貨
- ⑦ 国家外貨管理局の許可を受けたその他の受取・支払外貨

注意しなければならない点としては、実需原則が要求されており、取扱銀行は、受取・支払外貨について、その真実性および合法性についての審査照合を行わなければならないとされている点です。

また、外貨売買予約期間や予約の延長回数、予約レートは銀行が自ら確定できるとされています。

ある銀行にヒアリングしたところでは、

- ① 為替予約の履行時点の3営業日前までにエビデンス書類が必要となること、
- ② 1件あたりのロットは相応の金額となること、
- ③ 予約は最長で1年先までで、前倒し、延長を認めていない、

とのことで、漸次改善されているようですが、現状では必ずしも使い勝手の良いものではないようです。詳細につきましては、お取引銀行にご確認することをお勧めします。

【根拠法規】

『外国為替指定銀行の対顧客為替売買予約業務の拡大および人民元と外貨とのスワップ業務開始についての通知』（銀発[2005]201号 2005年8月2日公布、施行）

第7章 会 計

第7章 会計

Q7-1. 配当の時期と手続き



利益処分（配当決議）につき教えてください。

1. すでに07年も終わりに近づいていますが、06年度末現在の可処分利益について今頃になって利益処分決議を行い、配当することは可能でしょうか。
2. その際の手続きは、董事会での利益処分決議により決定し、会計師事務所の監査が適正に実施されれば終了と認識してよろしいでしょうか。
3. また、定款に配当できる旨の定めは必要でしょうか。



1. 配当の時期について

配当の時期を定めた根拠法規は特にありません。董事会で決定すれば、年度の間であろうと配当を行えます。

2. 配当の手続きについて

董事会の決議を経ているのであれば問題ありません。

3. 定款に配当する旨の記載は必要か

『公司法』(*1)、或いは『合弁企業法』(*2)、『外資企業法』(*3)の中の定款の記載事項の中に配当についての記載はなく、特に定款で定める必要はありません。

【根拠法規】

(*1) 『公司法』(主席令第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)

(*2) 『中外合弁企業法』(主席令第48号 2001年3月15日改正公布 同日施行)

(*3) 『外資企業法』(主席令第41号 2000年10月31日公布 同日施行)

第7章 会計

Q7-2. 出資比率によらない配当の受け取り



外商合弁（現在日方 51%、台湾企業 49%）での増資にあたり、今回増資額を日方がすべて負担する場合（日方 68%、台湾企業 32%になる）の利益分配について質問です。中外合弁の場合、『中外合弁企業法実施条例』第 76 条により、「出資比率に従い分配する」と定めていますが、外商合弁の場合、そこまで踏み込んだ条文は『外資企業法実施細則』にはありません。

1. その場合、新『公司法』第 35 条により、従来の出資比率によって配当を受け取らないこと、つまり増資後の利益は日方に多く配当する旨を出資者間で合意書を締結してもよいのでしょうか。
2. 可能な場合、政府機関への届出、日方の注意点について教えてください。



1. 出資比率によらない配当の受け取りを規定できるか。

結論から申し上げますと、出資者間で合意すれば日方に多く配当することは可能です。

利益分配の方法に関しましては、『外資企業法実施細則』では規定されておらず、『公司法』(*1)の規定に基づいて対応することになります。『公司法』の第 35 条に「株主は、実際に払い込んだ出資比率に照らして配当金を受取る。会社が増資する場合、株主は実際に払い込んだ出資比率に照らして、優先的に出資を引き受ける権利を有する。但し、株主全体が、出資比率に照らして配当金を受取らない、或いは出資比率に応じて優先的に出資を引き受けないと約定するものは除く」と規定されておりますので、増資後の利益につき、日方に多く配当する旨を出資者間で合意すればよいこととなります。

2. 手続き、注意点について

定款に「利益の配分については株主会が決定する」旨定めれば良いと思います。

税引き後の積立金の処理など内部留保的な性格のものについては定款に規定しても良いかと思いますが、剰余利益の分配は株主の問題であるため、日方に多く配当すること自体は定款に明記する必要はありません。（定款は社員、当局も見ることなので、定款への記載はむしろ賢明ではありません。）

実際の手続きとしては株主が公司法に基づき株主会を設置し、株主会を開催したことにした上で、定款の改正を決議しその認可申請と登記を行うこととなります。

※株主会について：新規設立の外商合弁企業には『外商投資企業の審査・認可及び登記管理の法律適用に係る若干問題に関する執行意見』（*2）第3条第2項より公司法（第37条～44条）が適用され、株主会の設置が要求されております。既存会社につきましては、緊急性はありませんが、登記機関より株主会設置を要求される場合が多いので定款変更時に、株主会の設置をお勧めいたします。

【根拠法規】

(*1) 『公司法』（主席令42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）

(*2) 『外商投資企業の審査・認可及び登記管理の法律適用に係る若干問題に関する執行意見』

（工商外企字[2006年]81号 2006年4月24日公布、同日施行）

第3条 中外合資又は中外合作の有限責任会社の董事会は、会社の権力機構である。その組織機構については、会社が「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」及び「会社法」に基づき会社定款を通じて定める。

2 外国投資家合資又は外国投資家独資の有限責任会社及び外国投資家投資の株式有限会社の組織機構は、「会社法」及び会社定款の規定に適合しなければならない。」

第7章 会計

Q7-3. 減価償却



中国では固定資産を減価償却する概念がないと聞いたのですが、本当でしょうか。



以下の法令が示す通り、中国でも、固定資産にかかる減価償却の概念はありません。

『企業会計準則第4号』（財政部令第33号 2006年2月15日公布 2007年1月1日施行）

第14条「企業は所有する固定資産について減価償却をすべきである。」

『企業財務通則』（国財政〔2006〕41号 2006年12月4日公布 2007年1月1日施行）

第26条2項「企業は自ら固定資産の減価償却方法を選択・確定し、仲介機構・関係専門家の意見を諮問することもでき、かつ投資者により審議許可するものとする。固定資産の減価償却方法が一度選定されると、随意に変更してはならない。確かに、変更する必要がある場合には、理由を説明し、投資者の審議許可を経るものとする。」

第7章 会計

Q7-4. 三項基金①



三項基金とよばれる法定積立金があると聞いています。これを規定する法規とその概要について教えてください。



三項基金とは、“準備基金”、“企業発展基金”、“従業員奨励および福利基金”の3つの基金を指しています。

1. 外商投資企業の三項基金積み立ての法的根拠

以下の法規に依拠しています。

法規名：『企業会計制度』（財政部 財会[2000]25号 2000年12月29日公布 2001年1月1日施行）第110条

内 容：「外商投資企業は、法律・行政法規の規定に従い純利益により準備基金、企業発展基金、従業員奨励および福利基金等を計上しなければならない。」

2. 外商投資企業の三項基金引当基準や主目的に関する規定

以下の通り規定されています。

法規名：『外商投資企業に新企業財務制度を執行する際の補充規定』（財政部[93] 財工字第474号 1993年12月23日公布 同日施行）第1条第10項

内 容：(1) 引当率の決定

準備基金、企業発展基金、従業員奨励および福利基金の引当率は企業の董事会が決定する。

(2) 独資企業に対する特別規定

- ・独資企業は企業発展基金を引き当てなくてもよい。
- ・独資企業の準備基金は、税控除後利益の10%以上の引当率としなければならない。引当金額累計が登録資本の50%に達した際は引当を停止することもできる。

(3) 各基金の主目的

- ・準備基金 …企業に欠損が生じた際の補填。
- ・企業発展基金…企業の生産経営拡大資源。主管部門および認可部門の認可を受けて増資に利用することができる。
- ・従業員奨励および福利基金
…従業員に対する非経常的な奨励金や、住宅の購入、建築、修繕等の集団福祉の補助。

また、合併企業及び独資企業については、以下法規においても上記と同じ内容の規定があります。

(1) 合併企業

『中外合併経営企業法実施条例』(国務院令第311号 2001年7月22日改正公布 同日施行)
第76条

(2) 独資企業

『外資企業法実施細則』(国務院第301号 2001年4月12日改正公布 同日施行) 第58条

3. 三項基金の会計上の処理

現行の会計制度では、以下の通り会計処理します。

(1) 準備基金・企業発展基金…「資本の部」の「利益剰余金」科目に計上。

(2) 従業員奨励及び福利基金…「負債の部」の「未払福利費」科目に計上(従業員に対する債務という考え方)。



「従業員奨励及び福利基金」積立の任意化

財政部より出された『「公司法」施行後の企業財務処理問題に関する通知』(*1)の第2条によって、改正『公司法』(*2)施行日より、“企業は公益金(*3)積立は停止する”こととされました。

外商投資企業でこの公益金にあたるのは“従業員奨励及び福利基金”の積立ですが、上記通知の中では、「董事会で継続を決定した場合、その用途、使用条件及び手続を明確にしなければならず、負債として管理する」という形で触れられており、これまで法定であった“従業員奨励及び福利基金”の積立が任意となったと理解できます。(尚、会計処理方法は従前と変更なし。)

(*1) 『「公司法」施行後の企業財務処理問題に関する通知』

(財企[2006]67号 2006年3月15日発行)

(*2) 『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 1993年12月29日制定 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行)

(*3) 公益金…企業・生産単位が文化・公共福祉事業を行う資金

第7章 会計

Q7-5. 三項基金②



先日、あるセミナーで、何らかの法規改正に伴い、三項基金中の“従業員及び福利基金”と“企業発展基金”の積立が任意になったと聞きましたが本当でしょうか。もし本当なら任意化の時期と、積立を停止する際の手続きについて教えてください。

また、併せて“従業員及び福利基金”に関する B/S 上の処理方法についても教えてください。



1. “従業員及び福利基金”と“企業発展基金”の積立任意化

“従業員奨励及び福利基金”積立は、改正『公司法』(*1)の公布により任意になりました。尚、任意化は、同法施行日である 2006 年 1 月 1 日より適用となっております。

また、“企業発展基金”積立は、元来、外商独資企業の場合は“任意”、合弁企業の場合は“義務”とされており、改正『公司法』公布に伴う変化はありません。

以下、各論につき、それぞれ解説します。

(1) “従業員奨励及び福利基金”の積立

改正『公司法』第 167 条には“企業の利潤分配”について述べられており、本法施行後、企業はこれに従って利潤分配をすることとなりました。しかし、ここには“利潤分配前の法定公益金(*2)積立”についての言及はなく、この問題を明らかにするため、財政部より 06 年 3 月 15 日付けで以下の通知が出されました。

『「公司法」施行後の企業財務処理問題に関する通知』

(財企[2006]67号 06年3月15日公布、同4月1日施行)

上記通知の第 2 条によると、改正『公司法』施行日より、企業は公益金積立を停止することとされました。外商投資企業で、この公益金積立に該当するのは“従業員奨励及び福利基金”の積立ですが、上記通知の中では、「董事会の決定を経て継続する場合、用途、使用条件及び手続を明確にし、負債として管理しなければならない」という形で触れられています。

(*1) 『公司法』(主席令第42号 2005年10月27日改正・公布 2006年1月1日施行)

(*2) 公益金・・・企業・生産単位が文化・公共福祉事業を行う資金

(2) “企業発展基金”積立について

“企業発展基金”積立が、元来、外商独資企業については“任意”、中外合弁企業については“義務”とされている根拠は以下の法規に求めることができます。

『中外合弁経営企業法实施条例』

(国务院令 第311号 2001年7月22日第二次改正、同日公布、施行)

第76条

「合弁企業が『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』に従って所得税を納付した後の利益分配の原則は以下の通り。

- (1) 予備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金を積立するものとし、積立比率は董事会が確定する。(以下略)」

また、改正『公司法』第167条には“従業員奨励福利基金”と同様、“企業発展基金”についての記載はありませんが、三資企業の設立・運営に関する特別法である『中外合弁経営企業法实施条例』で外商投資企業の利益計算について明確な規定がある以上、これを否定する根拠がなければ、特別法の規定に従い、利益剰余金の積立処理をすることが原則的な考え方になると考えます。

そして“従業員奨励福利基金”については先の回答で出ました『企業財務処理問題に関する通知』で積み立て不要と明記されているのに対し、“企業発展金”についてはそれに相当する根拠がないため、上記『中外合弁経営企業法实施条例』76条が依然有効で、引き続き積み立てが義務付けられていると考えます。

但し、地方の税務部門で扱いが異なる可能性はあるようです。

<積み立てを停止する為の手續について>

法律上明示されてはいませんが、以下の手續を踏むことが法的にはもっとも無難と思われれます。

- ① 董事会の決議(确实に行っておくことが望まれる)
- ② 労働組合又は従業員代表の意見を聞くプロセスを確保する(意見を聞くことが必要。意見を聞き入れることまでは要求されない。)
- ③ 定款の変更(必ず必要とまでは言わないものの、行っておいた方が無難)

2. 当該基金の B/S 上での処理方法について

当該基金は、利益処分項目で、従業員に対する債務であるという考え方から、B/S 上では流動負債の中の「未払福利費」へ計上します。

《参考》

以下では上記質問及び回答からは少し外れますが、この一連の問題に関連して有識者から聞いた内容がございますので参考として付記します。

利益計算については、実務的に混乱が生じているところがある。

例として、以下のような事例が挙げられる。

(Q1) 法定利益準備金（法により積立が強制される利益剰余金）として、準備基金＋企業発展基金は、会社法の規制を受け法定公積金と同様に 10%（又はそれ以上）でなければならないのか？

⇒実務的には 10%以下もある。

(Q2) 合併会社で過去の積立累積額が登録資本の 50%を超過した場合には事後の積立てをしなくともよいのか？

⇒広東省では実際にしていない例があるが、全国的な取扱いであるのかは不明。

(Q3) 任意剰余金の積立てができるのか？

⇒会社法上でも用途規制等で不明確であるが、実際には、外商投資企業でも積み立てている例がある。

(Q4) 未配当段階では未処分利益として処理しておくことで足りるか？

⇒実際の処理においてはこのような処理が上海市等でもなされている。



三項基金

三項基金とは、従業員奨励福利基金、準備基金、企業発展基金という法定積立金のことを指します。会計年度が終了後、董事会を開き、ここで利益処分を決定することになります。

従業員奨励福利基金…従業員の福利厚生や奨励金、年末の決算賞与に使用される法定公益金で、積み立てられた後は従業員に帰属し、労働組合等の集団福利に用いられます。

準備基金 …企業の予備的な留保資金で、欠損金の補填や増資に使用します。

企業発展基金 …企業の技術改良や設備の増設に使われ、増資にも使用できます。

第7章 会計

Q7-6. 中外合資企業の利益処分



中外合資企業の利益処分に関し、配当可能な利益額について具体的な規定はありますか。法律で定められている或いは合弁契約・定款などで自ら規定した基金類を当期利益から差引いた上で、残った利益は全て配当可能ですか。

特殊利益（土地の評価益など）は除外される等、細かい規定がありましたら、ご教示願います。



合弁企業に係る配当については、『中外合弁経営企業法実施条例』（*1）第76～77条に規定されています。

同『実施条例』によれば、当期純利益から、期首の未処理損失を補充（または期首未処分利益を加算）し、三項基金を積み立てた後の残高が、配当可能利益となります。

また、配当については、配当金送金の際に、登録会計事務所が発行した直近の資本金検査報告書や会計監査報告書を要する等、会計上の利益をベースに行います。（尚、中国では、土地使用権について原価基準を採用していますので、評価益の計上は認められていないようです。）

【根拠法規】

(*1) 『中外合弁経営企業法実施条例』（国务院令第311号 2001年7月22日改正公布 同日施行）

第76条

「(前略) 所得税を納税した後の利潤分配の原則は、以下のとおり。

- (一) 準備基金、従業員奨励および福利基金、企業発展基金を控除し、控除比率は董事会が決定する。
- (二) 準備基金は合弁企業の損失の補填に使用するほか、審査認可機関の認可を経て、当該企業の増資、生産拡大に使用してもよい。
- (三) 本条第(一)項規定に照らして三項基金を控除した後の分配利潤は、董事会が分配を決めた場合、合弁各方の出資比率にもとづいて分配を行わなければならない。

第77条

「前年度の欠損が補充されないうちに利潤を分配してはならない。前年度に未分配の利潤は、本年度の利潤に組み入れて分配することができる。」

第7章 会計

Q7-7. 会計帳簿・財務書類の保存期間



『中国企業所得税法実施細則』の公布に伴い、従来の『外国企業所得税法実施細則』が廃止されたと聞きました。旧法では100条で会計帳簿・財務書類の保存期間を15年と定めてありましたが、新法下では保存期間は何年になるのでしょうか。



帳簿及びその他の税務関係書類の保存期間は10年になると思料されます。

『税収徴収管理法実施細則』(*1)によれば、別途規定がある場合を除き、帳簿等の保存期間は10年と定められています。

ご指摘の通り、今までは外商投資企業に係る帳簿等の保存期間については、『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』(*2)により15年と規定されていました。しかし、『企業所得税法実施条例』(*3)の施行により、『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』は廃止になりました。『企業所得税法実施条例』をみると、帳簿等の保存期間については触れていません。よって、今後の帳簿類の保存期間については、『税収徴収管理法実施細則』に基づくものと思料されます。

【根拠法規】

(*1) 『税収徴収管理法実施細則』(国務院令第362号 2002年9月7日公布 2002年10月15日施行)
第29条

「帳簿、記帳証憑、報告表(財務諸表)、納税証憑、領収書、輸出証憑およびその他の税金に関する関連資料は、合法、真正、完全でなければならない。

帳簿、記帳証憑、報告表(財務諸表)、納税証憑、領収書、輸出証憑およびその他の税金に関する関連資料は、10年間保管しなければならない。但し、法律、行政法規で別途規定のある場合については、除外する。」

(*2) 『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』
(国務院令第85号 1991年6月30日公布 1991年7月1日施行)

第100条

「(前略) 企業の会計証憑・帳簿および財務書類は、最低15年保存しなければならない。」

(*3) 『企業所得税法実施条例』
(国務院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行)

第7章 会計

Q7-8. 現地法人のB/S、P/Lにおける適用相場



中国現法の B/S、P/L について、決算期における日本円換算時の適用相場につき教えてください。



連結決算における邦貨換算についてのルールは日本の企業会計に関わる話ですが、『外貨建取引等会計処理基準』(*1)に詳細に規定されています。

これに基づけば、以下のとおりとなります。

- ① 資産：決算時の人民銀行国家外貨管理局が公表する TTM
- ② 負債：決算時の人民銀行国家外貨管理局が公表する TTM
- ③ 資本金：当初出資時（具体的には送金時）に使用した相場
- ④ 収益・費用：当該決算期間の人民銀行国家外貨管理局が公表する TTM 平均相場、または決算時の人民銀行国家外貨管理局が公表する TTM。なお、親会社との取引による収益および費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場による（この場合に生じる差額は当期の為替差損益として処理）。

決算時の為替相場としては、原則として決算日の直物為替相場を用いますが、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合には、決算日の前後一定期間（決算日を含む概ね 1 カ月以内）の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることも認められます。ただし決算時の為替相場として平均相場を適用した場合には、決算日の直物為替相場と適用した平均相場を、財務諸表に注記する必要があります。

なお、直物為替相場としては、対顧客電信売相場（TTS）、対顧客電信買相場（TTB）及びこれらの仲値（TTM）がありますが『外貨建取引等会計処理基準』においては、これらのうちどれを採用すべきかについては、定められていません。税務上では“TTM を原則”とされていることから、実務上はこの税務の規定に従うのが一般的です。

また④において「親会社との取引による収益および費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場による」としましたが、これは特別な相場があるわけではなく、親会社の円貨実績数値に子会社の数値を合わせることを意味します。親会社が期中に子会社と取引した円貨実績は、子会社が P/L 換算時に採用する平均相場または決算時の相場とは当然合致しませんので、その差を単純に為替差損に計上することが認められています。

なお、海外支店、子会社、持分法適用会社などの連結決算につきましては、上記以外にも数多くの専門性の高いルールや基準が存在しますので、実施にあたっては会計士にご相談ください。

【根拠基準】

(*1) 『外貨建取引等会計処理基準』(昭和 54.6 修正 平成 11.10 企業会計審議会)

三 在外子会社等の財務諸表項目の換算

連結財務諸表の作成又は持分法の適用に当たり、外国にある子会社又は関連会社の外国通貨で表示されている財務諸表項目の換算は、次の方法による。

1 資産及び負債

資産及び負債については、決算時の為替相場による円換算額を付する。

2 資 本

親会社による株式の取得時における資本に属する項目については、株式取得時の為替相場による円換算額を付する。

親会社による株式の取得後に生じた資本に属する項目については、当該項目の発生時の為替相場による円換算額を付する。

3 収益及び費用

収益及び費用については、原則として期中平均相場による円換算額を付する。ただし、決算時の為替相場による円換算額を付することを妨げない。なお、親会社との取引による収益及び費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場による。この場合に生じる差額は当期の為替差損益として処理する。

4 換算差額の処理

換算によって生じた換算差額については、為替換算調整勘定として貸借対照表の資本の部に記載する。

【関連法規】

『外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書』(平成 11.10.22)

『外貨建取引等会計処理基準注解』(昭和 54.6 修正 平成 11.10)

第 8 章 稅 務

第8章 税務

Q8-1. 新『企業所得税法』における日本への配当課税



『企業所得税法実施条例』第7条5項に「所得を分配する企業所在地にもとづいて確定する」という表現がありますが、この「所得を分配する企業所在地」とは、中国の現地法人所在地と理解してよいですか。

また、中国現地法人が日本本社へ配当金を支払う際は、日本本社に課税される企業所得税(20%)を中国現地法人が源泉徴収した後、日本本社に送金するという理解でよいですか。



1. 企業所在

ご指摘の通り、現地法人の所在地になります。

〈参考〉『企業所得税法』(*1)第7条5項

「利息所得、賃借料所得、特許権使用費所得は、所得を負担、支払った企業或いは機関、活動場所の所在地にもとづいて確定し、或いは所得を負担、支払った個人の住所地にもとづいて確定する」

2. 配当金への課税

日本本社が中国現法から受け取る配当金への企業所得税課税は、次の通りとなります。

- 2007年12月31日以前に形成した利益 ⇒ 企業所得税は免税
- 2008年1月1日以降に形成した利益 ⇒ 企業所得税は10%課税(※)

※中国現法から本社へ支払い時に源泉徴収、日本では外国税額控除対象。

以下で解説します。

『企業所得税法』(*1)第3~4条で、非居民企業（本件の場合は日本本社）が得る中国国内源泉所得については、20%の企業所得税を納付しなければならない旨が定められています。

ただし、受取配当金については、同税法第27条で減免できる旨が、更に『企業所得税法実施条例』(*2)第91条では具体的に企業所得税を10%の適用税率に引き下げることが明記されています。

また『企業所得税の若干優遇政策に関する通知（2008年）』(*3)第4条では、外商投資企業（中国現法）が2007年12月31日までに形成した未分配利潤を外国投資者（日本本社）に配当金送金する場合は企業所得税を免除する、と規定しています。これは、新『企業所得税法』が施行される以前に形成される利益については、『外商投資企業及び外国企業所得税法』が適用されるという考え方に基づくものです。

以上から、日本本社が中国現法から受け取る配当金については、2007年12月31日までに形成された利益については免税、2008年1月1日以降に形成された利益については中国で企業所得税を源泉徴収（適用税率10%）されることとなります。

尚、上記により中国で源泉徴収された日本本社の企業所得税については、日中間での二重課税の排除を目的とした『日中租税協定』（*4）により、日本国内において外国税額控除（合弁企業は10%、独資・合作企業は20%）を行うことが認められています。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』（主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行）

第3条 「〈前略〉非居民企業で中国国内において機関、活動場所を設立していない場合、〈中略〉その中国国内を源泉とする所得については、企業所得税を納付しなければならない。」

第4条 「企業所得税の税率は25%とする。非居民企業が取得した本法第3条3項で規定する所得は、適用税率を20%とする。」

第27条 「企業が以下に挙げる所得は、企業所得税を免除、減税することができる。
〈中略〉（五）本法第3条第3項で規定する所得」

(*2) 『企業所得税法实施条例』（国务院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行）

第91条 「非居民企業が取得した『企業所得税法』第27条第（五）号で規定する所得は、10%に引き下げた税率で企業所得税を徴収する。」

(*3) 『企業所得税の若干優遇政策に関する通知（2008年）』

（財政部 国家税務総局 財税[2008]1号 2008年2月22日公布）

第4条 「外国投資者が外商投資企業から取得した利潤の優遇政策について、2008年1月1日より以前に外商投資企業が形成した累積未分配利潤を、2008年以降に外国投資者へ分配する場合、企業所得税の徴収を免除する。2008年およびそれ以降の年度に、外商投資企業に新たに追加された利潤を外国投資者へ分配する場合は、法に依って企業所得税を納付する。」

(*4) 『日中租税協定』（昭和59年条約第5号 1991年12月26日締結）

第23条2項 「日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従って中華人民共和国において租税を課される所得を中華人民共和国において取得を行う場合には、当該所得について納付される中国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。〈以下、省略〉」

第 23 条 3 項 「同条 2 項(a)に規定する控除の適用上、中国の租税は、次の率で支払われたものとみなす。

(a) 第 10 条 2 項の規定が適用される配当については、中華人民共和国の合弁企業が支払う配当である場合には 10%、その他の配当である場合には 20% <以下、省略>」

第8章 税務

Q8-2. 配当金に係る源泉徴収



うか。

今年3月に公布された『企業所得税』が来年1月1日より施行されることで、中国現地法人から日本本社への配当金送金に係る税金に変更はあるのでし



現行法規においては、配当金には本来企業所得税が課税されることになっているところ、外国投資者がその外商投資企業から得る配当金は免税とするという形になっています。

現行の準拠法規『外国投資企業・外国企業所得税法』(*1)には、以下の規定が設けられています。

第19条1項 「外国企業が、中国国内に未だ機構・拠点を設置していないものの、中国国内源泉所得による利益（配当）、利子、リース料、使用料およびその他の所得がある場合、（中略）20%の所得税を納めなければならない。」

同条 3項(1) 「外国投資者が外商投資企業から取得した利益（配当）については企業所得税を免除する。」

ところが、ご質問文中にもあるように、2008年1月1日より『企業所得税法』(*2)が施行されます。これにより内外資企業の所得税法が一本化され、上記の『外国投資企業・外国企業所得税法』は廃止されることとなります。

また『企業所得税法』では、『外国投資企業・外国企業所得税法』にあった第19条第3項(1)の条文、即ち“外国投資者がその外商投資企業から得る配当についての免税”規定についてはその記載がありません。

『企業所得税法』の運用の方向性・詳細は、その実施細則が公布されるまではっきりとしませんが、今まで外国企業に与えられていた優遇措置（免税）が取り消される可能性は否定できません。

(*1) 『外国投資企業・外国企業所得税法』

(主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行)

(*2) 『企業所得税法』(主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

【回答後の変更】

2007年12月6日に、『企業所得税法実施条例』（国务院令第512号 2008年1月1日施行、以下『条例』）が公布されました。

『条例』では、外国企業に対する中国現地法人からの配当については、10%の企業所得税を徴収すると規定しています。

第8章 税務

Q8-3. 減免措置を受けた企業所得税に係る補充納税額計算時の適用税



『外商投資企業・外国企業所得税法』では、生産型企業が、その経営期間が10年に満たない状況で解散・清算する場合、既に免税・減税された企業所得税を補充納税しなければならないと聞いています。

つまり、“2免3減”の“2免”期間について補充納税するのであれば、当該年度の課税対象所得に対して、適用税率を掛けた金額を納付することになると理解しています。

そこで、補充納税の金額算出時に適用される税率については、次の税率が思い当たるのですが、正しくはどれが適用されるのでしょうか。

- (1) 33% (=免税措置を受けた時点での現行企業所得税の基本税率)
- (2) 24%または15% (=免税措置を受けた当時、別途適用資格を持っていた優遇税率)
- (3) 25% (=新企業所得税法下の基本税率)



1. 新『企業所得税法』(*1)施行前

上記(2)の“免税措置を受けた当時、別途で適用資格を持っていた優遇税率”が適用されるものと思われます。

“経営期間が10年以上である生産型外国投資企業は企業所得税の減免措置(2免3減)を受けることができるが、実際の経営期間が10年に満たなかった場合には、減免措置を受けた企業所得税額を追納しなければならない”というのはご理解の通りで、これは以下の法規に依拠するものです。

『外国投資企業・外国企業所得税法』

(全国人民代表大会 主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行)

第8条 「生産型外国投資企業であって、経営期間が10年以上のものに対しては、利益計上年度から起算して1年目と2年目は企業所得税を免除し、3年目から5年目までは企業所得税を半減し徴収する。(中略)

外国投資企業であって、実際の経営期間が10年に満たない場合は、すでに免税・減税された企業所得税額を追加納付しなければならない。(以下略)」

『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』

(国務院令第 85 号 1991 年 6 月 30 日公布 1991 年 7 月 1 日施行)

第 79 条 『外国投資企業・外国企業所得税法』第 8 条第 1 項および本細則第 75 条の規定に基づき、すでに企業所得税の免除・減額を受けている外国投資企業で、その実際の経営期間が規定の年数に満たないものは、自然災害および不慮の事故により重大な損失を被った場合を除き、すでに減免された企業所得税額を追納しなければならない。」

つまり、当該企業は、必要条件である“10 年以上の経営期間”を満たせなかったため、上記法令文中の“減免措置 (2 免 3 減)”を享受する資格を喪失し補充納税が必要になるということです。

したがって、別途適用資格を有し、かつその資格要件に“10 年以上の経営期間”を含まない優遇税制については、依然、当時の資格を喪失したことにならないため、補充納税額計算時に考慮されてしかるべきと考えられる訳です。

2. 新『企業所得税法』施行後

新『企業所得税法』が施行されることに伴い、上記の『外国投資企業・外国企業所得税法』及び『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』の廃止が決定しています。

しかしながら、新『企業所得税法』には、企業所得税減免措置を享受した企業がその享受資格を失った際の補充納税については明記されていません。したがって、目下、前述の 2 法規廃止後の具体的な補充納税額算出方法については不明です。

ただし、補充納税を要すること自体は変わりないと考えておいた方が無難でしょう。

(*1) 『企業所得税法』(主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

【回答後の変更】

2007 年 12 月 6 日に、『企業所得税法実施条例』(国務院令第 512 号 2008 年 1 月 1 日施行、以下『条例』)が公布されましたが、補充納税については触れていませんでした。

よって、いずれ補充納税に関する通達等が出されるものと思われませんが、それまでの間は旧法の適用を受けるものと考えられます。

第8章 税務

Q8-4. 親子ローンの利息回収



弊社より、弊社の中国子会社に融資をしています。ついては以下2点教えてください。

1. 貸付金利息の回収に際して、企業所得税、営業税の源泉徴収が発生すると聞いているが、回収する利息金額を1,000\$とした場合、源泉徴収後の、弊社への入金額はいくらになるか。
2. 弊社が日本で受けられる税額控除の対象は何か。



1. 貸付金利息の回収金額

貸付金利息を1,000\$とした場合、御社の回収金額は以下の通りです。

営業税 : $1,000 \$ \times 5\% = 50 \$$ ……①

企業所得税 : $(1,000 \$ - 50 \$) \times 10\% = 95 \$$ ……②

回収金額 : $1,000 \$ - (\text{①} + \text{②}) = 855 \$$

日本法人（親会社）から中国現地法人（子会社）への親子ローンに係る貸付金利息を日本に送金する場合、営業税及び企業所得税が、以下の税率で源泉徴収されますので、これを差し引いたものが御社の回収金額となります。

■営業税の税率は5%。

『営業税暫行条例』（国務院令第136号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）により貸付行為に係る税率は5%と定められている。

■企業所得税の税率は10%。

『日中租税協定』（昭和59年条約第5号 1991年12月26日締結）第11条により、10%（以内）と定められている。

2. 日本での税額控除対象

企業所得税の源泉徴収分のみが、日本における外国税額控除の対象となります。『日中租税協定』第2条には、同協定が適用される租税は、中国においては個人所得税、外国企業所得税、地方所得税の3つであり、営業税は含まれておりません。



親子ローンとは

親子ローンとは、出資を行っている親会社から子会社に対して行う融資のこと。

第8章 税務

Q8-5. 親子ローンの元本回収



か。

現在、弊社は、弊社の中国子会社に融資をしています。
中国の子会社から貸付金元本を回収する場合、税金等は発生するのしょう



になりません。

貸付元本の回収については、諸税は発生しないものと思われます。貸付金は、
資本金と同様、資本取引に該当する B/S 上の項目です。資本取引は課税対象

なお、貸付元本の弁済手続については以下のような規定がありますのでご参考下さい。

『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』

(中国人民銀行令 1996 年 1 号 1996 年 6 月 20 日公布 1996 年 7 月 1 日施行)

第 30 条 「国内機構の資本項目の次の各号に掲げる外貨の使用は、次の各号に掲げる有効な証憑を提示して、外貨管理局に申請し、外貨管理局の認可文書に基づき、その外貨口座から支払い、又は外貨指定銀行で交換して支払う。

(1) 外債の元金を返済する場合は、外債登記証、ローン契約並びに債権機構の
元金返済通知書を提示する。

(以下略)」

第8章 税務

Q8-6. 移転価格税制と親子ローンの利息回収



内資企業と外資企業の企業所得税が25%に一本化されることは公表されていますが、これに関連して移転価格に関して親子ローンで貸付を行い、借入残高に応じて税金を課せられるうわさを聞きました。まだ法制化されていない模様ですが、もし情報を把握していましたら、ご回答をいただけませんか。



内外資企業の企業所得税が一本化されるのは『企業所得税法』(*1)の施行に伴うものですが、同法に連動した、親子会社間での資金貸借に係る貸付元本に賦課される諸税の話というのは聞いておりません。

尚、移転価格税制について定めた法規は『関連企業間業務取引税務管理規程』(*2)で、以下の条文により、資金貸借が移転価格税制の対象となることを規定しています。

第9条 「関連企業間業務取引の類型及びその主要内容には、次の各号に掲げるものが含まれる。(中略)

(3) 資金の融通。これには、各種長短期資金借入れ及び、担保、有価証券の売買並びに各種利息計算、前払い及び支払延期等の業務が含まれる。(以下略)」

また、『税収徴収管理法実施細則』(*3)では、その第54条で、親子会社間での資金貸借に係る利率が正常利率を超える或いは下回る場合には移転価格税制による調整の対象となることを規定しています。

第54条 「納税者とその関連企業間の業務取引に、以下に列挙する状況の一つがある場合、税務機関は、その納付すべき税額を調整することができる。(中略)

(二) 資金融通のために支払った、或いは受け取った利息が、関連関係のない企業間でも同意できる金額を超える或いは下回る場合、または利率が同種業務の正常利率を超える或いは下回る場合。」

『企業所得税法』の第6章でも、移転価格税制について取り上げていますが、条文を見る限り、親子会社間での資金貸借に係る貸付元本に対して税金が賦課されるとの記載はございません。

但し、本件の質問とは異なりますが、『企業所得税法』第46条には、「企業がその関連者から受け取った債権性の投資と権益性の投資の比率が規定の基準を超えて発生する利息支出は、課税所得額を計算する際に控除してはならない。」と定められていますので、同条文に該当する場合の支払利息については一部控除ができないこととなります。

(*1) 『企業所得税法』(主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

(*2) 『関連企業間業務取引税務管理規程』

(国家税務総局 国税発〔2004〕143号 2004年10月22日改正公布 同日施行)

(*3) 『税収徴収管理法実施細則』(国务院令第362号 2002年9月7日公布 2002年10月15日施行)

第8章 税務

Q8-7. 増値税発票の発行タイミング



中国現地法人が、中国内資企業から商品を人民元で購入、一般倉庫に保管し、日本本社に適宜輸出するスキームを考えております。

増値税還付作業を簡易にするために、中国現地法人が日本へ輸出する毎に、その輸出数量相当分だけについて、中国内資企業から増値税発票を発行させることができる、という情報を深センの複数ルートから聞いたことがあります。本当に可能なのでしょうか。



増値税発票の発行については、『増値税専用領収証使用規定』(*1)の第11条1項(4)に、「専用領収証は、増値税納税義務の発生した時に従い発行しなければならない。」と定められています。つまり、増値税発票の発行は、取引の実態に合わせて行う必要があるということです。

ご相談頂いた件は、“中国現地法人と中国内資企業の間では、既に一括して商品と代金の授受が行なわれているのが実態だが、増値税発票は、中国現地法人による日本向け輸出相当分ごとに分割して発行する”と理解できますが、それであれば、このやり方は上記の規定に抵触するのではないかと思います。

ただし、中国では各地方の税務局が各々若干異なる運用をしている可能性があります。残念ながら、深センにおける運用は不明ですので、実施にあたっては深センの税務局に事前確認されることをお勧めいたします。

(*1) 『増値税専用領収証使用規定』

(国税発〔2006〕156号 2006年10月17日公布 2007年1月1日施行)



増値税専用発票

増値税の公式領収書。発生した費用を損金算入するために不可欠な税務証憑。

第8章 税務

Q8-8. 輸出企業の輸入設備購入時の関税・増値税の還付



100%輸出企業が輸入設備を購入した際に支払った関税及び増値税は、対外貿易経済合作庁が100%輸出を審査・確認後に全額還付されると決められているはずですが、目下、実施されていないと見受けられます。

関連法も含めて法的には整備できているが、対貿庁が処理しきれずに滞って遅れている、あるいは、関連法規が未整備で実運用できるレベルに達していない、などの可能性が考えられますが、実態はどのようになっているのでしょうか。

また、今後の展開の見通しについても教えてください。



100%輸出企業の輸入設備における関税・増値税の還付につきましては、以前から法的には規定されておりましたが、実際の運用は今年（2007年）からのようです。

（注記：本件の優遇は現在ではありません。回答後の変更をご参照下さい。）

本件について、コンサルタントなど有識者の見解を得ましたので以下の通り紹介します。ご参考頂き、詳細については、各地の商務主管部門、税関、税務部門等にご確認頂くようお願い致します。

- “100%輸出企業の輸入設備における関税・増値税の還付”の根拠法規は、次の通り。
『一部の輸入税収優遇政策調整に関する通知』（以下『146号通知』）（*1）
第2条『外商投資企業産業指導目録』の中の「全製品直接輸出許可類外国投資プロジェクト」政策の実施方法の修正について
(1)「製品の輸出状況について検査を実施し、製品の100%を輸出していた場合には、毎年納付済み税額の20%を還付し、5年以内に全額を還付する」
- 『146号通知』は、2002年に公布・施行されていたが、該当する関税・増値税の還付は実際には行われていなかったようだ。
- そこで、『146号通知』の執行を目的に、2006年3月1日に『「製品の全てを直接輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況検査暫定弁法」公布に関する通知』（以下『第1号通知』）（*2）が公布・施行された。
- 更に、毎年1月に前年の輸出状況を報告し、その報告に基づいて還付処理がなされるという手続きをとる為、実際に『第1号通知』の運用が開始され、税還付が行われるようになったのは2007年からのようだ。

【根拠法規】

(*1) 『一部の輸入税収優遇政策調整に関する通知』

(財税[2002]146号 2002年9月4日公布 2002年10月1日施行)

(*2) 『「製品の全てを直接輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況検査暫定弁法」公布に関する通知』(商資発[2006]第1号 2006年3月1日公布 同日施行)

【回答後の変更】

上記回答の146号通知に基づく税還付は、2005年施行の『外商投資企業産業指導目録』の奨励類の中に「十三 製品が全て直接輸出される許可類の外商投資プロジェクト」の項目があったことに依拠するものでした。

しかし、2007年12月1日より施行される『外商投資企業産業指導目録』(*)では「製品が全て直接輸出される許可類の外商投資プロジェクト」は奨励類の対象から外された為、現在では第146条に基づく税還付は受けられなくなりました。

即ち、現在ではご質問の税還付は実施しておりません。

第8章 税務

Q8-9. 輸出増値税の還付



商業権を取得した保税区内貿易会社が輸出増値税の還付を受けるためには、どのような手続が必要になりますか。



『国家税務総局の保税区内輸出企業の輸出税還付における問題に関する回答書』(*1)により、保税区内貿易企業が中国国内の保税区分外にある輸出貨物を輸出し、現行『輸出税還付管理弁法』(*2)にもとづき、増値税還付の手続きをすることが認められております。

つまり、保税区内の貿易企業の輸出による増値税還付は、保税区分外（一般区）の貿易企業の手続きと同じとなります。

但し、上記『回答書』は次の2点を前提としておりますので、ご注意ください。

- －国内流通権・貿易権を取得していること。
- －保税区分を経由せずに、保税区分外から直接、国外へ輸出すること。

尚、大前提として、保税区内企業、一般区企業を問わず、増値税の輸出還付請求権は一般納税人にのみ与えられたものであり、小規模納税人には与えられていませんので、念のため補足致します。

それでは、増値税の輸出還付に関する具体的手続について以下解説致します。

1. 事前登記

商務部またはその授権者が批准した輸出経営権批准証（中国語：出口経営権批件）、および工商営業許可書（中国語：工商営業執照）を入手後、30日以内に企業の登記所在地の管轄国税局に税還付登記証（中国語：退税登記証）の手続きを行います。

その際の提出書類は以下の通りです。

- (1) 対外貿易経営者届出登記証
- (2) 工商行政管理局の営業許可証
- (3) 税務登記証
- (4) 銀行の基本口座番号と税関の輸出入企業コード番号

2. 還付申請

『輸出物品の税額還付（免税）管理に関する問題についての通達』（*3）にもとづき、輸出を行い、かつ増値税の還付を受ける企業は、輸出後 90 日以内に、輸出貨物税額還付（免除）電子申告システムによって電子申告データを作成し、かつ次の 4 つの必要書類のハードコピーを提出登記所在地の管轄国税局へ提出し、輸出による増値税還付の手続きを完了させます。

〔必要書類〕

- (1) 輸出販売明細帳
- (2) 増値税発票
- (3) 輸出申告書（輸出税金還付専用）
- (4) 輸出外貨回収照合証

3. 還付申請にあたっての留意事項

(1) 運用の地域性

中国では、規定の運用に地域性があります。実行に際しては、当事者企業所在地の管轄国税局に事前確認されることをお勧めします。

(2) 還付申請時必要書類に関する補足

① 輸出販売明細帳

会計帳簿の一つで、中国語では、出口貨物銷售明細帳といいます。

② 増値税発票

当該発票は一式複数枚から構成されておりますが、仕入時に仕入先より〔買主記帳用〕及び〔買主控除用〕を入手します。このうち、還付申請には〔買主控除用（中国語：抵扣聯）〕を使用するのですが、その際、以下のことに注意します。

- －押印が完全であり、書き直されていないこと。
- －発行日・取引数量・取引金額・税率他、主な記載内容に整合性があること。

尚、仕入先が一般納税人ではなく小規模納税人の場合、増値税発票発行ができないため、普通発票を入手することとなります。

③ 輸出申告書（輸出税還付用）〔中国語：出口貨物報関單（出口退税聯）〕

税関より入手しますが、その際、以下に注意します。

- －税関の押印があること。
- －“輸出税還付専用”という字句のある、原本であること。

ー以下の主要内容に整合性があり、他の還付申請書類と一致していること。

税関番号・税関の輸出者コード・輸出日・商品番号・輸出量・FOB 価格 他

④ 輸出外貨回収照合証（中国語：出口収匯核銷單）

外為管理局より入手します。その際、当該照合証に記載されている番号・金額・輸出商品名称など主要内容が、対応する輸出貨物の輸出申告書類上の批准書類、FOB 価格、輸出商品の名称と整合することに注意します。

(3) 消費税還付時の必要書類

消費税の還付を受ける場合は、消費税納付領収書（輸出貨物専用）（中国語：消費税税収（出口産品専用）繳款書）が必要となります（註）。当該領収書は、増値税發票と同じく仕入先から入手するものですが、税務機関・国家の押印が必要ですのでご注意ください。

（註）以前は増値税・消費税の還付申請の際に、“税金納付領収書（輸出貨物専用〔中国語：税収（出口産品専用）繳款書〕”または“増値税分割証（中国語：出口貨物完税分割單）が必要でした。しかし、2005年5月『輸出貨物税還付（免税）管理弁法（試行）』（*4）の施行により、消費税還付の場合にのみ、消費税納付領収書（輸出貨物専用）が必要となりました。

(*1) 『国家税務総局の保税区内輸出企業の輸出税還付における問題に関する回答書』

（国税函[2006]666号 2006年7月6日公布 同日施行）

(*2) 『輸出貨物の税額還付（免税）管理弁法』

（国税発[1994]31号 1994年2月18日公布 1994年1月1日施行）

(*3) 『輸出貨物の税額還付（免税）管理に関する問題についての通達』

（国税発[2004]64号 2004年5月31日公布 2004年6月1日施行）

(*4) 『輸出貨物税還付（免税）管理弁法（試行）』

（国税発[2005]51号 2005年3月16日公布 2005年5月1日施行）



増値税の輸出還付制度

輸出入経営権を有する企業が物品を輸出する場合において、

- ① 輸出売上については、その売上に係る増値税を免税とする。
- ② その輸出製品を生産するために仕入れた原材料や部品にかかる仕入増値税を、国内売上増値税から控除、控除しきれない場合は還付する。

という制度である。

輸出に係る増値税の還付率については、その製品によって異なっており、昨今は次々と、輸出に係る増値税の還付率引下げに関する通知が出され、還付率が引下げられた商品が増加している。

(参考)

増値税納付（還付）税額

= 国内売上税額 - 仕入税額 + (輸出 FOB 価格 - 免税原材料価格) × (課税率 - 還付率)

第8章 税務

Q8-10. 増値税の還付時期



弊社は、上海の工場で製品を生産し、中国国外へ輸出しております。この度、初めて輸出に伴う増値税還付を受けることになったのですが、上海での輸出増値税還付は、通常どれくらいの期間をみておけばよろしいのでしょうか。輸出から15ヶ月先との噂もあり、実態を確認したいと思います。



2003年の“増値税の申告納付・還付申告・専用発票発行の電算化”を境に、輸出に伴う増値税還付も早期に実施されるよう改められたようです。それまでは還付実施はよくて1年に1回という状況だったのですが、現在では還付実施までの平均期間は3ヶ月程度とのことです。

ただし、個別具体的には、税務局による企業に対する信用度に応じて早ければ10日、遅ければ5ヶ月かかるといった例もあるそうです。したがって、早期の還付実施を実現するためには納税ルールを遵守し税務局の信用を得ることが大切であるようです。

還付の所要期間は、各地方の税務当局によっても若干異なりますが、上海が特に遅い、というお話は聞いておりません。



輸出増値税還付手続関連法規の変遷

輸出に伴う増値税還付に関する現行枠組み(免税控除還付方式)は、2002年に公布された以下の法規により確立されたものです。

『出貨物の免税控除還付方法の更なる推進に関する通知』

(財政部 国家税務総局 財税[2002]7号 2002年1月23日公布 2002年1月1日施行)

『生産企業輸出貨物の“免税、税控除、税還付”管理操作規定(試行)』

(国家税務総局 国税発[2002]11号 2002年2月6日公布 ※財税[2002]7号の実施細則)

その後2003年に、増値税の申告納付・還付申告・増値税専用発票発行の電算化と共にコンピューター処理に関する規定が数多く公布されました。

さらに、2005年には『輸出貨物税還付(免税)管理弁法(試行)』(*1)が公布され、輸出貨物の税還付と免税に関する認定申請手続きとその方法が整備されました。

(*1) 『輸出貨物税還付(免税)管理弁法(試行)』

(国家税務総局 国税発[2005]51号 2005年3月16日公布 2005年5月1日施行)

第8章 税務

Q8-11. 輸出増値税の納付額計算



『一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知』（財政部 国家税務総局 財税[2007]90号）でプラスチック、ゴムは還付率を5%に引き下げられています。

以下2点について教えてください。

1. 進料加工の場合の輸出増値税額の計算式を教えてください。
2. 進料加工の場合、原則的にいつ税金を納め、いつ還付を受けるのでしょうか。



以下の通り回答いたします。

1. 進料加工の納付税額計算

進料加工の納付税額を算出する公式（原料は全て海外調達した場合）は次の通りです。

$$\text{納付税額} = (\text{輸出 FOB 価格} - \text{免税輸入原料額}) \times (\text{課税率} - \text{還付率})$$

よって、現在の課税率を17%、還付率を5%、とすると、下記の通りになります。

$$\text{納付税額} = (\text{輸出 FOB 価格} - \text{免税輸入原料}) \times (17\% - 5\%)$$

2. 納税と還付のタイミング

納税・還付のタイミングについては、以下の通りです。

(1) 納税申告

取引が発生した翌月10日までに申告します。

<根拠法規> 『増値税暫行条例』第23条

(国務院令 [1993] 134号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行)

尚、以下法規により、3ヶ月以内に申告しない場合、還付ができなくなりますので注意が必要です。

『輸出物品の税額還付（免税）管理に関する問題についての通達』第3条

(国家税務総局 国税発[2004]64号 2004年5月31日公布 2004年6月1日施行)

(2) 還付申告

取引が発生した翌月 15 日までに申告します。

<根拠法規> 『輸出物品に対する税額の免除・控除・還付方法のさらなる推進に関する
通達』第 4 条

(財政部 国家税務総局 財税 [2002] 007 号 2002 年 1 月 23 日公布

2002 年 1 月 1 日施行)

(3) 還付可否判定

取引が発生した翌々月 15 日までに実施されます。

(4) 還付時期

還付申請から約 3 ヶ月後。

(還付時期につきましては、あくまで目安としてお考え下さい)

第8章 税務

Q8-12. 常駐代表機構での使用料に係る源泉徴収



弊社は、先だって、日本の税務当局から以下のような指摘を受けました。

一 駐在員事務所（常駐代表機構）が使用し、当該駐在員事務所から支払っている車やコピー機等の使用料（リース料）は、『日中租税協定』第12条第5項による「日本国内で生じた使用料」であり、日本で源泉徴収をしなければならない。

一 当該「日本国内で生じた使用料」は、日本で10%の源泉徴収を行い、中国側の賃貸者（リース業者）がその分を外国税額控除をするべきである。

確かに、『日中租税協定』第12条には「日本居住者が中国居住者に使用料を支払った場合、日本で使用料が発生し、日本政府が課税を課することができる」と記載されています。

しかし、同時に同協定12条第5項の後段には以下の定めがあり、これを読む限りでは、中国の「固定的施設」で生じかつ負担をしているものは「中国で生じた使用料」であり、使用料の受領者（賃貸者）が、中国の税法に基づき納税をしなければならないだけである、と理解できます。

『日中租税協定』第12条第5項

「(前略) 使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設または固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設または固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設または固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設または固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。」

については、以下の3点質問します。

1. 「固定的施設」とは何か。駐在員事務所は「固定的施設」に該当するのか。
(「恒久的施設」には丁寧な定義があるが、「固定的施設」の定義は見当たらないため。)
2. 駐在員事務所が「固定的施設」に該当する場合、同事務所からの支払は、「同事務所による負担」となるのか。
3. 弊社と同様の事例は、よく耳にするか。



以下の通り、回答します。

1. 「固定的施設」とは何か。駐在員事務所は「固定的施設」に該当するのか。
「固定的施設」の定義は「恒久的施設」と同じです。

本来、「固定的施設」は医師、弁護士など自由職業者の事業所を指す用語でしたが、「恒久的施設」と内容的に変らないため、最近では使用されなくなりました。

そこで問題は、駐在員事務所が『日中租税協定』(*1)でいう「恒久的施設」に該当するのかわることになります。それは、駐在員事務所、即ち常駐代表機構が従事する活動内容によって決まります。

具体的には、『外国企業常駐代表機構が租税協定の恒久的施設にあたるか否かに関する解釈の通知』(*2)第1条(一)～(六)に該当すれば「恒久的施設」ではなく、そうでなければ「恒久的施設」に属することとなります。

『外国企業常駐代表機構が租税協定の恒久的施設にあたるか否かに関する解釈の通知』

- (一) 企業に属する物品または商品の保管、展示、または引渡しのためにのみ使用される施設
- (二) 企業に属する物品または商品の在庫を保管、展示、または引渡しのためにのみ保有すること
- (三) 企業に属する物品または商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること
- (四) 企業のために、物品もしくは商品を購入、または情報を収集することのみを目的として設けられた事業を行う一定の場所
- (五) 企業のために、その他の準備的または補助的な性格の活動を行うことのみを目的とした事業を行う一定の場所
- (六) 上記(一)～(五)の活動の結びつきが当該場所全活動をその他の準備的または補助的な性格たらしめる場合、(一)～(五)の活動を結びつけることを目的とした、事業を行う一定の場所

(*1) 『日中租税協定』(昭和59年条約第5号 1991年12月26日締結)

(*2) 『外国企業常駐代表機構が租税協定の恒久的施設にあたるか否かに関する解釈の通知』

(国家税務総局 国税函[1999]607号 1999年9月13日公布 同日施行)

2. 常駐代表機構が「固定的施設」に該当する場合、同機構からの支払は「同機構による負担」となるのか。

『日中租税協定』第12条の解釈では、常駐代表機構が「恒久的施設」に該当する場合、常駐代表機構からの支払は「同機構による負担」と考えられます。

3. 同様の事例は、よく耳にするか。

同様の相談事例が頻繁に持ち込まれるということは目下ありません。

しかし、日本の国税当局が、3、4年前から税務調査の際に同様の指摘を出しているケースがある、ということは耳にしています。

最後に、法解釈的観点から以下の見解を報告しますのでご参考下さい。

ただし、本件は、日本の税理士などに再度十分なお相談の上、対応されるようお勧めします。

『日中租税協定』第12条第1項では、使用料について「債務者主義」を採っている。即ち、「支払人が居住する国が使用料発生地（源泉地国）である」という考え方に立脚していることに注意が必要であり、その上で、源泉地国は最大10%の源泉課税を行うことができると規定されている（同協定第12条第2項）ことを認識すべきである。

ただし、「恒久的施設」における物品使用料については、その使用料が同施設の損金に計上されている場合、『日中租税協定』第12条第4項の定めにより、当該使用料が生じた国（＝源泉地国）は当該恒久的施設が存在する国となる。

即ち、当該駐在事務所が「恒久的施設」に該当しない場合と該当する場合で、それぞれ以下のような解釈となる。

■駐在員事務所が「恒久的施設」に該当しない

日本本社が中国の駐在員事務所へ経費を送金し同事務所における物品使用料をまかなっている場合、使用料発生地（源泉地国）は、本社の所在地である日本であり、日本税務当局は最大10%の源泉徴収を行うことができる。

従って、この度の日本税務当局の指導は合理的であると考えられる。

■駐在員事務所が「恒久的施設」に該当する

物品使用料が駐在員事務所の損金として計上されている場合、使用料の源泉地国は、恒久的施設の所在地である中国であり、日本における源泉課税は適用されないこととなる。

《後日譚》

本件は、相談企業の税理士との相談で、日本にて源泉徴収をしなければならないとの結論になった模様。

相談企業は、どの程度、中国リース会社の理解を得られるかは不明としながらも、具体的な行動として以下を実施する予定との由。日本から中国リース会社への送金金額から源泉徴収相当額を減額することにつき、中国リース会社と事前交渉を開始。その際は、中国リース会社も中国税務当局へ外国税額控除申請をすれば、中国リース会社にとって税負担アップにはならないことを説明。

第8章 税務

Q8-13. 社会保険料、および個人所得税納付



QUESTION

中国の駐在員事務所に関して、以下の内容は正しいでしょうか。

1. 駐在員事務所首席代表の社会保険加入、出張者の個人所得税納税について
 - (1) 首席代表（日本国籍）は、中国の社会保険に加入する義務はない。
 - (2) 日本国籍の者が、出張ベースで駐在員事務所業務を行い、183 日を超えた場合についても、183 日ルールに基づいて個人所得税の納税を行う。
2. 中国国籍社員の四金および個人所得税納付について
 - (1) 日本本社に所属する中国国籍社員については、中国での滞在日数が 183 日を超える超えないに関係なく、四金を納付する義務はない。
 - (2) 183 日ルールに基づいて個人所得税の納税を行う（日本の給与所得全額が課税対象所得にはならない）。



ANSWER

1. 駐在員事務所首席代表の社会保険加入、出張者の個人所得税納税について
 - (1) 首席代表（日本国籍）は、中国の社会保険に加入する義務はないか。

“義務はない”というより、“加入できない”が正確な表現だと思われます。中国の社会保険制度は、中国国籍を持つ中国公民にのみ適用されるもので、外国籍の人は対象外の制度だからです。
 - (2) 日本国籍者が、出張ベースで駐在員事務所業務を行い 183 日を超えた場合の個人所得税の納税
当該日本人の中国滞在期間分の給与所得が課税対象となります。
2. 中国国籍社員の方の四金および個人所得税納付について
 - (1) 日本本社に所属する中国国籍社員の四金納付義務
これも“義務はない”というより“加入ができない”というのが正確な表現だと思われます。

中国の社会保険は従業員が雇用契約を結んでいる現地企業が、社会保険管理センターに社会保険登記を行い納付するものです。よって当該社員の方が中国国籍であっても、日本本社に雇用されている以上、納付の手段がありません。

尚、“183 日を超える超えない”は個人所得税に関わる規定で、社会保険には関係ありません
 - (2) 日本本社に所属する中国国籍社員の個人所得税納税
出張ベースであれば、183 日ルールに基づいて納税となります。

第8章 税務

Q8-14. 出張者の個人所得税納付



日本からの出張者が中国にある駐在員事務所で業務をした際の個人所得税について以下の2点お伺いします。

1. 日本国籍の者が、出張ベースで駐在員事務所で業務を行った場合、183日ルールに基づいて個人所得税の納税を行う（即ち日本の給与所得全額が課税対象所得とはならない）と考えてよいか。
2. 日本本社に所属する中国国籍の社員が、中国に出張した場合にも183日ルールに基づいて個人所得税の納税を行う（即ち日本の給与所得全額が課税対象所得にはならない）と考えてよいか。



1. 出張者の個人所得税納税について

日本国籍の方が、出張ベースで駐在員事務所で業務を行った場合、183日ルール（下記参照）に基づいて個人所得税の納税を行います。

但し、駐在員事務所の代表という肩書きで活動する場合には、出張ベースであっても183日ルールは適用されず、滞在日数に応じて日割計算で課税されます。

なお、『日中租税条約』による短期滞在者の個人所得税の免税条件は以下のとおりです。

- (1) 暦年の滞在期間が183日を超えないこと。
- (2) 報酬が中国の事業体または中国の事業体の代理で支払われたものでないこと（国外の事業体から報酬が支払われたものであること）。
- (3) 報酬は中国国内のP.E.ないし固定的拠点が負担するものでないこと。

2. 中国国籍社員の方の個人所得税納付について

中国国籍の社員の方も、日本本社に籍を置いて出張ベースで仕事をされるのであれば、日本国籍の場合と同様に183日ルールに基づいて納税します。



「183 日ルール」とは

『日中租税条約』では、中国本土内で日本の居住者が勤務する場合、暦年中の滞在期間が 183 日以下である等、上記 1. (1)～(3)の全条件を満たす場合、中国側はその居住者の給与収入に個人所得税を課さないことを規定しています。これを通称「183 日ルール」と呼んでいます。

『日中租税条約』(1974 年 1 月 5 日調印 1974 年 6 月 22 日発効)

第 15 条 2 項

「(前略) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の a から c までに掲げることを条件として、その一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- a. 報酬の受領者がその年を通じて合計 183 日を越えない期間その他方の締約国内に滞在すること。
- b. 報酬がその他方の締約国の居住者でない使用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- c. 報酬が雇用者のその他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設(*)によって負担されるものでないこと。」

(*) 固定的施設…通称 P.E. <ひとくちメモ> P.E.参照

但し、出張先が PE として認定されるとたとえ滞在日数が 183 日以下の者であっても、中国で給与全額を対象に日割課税されるため、(賞与も月割課税されます) 注意が必要です。

第8章 税務

Q8-15. 中国出張者に対する退職金



取引先より出向で当社へ派遣されている者を、本年7月より中国へ出張ベースで滞在させる予定です。また、当人は、本年12月末で出向元を退職し、来年1月より当社に転籍し、さらには、1月からは当社現地法人の総経理に就任予定です。

当人には、出向派遣元である取引先から、12月末取引先退職と同時に日本国内で退職金を支払いますが、当人は過去9年間中国に駐在した事があり、退職金についても9年分については中国での申告が必要でしょうか。



「本年度、ご当人の中国滞在日数は合計183日を超えない。」という前提で回答します。

ご質問のケースでは、ご当人の受け取る退職金に対しては、中国の個人所得税は課税されません。よって、退職金について中国で納税申告を行なう必要はありません。

これは、退職金を受領する本年12月末時点では、ご当人は中国の居住者に該当せず、『日中租税条約』第18条により、退職金の受領者の居住地国すなわち日本でのみ退職金課税が行われるからです。

(*1) 『個人所得税法』(主席令第66号 2007年6月29日改正公布 同日施行)



個人所得税の課税所得範囲

『個人所得税法』(*1)によれば、住所の有無、居住の有無および期間によって課税所得の範囲を定められており、以下のように分類されます。

中国の住所	居住	居住期間	国内源泉	国外源泉
有	—	—	課税	課税
無	居住者	5年超	課税	課税
無	居住者	1年以上5年以下	課税	課税(註1)
無	非居住者	1年未満	課税	非課税
無	非居住者	短期滞在(註2)	非課税	非課税
無	非居住者	短期滞在以外	課税	非課税

(註1) 税務機関の認可により、中国国内の組織単位または個人が支払った部分以外は免税とする。

(註2) 歴年で183日を超えない滞在を指す。

第8章 税務

Q8-16. 中国株の売却益に係る課税について



中国の上場株を保有している外国企業が、その株式を中国国内で売却しました。

株式売却に関わる印紙税は証券会社が手数料と共に徴収しています。

売買差益が発生している場合、所得税は徴収されますか。

されるとするとどのような法的根拠によるのでしょうか。



ご質問の件につき、以下回答いたします。

外国企業の株式売却益に対する企業所得税課税について

外国企業が中国の上場株を売却した場合、以下の根拠法にもとづき、企業所得税は暫定的に免除されることになっております。

『国家税務総局の外商投資企業、外国企業および外国籍個人が取得する株式（権利）の譲渡による収益および配当金の所得税収問題に関する通知』第2条

（国家税務総局 国税発 [1993] 45号 1993年7月21日公布 同日施行）

尚、証券会社にも念のため確認してみましたが、同様の回答でした。

第8章 税務

Q8-17. 投資の回収手段



出資した中国現地法人からの資金回収手段については、一般的にどのような方法がとれるでしょうか。これらの回収に関する注意すべき税務、外為法上の規制を教えてください。

また、資本金の額に応じた規制、特典等があれば、教えていただきたいと思います。



出資した外商投資企業からの資金回収手段については、配当金、ロイヤリティーという手段が一般的です。配当金、ロイヤリティーそれぞれについて、以下の通り解説致しますのでご参考下さい。

尚、資本金額など規模に応じた規制、優遇政策はないものと思われま

1. 配当金

(1) 配当可能額は次の算式により算定されます。

配当可能額＝可処分利益－過年度欠損金の補填－三項基金の積立

(2) 税金

配当金に係る税金は企業所得税ですが、これは免税となっています。

『外国投資企業・外国企業所得税法』(*1)には、以下の規定が設けられています。

第 19 条 1 項 「外国企業が、中国国内に未だ機構・拠点を設置していないものの、中国国内源泉所得による利益（配当）、利子、リース料、使用料およびその他の所得がある場合、（中略）20%の所得税を納めなければならない。」

同条 3 項(1) 「外国投資者が外商投資企業から取得した利益（配当）については企業所得税を免除する。」

<注意点>

2008年1月1日より『企業所得税法』(*2)が施行され、内外資企業の所得税法が一本化されるため、上記の『外国投資企業・外国企業所得税法』は廃止されることとなります。

詳細は、『企業所得税法』の実施細則の公布を待つ必要がありますが、上記の優遇措置（免税）は取り消される可能性があります。

(3) 日本における税額控除

『日中租税協定』(*3)第 23 条 3 項には、中国現地法人から得た配当金は、その 10～20%（合弁企業は 10%、独資・合作は 20%）に当たる金額を中国で納税したものとみなし、日本法人ではみなし外国税額控除が可能となります。

(4) 対外送金

実際に中国現地法人から日本法人へ配当金を送金する際には、次の書類を銀行に提出する必要があります。

- ① 書面による確認申請書
- ② 外貨登記証
- ③ 董事会の利潤分配決議書
- ④ 登録会計事務所が発行する資本金払込済み報告および関係年度の利益、配当、特別配当の状況についての監査報告書
- ⑤ 税務証憑

尚、配当金の対外送金は、特殊なケース（中国現地法人の原審査認可機関が特に認可し、配当利益に、登録資本に占める払込済金額の比率をかけた金額を送金できるケースがある）を除き、契約に定める期限までに当該中国現地法人の登録資本金払い込みが完了していないときはできませんので注意が必要です。

(*1) 『外国投資企業・外国企業所得税法』

（主席令第 45 号 1991 年 4 月 9 日公布 1991 年 7 月 1 日施行）

(*2) 『企業所得税法』（主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

(*3) 『日中租税協定』（昭和 59 年条約第 5 号 1991 年 12 月 26 日締結）

2. ロイヤリティー

(1) 管理規制

中国では、『技術輸出入管理条例』(*4)により導入される技術を 3 分類（自由類・制限類・禁止類）に区分し、分類に応じて管理を行っています（自由類は登記制、制限類は認可制、禁止類は輸入禁止）。

ロイヤリティーの料率については、1993 年に廃止された『技術導入契約の締結及び審査認可の指導原則』にて「純販売額の 5%、かつ純利益の 20%を超えてはならない」と定められていましたが、上記『技術輸出入管理条例』では料率についての規制はなく、当事者間での合意により自由に設定することが可能となりました。

(2) 税金

営業税 5%、及び企業所得税 10%が源泉課税されます。そのうち、企業所得税 10%は日本法人において直接外国税額控除の対象となります。また、ロイヤリティーが特許、ノウハウ及びこれらに関連する技術サービスの場合、営業税は免税となります。

(3) 対外送金

下記の書類を銀行に提出して行うことができます。

- ① 書面による確認申請
- ② 契約または協定
- ③ インボイスまたは請求書
- ④ 技術輸入許可証または技術輸入契約登記証
- ⑤ 技術導入契約データ表
- ⑥ 税務証憑

尚、ロイヤリティー料率を高く設定した場合、外国為替指定銀行または外貨管理局が、契約に真実性、合理性がないとの理由から送金にストップをかける可能性も完全には否定できないので、その点注意が必要です。

(*4) 『技術輸出入管理条例』

(国務院令第 331 号 2001 年 12 月 10 日公布 2002 年 1 月 1 日施行)

【回答後の変更】

2007 年 12 月 6 日に、『企業所得税法实施条例』（国務院令第 512 号 2008 年 1 月 1 日施行、以下『条例』）が公布されました。

『条例』では、外国企業に対する中国現地法人からの配当については、10%の企業所得税を徴収すると規定しています。

第8章 税務

Q8-18. 新『企業所得税法』下でのハイテク企業認定



1月1日から施行されている新『企業所得税法』・『企業所得税法実施条例』及びその関連通知についての質問です。経済特区に新設するハイテク企業は15%の企業所得税だと理解しています。一方で、関連法規定施行前に経済特区に設立済みで15%の適用を受けていた製造業については、どのような扱いになるのでしょうか。改めて、新基準での「ハイテク」認定を受ける必要があるのでしょうか。特に何の手続きも必要なく15%のままなのでしょうか。あるいは、各経済特区の判断なのでしょうか。



まず、ハイテク企業（以下、『高技術企業』）に係る企業所得税率ですが、『企業所得税法』（*1）により、15%の優遇税制を享受できるようになっています。高技術企業の進出地域は関係なく、一般区でも経済特区でも同様に一律15%となります。

高技術企業の定義・認定基準については、『企業所得税法実施条例』（*2）に明記されました。但し、認定基準の具体的な指標については、別途公布される予定です。（注記参照）

また、2008年1月1日以降に、経済特区および上海浦東新区内に新設されるハイテク企業については、『経済特区および上海浦東新区の新設高技術企業の過渡的税収優遇実行に関する通知』（*3）により、2免3減が認められると明記されています。

なお、『企業所得税法』及び『企業所得税法実施条例』が施行される前に、既に高技術企業の認定を受けていた企業については、上記の通り、高技術企業の定義・認定基準が出たため、引き続き高技術企業として優遇税制を享受するには、新たな基準に基づき認定を受ける必要があるものと思料されます。

仮に、高技術企業としての認定が受けられなかった場合ですが、経済特区に進出している企業については、優遇税制の過渡的措置として、『企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』（*4）がありますので、すぐに25%になることはありません。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』（主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行）

第28条

「(前略) 国の重点的支援が必要な高技術企業は、15%に引き下げた税率で企業所得税を徴収する。」

(*2) 『企業所得税法实施条例』

(国务院令 第 512 号 2007 年 12 月 6 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

第 93 条

「企業所得税法第 28 条第 2 項でいう国の重点的支援が必要な高技術企業とは、核となる自主知的財産権を有し、かつ以下に挙げる条件に同時に合致する企業を指す。

(一) 製品 (サービス) が『国が重点的に支援する高技術分野』で規定する範囲に属するもの

(二) 研究開発費用の販売収入に占める割合が規定の比率を下回らないもの

(三) 高技術製品 (サービス) 収入の企業の収入総額に占める割合が規定の比率を下回らないもの

(四) 科学技術者の企業の従業員総数に占める割合が規定の比率を下回らないもの

(五) 高技術企業の認定管理弁法が規定するその他の条件

『国が重点的に支援する高技術分野』および高技術企業の認定管理弁法は、国务院の科学技術、財政、税務主管部門が国务院の関係する部門と協議して制定し、国务院に報告して認可を経た後、公布、施行する。」

(*3) 『経済および上海浦東新区の新設高技術企業の過渡的税収優遇実行に関する通知』

(国务院 国発[2007]40 号 2007 年 12 月 26 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

第 2 条

「経済特区および上海浦東新区内の、2008 年 1 月 1 日以降に登記登録を完了する、国の重点的支援が必要な高技術企業について、経済特区および上海浦東新区内において取得した所得は、第 1 回目に取得した生産経営収入が属する納税年度より、1 年目から 2 年目は企業所得税の徴収を免除し、3 年目から 5 年目は 25%の法定税率に照らして企業所得税の徴収を半減する。(以下、省略)」

(*4) 『企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』

(国务院 国発[2007]39 号 2007 年 12 月 26 日公布)

「(前略) 2008 年 1 月 1 日より、元は低税率優遇政策を享受していた企業は、新税法施行後 5 年以内に、徐々に法定税率へ移行させる。その内、企業所得税 15%の税率を享受している企業は、2008 年は 18%の税率で、2009 年は 20%の税率で、2010 年は 22%の税率で、2011 年は 24%の税率で、2012 年は 25%の税率を実施する。」

【注記】

その後、2008年4月に『高技術企業認定管理弁法』が公布されました。

『高技術企業認定管理弁法』につきましては当機構 HP 上のライブラリに日文訳がありますのでご参照下さい。

『高技術企業認定管理弁法』

(国科発火[2008]第172号 2008年4月14日公布 2008年1月1日施行)

第8章 税務

Q8-19. 増資により内資企業扱いとなる企業の適用税制



目下、当社は 06 年中に出資した生産型企业に対し、更なる増資を検討しています。

当該企業の企業所得税は、06 年と 07 年は免税、08 年は半減という外資優遇措置（2 免 3 減）を享受している最中ですが、追加投資をする結果、外資比率が 25%を下回る可能性があります。

また、中国の企業所得税は、当該企業設立後の 07 年 3 月に新しい『企業所得税法』が公布され、これまで外資に対して設けていた“2 免 3 減”をはじめとする優遇措置が廃止されることになりました。

そこで以下の 2 点につき教えてください。

- i) 当該企業は、増資後、外資比率 25%を下回った時点で“2 免 3 減”の適用からはずれ、新『企業所得税法』を適用されることとなるのでしょうか。
- ii) 当該企業には以前免税輸入した機械設備があるが、外資比率 25%を下回ることにより、当該機械設備の免税された輸入税を追徴される可能性があるのでしょうか。



1. 当該企業は、増資後、外資比率 25%を下回った時点で“2 免 3 減”の適用からはずれ、新『企業所得税法』を適用されることとなるのか。

結論から言えば、当該企業は外資比率が 25%を下回った時点で、“2 免 3 減”の対象からはずれます。ご留意頂きたいのは、新『企業所得税法』(*1)で“2 免 3 減”が廃止されたこととは関わりなく、現行法規に照らしてもこのような結論となることです。

まず根拠法規について整理します。

新『企業所得税法』（対象：内資・外資両企業）は 08 年 1 月から施行されますので、新『企業所得税法』が適用されるのは 08 年 1 月 1 日以降で、それ以前は、既存の『外商投資所得税法』(*2)（対象：外資企業）及び旧『企業所得税法』（対象：内資企業）が適用されることとなります。

次に、本ケースにおける“2 免 3 減”の適用について言及します。

『外商投資所得税法』第 8 条では、“2 免 3 減”の適用条件について次の通り規定しています。

- ① 生産型の外商投資企業であり、かつ経営期間が 10 年以上のプロジェクトとして認可されていること。

② ただし、実際の経営期間が 10 年に満たないときには、すでに免税又は軽減された企業所得税の税額を追加納付しなければならないこと。

つまり、当該企業は、経営期間が 10 年に満たない間に増資をして外資比率 25%を下回る（＝内資企業と見なされる）ことになると、その時点で上記①を満たせず、適用からはずれてしまうことになり、更に、上記②に基づき、外商投資企業であった時に享受していた免税分が追徴されます。

最後に、当該企業に対する企業所得税課税の今後について申し上げます。

冒頭、適用法規で述べた通り、07 年 12 月 31 日までは内資企業として『企業所得税法』に基づく税率が、08 年 1 月 1 日からは新『企業所得税法』に基づく税率が適用されることとなります。

2. 当該企業には以前免税輸入した機械設備があるが、外資比率 25%を下回ることにより、当該機械設備の免税された輸入税を追徴される可能性があるか。

追徴される可能性が高いですが、むしろ“されない可能性もある”というのが本件の結論です。

まず、原則として踏まえるべきは『税関による外商投資企業の輸出入貨物に対する監督管理及び徴税弁法』(*3)の規定で、これによれば、免税輸入設備の監督管理年限である（輸入日から起算して）5 年以内に外商投資企業でなくなった場合は追納、5 年を過ぎた場合は免除とされています。

従って、これだけ見れば、本件ケースでは追納しなければなりません。

但し、次の通り、そのまま免税となるケースを示す法規があります。貴社の状況に照らしご検討下さい。

- (1) 『税関の輸入税収優遇政策の適用問題に関する公告』(*4)

〈ポイント〉 外資比率 25%未満であっても、『外商投資産業指導目録』の奨励類あるいは『中西部地区外商投資優勢産業目録』の産業に該当し、かつ『国内投資の免税を付与しない輸入品目録』に挙げられる商品でなければ、設備輸入は免税となる。

(2) 『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』(*5)

〈ポイント〉以下の要件を満たす、加工貿易における無償提供設備の場合で、当事者が外商投資企業か否かは問わない。当該企業の設備輸入がこれに基づいたものであったのならば、その加工貿易契約が解除されない限り追徴の対象とはならない。

- ・加工貿易の許可を受けた工場内での使用であること、
- ・税関監督下におかれること（期間5年）、
- ・保税輸入が可能であること
- ・無償提供が前提であること

【根拠法規】

(*1) 新『企業所得税法』（主席令第63号 2007年3月16日公布、2008年1月1日施行）

(*2) 『外商投資企業及び外国企業所得税法』（主席令第45号 1991年4月9日公布、7月1日施行）

第8条 「生産型」外商投資企業で、経営期間が10年以上のものについては、利益が計上された年度から起算して第1年度及び第2年度は企業所得税を免除し、第3年度から第5年度までは企業所得税を半減して課税する。（中略）外商投資企業の実際の経営期間が10年に満たないときには、すでに免税又は軽減された企業所得税の税額を追加納付しなければならない。（以下略）」

第74条 「税法第8条1項にいう経営期間とは、外商投資企業が実際に生産、経営（試験生産、試験営業含む）を開始した日から企業が生産、経営を終了する日までの期間を指す。（以下略）」

(*3) 『税関による外商投資企業の輸出入貨物に対する監督管理及び徴税弁法』

（税関総署制定 1992年7月25日公布、1992年9月1日施行、2004年一部改正）

第18条（減免税貨物の監督管理年限）

「本規則第13条、第14条、第15条、第17条に掲げる税関の減免税優遇措置を受ける輸入貨物については、税関が監督管理年限を定める。監督管理年限は、減免税貨物の通関を許可した日から起算する。

次の各号に掲げる徴税優遇措置を受ける輸入貨物の監督管理年限は以下の通り

(3) 機器設備及びその他の設備、材料など：5年

税関の監督管理年限を超えた減免税貨物について、企業は税関に監督管理解除申請をすることができ、主管税関が審査確認後、「中華人民共和国税関の外商投資企業減免税輸入貨物に対する監督管理解除証明書」を交付する。」

第 31 条 (契約終了又は解除時の減免税輸入貨物の処理)

「契約を終了又は解除した外商投資企業について、税関はその監督管理年限内の減免税輸入貨物に対して、次の各号の規定により処理する。

- (1) 中国側共同経営者が引き続き使用する、又は国内の企業に譲渡又は売却するものについて、税関はその使用年限による減価償却額により税金を補充徴収しなければならない。」

(*4) 『税関の輸入税収優遇政策の適用問題に関する公告』

(税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部 2007 年 35 号公告 2007 年 3 月 27 日公布、2007 年 7 月 20 日施行)

(*5) 『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』

(外経貿政発 1998 年第 383 号 1998 年 7 月 1 日公布、施行)

第8章 税務

Q8-20. P. E. 認定時の当局側義務



1. 現地税務機関より P.E.に認定された場合、まず当局より「認定書」あるいは「納税通知書」のようなものが納税者側に交付されるのでしょうか。
2. また、『租税徴収管理法』や『租税徴収管理法実施細則』、あるいは公開されている部門通知の中で、税務当局の事前告知義務についての条項はあるのでしょうか。



1. P.E.認定

P.E.認定とは、簡単に申し上げれば、「企業所得税の納税義務を負う拠点であるので、納税しなさい」と税務機関から指摘されることです。

『企業所得税法実施条例』(*1)第 106 条には次のことが規定されており、実際には下記②の告知が文書で行われます。

- ① 指摘するのは、県級以上の税務機関。
- ② 税務機関は、納税義務者へ、徴収する税額の計算根拠・計算方法・徴収期限・徴収方法につき告知。

一方、認定された P.E.は税務機関の指摘に基づき、税務登記を行い、かつ納税申告を行うことが必要となります。

2. 税務部門の事前告知義務規定

『租税徴収管理法』(*2)、『租税徴収管理法実施細則』(*3)などを見る中においては、税務部門の事前告知義務を定めた規定はないようです。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法実施条例』

(国務院令[2007]第 512 号 2007 年 12 月 6 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『租税徴収管理法』

(全国人民代表大会常務委員会 2001 年 4 月 28 日改訂公布 2001 年 5 月 1 日施行)

(*3) 『租税徴収管理法実施細則』

(国務院令[2002]第 362 号 2002 年 9 月 7 日公布 2002 年 10 月 15 日施行)



P.E. とは

恒久的施設（Permanent Establishment）とは、「事業を行う一定の場所であって企業
がその事業の全部又は一部を行っている場所」（『日中租税条約』第5条1項）と定義され、
事業所得の源泉を判断する重要な概念です。

P.E.は中国に設立した法人ではなく、外国企業が中国国内に拠点を設けていると認めら
れる場合の当該拠点のことを指し、以下のようなものが該当します。

『日中租税条約』第5条によれば、

- a. 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などの物理的施設（2項）
- b. 6ヵ月を超える期間で存続する建設工事現場などとそれらに関する監督活動（3項）
- c. 同一または複数の関連プロジェクトに対して特定の12ヵ月間に合計6ヵ月を超え
る期間にわたって行われるコンサルタントの役務の提供（5項）
- d. 日本企業に代わって契約を締結する権限を反復的に行使するもの、或いは反復して
注文を取得するもの（6項）

尚、P.E.の認定がされると、P.E.に帰属する収益に対し、中国で企業所得税や、P.E.へ
の出張者への個人所得税などが課税されます。

第8章 税務

Q8-21. 土地譲渡取引に関する課税



各種の資料を見ると、外商投資企業が土地（建物を含む、以下同様）を譲渡する場合、譲渡人たる当該外商投資企業に課せられる租税公課には下記のものがあると読めます。

- (1) 営業税：取引価格の5%
- (2) 契税：取引価格に契税率を掛け合わせる。（契税率は地域によって異なる。）
- (3) 企業所得税：他の利益と合算する。
- (4) 土地増値税：土地増値税暫定条例に基づき計算する。
- (5) 印紙税

また、これら以外にも、各種の手続費や地方規定に基づく費用の徴収もありうると認識しています。いずれにしても、上記の租税公課についてだけでも、土地取引そのものについては、営業税と契税の二重課税になると読めますし、譲渡益に対しては、土地増値税と企業所得税の二重課税になると読めます。

これだけの租税公課が課せられるとなると、税引後の譲渡益を出すことは非常に困難になるのではないかと思います。もともと、不動産譲渡による利益は奨励されていないのかもしれませんが、本当にこのような課税がなされるのでしょうか？どちらかを納税すれば、別の税金から控除されるということは無いのでしょうか？



1. 土地所有権の譲渡取引時に課税される税金

外商投資企業が土地所有権（建物を含む）の譲渡を行う場合、ご指摘の通り下記税金があり、これらはすべて課税されます。

(1) 譲渡側に課税されるもの

- ① 企業所得税：売却損益は外商投資企業の事業所得と合算され、課税されます。
- ② 営業税：土地所有権は無形資産となりますので、譲渡額に対し営業税5%が課税されます。建物及びその他の土地附着物も課税対象となります。
- ③ 土地増値税：土地所有権・建築物を譲渡したときに得られる譲渡益に対して、課税されます。

税額計算式

課税額＝増値額（譲渡収入－控除項目金額）×税率（4段階あります）

- ④ 印紙税：譲渡契約記載の0.05%が課税されます。

(2) 譲受側に課税されるもの

- ① 契 税：日本の不動産取得税に相当する税金です。建物及び土地所有権の譲渡取引を課税対象とし、取引の成約価格が課税標準となり譲受人が納税義務者となります。税率については地方ごとに異なり（3-5%の範囲）、省、自治区、直轄市人民政府が各地の実情に基づいて決定することになっていきますので確認が必要です。
- ② 印紙税：譲渡契約記載の0.05%が課税されます。

2. 各税金の二重課税について

- (1) 土地取引そのものに関しましては営業税と契税が課税されることとなりますが、営業税は譲渡側が納めるものであるのに対し、契税は譲受側が納めることとなり(*1)、譲渡人にとって二重課税とはなりません。
- (2) 一方、譲渡益にかかる土地増値税及び企業所得税につきましては法律上、双方とも課税されます。ご指摘の通り土地増値税は不動産の投機抑制を目的として設けられた特別目的税である為です。

但し、土地増値税課税額の計算（上記土地増値税の税額計算式ご参照）では譲渡に関わる原価・費用としての控除可能項目が(*2)の中で決められており、不動産譲渡に関連する税金（不動産譲渡時に納付する営業税・印紙税等）も控除の対象となっています。また、土地増値税につきましては実務上徴収されないこともあるとされ、この点につきましては譲渡時に管轄税務局への確認が必要です。

【根拠法規】

(*1) 『契税暫定施行条例』（国务院令第224号 1997年7月7日公布、1997年10月1日施行）

第1条

「中華人民共和国の国内において土地又は建物の権利帰属を移転し、これを譲り受ける単位及び個人は、これを契税の納税者とし、この条例の規定により契税を納付しなければならない。」

(*2) 『土地増値税暫定施行条例』（国务院令第138号 1993年12月13日公布、1994年1月1日施行）

第6条

「増値額を計算する際の控除項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地所有権を取得するために支払われた金額
- (2) 土地開発に係る原価及び費用

-
- (3) 新築家屋及び附帯施設の原価及び費用又は既存家屋及び建築物の評価価額
 - (4) 不動産の譲渡に関する税金
 - (5) 財政部の定めるその他の控除項目」

『土地増値税暫定施行条例実施細則』（財政部 1995年1月27日公布、同日施行）

第7条

「(5)不動産譲渡に係る税金とは、不動産譲渡の際に納付する営業税、都市維持保護建設税及び印紙税をいう。不動産譲渡により納付する教育附加費も、税金とみなして控除することができる。」

【その他関連法規】

『営業税暫定施行条例』（国務院令第136号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）

『営業税暫定施行条例実施細則』（財政部 1993年12月25日公布、1994年1月1日施行）

『中華人民共和国印紙税暫定条例』（国務院令第11号 1988年8月6日公布、1988年10月1日施行）

『中華人民共和国印紙税暫定施行細則』（財政部255号 1988年9月29日公布、同日施行）

『契税暫定施行条例細則』（財政部52号 1997年10月28日公布、1997年10月1日施行）

【注記】 本件に関する追加情報

実際の運用上ある地域では、上記の正規の法令に基づく費用・税金以外にも、土地使用権の名義変更の際し、平米当たり30元という根拠の定かでない費用・税金が必要との指摘を受けた。また土地増値税については、譲渡益に対してではなく、譲渡額の0.5%で徴収している。

という情報も入っておりますことを追記致します。

第8章 税務

Q8-22. 外資系企業への耕地占用税適用



『土地使用税暫定条例』(*1)が本年1月より施行され、外資系企業を含む対象範囲の明確化と税額の調整が行われたのを受け、各地で施行細則が出され、上海市も市政府及び地稅局が通知を出しています。また、最近、『耕地占用税暫定条例』が公布されました。87年の条例を修正した内容ですが、ポイントは以下の3点であると思われます。

- ① 外資系企業も範囲に含まれた
- ② 耕地占用税が5倍に引き上げられた
- ③ 經濟特区、開發区、經濟發達地域における税額を50%まで引上げ可能、

そこで、質問ですが、外資系企業は土地使用税の他に、新たに耕地占用税の徴収がされるのでしょうか。

耕地占用税は業種によって課税するのではなく、土地の科目によって課税されるものと思われます。そうであれば、もともと農地だったところを開發してつくった開發区などへ進出した外資系企業は土地使用税の他にこの耕地占用税を新たに徴収されることになり、新たなコストアップにつながりかねないと懸念しています。



結論から申し上げます、耕地を占拠使用して建築物を建てる、あるいは農業以外の事業を行う場合、今後は外商投資企業及び外国企業においても、土地使用税の他に耕地占有税もかかるようになります。

耕地占用税とは、耕地を占拠使用して建築物を建てる、あるいは農業以外の事業を行う単位や個人を対象に、実際の占有面積に基づいて徴収する税金です。全国規模で耕地の用途を変更する際に徴収する税金であり、一過性の税金です。

一方で、土地使用税は、土地使用権を保有する単位や個人を対象に、実際に占拠使用している土地の面積に基づき、規定の税額に従って算出し徴収する税金です。都市、県城（県人民政府所在地）、建制鎮（町）、工鉦区（工鉦業区）における土地の使用に対して毎年徴収する税金です。

共に外商投資企業、外国企業を課税対象として含むことが明記されています。

また課税となる根拠が違う為、平行して課税されます。

なお、政府は『耕地占用税暫定条例』に付属する記者との答弁の中で、外商投資企業と外国企業を課税対象に加えたことの原因として、中国経済の高成長と都市化が急速に進む中で耕地保護が難しくなっていることを指摘した上で、①耕地の乱開発を防ぐ為と②税の公平性を担保する為の、二つの目的を挙げています。

(*1) 『耕地占用税暫定条例』(国務院令 511 号 2007 年 12 月 1 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

【関連法規】

『国務院の『中華人民共和国都市土地使用税暫定条例』改正に関する決定』

(国務院令第 483 号 2006 年 12 月 31 日公布 2007 年 1 月 1 日施行)

以下は記者会見の答弁です。興味があればご覧下さい。

http://law.esnai.com/law_show.asp?LawID=41674

第9章 人事・労務

第9章 人事・労務

Q9-1. 現地労働者の雇用



現地法人を設立。現地労働者の雇用を行います。

については、その準備や手続として、以下事項の他、他に準備（作成・当局申請など）しておくべきものがあれば教えてください。

- ・「労働契約書」「就業規則」の作成
- ・労働契約締結後 30 日以内に社会保障センターへ「社会保険料納付のための登記申請」



労働者雇用に際しては、予め採用計画を策定しておくことが望ましく、また「労働契約書」「就業規則」の前提にもなる給与体系、労働時間・休日・休暇・残業規定などを明らかにしておくこと、更に労働組合が設立されることも想定しその対応指針について決めておくことなどが必要となります。

その他にも御社の人材マネジメントスタイルにより、まだ必要な準備があるかと思われます。例えば本社で採用されている社内規則類に照らしてチェックされてみてはいかがでしょうか。

ここでは法的に必要な手続きに焦点を絞ってお答えします。

まず、“社会保険料納付のための登記申請”とは、正確には「労働契約締結後、1 ヶ月以内に従業員登録手続きを実施」することを指します。

尚、念の為付け加えますと、ご質問文中に出てくる「30 日以内」というのは、「企業が営業許可証取得後に社会保険管理センターに（企業を）登記しなければいけない期限」のことではないかと思われ、上記とは別の手続となりますのでご注意ください。

次に「労働契約書」及び「就業規則」ですが、それぞれ『新開設雇用単位の労働規則制度の届出認証制度に関する通達』（*1）により、労働行政部門（企業所在地の労働局）に届け出てその内容につき適法性などの審査・認可を受ける必要があることが規定されています。

また、作成時は、『労働法』（*2）をはじめ、関連規定に準拠する必要があります。これら関連規定の中には各地方政府が各地の実情に合わせて別途実施しているものもあるため、該当地区の規定を入手し、かつ作成段階で所在地の労働局の了解を事前にとっておくことが望まれます。その際に、その他必要な申請関係も、あればあわせて確認できると思います。

尚、本年 6 月に新しく『労働契約法』（*3）が公布され、来年 1 月 1 日より施行となります。施行後は、労働者との雇用契約は当該法規に準拠することとなりますのでご注意ください。

(*1) 『新開設雇用単位の労働規則制度の届出認証制度に関する通達』

(労働部 労部発〔1997〕338号 1997年11月25日公布 同日施行)

(*2) 『労働法』

(全人代常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)

(*3) 『労働契約法』

(全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)

第9章 人事・労務

Q9-2. 中国の社会保険



1. 駐在員事務所の首席代表（日本国籍）は、中国の社会保険に加入する義務はありますか。
2. 日本本社に所属する中国国籍の社員の方は、四金を納付する義務はありますか。



1. 外国人の社会保険加入義務について
中国で働く外国人の方には、中国の社会保険制度に加入する義務はありません。

中国では法整備が進んでおらず、法的に外国人の加入を禁止する条項はありません（除く養老保険）が、加入を認める条項もなく、基本的に申請しても受理されません。

一部地方（江蘇省など）では、試験的に外国人の加入を認めているようですが、まだまだ限定的な動きです。

2. 中国国籍社員の方の四金納付義務について

日本本社に所属する中国国籍の社員の方には、四金を納付する義務はありません。

中国の社会保険は「従業員が雇用契約を結んでいる現地企業が、社会保険管理センターに社会保険登記を行い納付するもの」です。よって当該社員の方が中国国籍であっても、日本本社に雇用されている以上、納付の手段がありません。



四金とは

「四金」とは、社会保険金と住宅公共積立金の略語です。「四金」の実際の内容は多少地域によって異なりますが、養老保険金、医療保険金、失業保険金、住宅公共積立金などをさすことが多いようです。

第9章 人事・労務

Q9-3. 社会保険料の計算根拠



最近、浙江省では「社会保険料の企業負担分を計算するための基数を、当該企業の前年度の総人件費の12分の1とする（総人件費には、外国人や派遣社員、再雇用した退職者への給与も含む）」という内容の通達が地方税務局から出ているようです。保険料計算の基数算出の際、派遣社員の給与もこれに含めるとしている地方は他にあるのでしょうか。



まず、お問合せにある浙江省の通達は、次の通知のことという前提で話を進めます。

『浙江省地方税務局の社会保険料納付基数の規範化関係問題についての通知』

（浙江省地方税務局 浙地税函[2007]249号 2007年5月21日公布 同日施行）

この通知では、以下の条文により社会保険料納付の基数を規定しています。同省では、第2条の最後部に登場する「その他の従業員」には派遣社員も含まれるとの立場をとっておりますので、保険料納付の基数算出には派遣社員の給与も含まれることとなります。

第1条「雇用単位による社会保険料納付は、統一して、当該月の企業全従業員の給与総額を納付基数とすること。」

第2条「給与総額とは、各単位が一定期間内において当該単位全従業員に直接支払う労働報酬の総額を指し、時間給、出来高給、賞与、時間外勤務手当、特別な状況下で支払う賃金、手当および補助金などにより構成される。

労働報酬総額には、在職従業員の給与総額、非在職従業員の生活費、招聘、継続雇用された退職者の労働報酬、外国籍および香港、マカオ、台湾側人員の労働報酬、招聘され業務に従事するその他の人員の労働報酬が含まれる。」

尚、社会保険料納付基数についての中央法規として次の通知が施行されており、上記の浙江省の通知はこれを踏まえた流れではないかと推測されます。

『社会保険料納付基数の規範化関係問題についての通知』

（労働社会保障部社会保険事業管理中心 劳社險中心函[2006]60号 2006年11月15日公布 同日施行）

ただし、以下に示す通り、同通知の第三条(八)の10には、“派遣社員の受入企業は派遣会社に労務費を支払い、派遣社員に直接給与を支払っているのではない(派遣社員の給与は、派遣会社が受け取る労務費の中から負担される)場合は、受入企業は当該給与を保険料納付基数算出に含める必要がない(算出に含める必要があるのは派遣会社である)”旨が記載されていますので、ご留意下さい。

第3条(八)-10 労務派遣機構が提供する労務者を使用している場合、その人数と給与は

“給与を支払う者が統計する”という原則に照らし、労務者の使用者は労務者の給与を直接支払うのではなく労務派遣機構に労務費を支払っているものであり、その後労務派遣機構が労務者の給与を負担しているのならば、派遣労務者の給与と人数は労務派遣機構により統計されなければならない。しかし、労務者の使用者が直接労務者に給与を支払っているのであれば、使用者が労務者の給与と人数を統計しなければならない。(後略)

さて、本題である他地域の状況ですが、華東地域および華南地域について有識者に確認しましたが、現在点では浙江省のものと同じような通知が出されているという情報はありませんでした。

ただし、前途の通り、浙江省の通知は、中央組織である労働社会保障部社会保険事業管理中心の通知に基づいて出されたものと推察されますので、今後各地においても同様の通知が出される可能性はあります。



中国における社会保険

中国では『労働法』の規定に従い、5種類の保険制度について、国家の統一された管理・運営方法による整備を進めているところです。

その概要は以下の通りです。

<保険の目的>

	保険の目的
基本養老保険（基礎年金）	企業を退職した高齢者の基本的な生活を保障 （三層構造の年金制度の基層部分）
基本医療保険	従業員の業務外疾病・傷害への医療サービス実施を保障
失業保険	失業者の基本生活の保障、再就職の促進
工傷保険（労災保険）	業務中の傷害、職業病罹患後の従業員について、治療、経済補償、リハビリテーションを受ける権利を保障
生育保険（出産保険）	女性従業員の合法的検疫保護のため、出産期間中に必要な経済的補償及び医療保険の享受を保障

<保険料の負担者>

	基本養老保険 （基礎年金）	基本医療 保険	失業保険	工傷保険 （労災保険）	生育保険 （出産保険）
企業	○	○	○	○	○
個人	○	○	○	—	—

※保険料納付率は地域により異なりますので注意が必要です。

第9章 人事・労務

Q9-4. 退職金規定



中国労働法規によれば「退職金」という概念はなく、もし支払うとすれば「経済補償金」がこれに相当すると理解していますがよろしいでしょうか。

また、この「経済補償金」について以下の通り質問致します。

1. 「経済補償金」支払基準は、“1ヶ月分の賃金をベースとして計算し、上限は12ヶ月分である”という理解でよいか。またその場合“支払上限は12ヶ月分”の法的根拠とは何か。（『労働法』には記載がないが…。）
2. 「経済補償金」支払のベースとなる賃金には、基本給、地域手当、資格手当等（それぞれ労働契約終了時点の金額）を含み、社会保険料は含まないという理解でよいか。
3. 社内の規定に、「経済補償金」をどのように明文化すべきか、アドバイスいただきたい。



「退職金」の定義を「労働契約解除の際の経済的補償金」とするならば、「経済補償金」がこれに相当します。

ご質問の1～3については以下の通り回答します。

1. 「経済補償金」支払基準

貴方のご理解の通りです。

また“1ヶ月分の賃金をベースとして計算”“支払上限は12ヶ月分”の法的根拠は共に以下の規則に求めることができます。

『労働契約の違反および解除における経済的補償規則』

（労働部 勞部發[1994]481号 1994年12月3日公布 1995年1月1日施行）

— 第5～9条に労働契約解除事由別の記載あり。

「労働者の当該使用者における勤続年数に応じ、満1年につき1ヶ月の経済的補償金を支払わなければならない。」

— 第5条に“労働契約を合意解除する場合”について、第7条に“職務不適格による解除の場合”について、それぞれ「その最高額は12ヵ月分を超えないものとする。」と規定。

2. ベースとなる賃金

貴方の理解で結構です。

ベースとなる賃金は以下の規定第 4 条～10 条を参照すべきで、それによると社会保険料は賃金の定義に含まれていません。

『賃金総額構成に関する規定』（国家統計局令第 1 号 1990 年 1 月 1 日公布 同日施行）

－第 4 条に以下の記載あり。

賃金総額は、次の各号に掲げる 6 部分により構成される。

(1) 時間払いによる賃金 (2) 出来高払いによる賃金 (3) 賞与

(4) 手当て及び補助金 (5) 残業・時間外労働賃金

(6) 特殊な状況において支払われる賃金

－第 5～10 条は、第 4 条(1)～(6)の詳細についてそれぞれ定めている。

3. 社内規定における明文化

「従業員就業規則」などに「会社による労働契約解除」や「従業員による労働契約解除」といった条項を設け、そこに「経済補償金については国家の関連法規に基づく」というような記載を盛り込むなどの方法があります。



『労働契約法』における「経済補償金」規定

07年6月29日に『労働契約法』(*1)が公布され、施行後は雇用者と労働者間の労働契約はこれに基づくことが義務づけられました。

同法以前、「経済補償金」とは雇用者側の事由により労働契約を解除する場合などに支払うもので、労働契約満了時に雇用者の意思で契約更新しない場合はこれを支払う義務はありませんでした。

しかし、『労働契約法』における雇用者の「経済補償金」支払義務は以下の通りとなります（〈 〉内は『労働契約法』の条項を示す）。

1. 支払が適用されるケース〈第46条〉

- －雇用者側が労働契約などを遵守せず、労働者側から契約解除するケース
- －協議合意により労働契約を解除するケース
- －リストラにより労働契約を解除するケース
- －労働契約期限満了により契約を終了するケース

ただし、雇用者側が現状と同等以上の条件で契約更新を希望したが労働者がこれに応じず終了する場合は除く。

- －雇用者の破産、営業許可取消などにより労働契約を終了するケース
- －法律、行政法規で規定するその他のケース

2. 支払方法

(1) 算出方法（第47条）

労働者の当該単位における勤務年数に基づき、以下の要領で支払う。

- －満1年につき1ヶ月分の賃金の支払
- －6ヶ月以上1年未満の場合は満1年扱いとして支払
- －6ヶ月未満の場合は0.5ヶ月分の賃金を支払

(2) 高賃金労働者に対する特別規定（第47条）

労働者の月給(*註)が雇用単位所在地の直轄市、区を設ける市級の人民政府が公布する当該地区の前年度「従業員月給の平均賃金の3倍」を超える場合は、当該「従業員月給の平均賃金の3倍」を基数（1ヶ月分の賃金）とし上記(1)の算出方法にあてはめる（ただし、年数は12年を超えないものとする）。

(*註) 労働契約終了または解除前12ヶ月の平均賃金

(3) 支払時期（第50条）

労働者の義務である離職前業務引継ぎが完了する時点で支払わなければならない。

(*1) 『労働契約法』

(全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)

第9章 人事・労務

Q9-5. 労務派遣と無固定期間労働契約



6月に公布された『労働契約法』の解釈について立法当局に確認したところ、労務派遣については同法第5章の特別規定で定められるため、同法の契約無固定期間化の規定は適用されないとのことでした。

一方、『労働契約法』施行日（08年1月1日）までは現行の労働法令が適用されるわけですが、現行法令中には、労務派遣への無固定期間化規定適用について定めた法規はあるのでしょうか。

該当する法規がない場合、『労働契約法』と同様の考え方でよいのでしょうか。



結論から申し上げますと、現行法令中には労務派遣への無固定期間化規定適用について定めた法規はありません。そもそも労働契約における無固定期間化規定そのものが存在しておりません。

ここでは、念のため『労働契約法』(*1)における“無固定期間契約化規定及びその労務派遣への適用”について補足・整理致します。

1. 労働契約形態および無固定期間化規定

(1) 『労働契約法』では、その第11条で、労働契約形態を契約期間を軸に以下3つに分類することが新たに規定されました。

- ① 期間が決まっている契約
- ② 期間の決まっていない契約(無固定期間契約)
- ③ 一定の業務の完了を期間とする契約

(2) さらに『労働契約法』第14条では、以下に該当する場合は無固定期間契約を締結しなくてはならないことを規定しています。尚、本稿でいう無固定期間契約化規定とはこれを指しています。

◇労働者と労働契約継続に合意し、かつ労働者が特に“期間の決まっている契約”締結を望む場合を除き、次のひとつに該当する場合は無固定期間契約を締結しなくてはならない。

- ① 労働者の当該雇用単位における連続勤務が満10年を超える場合
- ② 雇用単位が初めて労働契約制度を実施する、或いは国有企業制度改革で改めて実施する際、労働者の当該雇用単位における連続勤務が満10年を超え、かつ法定退職年齢まで10年未満の場合

-
- ③ 期間が決まっている労働契約を 2 回連続して締結しさらに労働契約を継続して締結する場合

※その他、同条には以下規定が定められています。

雇用単位が雇用の日より満 1 年を過ぎても労働者と書面による労働契約を締結しない場合、雇用単位は労働者と既に無固定期間契約を締結済みであるものと見なす。

2. 労働派遣への適用

無固定期間契約とは、雇用者と非雇用者間の契約形態のひとつです。従って労働派遣にあてはめていけば、労働派遣会社（雇用者）と派遣される労働者（被雇用者）との間の労働契約における話であって、労働派遣会社との労働派遣契約によって派遣を受け入れる企業にとっては、そもそも関わりのないものです。

その上で、無固定期間化規定の労働派遣への適用についていけば、これは適用されないと解釈されていますが、その意味するところは、“労働派遣会社と派遣される労働者間の雇用契約は、無固定期間化規定の対象外である”ということです。（ただし、これは任意による無固定期間契約締結を阻害するものではありません。）

3. 派遣受け入れ企業への影響

無固定期間契約というのは、あくまで雇用者と被雇用者間の話であって、派遣を受け入れる企業にとっては、本来関わりのないことであるというのは前述の通りです。

しかし、あくまで予測の域を出ませんが、派遣受け入れ企業にとっての影響も否定できませんので以下の通り紹介します。

『労働契約法』では、その第 58 条で、労働派遣会社と派遣される労働者間の労働契約期間は 2 年以上であることが定められました。

つまり、派遣会社は今後労働者の派遣期間が 2 年未満であろうと最低 2 年間は雇用していなければならない、当該労働者が稼動していない間は人件費を徒に浪費することになるリスクを抱えることとなったのです。

そのため、派遣会社としてこのリスクを回避するために、派遣受け入れ企業に対し、派遣契約期間を 2 年以上とすることを要求してくる可能性があります。

さらに極めてレアケースとなりますが、派遣会社と労働者間の合意による無固定期間契約締結はありえますので、その場合には、無固定期間の労働派遣契約を要求されることも理屈上考えられることとなります。

ただし、これらの要求は法的な強制力を伴うものではありません。従って、要求に合意するか否かについては、事情に照らして合理的な判断を行えばよいこととなります。

(*1) 『労働契約法』

(全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)

第9章 人事・労務

Q9-6. 労働契約法と派遣社員の関係①



ある『労働契約法』セミナーで、講師から次のような説明がありました。
「駐在事務所が労務派遣会社と結んでいる“労務派遣契約”は、『労働契約法』による直接的な影響を受けない。労働者と労働契約を結び雇用者となっているのはあくまでも派遣会社であるからだ。従って、駐在員事務所は、派遣された労働者(事務所スタッフ)と距離を置いた関係を保った方がよい。」

しかし、弊社は事務所スタッフのモチベーションを維持するために、労務派遣契約に定められたの給与の他、各種手当としてこれとほぼ同額の金額を直接本人に支給しています。また、弊社と派遣会社の取り決めは直接管理費方式で、派遣会社は手数料をとって社会保険料の取扱のみ行い、給与は全額派遣受け入れ会社である弊社から本人に渡すという形をとっています。

このような状況であるため、弊社の場合は、単なる労務派遣契約の関係だけではすまされず、やはり事務所スタッフとは労働契約を結ぶべきではないかと考えています。

事務所スタッフと労働契約を結ぶ場合、派遣会社との関係も踏まえると、具体的にどのような形が良いのでしょうか。また勤務歴も10年以上のメンバーがかなりおりますので、その人達との契約で注意すべきものとしてどのような点がありますか。



駐在員事務所が現地でスタッフを雇用する場合は、以下の規定により、中国政
府の指定する外事サービス部門(代表的なものとして「FESCO」等の労務派遣会社)を通さなければならないと定められています。『労働契約法』(*1)施行後もこの点に変更はありません。

従って、事務所スタッフと直接労働契約を締結することはできません。たとえ勤務歴が10年以上あるような場合においても同様です。

『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』第11条

(国務院 1980年10月30日公布 同日施行)

(*1) 『労働契約法』

(全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)

第9章 人事・労務

Q9-7. 労働契約法と派遣社員の関係②



弊社の駐在員事務所は、事務所スタッフについて、労務派遣会社との間で1年単位の労働派遣契約を結んでいます。ついては以下2点教えて下さい。

1. 『労働契約法』が施行された後も、当該派遣期間は1年単位としてよいか。
2. 同法施行後、試用期間や退職に関わる経済補償金は、労務派遣契約上、厳格化されてくると考えた方がよいのか。



1. 労働派遣期間

『労働契約法』(*1)第59条によれば、派遣受け入れ会社である御社と労務派遣会社の間で締結される労働派遣契約期間は、実際の需要に基づき決定することとされています。したがって、御社で目下見込まれる需要が1年ということであれば、派遣期間を1年とすることに法的な問題はありません。

ただし、『労働契約法』第58条によって、労務派遣会社と派遣される労働者の雇用契約期間は2年以上であることが義務付けられました。そのため、法的な強制力はないものの、労務派遣会社は御社に2年以上の労働派遣契約の締結をお願いとして求めてくる可能性がありますので、ご留意下さい。

2. 試用期間及び経済補償金

多くの労働派遣契約の場合、試用期間、経済補償金については国の関連法規に準じて決定する、派遣受入企業が負担するといった取り決めがなされています。また、『労働契約法』第62条第1項では、派遣受け入れ企業の義務として、「国の労働基準を執行し、しかるべき労働条件及び労働保護を提供すること」が規定されています。

これを鑑みるに、試用期間、経済補償金については、『労働契約法』の規定に準じて取り扱われると考えた方がよいかと思われます。

(*1) 『労働契約法』(全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行)

第9章 人事・労務

Q9-8. 労働契約法と派遣社員の関係③



弊社は、駐在員事務所及び保税区内の商業性独資企業を有しており、いずれも労務派遣会社から労務派遣を受けております。つきましては以下2点につき教えてください。

1. 労務派遣契約の内容は『労働契約法』施行により影響は受けないと考えてよいか。
2. 保税区内独資企業は、職員と直接労働契約を締結することも出来るはずだが、将来を考えた場合、『労働契約法』施行を機に直接雇用に変更するメリットはあるか。



1. 労務派遣契約への影響

労務派遣契約は、個々の取り決めが国家の関連規定に準じたものになっているのが通常です。また、現行の労務派遣契約は、一義的に雇用者である派遣会社に法的責任があるもの（例えば経済補償金など）を約定により派遣受け入れ会社につけかえているケースが多く見受けられます。したがって、派遣契約におけるこの枠組みが今後も継続される前提に立てば、『労働契約法』(*1)施行以降、労務派遣会社からオファーされる派遣契約の内容は同法規を踏まえたものとなると考えるべきでしょう。

具体的なポイントとしては以下のことなどが考えられます。

(1) 経済補償金

派遣受け入れ会社に対し『労働契約法』における適用範囲、算出式にのっとりた負担が要求される。

(2) 派遣期間

当該期間を2年以上とするという要望がなされる。2年に満たない場合は、契約対価の値上げ要求がなされる。

尚、上記(2)は、『労働契約法』第58条により、“派遣会社と派遣される労働者間の労働契約期間は2年以上とすること”が義務付けられたことに起因します。

この規定は、派遣会社にとって“2年のうち派遣労働者が稼動しない間は人件費浪費となる”リスクを抱えることとなりますので、これを回避するために上記のような要求を出してくる可能性があるということです。

2. 直接雇用への変更メリット

法人であれば従業員を直接雇用することに問題はありません。

しかし、『労働契約法』施行前であり、運用規則なども未公布である現在、企業にとって直接雇用の相対的メリット(直接雇用と派遣形式のどちらが得か)については予断を許さない状況です。

目下、有識者の見解にも以下のように2通りの見方があるようです。

(1) 派遣形式の方がよい。

次のごとく、デメリットがメリットを上回る。

《直接雇用のメリット》

- ・人材派遣企業（FESCO 等）への手数料負担減少（コスト減）。

《直接雇用のデメリット》

- ・以下に該当する場合、無固定期間契約締結義務が発生する。
 - －期間が決まっている契約を連続2回締結後、継続して契約を締結する場合
 - －当該労働者の連続勤務が満10年以上を超える場合
- ・労務管理における事務負担（給与支払・社会保険事務など）が増える。

(2) 直接雇用の方がよい

上記(1)であげた直接雇用のデメリットである無固定期間契約締結義務は派遣形式で解消できるものではない（派遣契約の長期化、無固定期間化が発生する可能性が高い）。

また、労務管理における事務負担増も吸収できる範囲である（目下派遣会社に支払っている労働者一人あたりの管理費を削減して管理人員を新規採用しても見合う）。

したがって、労働者の会社への帰属意識やロイヤリティが向上する分、直接雇用が好ましい。

(*1) 『労働契約法』（全人代常務委員会 主席令第65号 2007年6月29日公布 2008年1月1日施行）

第9章 人事・労務

Q9-9. 労働契約法と派遣社員の関係④



1. 現在、駐在員事務所と保税区内の現地法人（独資会社）に FESCO から派遣社員を受けています。『労働契約法』の施行に伴い、派遣契約の内容に変化はありますか。

例えば

- ・労働契約は今まで通り 1 年契約でよいのか。
- ・試用期間や退職に関わる経済補償などは、労働契約の中で変更（厳格化）されてくることはあるか。

等です。

2. 保税区内現地法人（独資会社・商業性）の場合、独自に労働契約も締結することが出来るはずですが、直接契約に変更するメリットはありますか。



1. FESCO 等との派遣契約の内容につきましては企業毎に異なりますが、『労働契約法』の施行による派遣労働契約において基本的に変化は少ないと思われれます。

しかし、主たる変更点としまして、労働派遣企業（FESCO 等）と派遣労働者の間で 2 年以上の雇用契約を結ばなければならないことが新規に規定されています。従いまして、受入れ企業側に対しても労働派遣企業から 2 年以上での派遣契約（受入れ）を要求されるようになると思われれます。

即ち、派遣労働者：A、人材派遣会社：B、受入れ企業：C 社としますと、『労働契約法』(*)第 58 条によって A⇔B 社間の「労働契約」は 2 年以上が規定されています。

これに対して B 社⇔C 社間の派遣契約の規定は特になく、1 年契約として契約しても問題ありません。しかしながら、A⇔B 社間の契約期間を B 社⇔C 社間の「派遣契約」期間と揃える為に、B 社⇔C 社間の「派遣契約」期間に対しても 2 年の契約を求める動きが出てくると思われれます。

試用期間或いは経済補償の取扱いに関しましては、あくまでも A と B 社間の問題であり、受入れ企業 C 社には直接関係が無いといえます。

また、中国には「労働契約」が存在しますが、これは「労働法」或いは「労働契約法」に定められた権利や義務が及ぶものではなく、任意契約の意味合いが強く、個別に締結した契約条項が条件面での主体になります。また、受入れ企業側と労働者間で締結する内容に特段

の規制は存在しないと考えられます。

2. ご指摘のように、現地法人が現地従業員を直接雇用することには問題はありません。

『労働契約法』施行によってどのようなメリット・デメリットが顕在化するかは、今後出される（であろう）実施細則、或いは実際の施行後の運用を見なければ分かりませんが、次のようなものが考えられます。

(1) メリット

- ・人材派遣企業（FESCO 等）への手数料負担減少（コスト減）
- ・従業員のモチベーションの維持・向上、幹部社員の育成・安定的雇用

(2) デメリット

- ・「固定期間のある労働契約の 3 回目の更新」或いは「連続勤務が 10 年以上」によって無固定期間労働契約を締結しなければならなくなる。
- ・労務管理における事務負担（給与支払・社会保険事務など）が増える。

直接雇用への変更を考慮するにあたっては、これらのどの点を重視するかは各社の判断になるかと思えます。

一方で、『労働契約法』では労務派遣の業務を「臨時的、補助的、代替性のある作業」と規定しており、業務の内容によっては直接雇用が求められるケースもでてくることにもご留意下さい。

(*1) 『労働契約法』（主席令 第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

【回答後の補足】

『労働契約法』の施行がはじまり、派遣契約においてはその後、「派遣会社が派遣先にリスクを転嫁する」ために、上記の他に、次のような動きも出てきているようです。

- ・2 年未満の契約が可能だが、派遣社員が派遣先から 2 年未満で契約解除された場合の残りの期間のリスクヘッジの為に、派遣会社が派遣先にリスクプレミアムを乗せた契約金額を要求する契約
- ・2 年未満での契約解除が可能であるが、契約解除後も 2 年経つまでは、契約金額を派遣会社に支払い続ける必要がある契約
- ・2 年未満での契約解除が可能であるが、契約解除時には派遣先が 2 年分の経済補償を負担するよう求める契約

第9章 人事・労務

Q9-10. 中国における公益通報者保護制度



中国には、日本の「公益通報者保護法」に相当する法令法規はありますか。中国では、内部告発は日常業務上さかんに行われていると見受けますが、そもそも制度化されているのでしょうか。



日本の『公益通報者保護法』は、公益通報者の雇用関係保護のため、具体的な制度を積極的に体系立て創設したものです。現在のところ、中国には当該法規に相当するものは存在しないと考えます。

ただし、以下の1～3の法令から鑑みて、公益のために通報する者が報復措置の被害を受けることを防止するという精神は存在しているといえます。

1. 『憲法』（全国人民代表大会 2004年3月14日改正公布 同日施行）
第41条にて、公民の国家機関への不服申し立ての権利を保証し、公民の不服申し立てに対して国家機関の抑制や報復を禁止。
2. 『最高人民法院による公民の通報権利の保護に関する規定』（高検発[1991]21号 1991年5月13日公布 同日施行）
第2条にて通報者の保護を、第3条にて通報案件の秘密保持を規定。
3. 『労働法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行）
第88条にて労働に関する法律法規違反行為に対する告発の権利を、第101条にて監督検査権への報復行為に対して過料を科すことを規定。

第9章 人事・労務

Q9-11. 労働組合への対応



外高橋保税區貿易公司の労働組合の件で下記お尋ね致します。

1. 最近上海の FESCO より、派遣先企業に労働組合の支部を作りたいとの話があったようです。被派遣先である貿易公司与スタッフ間には直接の労働契約関係は無いはずにも関わらず、公司内に支部が組織されるという点がよく理解出来ない（FESCO 内に組織されることは理解可）のですが、この点、法的な根拠はあるのでしょうか。
2. また、これに対抗すること（組織させない）は可能でしょうか。
3. 仮に組織されたとして、どの様に対応すれば良いのでしょうか。
4. 上記に関連し、組合費の会計処理はどのように行うべきでしょうか。
5. 本社派遣の邦人社員は当然組合員とならないと考えますが、組合費の頭数には入りますか。具体的な規定を教えてください。



お問合せの件、以下に回答致します。

1. 派遣社員の工会（労働組合）組織について法的な根拠は以下になります。

『労働契約法』（*1）第 64 条

「被派遣労働者は、労務派遣単位或いは雇用単位において、法に依って工会（労働組合）に参加する或いは組織し、自身の合法的権益を擁護する権利を有する。」

労働組合を組織するのに必要な要件は、労働契約関係があることではなく労働者がいることであり、派遣者も使用単位における労働単位であるという考え方です。

2. 工会の組織を妨害できるか

『工会法』（*2）第 3 条で以下のとおり定められており、妨害できません。

「（前略）給与所得を主な生活源とする肉体及び頭脳労働者は（中略）工会に参加しかつこれを組織する権利を有する。いかなる組織又は個人も妨害又は制限してはならない。」

なお、中国の工会は中国共産党の組織部に直轄された中国共産党の組織であり、組合の申し込み加盟書は中国総工会（労働組合総本部）に提出されます。政府は工会の組織を奨励しているようです。

3. 工会との付き合い方について

08 年 1 月から施行の『労働契約法』の中では、従業員全員の意見を汲み上げる組織を作って労務関係の規定の合意を得ることが求められています。工会は従業員の意見をくみ上げる組織、従業員側の対話の窓口を統一する手段と捉え、友好的な関係を築くことがよいと思

われます。

もう少し詳しく申し上げますと、『労働契約法』の中では、工会の関与・介助についての記載が多くあり、重要な役割を期待されています。(労働契約法で工会に言及しているのは第4, 5, 6, 41, 43, 51, 56, 64, 73, 78条)

例えば『労働契約法』第4条では、「就業や重要事項の制定、修正、或いは決定するに際し、従業員大会或いは全従業員大会の討論を経た上で方案を提出し、労働組合又は従業員代表との協議を経て確定する」ことを規定していますし、41条では「20人或いは全従業員の10%を超える人員削減を行う場合には工会或いは全従業員へ状況を説明する必要がある」としています。

(上記は概略です。第4条及び第41条の全文は当機構のライブラリをご覧ください。)

そうした従業員全体との対話を求められる場合に、会社の規模が大きければ、従業員全員集めて対話し理解を得るといのは現実的に難しい場面も出てきます。しかし工会があれば工会に属している従業員については工会代表と対話をすれば、法律が求める要件を満たすことになるなど、『労働契約法』が施行される今後は、あった方が便利という場面は多いようです。

その為『労働契約法』の施行に先立ち行われている各種セミナーなどでの有識者の見解は総じて、労働組合に対しては肯定的に友好的な存在と捕らえた上で、労働組合を選出するよう従業員を組織していくことが望ましいとされています。

(機構ニュースNo.139(当機構HPのライブラリに掲載)では曾我弁護士による「労働契約法セミナー」の講演内容が掲載されています。本回答も曾我弁護士の講演を参考にしておりますので、ご関心があればご覧ください。)

4. 工会経費の対象について

組合費の対象は組合員のみです。但し、全従業員(総経理等、高級管理職を含む)の賃金総額の2%を工会に経費として払う必要があります。こちらには邦人社員も含まれます。

『工会法』(*2)第42条

「工会の財源は次の各号の定めによる。

- (1) 工会の組合員が収める組合費
- (2) 工会組織を設立した企業、事業単位、機関が、毎月の全労働者の賃金総額の2パーセントの割合で工会に割り当てる経費
- (3)～(5)以下略

前項(2)号に規定する企業、事業単位が割り当てる経費は課税前に計上する。以下略」

5. 組合費の会計処理について

上記 42 条(1)は組合員が各自収めます。

(2)の工会経費は、「工会経費」の費目で経費計上されます。

【根拠法規】

(*1) 『労働契約法』(主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『工会法』(全人代常務委員会 第 24 次会議修正 2001 年 10 月 27 日公布、施行)

第9章 人事・労務

Q9-12. 駐在員事務所の直接雇用は可能か



最近労働契約法のセミナーが開催され何度か参加しておりますが、弊社を含め駐在事務所を設置している会社からの質問に対し講師から、労働者と労働契約を結ぶのは派遣会社であって派遣社員受け入れ会社は労働契約を結んでいるだけであるので、直接の影響は無い、従って、できるだけ労働者との関係は距離を置いたほうが良い。という説明が多い様な感じでした。

しかし、弊社は社員のモチベーションを維持するために労働契約の給与とは別に各種手当や外企支給額に匹敵する金額を直接本人に支給しています。

また、外企が直接管理費方式を取り、保険関係の取り扱いだけ外企が行い、その分の手数料を受け取り、給与は全額、派遣受け入れ会社から本人に支給している場合、上記のような労働契約関係だけではすまされないと思います。

この場合、やはり、所員とは労働契約を結ぶべきと思いますが、派遣会社との関係からどういう具体的な形が良いのでしょうか。

また勤務歴も 10 年以上のメンバーがかなりおりますので、その人達との契約で注意する点はどの様なものがありますか。



『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』(*1)によれば、駐在員事務所が現地で従業員を雇用する場合は、中国政府の指定する外事サービス部門（「FESCO」をはじめとする人材派遣会社）を通さなければならないとされており、ご質問にあります事務所員との直接労働契約締結はできません。従いまして、勤務歴 10 年以上というような期間の多寡にかかわらず、直接労働契約の締結はできません。

なお余談になりますが、これまでは実務的には、給料の支払いは直接派遣社員へ、社会保険料は FESCO が代行納付するという形態をとっていたケースが多々ありましたが、今後、このようなケースでは、派遣先と派遣社員が直接労働契約を締結していると見なされる可能性も否定できませんので、今後公布されるであろう、『労働契約法実施細則』の内容にご注意下さい。

(*1) 『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』（国務院 1980 年 10 月 30 日公布 同日施行）

第 11 条

第9章 人事・労務

Q9-13. 中国子会社社員を日本に出向させた場合の個人所得税、社会保険



弊社は、上海に子会社として現地法人を設立しております。
この度、子会社の現地採用社員（中国籍）を日本の親会社に出向させ1年から5年以内で勤務させたいと考えております。

この際、「本人に支払う給与として出向者の給料のうちの一定額を上海の子会社から本人の中国側の口座に、その差額と日本側での給与（本人の日本での生活費程度の額）を、日本の親会社が本人の日本側の口座に支払う。さらに中国子会社は、中国で支払った給与相当額を日本の親会社に請求し、親会社が子会社に支払う」ということを考えております。

そこで質問です。

- (1) このようなことが日本、中国双方において法的、税務的に問題ないのかどうか。
- (2) 所得税については、日本での役務の提供に対する対価となるので中国で支払う給与と日本で支払う給与の合計に対し日本側で源泉し、日本側で納付する。中国側で源泉する必要はないと考えますがそれでよろしいでしょうか。また、これに対し中国側で何か申請等必要になるのでしょうか。
- (3) 社会保険は、日本側の社会保険には加入しない。出向者は中国子会社の籍となります。中国子会社が中国側で源泉納付する義務があるとの理解でよろしいでしょうか。
- (4) (3)において、日本側の健康保険には加入すべきとの意見がありますが、出向者にとっては、日本と中国での二重負担となるため快く思われておりません。何か対応策はないものか。



日本の在留資格の中には、「企業内転勤」という資格があり、本件はこれに該当するかと思われます。ただし、この資格により認められる在留期間は3年または1年となりますのでご注意ください。

また、今回、ご質問に対する回答を作成していく過程で、ある企業様の事例を入手することができました。そこでこの企業様（以下、日本 A 社）の実例ご紹介を交えながら回答とさせていただきます。

<日本 A 社の前提>

日本 A 社は中国に現地法人 a 社を有しています。A 社グループは a 社の現地採用中国人社員 B 氏を日本 A 社に企業内転勤させるにあたり、後述のようなやり方を行っています。

尚、話を分かり易くするために B 氏は A 社グループから得る以外の所得はないものと仮定します。

1. 企業内転勤対象者の賃金、及びその負担と支給方法

<A社のルール>

まず、日本へ企業内転勤することを前提に B 氏の基本的な賃金総額（以下、“基本賃金”）が決められます。この基本賃金が従来通り中国で働くことを前提とした場合に比べ同額なのか多いのかはつまびらかではありませんが、日本での生活費水準を考慮すれば少なくとも物価差の分は多く算定されると考えた方が自然でしょう。

また、この B 氏の賃金は、①日本 A 社が全額負担し全額日本で支給する場合、②a 社が全額負担し全額中国で支給する場合、③日本 A 社が負担し日本で支給される部分と a 社が負担し中国で支給される部分とから構成される場合、があるそうですが、これは、B 氏の企業内転勤により A 社が受益者となるのか、a 社が受益者となるのか、それとも両社が受益者となるのかに拠るという考え方に基づくものであるようです。

<留意点>

A 社のルールでは当該賃金の負担者と支給者が一致しているのに対し、ご質問で頂きました案は“全額を日本本社が負担する前提で一時現地法人が立替をする”と理解することができます。しかしこれは、『外貨管理条例』(*1)第 40 条第 2 項に抵触する懸念があり、実務上も立替払いの取り扱いが更に厳格化していますので、困難と考えられます。

2. 企業内転勤対象者の（個人）所得税の扱い

<A社の事例>

日本 A 社支給分については A 社が源泉徴収者となり日本で申告納付、また a 社負担がある場合には、これを日本 A 社が A 社支給分に合算して日本で申告納税をします。この際、a 社では納税はしませんが、所轄の税務局に B 氏の件を報告しているようです。尚、A 社では、ルールとしては a 社負担分については a 社が源泉徴収者となり中国にて申告納税することも可能としているとのことでした。

ちなみに、この日本の所得税は B 氏個人の負担とはせず A 社が負担することとしているようです。また、前述の“基本賃金”は、B 氏の中国税金相当分は差し引いた上設定されているとのこと、このことから A 社グループでは“基本賃金”を保証しつつ、B 氏は本来の所属地である中国の個人所得税（相当分）のみ負担するシステムとなっていることがわかります。

<解説>

（個人）所得税は、日本で、日本源泉、中国源泉の両方を合算して申告・納税します。

有識者に改めて確認しましたが、この場合、中国では納税の必要がありません。

ただし、中国現地法人負担分がある場合、中国現地法人分は分割して中国にて申告納税することを求められる可能性もあるようですので、所轄の税務局にご確認頂きますようお願い申し上げます。

3. 社会保険

<解説>

外国人が1年以上日本に在留資格を有する場合、日本の健康保険、雇用保険、年金などは、一部の適用除外を除き加入必須ですので注意が必要です。尚、年金は外国人本人が離日の際に脱退一時金を請求・取得することができますが、その他はいわゆる“掛け捨て”となりますので併せてお含みおき下さい。

一方、中国の社会保険については有識者を通じて上海市労働及び社会保障局に問合せてみましたが、その結果、上海当局からは、“当該中国人と現地法人の雇用関係自体は存続するならば現地法人に社会保険費の納付義務は残るものと考えてほしい”という見解を得ることができました。また、併せて保険料の考え方などについても見解を聞くことができましたので次の通り紹介致します。

- ・上海市の社会保険費は前年の当該従業員の平均賃金を基数とし、個人納付部分はこの金額を基数とし、現地法人納付部分は当該基数の従業員分の合計である。従って、本件では、(2008年に国外転勤するならば)外国で就業する従業員の2007年の平均賃金を基数として社会保険費の納付を継続することになる。
- ・帰国後は、現地法人に前年の賃金支給実績がなく、平均賃金の計算ができないことになる場合もあるが、転職の場合を例にして帰国後の最初の月の賃金を基数とするか、従業員と合意して適当な賃金基数を定めればよい。
- ・外国で就業する期間が2年以上となり、前年度の平均賃金が計算できない場合には、基数を継続して処理するか、又は従業員と合意して適当な賃金基数を定めればよい。
- ・仮に日本本社が当該個人の給与を全額負担、支給する場合、現地法人から個人への支払賃金が発生せず、現地法人が個人納付部分も含めて支払うことになるが、この清算については、現地法人と従業員との間の合意で処理してほしい。

尚、上記に対する有識者の見解は次の通りでした。

- ・全ての社会保険について保険料の支払い継続が必要かなど若干の疑義は残る。しかしながら、会社として支払継続を前提としているならば、社会保障部門としては拒絶する理由はない。細部については本人転勤前に所轄の社会保障部門と窓口調整をするのが現実的であろう。

<A社の事例>

所得税のところでも述べたように、「“基本賃金”を保証し、個人は本来所属地の本来負担相当分を負担する」という原則に則って、日本で発生する社会保険料(基数は日本支給賃金)の全額はA社で負担をすることとなっているようです(本人が離日後取得できる年金の脱退一時金はB氏本人が取得後A社に返還することになっています)。

一方、B氏の、中国の社会保険料の扱いについては、残念ながら実例にあたることはでき

ませんでした。しかし、中国社会保険継続の前提では、前述の原則に照らせば“基本賃金”設定時に、個人所得税と同じように B 氏の個人負担相当分を予め差し引いていると考えることができます。

(*1) 『外貨管理条例』(国务院令[1996]193号 97年1月14日改正 公布 施行)

第40条 外貨不正取引行為

第2項：人民元で他人の為に国内の費用を支払い、相手側から外貨を受領する行為。

第9章 人事・労務

Q9-14. 業務委託者の労災保険



境外企業が中国国内で個人（中国人）に通訳をお願いするにあたり、業務委託の形で契約しようとしております。その際に通訳として活動する場所が主として工場の中のため、労働災害が発生する恐れが非常にあります。労働災害が発生した場合に、境外企業が何の責任も負わないというのは道義的にも問題があると思われるため、何らかの対応をしたいと考えております。

今のところ、個人で労災保険に加入いただき、その費用を境外企業が負担するという対応を考えておりますが、適当な保険はあるでしょうか。

他にないか良い手立てがございましたら、ご教授ください。



境外企業が在中中国人を直接雇用するのは難しいようです。そのため、考えられる手立てとしては以下のものがあると思います。

1. ご検討されているように、当該中国通訳者と通訳業務についての請負契約を締結する。

この場合の保険ですが、傷害保険（人身意外保険）に加入して頂くことになると思います。

通訳の方がご本人にかけて、保険料は通訳料に上乗せするという事も出来ますし、第三者のための加入も可能なので、御社が保険金を払い、受取人を通訳の方にする事も出来ます。

どこの保険会社がいいかはわかりませんが、日系保険会社（例えば損保ジャパン、三井住友海上など）も中国に進出しており、傷害保険も扱っているので相談してみてもいいかもしれません。

なお、労災保険は雇用者（使用者）が従業員に対してかけるものであり、今回の場合、通訳の方と御社の間には雇用契約がないため労災保険はかけられません。また通訳の方を個人事業主と見た場合でも、ご本人を対象として労災に入ることは出来ません。（参考：下記『労働災害保険条例』第2条）

その他の方法として考えられるのは、以下の二つになるかと思います。

これらについては中国法人が雇用主となりますので、労災保険も中国法人が加入することになります。

2. 想定している通訳の方を人材派遣会社に登録させ、派遣してもらう。

但し、来月施行される労働契約法では、派遣会社と派遣社員の契約は2年以上と決められている為、今回の業務が2年以上にわたる場合のみ有効と思われます。

-
3. 今回のケースでは中国の工場が主な勤務場所とのことなので、働く先の工場で雇用してもらおう。(費用は相手先の工場と協議していただくことになります。)

この場合、工場と通訳の方の間には労働契約法に基づく労働契約を締結していただくことになります。

なお蛇足ですが、技術指導などで御社の社員の現地滞在が長期(6ヶ月程度以上)にわたる場合にはP.E.の認定をされて企業所得税の課税対象になることがありますのでご注意ください。



労災保険について

労災保険については法律に規定があり、国が設立した社会保険取扱機構が扱っています。
『労働災害保険条例』(国務院令第375号 2003年4月27日公布、2004年1月1日施行)

第2条「中華人民共和国国内の各種企業及び雇用労働者を有する個人事業主(以下では併せて「使用者」という)は本条例の規定に従い労働災害保険に加入し、当該単位の全ての従業員又は雇用労働者(以下併せて「従業員」という)のために労働災害保険料を納付しなければならない。

中華人民共和国国内の各種企業の従業員及び個人事業者の雇用者は、いずれも本条例の規定に従い、労働災害保険の給付を受ける権利を有する。(以下略)」

第5条「国務院の労働保険行政部門は、全国の労働災害保険業務に責任を負う。県レベル以上の地方の各レベルの人民政府の労働保証行政部門は、当該行政区域内の労働災害保険業務に責任を負う。労働保証行政部門が国務院の関連規定に基づき設立する社会保険取扱機構は、労働災害保険事務を具体的に取り扱う。」

第9章 人事・労務

Q9-15. 中国上海での雇用助成制度の有無



中国の上海市に現地法人を設立（日本企業 100%出資）しました。当該現地法人で身体障害者を雇用した場合、公的な助成制度などはありますか？



身体障害者を雇用した企業に対する優遇政策は、主に以下のようなものがあるようです。

1. 企業所得税の優遇措置

根拠法規：『企業所得税法』（*1） 第 30 条

『企業所得税法实施条例』（*2） 第 96 条

『身体障害者の就業促進に係る税収優遇政策に関する通知』（*3） 第 2 条

2. 増値税の還付、又は営業税の減額

根拠法規：『身体障害者の就業促進に係る税収優遇政策に関する通知』（*3） 第 1 条

3. 補助金の支給

根拠法規：『上海市の身体障害者の労働就業を促進することに関する暫行弁法』（*4）

第 3 条及び第 4 条

尚、上記の各根拠法規中には、身体障害者の概念・対象や、税制優遇を受けることができる企業の条件等にも触れていますので、併せてご確認ください。

【根拠法規】

(*1) 『企業所得税法』（主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

第 30 条

「企業の以下に挙げる支出は、課税所得額を計算する際に加算控除することができる。

（中略）（二）身体障害者配置およびその他の国が配置を奨励する就業人員に支払った賃金」

※当機構 HP 『会員ネット・データライブラリー』に日文訳掲載。

(*2) 『企業所得税法实施条例』（国务院令第 512 号 2007 年 12 月 6 日公布 2008 年 1 月 1 日施行）

第 96 条

「企業所得税法第 30 条第(二)号でいう企業が身体障害者を配置して支払った賃金の加算控除とは、企業が身体障害者を配置した場合、身体障害者従業員に支払った賃

金の実際の支出に応じた控除をした上で、身体障害者従業員に支払った賃金の100%を加算控除することを指す。(以下、省略)」
※当機構 HP 『会員ネット・データライブラリー』 に日文訳掲載。

(*3) 『身体障害者の就業促進に係る税収優遇政策に関する通知』

(財政部・国家税務総局 税[2007]92号 2007年6月15日公布 2007年7月1日施行)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/6055276.html>

(*4) 『上海市の身体障害者の労働就業を促進することに関する暫行弁法』

(滬残聯弁[2003]029号 2005年1月28日公布・施行)

http://www.lm.gov.cn/gb/employment/2005-01/28/content_61416.htm

第9章 人事・労務

Q9-16. 労働者平均賃金



労働契約法第 47 条経済補償の計算の第 2 項にある「市級人民政府が公表した本地区の前年度労働者月平均賃金」についてご教示願います。

1. この統計数値は市政府のどの部門のどのような名称のデータを指しているのでしょうか。それは年何回公表されるのか、またどうすれば入手可能でしょうか。
2. 上海市外高橋保税区内の貿易公司の場合、どこから出されるデータを基にすればいいでしょうか（保税区、旧市内の分公司所在の区、上海市全体）。



1. 平均給与は毎年 2、3 月に市の労働社会保障局（中文：労働社会与保障局）および統計局が発表いたします。

この数値は新聞などに掲載されますので、そこから入手可能です。また労働社会保障局の HP から入手可能です。

2. 上海市外高橋保税区の貿易公司のケースでは、上海市の平均給与を基づくことになります。『上海外高橋保税区条例』（*1）第 45 条において、保税区企業は労働管理については上海市の関連規定に基づくことと定められています。

（*1）『上海外高橋保税区条例』

（上海市人民代表大会常務委員会 1996 年 12 月 20 日公布 1997 年 1 月 1 日施行）



最低賃金

中国では最低賃金が法律で規定されており、企業はこの最低賃金を基に従業員の賃金体系を構築します。最低賃金は、各都市の労働保障局が発表しています。また、過去一年の経済伸び率、社会労働生産性、物価水準などを元に決めた賃上げガイドラインも発表されており、法的な効力（強制力や罰則）はないものの、ある程度実際の社会的な賃金上昇水準を反映している為に、企業が賃金を決定する際の参考にされています。

第9章 人事・労務

Q9-17. 中国人社員の手当て



中国人社員が国内出張した場合でも午後 17 時（定時）以降の労働については出張手当の他、残業代を払わなければならないと言われていたのですが、日本においては出張手当が全てで、残業代を支払うという事は聞いた事ありません。

ましてや1人で出張している場合、業務の監督は出来ず、残業の管理も不可能です。

本人の申し出だけで認めるわけにはいきませんが、他社ではどの様に対応されているのでしょうか。



出張中の残業につきまして、以下の通り報告させていただきます。

まず「日本においては出張手当が全てで、残業代を支払うということは聞いたことがない」とのことですが、ご認識は正確ではないと思われます。本来、出張先でも必要な時間外労働を実施すれば、残業代を支払う必要があります。（日本では労働基準法第 38 条および第 38 条の二において、通常の勤務先であろうと事業場を異にする（出張先）場合であろうと、所定労働時間およびそれを超える労働時間に関する規定は同じとされています）

もちろん、企業によっては出張時の労働時間管理が困難であることから、事業場外みなし労働時間を適用し、出張時の労働時間に関わらず所定労働時間労働したものとみなしている場合もあります。また時間外労働手当の対象外としたうえで、日当に時間外労働手当を含むとするケースもあります。

ある企業（国内メーカー）では、国内・海外出張中の残業について規程があり『実績については所属長が認定する』こととなっています。また、中国の事業体においても規定を設けておりますが、中国人社員の出張について「所属長が判断し残業を認定する企業」と、「出張手当にみなし残業代分を含む企業」がそれぞれ存在します。

Q9-18. 労働契約における非営業性支店の位置づけ



従来、弊社の上海にある現地法人では派遣会社経由で派遣社員を雇用しておりました。今般制定された『労働契約法』に基づき、諸条件勘案の上、希望する社員とは直接雇用に変更することに致しました。

この現地法人は上海本店以外に、大連、青島各地区に連絡事務所を有しており、一昨年の『公司法』改定に基づき、事務所登録更新時期に非営業性支店への変更を行っており、青島は既に非営業性支店化、大連は数年後に同じく支店化の予定でした。

ところが、大連で雇用している派遣社員を上海同様に直接雇用に変更しようとしたところ、非営業性「支店（分公司）」である必要が出てきたとの報告を受けました。

実際、その様な規定があるのでしょうか。

海外企業の駐在員事務所は今回の労働契約法制定後も、派遣会社経由での雇用のみ、となっていますが、外資とはいえ、中国法人である会社の一組織であるため、その点は関係ないと考えています。或いは、直接雇用にからむ何らかの手続き上で、グレーな位置づけの連絡事務所では不都合がある、ということでしょうか。



結論から申しますと、明文化された規定はありません。北京在住の弁護士に確認し、また北京市労働及び社会保障局にも問合せをしてもらいましたが、直接雇用を禁じる規制はないとのことでした。

但し、外商投資企業の連絡事務所については、工商登記の必要がなくなりました(※)。工商登記がない以上、直接雇用単位としての権利義務（社会保険の納付等）の提供に一定の困難があると推測されます。

直接雇用の為には「支店（分公司）」である必要がある、との見解は、そのような実際の運用上の困難を考慮してのものと考えられます。

※『外国投資家が投資する会社の審査認可・登記管理に係る法律適用の若干の問題に関する執行意見』(*1)第25条及び『『外国投資家が投資する会社の審査認可・登記管理に係る法律適用の若干の問題に関する執行意見』の実施に関する通知』(*2)第2条第(四)項により工商登記の必要はなく（登記はできなく）になりました。しかし、連絡事務所の開設自体は法的にも認められております。

なお蛇足ですが、ご指摘のとおり『外国駐在員代表機構管理に関する暫定規定』(*3)第11条は「外国企業」を対象にしたものですので、今回のケースには当てはまりません。

【根拠法規】

- (*1) 『外国投資家が投資する会社の審査認可・登記管理に係る法律適用の若干の問題に関する執行意見』（工商外企字[2006]第81号 2006年4月24日公布・施行）
- (*2) 『『外国投資家が投資する会社の審査認可・登記管理に係る法律適用の若干の問題に関する執行意見』の実施に関する通知』（工商外企字[2006]第102号 2006年5月26日公布・施行）
- (*3) 『外国駐在員代表機構管理に関する暫定規定』（国务院公布 1980年10月30日公布・施行）



駐在員事務所と連絡事務所の違いについて

駐在員事務所は、外国企業が中国で本格的な営業活動を行うための準備的、補助的行為を実施する拠点として設置されます。『外国駐在員代表機構管理に関する暫定規定』に規定があり、設置に際しては登記が必要になります。

一方、連絡事務所は、外商投資企業（現地法人）が中国国内に情報収集などのために設置する代表処を指します。こちらについては、本文にありますように『外国投資家が投資する会社の審査認可・登記管理に係る法律適用の若干の問題に関する執行意見』にて、設置に際しての登記は必要なくなりました。但し質問にあるように不都合が出てくる場合もありますので「非営業性分公司」として登記するほうが無難と思われます。

第10章 その他

第10章 その他

Q10-1. 保税区の行政管轄機構



弊社は保税区内の貿易会社を有していますが、色々な問題にぶつかる度、各地にある保税区はどこが行政機関が統括しているのか、という素朴な疑問が生まれます。

中央にあっては商務部と税関総署の共同管轄、地方レベルではそれぞれの市政府の経貿委員会ということなのでしょうか？

上海外高橋保税区と大連保税区を例に取り、解説して頂ければ幸いです。



保税区についての中央の統一規定は『保税区税関監督管理弁法』(*1)があるだけで、保税区は基本法の制定のないまま、各地方の独自の規定に準拠して運用されています。

保税区は、上記弁法第3条にて「税関が監督管理する特定区域である。税関は本弁法に照らし、保税区を出入りする貨物、輸送手段、個人が形態する物品に対して監督管理を実行する。」と規定されています。

一方、税関は『税関法』(*2)第2条にて、「国の税関国境の出入りを監督管理する機関である。」と規定されており、中国でも他国同様、輸出入貨物の監督管理を行う専門機関です。保税区は保税貨物の輸出入、貯蔵保管、加工を行う区域ですから、その主管は自ずと税関ということになります。

しかし、税関にはその他の権限がありません。そこに企業を誘致し、経営活動を行わせるには、外経貿、工商、外為、税務など他の部門が参与する必要があることから、各部門の協調を図る組織として管理委員会が設けられ、地元政府がそれを指導しているわけです。

各保税区にはそれぞれの準拠規定がありますが、地元政府が保税区の設置・運営について指導を行い、税関が保税貨物の監督管理を行う、ということに関しては、上海外高橋保税区・大連保税区のみならず、他の保税区においても、特に違いはありません。

それでは、上海外高橋保税区、大連保税区につき以下の通り概説します。

【上海外高橋保税区】

上海外高橋保税区は、以下の条例に基づき設立された。

『上海外高橋保税区条例』

(上海市人民代表大会常務委員会 1996年12月20日公布 1997年1月1日施行)

当該保税区は、上記条例第2条にて「国务院の批准を経て設立された」と言及され、同第4条にて「上海市人民政府が指導し、税関が税関業務の監督管理を実施する。」と規定されている。

上海外高橋保税区管理委員会は、同条例第 7 条にて「市人民政府の派出機関であり、保税区の行政事務を統一管理し、独立採算の財政収支管理を実行する。」と定められており、同条例で規定された職権を執行している。

尚、同管理委員会からのコメントは以下の通り。

「外高橋保税区管理委員会は、当該保税区の行政管理を担う機構で、税務部門、税関とは独立した存在。企業設立認可や各役所部門間の調整、保税区内規定の設定などを行っている。」

【大連保税区】

大連保税区は以下の条例に基づき設立された。

『大連保税区管理条例』

(遼寧省人民代表大会常務委員会 1994 年 5 月 26 日公布 同日施行)

上記条例第 2 条では「国务院の認可を経て設立<中略>、税関の監督管理の下に総合的に対外開放する国内の税関外の特定経済区域である。」と定義されている。

大連保税区管理委員会は、同条例第 5 条にて「大連市人民政府の指導の下、保税区の行政事務に対して統一管理を実施する。」と定められており、同条例にて規定する職権を執り行っている。

また、同条例第 6 条にて「保税区内において設立する税関および保税区管理委員会が必要と認めるその他行政管理機関は、法によってその職権を行使する。」と規定されている。

大連保税区管理委員会に現在設置されている主要な行政機能部門は、労働人事局、財政局、経済発展局、計画局、招商局、物流発展局、市場発展局など 10 余りあり、商務部や経貿委など中央の政策は、それぞれ経済発展局、招商局、物流発展局、市場発展局など管轄が該当する部門に分けられ実施されている。

上記の他、税務、外貨関連の管理機関として、保税区国家税務局、保税区地方税務局、国家外貨管理局大連市分局保税区出張所などがあり、それぞれの上部機関の指導の下、管理機能を果たしている。

(*1) 『保税区税関監督管理弁法』(税関総署令第 65 号 1997 年 8 月 1 日公布・施行)

(*2) 『税関法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第 35 号 2000 年 7 月 8 日改正公布 2001 年 1 月 1 日施行)



保税區はあいまいな地域?!

保税區という經濟區域は、1990 年に試験的に設置することを批准されてから既に 10 数年が経過していますが、いまだに正式な批准を受けておらず、現在もまだ「政策的試験区域」（一部は「改革のモデル地域」）の位置づけにあります。

また、前述の通り、保税區については国で統一された基本法の制定のないまま、各地方独自の規定に準拠して運用されています。

そのため、保税區では、時として所轄部門間で意見が合わないということが生じることがあるようです。

第10章 その他

Q10-2. 独占禁止法



以下の認識は正しいか教えて下さい。

1. 中国には、日本の「独占禁止法」に該当する法律は現在もまだない。
2. 中国には『反不正当竞争法』、『価格法』が施行されていて、「カルテル」他、市場独占につながる行為は既に禁止されている。



1. 日本の「独占禁止法」に該当する法律

資本主義経済各国では、公正で自由な競争が経済の発展につながるとの考えから、独占的・協調的な行為あるいは不公正な行動を防ぐことを目的として、「競争法」と総称される法律を定めています。

日本でこれに該当するのは、『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律』（いわゆる『独占禁止法』）やその特別法である『不当景品類及び不当表示防止法』といったものとなります。

さて、そこで中国における「競争法」ですが、現在草案審議中とされている『反独占法（反壟断法）』が施行されれば、これに該当することになります。

『反壟断法』については、2006年6月中国報道各紙に、「国务院常务会议において『反壟断法（草案）』が承認され、全国人民代表大会常務委員会で草案の審議がはじめられた。」と報じられ、2007年3月には採択されるかもしれない、との情報がありました。

しかし、現時点（回答時点）では未だ採択されておらず、具体的なスケジュールも未定の様です。

（その後『反独占法』が8月30日に公布されています。『Memo』をご覧ください。）

2. 市場独占行為の禁止

『価格法』（*1）は現在も有効で、その第14条1項に「経営者は相互に結託して市場価格を操作し、その他の経営者または消費者の合法的權益を侵害する行為を行ってはならない」と規定しており、いわゆる「カルテル」の禁止を定めています。

また、『不正競争防止法』（*2）も現在有効、以下の通り各種禁止事項を定めています。

第6条にて独占的地位利用による購入強制

第7条にて行政権力乱用による購入強制

第11条にて不当廉売

第12条にて抱き合わせ販売

第15条にて談合入札

尚、『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』(*3)には、その第五章（第 51 条～第 54 条）にて「反独占審査」が規定されています。

外国企業が中国企業を買収して市場を独占してしまう恐れがある場合の届出義務として、「投資者の報告義務」のみならず、「商務部・国家工商行政管理総局が必要とした場合の指導」といったことも規定され、反独占に関して強化されています。

以上の通り、カルテル他の市場独占につながる行為は、既存の法規・規則によって禁止の規定が存在します。

『反独占法』草案審議とは、これらを系統づけ、かつ不足しているものを補足した規定を現在作成中である、という位置付けになるのではないのでしょうか。

(*1) 『価格法』

(全国人民代表大会常務委員会 主席令第 92 号 1997 年 12 月 29 日公布 1998 年 5 月 1 日施行)

(*2) 『不正競争防止法』

(全国人民代表大会常務委員会 主席令第 10 号 1993 年 9 月 2 日公布 1993 年 12 月 1 日施行)

(*3) 『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』

(商務部・國務院国有資産監督管理委員会・国家稅務總局・国家工商行政管理總局・中国証券監督管理委員会・国家外為管理局令 2006 年第 10 号 2006 年 8 月 8 日公布 2006 年 9 月 8 日施行)



『反独占法』

『反独占法』(*4)は 2007 年 8 月 30 日、第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議にて採択され、同日公布されました。

『反独占法』は本文に上げた法規・規則を系統づけ、かつ不足しているものを補足するものとして、独占合意（第 2 章）、市場支配地位の濫用（第 3 章）、経営者の集中（第 4 章）及び行政的独占行為（第 5 章）という 4 種類の独占行為に対する調査及び処罰に関する規定を整備しています。

(*4) 『反独占法』 (全国人民代表大会常務委員会 主席令第 68 号 2007 年 8 月 30 日公布 2008 年 8 月 1 日施行)

第10章 その他

Q10-3. 独占禁止委員会



『反独占法』(*1)、第10条によれば国務院に独占禁止委員会（日本の公正取引委員会に当たるものと想像）を、第11条によれば執行機構を設けるようですが、これは既存の国務院内機構とは独立した新規の機構、ということでしょうか。情報があれば教えて下さい。



同法の第9条で定められている「反壟断委員会」（お問合せ文中の“独占禁止委員会”）、および第10条で定められている「反壟断執法機構」（同“執行機構”）についてお答えします。

商務部外資司総合処に問合せましたところ、以下の情報を得ました。

この2つの組織は未だ設立されていませんが、目下のところ、「反壟断委員会」は、国務院の中の“「部」級”の組織となる見込み。一方、「反壟断執法機構」は、ひとつの中央機関ではなく、商務部や国家発展・改革委員会、工商管理局など複数の部門から構成される組織となる可能性があります。

尚、上記情報は、あくまでも現段階における見込みです。

(*1) 『反独占法』

（全国人民代表大会常務委員会 主席令第68号 2007年8月30日公布 2008年8月1日施行）

第10章 その他

Q10-4. 印鑑証明



中国企業（含む外資企業）には必ず社判（中国語で“公章”）がありますが、日本で言う“印鑑証明書”のようなものはあるのでしょうか。また、もし無ければ公証のようなものを受けることは可能でしょうか。



中国には日本における“印鑑証明書”のような、印影そのものを証明する証明書はありません。しかし各地に公証処（日本でいう、公証役場と同じような機関）があり、こちらで、文書に押されている印鑑、サイン等について証明してもらうことが可能です。

一例として、上海市公証処の「公証業務の内容と費用」が公開された WEB アドレスを以下の通り紹介します。

当該コンテンツ中の「三、法的意義のある文書の証明」の3に本件に該当する業務内容となっておりますので参考にして下さい。

<http://www.sh-notary.com/cn/certificate/charge.asp>

[該当箇所の日本語訳]

三、法的意義のある文書の証明

- 3 その他の法律意義のある文書、例えば、文書の副本、訳文、コピーと原文が相一致するかどうか、契約及びその他文書上の印章、サイン、作成日などについての証明（費用：100元）

尚、上記はあくまで上海の例ですので、実際に公証を受けたい場合には、その企業の所在地の公証処に業務内容と費用を事前確認されることをお勧めします。

第10章 その他

Q10-5. 可処分所得



07年5月16日付けの「人民網日本語版」に07年度第1四半期に、上海市住民の一人当たりの可処分所得が6,795.52円で全国トップとなった、とあります。

ここで言う一人当たりの可処分所得で考えると、例えば上海市の平均的家族の可処分所得は大体以下のようなイメージで良いのでしょうか。

例：3人家族（就業者2名＋子供1名）の場合

6,795元/月×3人×12ヶ月＝244,620元/年間（当家族の年間可処分所得合計）



まず、上海市統計局のHPに掲載されている可処分所得の定義は、「家庭の総収入から、納付した所得税、個人が納付した社会保障費、及び調査世帯の帳簿に記載された補助金額を控除した後の収入」です。なお、収入には財産の売却や貸借収入は含みません。

そして、「中国経済景気月報」のデータでは、2006年の上海市住民一人当たりの可処分所得は1,722.3元/月となっております。従って、おそらく記事の可処分所得は07年度第一四半期3カ月分のもの、すなわち、平均2,265.17元/月と思われます。（データ出所は違うかもしれませんが。）

若干古いデータですが「2006年上海統計年鑑」によると、2005年の上海市労働者の平均賃金は2,662元/月とありますので、3人家族（就業者2名）世帯の月間収入は5,324元、ここから税金や社会保障費が引かれるわけですから、上記可処分所得平均には少なくとも未就労の子供は含まれないで算出したものと思われます（さもないと、2005年以降の賃金上昇率がいかに高くとも、可処分所得が世帯収入を越えてしまう計算になります）。

すなわち、上記から算出される一般的な世帯の可処分所得は、以下のようにならないかと思えます。

2,265.17元/月×2人×12ヶ月＝54,364.08元/年

2005年に書かれたある報告書によると、上海交通大学都市経済・地域経済研究所では上海の中高所得者層を「世帯年間可処分所得が6万元以上でマンションを所有し、レジャーや娯楽、旅行などの消費余力のある層」と定義しており、現時点で上海の全世帯のうち約20%がこれにあたり、今後5年以内に50%を超えると見られる、とありますので、近い数字（少し高めかもしれませんが）ではないかと思えます。

第10章 その他

Q10-6. 中国での弁護士秘匿特権



『反独占法』(*1)の42条を読んでいて気になったのですが、調査を受ける者は執行機関の調査を拒んだり、妨害してはならないと規定されています。

米国では弁護士秘匿特権による調査機構への資料提出拒否があります。中国の現行法令には従来行われているような行政機関調査において、弁護士が所有する文書類は捜査から除外されるような条項はあるのでしょうか。



ご照会の件につきまして当機構の顧問弁護士に以下確認させていただきました。

中国の弁護士には弁護士特権としての行政・司法に対する情報の秘匿権は付されていないようです。

『律師法』(*2)38条によれば、弁護士は執行活動において知り得た委託者の情報について秘密を保持しなければならないが、当該情報は委託者が準備し、又は実施しつつある、国の安全又は公共安全に危害を及ぼし、及び他人の人身又は財産の安全に重大に危害を及ぼすその他の犯罪事実及び情報である場合にはその限りではないとあります。

従って、委託者の独占行為とみられる情報について調査を受ける弁護士は、上記の規定より当該情報に対する秘密保持義務を持たないという理由で、『反独占法』第42条の規定に従い当該情報を反壟断執行機関に提供しなければならないとなる可能性は皆無でもないと考えられます。

更に、弁護士は司法行政部門（但し、反壟断執行機関はその中に含まれておりません）に対し虚偽の資料を提供し、又はその他の虚偽を弄し、事案が重大である場合には、所轄の人民政府司法行政部門によりその弁護士業務執行証書を取り消すことがあるとの規定（『律師法』第49条第3号）もあります。

(*1) 『反独占法』

(全国人民代表大会常務委員会 主席令第68号 2007年8月30日公布 2008年8月1日施行)

(*2) 『律師法』

(全国人民代表大会常務委員会 主席令第65号 2001年12月29日改正公布 2002年1月1日施行)

第10章 その他

Q10-7. 仲裁合意の形式



現在、当社の中国子会社が、中国企業より連帯保証書の差し入れを受けることを計画しております。

当該連帯保証書にいわゆる仲裁合意を定めた場合、中国子会社（債権者＝保証の提供を受ける側）が同書類に署名を行わなくとも、当該合意は有効なものと扱われると理解しておりますが、この理解で宜しいでしょうか。



結論から申し上げますと、仲裁合意は上記の形式にて有効となります。但し、仮に紛争が起こった場合には、必ず債権者・債務者の全てを巻き込んだものとなることを鑑みますと、立証の面からも当事者（3者）による仲裁合意の締結（仲裁合意条項入りの連帯保証書に署名）が最も望ましいと考えられます。

『担保法』（*1）第13条及び『仲裁法』（*2）によりますと、まず仲裁合意及び連帯保証による合意は、いずれも書面による合意が必要です。

しかし、仲裁合意につきましては、契約当事者間の「書面による合意」が出来ればよく、必ずしも契約書という形式に囚われないことから、仲裁合意に対する3者の「署名」は行わなくても有効です。

一方で、連帯保証の合意は連帯保証書（仲裁合意条項入り）を債権者に差入れるだけでは有効とならず、少なくとも連帯保証書に保証人と債権者の署名が必要となります。

<考察>

『仲裁法』（*2）第4条、第16条等を見ますと、仲裁による紛争解決の為には「書面形式による仲裁合意」があることが前提になります。

第4条

「当事者は、仲裁方式を採用して紛争を解決する場合には、双方の自由意思で、仲裁合意に達しなければならない。仲裁につき合意がなく、一方が仲裁を申し立てた場合には、仲裁委員会は、これを受理しない。」

第16条

「仲裁合意には、契約書に定める仲裁条項及びその他の書面方式で紛争発生前又は紛争発生後になされた仲裁申立の合意を含む。仲裁合意には、次の各号に掲げる内容を含めなければならない。①仲裁申立の意思表示。②仲裁に付する事項。③選定する仲裁委員会。」

その上で、『「仲裁法」の適用に関わる若干の問題に関する解釈』（*3）第1条によれば、「仲裁法第16条に定める「その他の書面方式」の仲裁合意は、契約書、書簡及び電子デー

タ文（電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メールを含む）等の形式により成立した仲裁申立の合意を含む。」と規定しています。

従って、一方が指し入れた念書において「どここの仲裁委員会による仲裁による紛争解決に同意する」と記載し、他方が別途レターにより「どここの仲裁委員会による仲裁による紛争解決に同意する」との内容のレターを返信することでも十分有効な仲裁合意になると考えられます。

【根拠法規】

(*1) 『担保法』（主席令第50号 1995年6月30日公布 1995年10月1日施行）

第13条 保証人と債権者とは、書面により保証契約を締結しなければならない。

(*2) 『仲裁法』（主席令第31号 1995年8月31日公布 1995年9月1日施行）

(*3) 『「仲裁法」の適用に関わる若干の問題に関する解釈』（最高人民法院審判委員会第1375回会議採択 2005年12月26日制定 2006年8月23日公布 2006年9月8日施行）

第10章 その他

Q10-8. 展示品への中国環境法令適用



中国内で電子情報製品の展示会を行う場合、展示品に対して中国 RoHS（『電子情報製品汚染制御管理弁法』）の適用はあるのでしょうか。

また、中国 RoHS 以外に注意すべき環境関連法令があればご教示下さい。

なお、環境面以外の『税関対輸入展覧品監管弁法』（1997年4月1日施行）、『展示会知的財産権保護弁法』（2006年3月1日施行）についてはこれから検討します。



展示品に対しては、中国 RoHS の適用はありません。

中国情報産業部「『電子情報製品汚染予防管理弁法抑制管理規則』よくある質問とその回答」には、次の記述があります。

問35：研究開発と試験に用いられるサンプル機器、模型、サンプル、展示品、返品 修理品等については、有毒有害物質の名称、含有量、環境保護使用期限、回収可能かについての表示を行なう必要がありますか。

答：研究開発、実験、試験、展示に用いる試験用機、サンプルまたは模型は、販売または「上市（＝発売）」にかかわらないため、環境保護関連情報の表示を行なう必要はありません。

【根拠法規】

「『電子情報製品汚染予防管理弁法抑制管理規則』よくある質問とその回答」（情報産業部、2006年12月1日発表、2007年2月26日加筆修正）

なお、中国 RoHS につきましては、（社）日本電気制御機器工業会ホームページに概要・Q&A 等の記載がありますので、ご参照ください。

(http://www.neca.or.jp/control/green/sonota_china.cfm)

また、中国の環境関連法規につきましては、次のようなものがあります。

- ・『環境保護法』（主席令第22号 1989年12月26日公布・施行）
- ・『大気汚染防止法』（主席令第57号 1987年9月5日公布、1988年6月1日施行。改正：主席令第32号 2000年4月29日公布、2000年9月1日施行）
- ・『水汚染防止法』（主席令第87号 2008年2月28日改正・公布、同年6月1日施行）

・『固形廃棄物環境汚染防止法』

(主席令 2004 年第 31 号 2004 年 12 月 29 日改正、2005 年 4 月 1 日施行)

・『環境騒音汚染防止法』(主席令第 77 号 1996 年 10 月 29 日公布、1997 年 3 月 1 日施行)

・『放射性汚染防止法』(主席令第 6 号 2003 年 6 月 28 日公布、同年 10 月 1 日施行)

内容につきましては、環境省ホームページ内の、「日系企業の海外活動に当たっての環境対策（中国－北京・天津編）」（(財)地球・人間環境フォーラムの報告書）が参考になると思われるので、ご参照ください。

(<http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/china/j/contents.html>)



RoHS とは

RoHS とは、EU（欧州連合）が 2006 年 7 月 1 日に施行した有害物質規制です。Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment の略で、電気電子機器への特定有害物質の含有を禁止するものです。規制対象となっているのは、Pb（鉛）、Cd（カドミウム）、Cr6+（6 価クロム）、Hg（水銀）、PBB（ポリブロモビフェニル）、PBDE（ポリブロモジフェニルエーテル）の 6 物質であり、2002 年 11 月に EU（欧州連合）の調停委員会で合意されました。

中国でも有害物質の規制法案『電子情報製品生産汚染防止管理弁法』（通称中国版 RoHS）が 2007 年 3 月 1 日から施行されています。欧州で施行された RoHS 指令と同様、鉛（Pb）と水銀（Hg）、カドミウム（Cd）、6 価クロム（Cr6+）、ポリブロモビフェニル（PBB）、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）の 6 物質を規制対象としており、対象となる機器は中国で販売されるすべての電子情報機器です。ただし、白物家電や軍需製品は対象外となっています。

第10章 その他

Q10-9. 模倣品への対応



取引先の日本の会社の商品を、身に覚えの無い中国の会社が「代理店」と称して中国内での販売していることが判りました。大々的に HP でも「日本品」の「代理」であることを謳い、それらしくする為か HP の日本語版もあります。まずとるべき行動を教えてください。



1. 模倣品への対応

模倣品の存在には、次の背景があるといわれています。

- ・それを買う人が居るため
(需要者の理論)
- ・模倣品製造・販売による利益がリスクを上回るため
(供給者の理論)

そして、上記を排除することが対策ですが、某大手企業の知財担当者のお話では「徹底的に叩く」ことが肝心のことでした。

但し、模倣品を含む知財問題への対応は「もぐらたたき」ゲームのようなものですので、相当なお金と時間、そして労力が必要となることを覚悟していただく必要があります。費用対効果を考え、敢えて「深入りしない」企業もありますので、最終的なご判断は企業の戦略・方針によります。

2. ご質問は、「先ず何をすべきか」とのことですが、それは「実態調査」の実施です。

どの程度の被害なのか、だれが侵害しているのか、どういった仕組みで侵害が行われているのかなどについて調査を行ってください。

調査は自社で行う方法以外に、知財侵害に関する調査会社を利用する方法があります。

3. 因みに、知財権侵害への対応策は以下に分類できます。

(分類)	(実施項目)
内部秘密保持	秘密保持契約の締結 暗号化ソフトの使用
政府との協調	工商局、公安局、税関等の政府関連機関の取り締まり活動を活用
外部直接対策措置	知財権の専門部署を設立 販売店ネットワークに告発体制を確立 模倣品調査会社を活用 訴訟
外部間接対策措置	模倣品識別システム導入 ディスカウント販売（売価の引き下げ）実施 専売店による販売の実施

4. 以下の資料は日本貿易振興機構が特許庁の委託を受けて作成したのですが、参考になると思います。

因みに対応については P175 以降に記載があります。

http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/ip/pdf/2007_mohou.pdf#search='中国%20模倣品'

第10章 その他

Q10-10. 緑地面積に関する法的規制



現在、中国にて中国民間企業と合弁で製造事業を行うことを検討中です。この検討の一項目として、事業に必要な土地の確保があるのですが、中国サイドからは緑地確保は中国では必要とされていない、と言われております。

日本では、工場用地に加えて、一定の緑地確保が法的に不可欠ですが、中国では法的な規制はないのでしょうか。



緑化率については、各開発区や地域によって個々に規定がある場合があります。したがって開発区や現地の建設管理部門に確認されたほうがよろしいかと思われます。

以下は一例ですが、上海工業綜合開発区 HP 上の緑化率を含めた建設に関する指標が掲載されています。（日本語の HP では同様な記載箇所は見当たりませんでした。）

<http://www.fengpu.com/gb/zhinan4.htm>

第10章 その他

Q10-11. 消費者物価指数



中国の最新の消費者物価指数（中国の主要都市別）を知りたいのですが、どのような方法があるでしょうか。



国家统计局の HP <http://www.stats.gov.cn/tjsj/>の中に「各地区居民消费价格指数」の項目があるのでご覧下さい。

主要地域別の物価指数が掲載されています。

お知りになりたい都市が上記リンク先にはない場合には、当該省や市の統計局 HP をご覧下さい。

2. 【参考資料】

最近の外資政策関連法規の公布状況
(2008年3月～2009年2月)

1. 設立・再編・撤退 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
法に依って外商投資企業の解散および清算業務を適切に行うことに関する指導意見	08.05.05		商務部弁公庁
最高人民法院の「中華人民共和国公司法」適用の若干問題に関する規定（二）	08.05.12	08.05.19	最高人民法院
外商投資不動産業届出業務を適切に行うことに関する通知	08.06.18	08.07.01	商務部
上海市の多国籍企業の地域本部設立奨励規定	08.07.07	08.07.07	上海市人民政府
外商投資鉱物探査企業管理弁法	08.07.18	08.08.20	商務部 国土資源部
外商投資株式会社、企業変更、審査認可事項委譲に関する通知	08.08.05	08.08.11	商務部
外商投資行政許可の更なる簡素化および規範化に関する通知	08.08.26	08.08.26	商務部
外商投資電信企業管理規定（2008年改正）	08.09.10	08.09.10	国務院
外商投資商業企業審査認可事項委譲に関する通知	08.09.12	08.09.12	商務部
外商投資広告企業管理規定（2008年改正）	08.09.22	08.10.01	国家工商行政管理総局 商務部
外商投資企業の解散抹消登記管理の関連問題に関する通知	08.10.20		国家工商行政管理総局 商務部
『上海市の多国籍企業地域本部設立奨励の規定』の若干実施意見に関する通知	08.12.03		上海市人民政府弁公庁

2. 企業経営 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
上場会社の重大な資産再編管理弁法	08.04.16	08.05.18	中国証券監督管理委員会
上場会社の非流通株譲渡解禁の指導意見	08.04.20	08.04.20	中国証券監督管理委員会
証券会社リスク処置条例	08.04.23	08.04.23	国務院令
証券会社監督管理条例	08.04.23	08.06.01	国務院令
全額出資子会社の親会社資産引受の不動産譲渡税に係る政策に関する通知	08.05.26		国家税務総局
中外合作経営企業の外国側合作者の投資先行回収の関連問題に関する通知	08.08.06		財政部

3. 通関・物流 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
重点中古機電商品輸入管理弁法	08.04.07	08.05.01	商務部 税関総署 国家質量監督検験 検疫総局
機電製品輸入自動許可実施弁法	08.04.07	08.05.01	商務部 税関総署
機電製品輸入管理弁法	08.04.07	08.05.01	商務部 税関総署 国家質量監督検験 検疫総局
重要中古機電製品輸入目録	08.04.09	08.06.01	商務部 税関総署 国家質検総局
貨物輸出許可証管理弁法	08.06.07	08.07.01	商務部
出入国検験検疫差押、押収管理規定	08.06.25	08.10.01	国家質量監督検験 検疫総局
輸出入貨物検験検疫直通通関許可管理規定	08.07.18	08.07.18	国家質量監督検験 検疫総局
中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書記入規範（改正）	08.08.04	08.08.04	税関総署
両用製品および技術輸出入許可証管理弁法（2008年）	08.08.05	08.08.05	商務部
国内区外貨物の税関特殊監督管理区域搬入の関連問題に関する通知	08.09.24	08.02.15	国家税務総局
2009年輸出許可証管理貨物目録	08.12.10	09.01.01	商務部 税関総署
2009年輸入許可証管理貨物目録	08.12.10	09.01.01	商務部 税関総署
2009年輸出許可証管理貨物分級許可証発給目録	08.12.10	09.01.01	商務部
2009年輸入許可証管理貨物分級許可証発行目録	08.12.10	09.01.01	商務部
自動輸入許可管理貨物目録（2009年）	08.12.10	09.01.01	商務部 税関総署
輸出禁止貨物目録（第5次）	08.12.11	09.01.01	商務部 税関総署
軍民両用製品および技術輸出許可証管理目録	08.12.31	09.01.01	商務部 税関総署

4. 貿易（含む加工貿易） 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
商務部、税関総署公告 2008年第22号（2008年加工貿易禁止類商品目録）	08.04.05		商務部 税関総署
潤滑油、基油、潤滑グリース輸出割当管理廃止の公告	08.06.10		商務部 発展改革 委員会 税関総署
税関総署 2008年第65号公告（『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』など目録商品税号の調整	08.09.02	08.09.10	税関総署

について)			
中華人民共和國商務部、税関総署公告 2008 年第 97 号（加工貿易制限類の調整について）	08.11.21	08.12.01	商務部 税関総署
税関総署 2008 年第 85 号公告（税関の特殊監督管理区域に入る際輸出関税を徴収しない製品リスト第二弾の公布について）	08.11.25	08.12.01	税関総署
国内投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録（2008 年調整）	08.12.09		財政部 国家発展改革委員会 税関総署 国家税務総局
中西部地区外商投資優勢産業目録（2008 年改正）	08.12.23	09.01.01	国家発展改革委員会 商務部
商務部、税関総署公告 2008 年第 120 号（加工貿易制限類目録に対する調整）	08.12.31	09.01.01	商務部 税関総署
商務部、税関総署公告 2008 年第 121 号（加工貿易禁止類目録に対する調整）	08.12.31	09.01.01	商務部 税関総署

5. 外貨・資金管理 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
『輸出代金回収外貨の人民元転オンライン検査弁法』発布に関する通知	08.07.02	08.07.14	国家外為管理局 商務部 税関総署
企業の貨物貿易取引下での外債登記管理実行の関連問題に関する通知	08.07.02	08.07.14	国家外為管理局
『輸出代金回収外貨の人民元転オンライン検査弁法』実施の関連問題に関する通知	08.07.02		国家外為管理局
2008 年度国際サービスアウトソーシング請負業務発展支援資金管理業務を適切に行うことに関する通知	08.07.09		財政部 商務部
紙の輸出通関申告書に依る貿易外貨代金回収人民元転の関係する問題に関する通知	08.07.18		国家外為管理局
輸出と外貨代金回収の主体が一致しない状況下においてオンライン査察を実施することの関連問題に関する通知	08.07.28		国家外為管理局
小額保証借入管理をさらに推進し、創業を積極的に推進し、就業を促進することに関する通知	08.08.04		中国人民銀行 財政部 人力資源社会保障部
中華人民共和國外国為替管理条例（改正）	08.08.05	08.08.05	國務院令

外商投資企業外貨資本金の支払人民元転管理の関連業務操作問題整備に関する通知	08.08.29		国家外為管理局
中小企業発展特別資金管理弁法	08.09.03	08.09.03	財政部 工業・情報化部
貿易貸付登記管理システム（延べ払い部分）操作手引	08.09.26		国家外為管理局
国外個人の外貨購入管理の関連問題に関する通知	08.10.07		国家外為管理局
外貨口座を通じて外貨業務を処理する関連問題に関する通知	08.11.07		国家外為管理局
企業貨物貿易取引下での外国債務登記管理整備の関連問題に関する通知	08.12.23	08.12.23	国家外為管理局

6. 会計・税務 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
輸出還付税詐取企業について輸出税還付を停止することの関連問題に関する通知	08.04.01	08.04.01	国家税務総局
外国企業の所得税納税年度の関連問題に関する通知	08.04.03		国家税務総局
不動産開発企業の所得税予納問題に関する通知	08.04.07	08.01.01	国家税務総局
税関総署公告 2008 年第 24 号（設備製造業振興に係る輸入税収政策について）	08.04.14	08.04.14	税関総署
化学肥料類製品の特別輸出関税追加徴収に関する通知	08.04.14		国务院関税税則委員会
税関総署公告 2008 年第 26 号（化学肥料類製品および一部原材料に対する特別輸出関税追加徴収について）	08.04.18	08.04.18	税関総署
国务院の第四次行政審査認可項目廃止および調整後の納税者の税関係資料業務操作処理方法の簡素化統合に関する通知	08.05.22		国家税務総局
一部商品の輸入暫定税率調整に関する通知	08.05.28		国务院関税税則委員会
一部の植物油輸出税還付廃止に関する通知	08.06.03		財政部 国家税務総局
非住民企業は小型で利潤の小さい企業の所得税優遇政策を享受しない問題に関する通知	08.07.03		国家税務総局
紡織品、アパレルなど一部商品の輸出税還付率調整に関する通知	08.07.30	08.08.01	財政部 国家税務総局
乗用車の消費税政策調整に関する通知	08.08.01		財政部 国家税務総局
事業者集中申告基準に関する規定	08.08.03	08.08.03	国务院

一部乗用車の輸入段階での消費税調整に関する通知	08.08.11		財政部 国家税務総局
親子公司間で提供したサービスに支払った費用の関係する企業所得税処理問題に関する通知	08.08.14		国家税務総局
アルミ合金、コークスおよび石炭の輸出関税調整に関する通知	08.08.15	08.08.20	関税税則委員会
資源総合利用企業所得税優遇目録（2008年版）公布に関する通知	08.08.20		財政部 国家税務総局 国家発展改革委員会
地区を跨る経営で一括納税する企業所得税の徴収管理の関連問題に関する通知	08.08.21		国家税務総局
化学肥料類製品の特別輸出関税調整に関する通知	08.08.29		関税税則委員会
税関総署 2008年第69号公告（大型石炭化工設備およびその重要部品、原材料の輸入税收政策調整について）	08.09.17	08.01.01	税関総署
税関総署 2008年第70号公告（超、特高圧送変電設備およびその重要備品の輸入税收政策の調整について）	08.09.17	08.01.01	税関総署
企業関連側の利息支出の税引き前控除基準の税收政策関連問題に関する通知	08.09.19	08.09.19	財政部 国家税務総局
公共インフラ施設プロジェクト企業所得税優遇目録執行の関連問題に関する通知	08.09.23		財政部 国家税務総局
資源総合利用企業の所得税優遇目録執行の関連問題に関する通知	08.09.23		財政部 国家税務総局
環境保護専用設備、省エネ節水専用設備、安全生産専用設備の企業所得税優遇目録執行の関連問題に関する通知	08.09.23		財政部 国家税務総局
非居民企業の企業所得税徴収の関連問題に関する通知	08.09.25	08.01.01	財政部 国家税務総局
企業資産処置の所得税処理問題に関する通知	08.10.09	08.01.01	国家税務総局
貯蓄預金利息所得の個人所得税に係る政策に関する通知	08.10.09		財政部 国家税務総局
一部商品の輸出税還付率引き上げに関する通知 （20081021）	08.10.21	08.11.01	財政部 国家税務総局
2008年の東北中部および内蒙古東地区の増値税控除範囲拡大、固定資産仕入れ税額還付問題に関する通知	08.10.29		財政部 国家税務総局
企業所得税収入認識の若干問題に関する通知	08.10.30		国家税務総局
中華人民共和国増値税暫定条例	08.11.10	09.01.01	國務院令
中華人民共和国消費税暫定条例	08.11.10	09.01.01	國務院令

中華人民共和國營業稅暫定條例	08.11.10	09.01.01	國務院令
外商投資企業用地使用費收入を地方から中央レベルへ今後上納しないことに関する通知	08.11.11	09.01.01	財政部
輸出関税調整に関する通知 (20081113)	08.11.13		関税税則委員会
100項目の行政事業性費用徴収項目の廃止および停止に関する通知	08.11.13		財政部 国家発展改革委員会
労働集約型製品など商品の輸出増値税還付率引き上げに関する通知	08.11.17	08.12.01	財政部 国家税務総局
企業所得税優遇政策を享受する農産品一次加工範囲 (試行) 発布に関する通知	08.11.20	08.01.01	財政部 国家税務総局
工商行政管理機関の行政処罰案件違法所得認定弁法	08.11.21	09.01.01	国家工商行政管理総局
非居民企業の我が国を源泉とする利息所得の企業所得税源泉徴収業務強化に関する通知	08.11.24		国家税務総局
サービス貿易など項目の対外支払いに税務証明を提出することの関連問題に関する通知	08.11.25	09.01.01	国家外為管理局 国家税務総局
地区を跨いで経営する外商独資銀行の一括納税問題に関する通知	08.11.26	08.01.01	国家税務総局
企業所得税減免税管理問題に関する通知	08.12.01	08.01.01	国家税務総局
高技術企業の2008年度企業所得税納税問題に関する通知	08.12.02		国家税務総局
企業研究開発費用税引き前控除管理弁法 (試行)	08.12.10	08.01.01	国家税務総局
2009年関税実施方案に関する通知	08.12.15	09.01.01	関税税則委員会
中華人民共和國増値税暫定条例実施細則 (2008年改正)	08.12.15	09.01.01	財政部
中華人民共和國消費税暫定条例実施細則 (2008年改正)	08.12.15	09.01.01	財政部
中華人民共和國營業稅暫定条例実施細則 (2008年改正)	08.12.15	09.01.01	財政部
新規追加企業の所得税徴収管理範囲調整問題に関する通知	08.12.16	09.01.01	国家税務総局
外商投資プロジェクトで買入れた国産設備の税還付関連政策に関する通知	08.12.16		国家税務総局 国家発展改革委員会
製品油の価格および税费改革実施に関する通知	08.12.18		國務院
製品油消費税税率引き上げに関する通知	08.12.19	09.01.01	財政部 国家税務総局
製品油消費税率引き上げ後の関係する製品油消費税政策に関する通知	08.12.19	09.01.01	財政部 国家税務総局
増値税の転換改革全国実施の若干問題に関する通知	08.12.19	09.01.01	財政部 国家税務総局

外商投資企業の国産設備買入税額還付政策停止に関する通知	08.12.25		財政部 国家税務総局
一部機電製品輸出税還付率引き上げに関する通知	08.12.29	09.01.01	財政部 国家税務総局
中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法	08.12.29	09.02.01	税関総署
増値税納税申告の関連事項調整に関する通知	08.12.30		国家税務総局
増値税一般納税者の納税申告ワンストップ管理操作規定の関連事項調整に関する通知	08.12.30		国家税務総局
増値税一般納税者認定の関連問題に関する通知	08.12.31		国家税務総局
国務院令第546号（『都市不動産税暫定条例廃止』など）	08.12.31		国務院令

7. 労働・人事 関連

法令名	公布日	施行日	公布単位
産業移転および労働力移転推進に関する決定	08.05.24		中共広東省委 広東省人民政府
『労働争議調停仲裁法』、『労働契約法』適用の若干問題に関する指導意見	08.06.23	08.06.23	広東省高級人民法 院 ほか
広州市2008年企業賃金指導ライン	08.07.02		広州市労働保障社 会保障局
企業工会主席選出弁法（試行）	08.07.25	08.07.25	中華全国総工会
工会法律援助弁法	08.08.11	08.08.11	中華全国総工会
中華人民共和国労働契約法実施条例	08.09.18	08.09.18	国務院
企業従業員有給休暇実施弁法	08.09.18	08.09.18	人力資源社会保障 部

8. その他

法令名	公布日	施行日	公布単位
取水許可管理弁法	08.04.09	08.04.09	水利部
高新技術企業認定管理弁法	08.04.14	08.01.01	科学技術部 財政 部 国家税務総局
土地管理規定違反行為処分弁法	08.05.29	08.06.01	監察部 人力資源社会保障 部 国土資源部
国家知的財産権戦略綱要	08.06.05		国務院
国の危険廃棄物名鑑	08.06.06	08.08.01	環境保護総局 発展改革委
耕地の占用と補充バランスの厳格管理に関する緊急通知	08.06.28		国土資源部

外商投資プロジェクト管理をさらに強化し規範化することに関する通知	08.07.08		国家發展改革委員会
サービス業發展促進に関する若干意見	08.07.15		国家工商行政管理総局
機電製品国際入札募集総合価格評価法実施規範（試行）	08.08.15		商務部
中華人民共和国循環經濟促進法	08.08.29	09.01.01	主席令
土地整理耕地回復開發業務を更に強化することに関する通知	08.08.29		国土資源部
『外商投資統計制度』發布に関する通知	08.09.23		商務部
中国環境保護マーク使用管理弁法	08.09.27	08.09.27	環境保護部
中華人民共和国税関の化学分析管理弁法	08.10.13	08.12.01	税関総署
上海市土地使用權払下弁法（改正）	08.11.27	09.01.01	上海市人民政府弁公庁
建設プロジェクト用地事前審査管理弁法	08.11.29	09.01.01	国土資源部
中華人民共和国企業年度関連業務取引報告書	08.12.05	08.12.05	国家税務総局